

1. はじめに

2. 特定小売供給約款料金（規制料金）の位置づけ

3. 規制料金の改定申請の概要

4. 規制料金の審査の概要

5. 査定方針の概要

6. 査定方針の各論

6-1. 需要想定・供給力

6-2. 経営効率化

6-3. 燃料費

6-4. 購入・販売電力料

6-5. 原子力バックエンド費用

6-6. 人員計画・人件費

6-7. 修繕費

6-8. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）

6-9. 事業報酬

6-10. その他経費

6-11. 公租公課

6-12. 控除収益

6-13. 費用の配賦

6-14. レートメーク・約款

7. 参考資料

【6-5. 原子力バックエンド費用】

①原子力バックエンド費用の概要

②使用済燃料再処理等拠出金発電費

③特定放射性廃棄物処分費

④原子力発電施設解体費

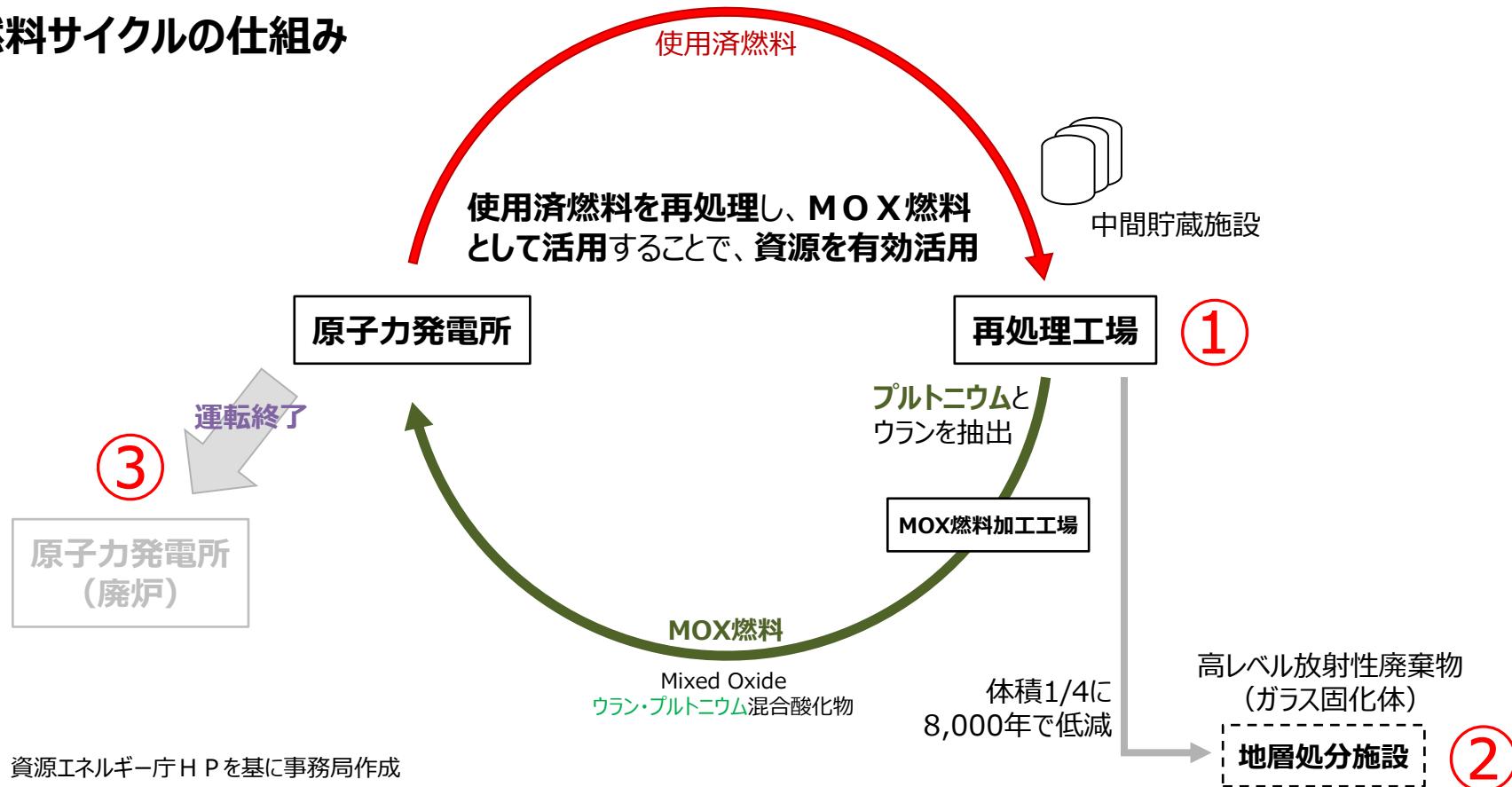
⑤審査における論点

⑥審査の結果

原子力バックエンド費用の概要

- 原子力バックエンド費用は、下記の3費目をまとめた総称である。
 - ① 使用済燃料再処理等拠出金発電費…**使用済燃料の再処理**に係る費用
 - ② 特定放射性廃棄物処分費…**高レベル放射性廃棄物の最終処分**に係る費用
 - ③ 原子力発電施設解体費…運転終了後の**原子力発電所の解体**に係る費用

核燃料サイクルの仕組み



【参考】料金原価算定上の原子力発電所の運転計画

| 事業者名 | ユニット名 | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 |
|--------------------------------|----------------------|--------|---------------------------------|-----------|
| 北海道電力 | 泊1号機 泊2号機 泊3号機 | | (再稼働の織り込み無し) | |
| 東北電力 | 女川2号機 | | (定期点検：25/5~9) 2024.2再稼働 | |
| 【参考】 東京電力EP (※東京電力HDが運用) | 柏崎刈羽6号機 | | | |
| | 柏崎刈羽7号機 | | (定期点検：24/12~25/2) 2023.10再稼働 | 2025.4再稼働 |
| 北陸電力 | 志賀2号機 | | | 2026.1再稼働 |
| 中国電力 | 島根2号機 | | (定期点検：25/3~6) 2024.1末再稼働 | |
| 四国電力 | 伊方3号機 | | (定期点検：~23/5、24/7~9、25/11~2) | |

関係法令における規定（原子力バックエンド費用）

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）

第一節 原価等の算定

（営業費の算定）

第三条

2 次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一・二 （略）

三 使用済燃料再処理等拠出金発電費、廃棄物処理費、特定放射性廃棄物処分費、消耗品費、補償費、賃借料、委託費、損害保険料、原子力損害賠償資金補助法一般負担金、原賠・廃炉等支援機構一般負担金、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産除却費、原子力発電施設解体費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、原子力廃止関連仮勘定償却費、開発費、開発費償却、電力費振替勘定（貸方）、株式交付費及び社債発行費 実績値及び供給計画等を基に算定した額

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第1節 基本的考え方

1. （略）
2. 契約及び法令に基づき発生する費用のうち、算定方法の定めがあるものについては、事実関係や算定方法を確認する。
3. ～5. （略）
6. 消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）については、原則として原価への算入を認めない。

【6－5. 原子力バックエンド費用】

①原子力バックエンド費用の概要

②使用済燃料再処理等拠出金発電費

③特定放射性廃棄物処分費

④原子力発電施設解体費

⑤審査における論点

⑥審査の結果

費目の概要（使用済燃料再処理等拠出金発電費）

- 原子力発電所における発電で生じた使用済燃料は、再処理工場で再処理を行ったのち、MOX燃料への加工を実施し、MOX燃料を使用可能な原子力発電所で核燃料として再利用する。
- 使用済燃料再処理等拠出金発電費は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」の規定に基づき、使用済燃料再処理機構が行う使用済燃料の再処理（再処理関連加工〔MOX燃料加工〕を除く）に係る原子力事業者から当該機構へ納付する拠出金である（北海道・東京・沖縄は計上無し）。

【参考】原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号）（抜粋）

（拠出金）

第四条 **特定実用発電用原子炉設置者は、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生ずる使用済燃料の再処理等業務**（第四十一条各号に掲げる使用済燃料再処理機構（以下この章において「機構」という。）の業務をいう。以下同じ。）に必要な費用に充てるため、**各年度**（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。第七条第一項において同じ。）、**一の機構に対し、拠出金を納付しなければならない。**

拠出金の算定方法（使用済燃料再処理等拠出金発電費）

- 拠出金の額は、経済産業大臣の認可を受けた拠出金単価に、使用済燃料の量を乗じて算定することとされている。

算定方法※

| 単価 | <ul style="list-style-type: none">使用済燃料再処理機構が経済産業省令で定める基準に従い定め、経済産業大臣の認可を受ける。単価：531円／g（2022.6.24大臣認可、各社に通知） |
|------|--|
| 東北電力 | <ul style="list-style-type: none">装荷核燃料の数量 × (予想総燃焼度（累計）／設計燃焼度) - 既拠出済使用済燃料の量 |
| 北陸電力 | <ul style="list-style-type: none">発電電力量／(設計燃焼度 (MWD/t) × 24時間 × 熱効率 (%)) |
| 中国電力 | <ul style="list-style-type: none">発電電力量／(設計燃焼度 (MWD/t) × 24時間 × 熱効率 (%)) |
| 四国電力 | <ul style="list-style-type: none">装荷核燃料の数量 × (当期燃焼度／設計燃焼度) |

※東北・四国の算定方法と北陸・中国の算定方法は、数学的には同じであることを事務局において確認済。

【参考】原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号）（抜粋）

（拠出金）

第四条（略）

2 前項の拠出金の額は、拠出金単価（機構ごとに、使用済燃料の単位数量当たりの再処理等業務に必要な金額として機構が年度ごとに運営委員会の議決を経て定める額をいう。以下この条において同じ。）に特定実用発電用原子炉設置者の特定実用発電用原子炉の前年度の運転に伴って生じた使用済燃料の量を乗じて得た額とする。

3 前項の拠出金単価は、特定実用発電用原子炉設置者ごとに、機構が再処理を行う使用済燃料の量及び再処理に伴い発生する核燃料物質の量並びにこれらを元に機構が再処理等業務を行うために要する費用の長期的な見通しに照らし、再処理等業務を適正かつ着実に実施するために十分なものとするために機構ごとに経済産業省令で定める基準に従い、定めなければならない。

4 機構は、拠出金単価を定め、又はこれを変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

5・6（略）

申請概要①（使用済燃料再処理等拠出金発電費）

- 各事業者の申請内容は以下のとおり。

(単位：百万円)

| | 今回申請 | | | | | 前回※1 | 差引 |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 | 合計 | 平均(a) | | |
| 東北電力 | 1,418 | 10,497 | 7,793 | 19,709 | 6,570 | 1,064 | 5,506 |
| 北陸電力 | - | - | 4,377 | 4,377 | 1,459 | 2,429 | ▲970 |
| 中国電力 | 1,738 | 10,377 | 8,421 | 20,536 | 6,845 | 3,550 | 3,295 |
| 四国電力 | 8,532 | 7,714 | 7,650 | 23,896 | 7,965 | 2,720 | 5,245 |

※1. 前回…東北・四国は2013年料金改定時、北陸・中国は2008年料金改定時のもの。

※2. 前回原価は、使用済燃料再処理等発電費・既発電費における制度措置分のうち積立金（将来分）を記載。

申請概要②（使用済燃料再処理等拠出金発電費）

| | | 今回申請の内訳 | | | |
|------|-------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 | 合計 |
| 東北電力 | 拠出金 (百万円) | 1,418 | 10,497 | 7,793 | 19,709 |
| | 発電電力量 (GWh) | 253 | 7,099 | 4,767 | 12,119 |
| | 使用済燃料発生量(g) | 2,671,000 | 19,769,000 | 14,677,000 | 37,117,000 |
| | 単価 (円／g) | 531 | 531 | 531 | 531 |
| 北陸電力 | 拠出金 (百万円) | - | - | 4,377 | 4,377 |
| | 発電電力量 (GWh) | - | - | 2,816 | 2,816 |
| | 使用済燃料発生量(g) | - | - | 8,243,208 | 8,243,208 |
| | 単価 (円／g) | - | - | 531 | 531 |
| 中国電力 | 拠出金 (百万円) | 1,738 | 10,377 | 8,421 | 20,536 |
| | 発電電力量 (GWh) | 1,142 | 6,836 | 5,560 | 13,538 |
| | 使用済燃料発生量(g) | 3,272,329 | 19,542,891 | 15,858,412 | 38,673,632 |
| | 単価 (円／g) | 531 | 531 | 531 | 531 |
| 四国電力 | 拠出金 (百万円) | 8,532 | 7,714 | 7,650 | 23,896 |
| | 発電電力量 (GWh) | 6,628 | 6,210 | 5,986 | 18,824 |
| | 使用済燃料発生量(g) | 16,068,000 | 14,527,000 | 14,406,000 | 45,001,000 |
| | 単価 (円／g) | 531 | 531 | 531 | 531 |

【6-5. 原子力バックエンド費用】

- ①原子力バックエンド費用の概要
- ②使用済燃料再処理等拠出金発電費
- ③特定放射性廃棄物処分費
- ④原子力発電施設解体費
- ⑤審査における論点
- ⑥審査の結果

費目の概要（特定放射性廃棄物処分費）

- 特定放射性廃棄物処分費は、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づき、原子力発電所から発生する使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる高レベル放射性廃棄物※の最終処分に必要な費用を、原子力発電環境整備機構へ拠出することが義務づけられている費用である（北海道・東京・北陸・沖縄は計上無し）。

※ 高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）とは、使用済燃料の再処理の際に生じる放射性レベルの高い廃液を高温のガラスと溶かし合わせて固体化したもの。

【参考】特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成12年法律第117号）（抜粋）

（拠出金）

第十一条 発電用原子炉設置者は、使用済燃料の再処理（その発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料に係るものに限る。）を行った後に生ずる第一種特定放射性廃棄物及びその輸入した第一種特定放射性廃棄物（第二条第八項第二号に掲げるものに限る。）の第一種最終処分業務（第五十六条第一項第一号に掲げる機構の業務をいう。以下同じ。）に必要な費用に充てるため、毎年、一の機構に対し、拠出金を納付しなければならない。

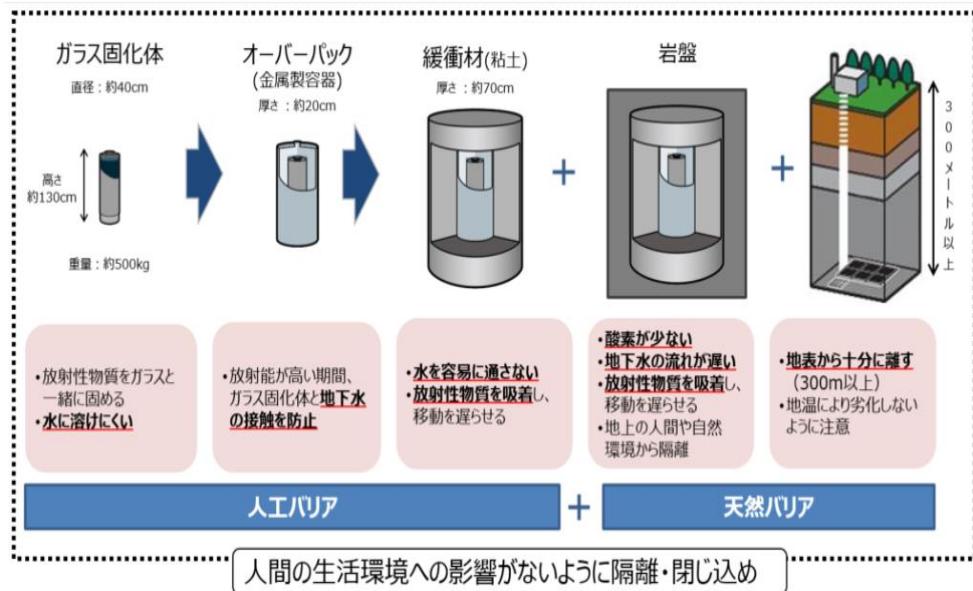
2 前項の拠出金の額は、当該機構ごとの第一種特定放射性廃棄物の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額に、使用済燃料の再処理（当該発電用原子炉設置者の発電用原子炉の前年一月一日から同年十二月三十一日までの間の運転に伴って生じた使用済燃料に係るものに限る。）を行った後に生ずる第一種特定放射性廃棄物及び当該発電用原子炉設置者が前年一月一日から同年十二月三十一日までの間に輸入した第一種特定放射性廃棄物（第二条第八項第二号に掲げるものに限る。）の量を乗じて得た額とする。

3 前項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額は、当該機構ごとに、その承認実施計画に従って第一種最終処分業務を行うために必要な費用の総額と最終処分を行う第一種特定放射性廃棄物の総量とを基礎として経済産業省令で定める。

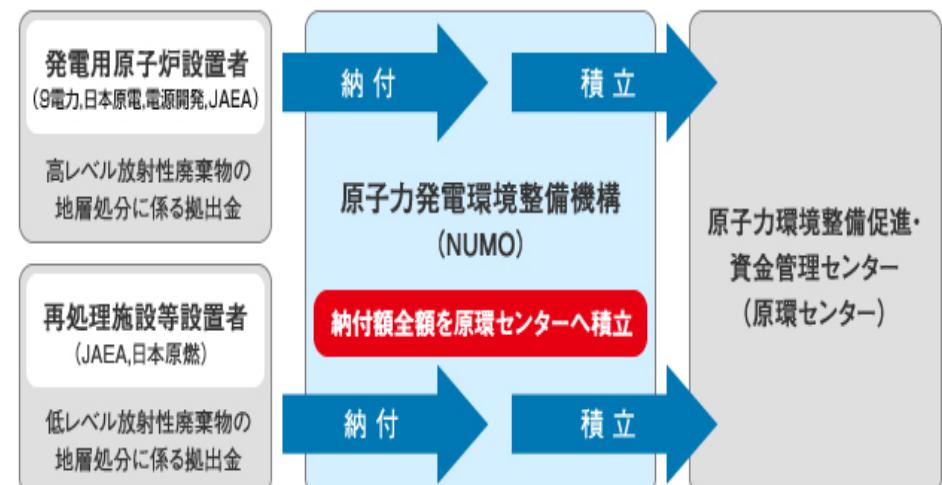
4 第二項の第一種特定放射性廃棄物の量の算定の方式は、経済産業省令で定める。

【参考】高レベル放射性廃棄物の最終処分の概要

ガラス固化体の地層処分イメージ図



地層処分に係る拠出金の納付イメージ図



出所 資源エネルギー庁 HP https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/nuclear/rw/hlw/hlw01.html#h02
NUMO HP <https://www.numo.or.jp/tsumitate/>

拠出金の算定方法（特定放射性廃棄物処分費）

- 拠出金の額は、経済産業省令で定められた拠出金単価に、ガラス固化体の発生量を乗じて算定することとされている。

算定方法

| | |
|------------------|---|
| 単価 (千円／本) | <ul style="list-style-type: none">法律上、経済産業省令で定めると規定されている。 |
| ガラス固化体発生量 (本) | <ul style="list-style-type: none">経済産業省令において、算定方法が規定されている。発生量 = (発電電力量 / 熱効率 (%)) × 換算係数（経済産業大臣告示） |

【参考】特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則（平成12年経済産業省令第151号）（抜粋）

（第一種特定放射性廃棄物の量の算定の方式）

第十五条 法第十一条第四項の経済産業省令で定める第一種特定放射性廃棄物の量の算定の方式は、発電用原子炉設置者が使用済燃料の再処理を委託しようとする者又は締結した再処理の委託契約の内容に応じて経済産業大臣が定める区分（以下この条において「再処理区分」という。）ごとに第一号に掲げる量に第二号に掲げる比率を乗じて得られるエネルギー量に、経済産業大臣が定める換算係数（当該エネルギー量を発電用原子炉の運転により当該エネルギー量に相当する電力量の電気を発電する場合に生ずる使用済燃料の再処理に伴い生ずる第一種特定放射性廃棄物の量に換算する係数をいう。）を乗じて得られる第一種特定放射性廃棄物の量の総和と第三号に掲げる第一種特定放射性廃棄物の量とを合計するものとする。

- 一 当該発電用原子炉設置者が前年一月一日から同年十二月三十一日までの間の発電用原子炉の運転により発電した電力量に、各発電用原子炉ごとに当該発電用原子炉の熱効率を百で除して得た数の逆数を乗じて得られるエネルギー量の総和
- 二 当該発電用原子炉設置者の発電用原子炉の前年一月一日から同年十二月三十一日までの間の運転によって生じた使用済燃料の再処理区分ごとの量に相当する量をエネルギー量に換算して得た量が前号に掲げるエネルギー量の総和に占める比率
- 三 当該発電用原子炉設置者が前年一月一日から同年十二月三十一日までの間に輸入した第一種特定放射性廃棄物（法第二条第八項第二号に掲げるものに限る。）の量

申請概要（特定放射性廃棄物処分費）

- 各事業者の申請内容は以下のとおり。

| | | 申請内訳 | | | | | 前回 ^{※1} | 差引 |
|------|-------------|---------|---------|---------|--------|---------|------------------|---------|
| | | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 | 合計 | 平均(a) | | |
| 東北電力 | 拠出金(百万円) | - | 2,733 | 2,320 | 5,053 | 1,684 | 190 | 1,494 |
| | 発電電力量(GWh) | - | 5,598 | 4,767 | 10,365 | 3,455 | 1,562 | 1,893 |
| | 拠出金対象本数(本) | - | 19.2 | 16.3 | 35.5 | 11.8 | 5.4 | 6.4 |
| | 拠出金単価(千円/本) | - | 142,343 | 142,343 | - | 142,343 | 34,999 | 107,344 |
| 北陸電力 | 拠出金(百万円) | - | - | - | - | - | 355 | ▲355 |
| | 発電電力量(GWh) | - | - | - | - | - | 2,498 | ▲2,498 |
| | 拠出金対象本数(本) | - | - | - | - | - | 9.1 | ▲9.1 |
| | 拠出金単価(千円/本) | - | - | - | - | - | 38,921 | ▲38,921 |
| 中国電力 | 拠出金(百万円) | - | 3,117 | 2,690 | 5,808 | 1,936 | 1,168 | 768 |
| | 発電電力量(GWh) | - | 6,341 | 5,484 | 11,825 | 3,942 | 8,345 | ▲4,403 |
| | 拠出金対象本数(本) | - | 21.9 | 18.9 | 40.8 | 13.6 | 28.9 | ▲15.3 |
| | 拠出金単価(千円/本) | - | 142,343 | 142,343 | - | 142,343 | 40,413 | 101,930 |
| 四国電力 | 拠出金(百万円) | 3,916 | 3,694 | 3,523 | 11,134 | 3,711 | 675 | 3,036 |
| | 発電電力量(GWh) | 6,628 | 6,210 | 5,986 | 18,824 | 6,275 | 5,587 | 688 |
| | 拠出金対象本数(本) | 22.9 | 21.6 | 20.6 | 65.1 | 21.7 | 19.3 | 2.4 |
| | 拠出金単価(千円/本) | 171,023 | 171,023 | 171,023 | - | 171,023 | 34,999 | 136,024 |

※1. 前回…東北・四国は2013年料金改定時、北陸・中国は2008年料金改定時のもの。

※2. 前回原価は、特定放射性廃棄物処分費のうち将来分を記載。

【6-5. 原子力バックエンド費用】

- ①原子力バックエンド費用の概要
- ②使用済燃料再処理等拠出金発電費
- ③特定放射性廃棄物処分費
- ④原子力発電施設解体費
- ⑤審査における論点
- ⑥審査の結果

費目の概要（原子力発電施設解体費）

- 原子力発電施設解体費は、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（以下、「解体引当金省令」という。）に基づき、原子力発電施設の解体に必要な費用を引き当てることが義務づけられている費用である。
- 当該引当金は、廃炉に必要な費用を着実に積み立てるために導入された仕組みであり、解体引当金省令に基づき、毎年度、必要な引当金の額が算定される（東京・沖縄は計上無し）。

【参考】原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第30号）（抜粋）

（定義）

第一条 （略）
二・三 （略）

四 「総見積額」とは、特定原子力発電施設ごとの解体に要する全費用の見積額をいう。

五 「積立期間」とは、特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日の属する月から起算して四十年を経過する月までの期間（中略）をいう。

（総見積額の承認）

第二条 対象発電事業者は、毎事業年度、当該事業年度終了の日における総見積額（第五条第一項の承認を受けたものを除く。）を定め、当該事業年度末までに経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2・3 （略）

（積立て）

第三条 対象発電事業者は、毎事業年度において、特定原子力発電施設（中略）ごとに、第二条第一項の総見積額からこの条の規定により前事業年度までに積み立てられた原子力発電施設解体引当金の総額を控除して得た金額に次条第三項の規定により前事業年度までに取り崩された原子力発電施設解体引当金の総額を加えて得た金額（当該金額が零に満たない場合にあっては、零）を当該事業年度以後の積立期間の月数で除し、これに当該事業年度における積立期間の月数を乗じて得た金額を原子力発電施設解体引当金として積み立てなければならない。

2・3 （略）

（廃止時の扱い）

第五条 特定原子力発電施設に係る原子炉の運転を廃止しようとする対象発電事業者は、当該廃止が行われる日（以下単に「廃止日」という。）の属する事業年度以後の各事業年度終了の日における当該特定原子力発電施設に係る総見積額を定め、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2～8 （略）

引当金の算定方法（原子力発電施設解体費）

- 経済産業大臣の承認を受けた当該事業年度終了の日における解体費用の総見積額… A
- 前事業年度までに積み立てられた原子力発電施設解体引当金の総額… B
- 前事業年度までに取り崩された原子力発電施設解体引当金の総額… C
- 当該事業年度以後の積立期間（月）… D
- 当該事業年度における積立期間（月）… E
- 当期引当金 = ((A - B + C) / D) × E

【参考】原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第30号）（抜粋）

（積立て）

第三条 対象発電事業者は、毎事業年度において、特定原子力発電施設（合併若しくは分割により特定原子力発電施設を承継した事業年度又は特定原子力発電施設を譲り受けた事業年度にあっては当該特定原子力発電施設を、第五条第一項の承認を受けた日の属する事業年度（同条第三項ただし書の規定の適用を受ける場合には、同項の申請をした日の属する事業年度以後の毎事業年度）にあっては当該承認に係る特定原子力発電施設を、それぞれ除く。）ごとに、第二条第一項の総見積額からこの条の規定により前事業年度までに積み立てられた原子力発電施設解体引当金の総額を控除して得た金額に次条第三項の規定により前事業年度までに取り崩された原子力発電施設解体引当金の総額を加えて得た金額（当該金額が零に満たない場合にあっては、零）を当該事業年度以後の積立期間の月数で除し、これに当該事業年度における積立期間の月数を乗じて得た金額を原子力発電施設解体引当金として積み立てなければならない。

2・3 （略）

申請概要（原子力発電施設解体費）

- 各事業者の申請内容は以下のとおり。

| 単位：百万円 | | 今回申請 | | | | | 前回* | 差引 |
|--------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|
| | | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 | 合計 | 平均(a) | | |
| 北海道電力 | 解体引当金 | 4,624 | 4,624 | 4,624 | 13,871 | 4,624 | 2,744 | 1,880 |
| | 泊1号機 | 1,581 | 1,581 | 1,581 | 4,742 | 1,581 | 974 | 607 |
| | 泊2号機 | 1,531 | 1,531 | 1,531 | 4,592 | 1,531 | 912 | 619 |
| | 泊3号機 | 1,512 | 1,512 | 1,512 | 4,537 | 1,512 | 858 | 654 |
| 東北電力 | 解体引当金 | 7,252 | 7,252 | 7,252 | 21,757 | 7,252 | 490 | 6,762 |
| | 女川1号機 | 1,156 | 1,156 | 1,156 | 3,468 | 1,156 | - | 1,156 |
| | 女川2号機 | 2,222 | 2,222 | 2,222 | 6,667 | 2,222 | - | 2,222 |
| | 女川3号機 | 1,977 | 1,977 | 1,977 | 5,932 | 1,977 | - | 1,977 |
| | 東通1号機 | 1,897 | 1,897 | 1,897 | 5,690 | 1,897 | 490 | 1,406 |
| 北陸電力 | 解体引当金 | 4,273 | 4,273 | 4,273 | 12,820 | 4,273 | 1,403 | 2,870 |
| | 志賀1号機 | 1,869 | 1,869 | 1,869 | 5,607 | 1,869 | 677 | 1,192 |
| | 志賀2号機 | 2,404 | 2,404 | 2,404 | 7,213 | 2,404 | 726 | 1,678 |
| 中国電力 | 解体引当金 | 2,759 | 2,490 | 2,490 | 7,738 | 2,579 | 2,584 | ▲4 |
| | 島根1号機 | 270 | - | - | 270 | 90 | 1,128 | ▲1,038 |
| | 島根2号機 | 2,490 | 2,490 | 2,490 | 7,469 | 2,490 | 1,456 | 1,034 |
| 四国電力 | 解体引当金 | 3,733 | 3,662 | 3,079 | 10,475 | 3,492 | 1,447 | 2,045 |
| | 伊方1号機 | 702 | 643 | 354 | 1,698 | 566 | - | 566 |
| | 伊方2号機 | 874 | 815 | 525 | 2,214 | 738 | - | 738 |
| | 伊方3号機 | 2,158 | 2,205 | 2,201 | 6,563 | 2,188 | 1,447 | 741 |

*前回…北海道・東北・四国は2013年料金改定時、北陸・中国は2008年料金改定時のもの。

【参考】引当金算定に用いられた総見積額

| 単位：百万円 | | 2021年度 (実績) | 2022年度 (見込) | 原価算定期間 | | |
|--------|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | | | | 2023年度 (見込) | 2024年度 (見込) | 2025年度 (見込) |
| 北海道電力 | 泊1号機 | 46,869 | 46,869 | 46,869 | 46,869 | 46,869 |
| | 泊2号機 | 46,868 | 46,868 | 46,868 | 46,868 | 46,868 |
| | 泊3号機 | 55,843 | 55,843 | 55,843 | 55,843 | 55,843 |
| 東北電力 | 女川1号機 | 41,972 | 41,972 | 41,972 | 41,972 | 41,972 |
| | 女川2号機 | 65,405 | 65,405 | 65,405 | 65,405 | 65,405 |
| | 女川3号機 | 63,864 | 63,864 | 63,864 | 63,864 | 63,864 |
| | 東通1号機 | 65,724 | 65,724 | 65,724 | 65,724 | 65,724 |
| 北陸電力 | 志賀1号機 | 51,968 | 51,968 | 51,968 | 51,968 | 51,968 |
| | 志賀2号機 | 79,788 | 79,788 | 79,788 | 79,788 | 79,788 |
| 中国電力 | 島根1号機 | 37,887 | 37,887 | 37,887 | 37,887 | 37,887 |
| | 島根2号機 | 67,513 | 67,513 | 67,513 | 67,513 | 67,513 |
| 四国電力 | 伊方1号機 | 39,635 | 39,635 | 39,635 | 39,635 | 39,635 |
| | 伊方2号機 | 39,597 | 39,597 | 39,597 | 39,597 | 39,597 |
| | 伊方3号機 | 64,093 | 65,117 | 65,698 | 66,164 | 66,128 |

※太字下線数字は、経済産業大臣の承認を受けた総見積額

【6-5. 原子力バックエンド費用】

- ①原子力バックエンド費用の概要
- ②使用済燃料再処理等拠出金発電費
- ③特定放射性廃棄物処分費
- ④原子力発電施設解体費
- ⑤審査における論点
- ⑥審査の結果

審査における論点（原子力バックエンド費用）

【使用済燃料再処理等拠出金発電費】

- 「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」及び供給計画等に基づき算定されることになるが、今回の申請がこれらに沿ったものであるか。

【特定放射性廃棄物処分費】

- 四国電力は、将来の単価を見込んで料金原価を算定しているが、これをどう考えるか。
- 前回の料金値上げ（2014年）では、申請時点における拠出金単価により算定し、審査期間中に拠出金単価が改定された場合には、当該拠出金単価を反映した料金原価としているが、今回も同様の考え方で良いか。

【原子力発電施設解体費】

- 前回の料金値上げ（2013年）では、申請時点で、解体費用の総見積額を基に引当金を算定し、審査期間中に新たな数値が確定した場合には、当該数値を反映した料金原価としていたが、今回の四国電力のエスカレーションを反映した算定方法についてどう考えるか。
- また、今回の申請について、審査期間中に新たな数値が確定した場合は、前回の料金値上げと同様の考え方に基づき、新たな数値を反映するということで良いか。

【参考】四国電力の算定方法

【特定放射性廃棄物処分費】

- 特定放射性廃棄物処分費の算定に必要な拠出金単価は、下記の算定式によって算定され、経済産業省令において定められる。

$$\text{拠出金単価} = \frac{\text{最終処分業務を行うために今後必要な費用の総額の現在価値} - \text{最終処分拠出金の積立金残高(運用益を含む)}}{\left[\text{最終処分を行う特定放射性廃棄物の総量} - \text{既に拠出金が手当された特定放射性廃棄物の量} \right] \text{の現在価値}}$$

- 四国電力は、過去5年間（2017～21年）の実績単価と割引率との相関関係を基に、割引率▲0.1%あたり7,170千円上昇すると想定し、2023年の拠出金単価に用いる割引率を、入手可能な公表指標を基に▲0.5%と想定し、必要な単価を算定した。

【原子力発電施設解体費】

- 解体費用の総見積額は、原子力発電施設解体引当金等記載要領で算定式が定められているところ、算定に必要な係数の一部は、毎年度※、経済産業省において定めている。

※2022年度の係数は、経済産業省において2023年3月2日付で定められ、各社に通知された。

- 四国電力は、総見積額の算定式に用いる係数について、過去5年間（2016～20年）の工スカラーション（毎月勤労統計調査による一般労働者単価等）を算定し、2022年度以降の係数について、2021年度の工スカラーション実績が2022年度以降も継続すると想定し、原価算定期間の解体費用の総見積額を算定した。

【6－5. 原子力バックエンド費用】

- ①原子力バックエンド費用の概要
- ②使用済燃料再処理等拠出金発電費
- ③特定放射性廃棄物処分費
- ④原子力発電施設解体費
- ⑤審査における論点
- ⑥審査の結果

審査の結果（原子力バックエンド費用）

【使用済燃料再処理等拠出金発電費】

- 「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」及び供給計画等に基づき算定されていることを確認した。
- 東北電力は、誤って使用済燃料発生量を過大に算定していたことから、誤りを修正することにより料金原価から減額する。

【特定放射性廃棄物処分費】

- 四国電力の将来の単価を見込んだ料金原価の算定方法については認めないこととして減額。
- 算定に用いている拠出金単価に関し、2023年の拠出金単価に改定されたことに伴い、申請において2022年の拠出金単価を用いている場合は、2023年の拠出金単価を用いて算定し料金原価に反映する（東北・中国・四国）。

【原子力発電施設解体費】

- 四国電力のエスカレーションを反映した算定方法については認めないこととして減額。
- 算定に用いている総見積額に関し、2022年度の数値が確定したことに伴い、申請において2021年度の数値を用いている場合は、2022年度の数値を用いて算定し料金原価に反映する（北海道・東北・北陸・中国・四国）。

1. はじめに

2. 特定小売供給約款料金（規制料金）の位置づけ

3. 規制料金の改定申請の概要

4. 規制料金の審査の概要

5. 査定方針の概要

6. 査定方針の各論

6-1. 需要想定・供給力

6-2. 経営効率化

6-3. 燃料費

6-4. 購入・販売電力料

6-5. 原子力バックエンド費用

6-6. 人員計画・人件費

6-7. 修繕費

6-8. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）

6-9. 事業報酬

6-10. その他経費

6-11. 公租公課

6-12. 控除収益

6-13. 費用の配賦

6-14. レートメーク・約款

7. 参考資料

【6－6. 人員計画・人件費】

①人員計画・人件費の概要

②人員計画

③人件費

人員計画・人件費の概要

- 人員計画は、事業に必要な人員の採用や配置、退職に関する計画のことであり、人件費の算定の基礎となる計画である。
- 人件費は、電気事業を運営する従業員等の人員を雇用等するための費用であり、以下のとおり、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費・委託集金費及び雑給の各営業費項目で構成されている。

1. 役員給与：役員に対して支給される給与。ただし、従業員の職務を兼務する役員に対して当該職務に関して支給される給与を除く。
2. 給料手当：従業員に対する給与。
3. 給料手当（控除口（貸方））：組合活動、欠勤、懲戒休業等による給料の不払分。
4. 給料手当振替額（貸方）：「給料手当」に計上する金額のうち、建設工事等に従事した者の給料手当を各該当科目へ振り替えた金額。
5. 退職給与金：従業員に対する退職に係る支払額。
6. 厚生費（法定厚生費）：健康保険料、労災保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災補償費、健康診断費等の額。
7. 厚生費（一般厚生費）：保険費、厚生施設費、文化体育費、慶弔費、団体生命保険料等の額。
8. 委託検針費・委託集金費：従業員以外の者に検針・集金を委託する場合の個人支給の手当及びこれに準ずるもの。
9. 雜給：従業員以外の者（役員を除く）に対する給与・厚生費及び退職金。

関係法令における規定（人員計画・人件費）①

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

（営業費の算定）

第三条 事業者は、営業費として、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給（中略）の額の合計額を算定（中略）しなければならない。

2 次の各号に掲げる営業費項目の額は、（中略）それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一 役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費及び雑給 実績値及び法第二十九条の規定による届出をした供給計画（以下単に「供給計画」という。）等を基に算定した額

二～十一（略）

関係法令における規定（人員計画・人件費）②

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

第2章 「原価等の算定」に関する審査

第1節 基本的考え方

1. ~ 4. (略)
5. 従業員以外の者であってその業務内容が不明確なもの（相談役及び顧問等）に係る費用や宿泊施設、体育施設その他の厚生施設（社宅・寮等であって、電気事業を遂行するために必要と認められるものを除く。）に係る費用については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、原価への算入を認めない。
6. 消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）については、原則として原価への算入を認めない。

第2節 営業費

1. 人員計画・人件費

- (1) 人員計画については、経費人員数の妥当性を確認するとともに、他の事業者と比べて、1人当たりの生産性の水準が低い場合には、当該申請事業者の個別事情を勘案しつつ査定を行う。
- (2) 役員数については、最大限の効率化努力を前提に、業務執行上必要不可欠なものとなっているかを確認する。
- (3) 役員給与のうち、社内役員の給与については、国家公務員の指定職の給与水準の平均（事務次官、外局の長、内部部局の長等の平均）と比較しつつ査定を行う。
- (4) 紙料手当のうち、従業員1人当たりの年間給与水準（基準賃金、諸給与金等）については、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、水道事業及び鉄道事業の平均値と比較しつつ査定を行う。その際、地域間の賃金水準の差については、地域の物価水準を踏まえ、消費者物価指数、人事院の「国家公務員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づく地域別の民間給与との較差」、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」等を参考に判断する。
- (5) 申請事業者から関係会社又は団体等への出向者に係る紙料手当については、電気事業の遂行に必要かつ有効であると認められるものに限り原価への算入を認める。
- (6) 退職給与金については、人事院の「民間の企業年金及び退職金等の調査結果」及び中央労働委員会の「賃金事情等総合調査」における労働者1,000人以上の企業平均値を基本とする。また、従業員の年金資産の期待運用収益率については、過去の申請事業者の期待運用収益率や他の事業者の期待運用収益率を踏まえ査定を行う。
- (7) 法定厚生費については、健康保険料の事業主負担割合の法定下限が50%であることを踏まえ、単一・連合やガス事業及び水道事業等における健康保険組合の事業主負担割合を勘案しつつ査定を行う。
- (8) 一般厚生費については、労働者1,000人以上の企業平均値を基本とする。ただし、持株奨励金及びイメージ広告に類似するものに係る費用については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。
- (9) 委託検針費、委託集金費、雑給等については、業務内容を踏まえ、他の事業者に係るこれらの費用と比較しつつ査定を行う。
- (10) 地方議員兼務者の電気事業に従事していない時間に係る給与については、原価への算入を認めない。

【6－6. 人員計画・人件費】

①人員計画・人件費の概要

②人員計画

③人件費

過去の料金改定に織り込んだ人員計画に係る効率化の達成状況

- 北海道電力・東北電力・東京電力EP・四国電力によれば、過去の料金改定（※）で料金原価に織り込んだ人員計画の効率化について、当時の原価算定期間における達成状況は、以下のとおり。

※ 北海道電力・東北電力・四国電力の料金改定は2013年、原価算定期間は2013～15年度。東京電力EPの料金改定は2012年、原価算定期間は2012～14年度。

| | 効率化の織り込み | 達成状況に関する事業者の説明 |
|--------|--|---|
| 北海道電力 | <ul style="list-style-type: none">前回原価では、設備の点検サイクル延伸・施工範囲縮小による保守人員の効率化や、その他業務の集中化・組織体制見直し等により、▲96人の効率化を織り込み。 | <ul style="list-style-type: none">達成 <p>➢ 左記の取組を確実に実施するとともに、更なる効率化により合計で▲172人を低減。</p> |
| 東北電力 | <ul style="list-style-type: none">▲182人の人員数の削減。 | <ul style="list-style-type: none">達成 <p>➢ 業務削減と採用抑制（2010～12年度で平均350人程度であった採用数を、38%減の平均220人程度に抑制（3年間で合計▲390人））により達成。</p> |
| 東京電力EP | <ul style="list-style-type: none">体制見直しや業務の抜本的な簡素化・合理化を通じ、全体として効率化を図り、採用抑制（2012・13年度の新規採用中止）や希望退職等により▲約3600人の削減。 | <ul style="list-style-type: none">達成 <p>➢ 新規採用の中止に加え、50歳以上の社員を対象とした1,000人規模の希望退職を実施したことなどにより、過去の料金値上げで織り込んだ人員計画を上回る削減を達成（2014年度末時点：▲5,776人）</p> |
| 四国電力 | <ul style="list-style-type: none">原価期間における採用数について、至近実績の年平均130名程度から年平均100名程度に抑制し、経費対象人員を6,184人で織り込み。 | <ul style="list-style-type: none">達成 <p>➢ 原価に織り込んだ採用抑制を実施したことに加え、転籍の拡大等により、経費対象人員をさらに削減（原価算定期間平均で原価比▲212人）。</p> |

各事業者の申請概要（人員計画）①

- 各事業者によれば、直近の効率化の取組状況及び今回の料金改定申請（原価算定期間：2023～25年度）に織り込んだ効率化の取組は、以下のとおり。

| 人員計画に関する事業者の説明 | |
|----------------|---|
| 北海道電力 | <ul style="list-style-type: none">2022年度末の在籍人員数は、北海道電力と北海道電力ネットワーク（以下「北海道電力NW」という。）の2社合計で5,315人となる見込みであり、<u>現行料金</u>における原価算定期間の初年度2013年度末（5,736人）と比較して▲421人まで低減。今回の原価算定期間（2023～25年度）の<u>採用数</u>については、電力の安定供給等の事業運営に最低限必要な人員数を精査したうえで、各年とも<u>退職想定数を下回る118人と設定</u>。併せて、組織体制の見直しやカイゼン等により業務運営の効率化を徹底して織り込み、最終年度である<u>2025年度末の経費対象人員は2,392人まで低減</u>（分社化後の2020年度末：2,516人と比較して▲124人）。 |
| 東北電力 | <ul style="list-style-type: none">近年は、外部委託の拡大による社内組織の見直し、火力発電所の業務運営体制見直し等により、<u>2020年度の分社化以降、2022年度までに68人の人員削減</u>を行う。原価算定期間は、本店における間接業務のシェアードサービス化並びに外部委託拡大や関係会社への業務移管等更なる業務効率化や採用抑制等により2020年度末（5,247人）と比べて<u>2025年度末は5,026人（▲221人）まで削減することを織り込み</u>。 |
| 東京電力EP | <ul style="list-style-type: none">今回の経費対象人員は2,677人で、採用凍結や希望退職を織り込んだ<u>前回の料金見直し時よりも、さらに▲108人削減</u>。当社発足の2016年度から2019年度にかけて、退職者数と比較して新規採用者数を大幅に抑制。<u>4年間の累計退職者数（272名）に対して新規採用者数は160名</u>（退職者数比▲112名）。 <p>※震災以降の継続的な人員削減（総合特別事業計画における2021年度の目標値34,500人に対して実績値27,898人（▲6,602名））により年齢構成が極端に歪み、若年・中間層が存在しない状態。将来的に組織力の維持が困難になることから、2020年度以降は東京電力グループ大で採用数を増加させる方針に転換。</p> |

各事業者の申請概要（人員計画）②

| 人員計画に関する事業者の説明 | |
|----------------|---|
| 北陸電力 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 2008年度以降の数年間は、過去の退職者数増加や水力・LNG火力の開発等があり、安定供給の確保の観点から退職者数を上回る採用数があった。 ✓ 近年は、本店組織の統廃合等による業務効率化や採用抑制等により、2020年度の分社化以降、2022年度までに▲98人の人員削減を行う。 ✓ 原価算定期間は、採用抑制等により2020年度末（2,943人）と比べて2025年度末は2,834人（▲109人）まで削減することを織り込み。 |
| 中国電力 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 2008年度以降、採用抑制や早期退職の実施等により、分社化するまでに989人を削減した。 ✓ 近年は、工事受付業務の集中処理化等による業務効率化や採用抑制等により、分社化以降、2022年度末までに▲260人の人員削減を行う（2020年4月1日人員比）。 ✓ 原価算定期間は、退職者数と採用数の差により毎年度100人程度削減し、2020年度末（3,639人）と比べて2025年度末は3,489人（▲150人）まで削減することを織り込み。 |
| 四国電力 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 営業拠点の再構築やITツールの積極活用・働き方改革推進等により、組織業務運営体制のスリム化や徹底した効率化・生産性の向上を図るとともに、高年齢層を対象とした進路選択制の導入による新陳代謝の促進、定年退職者がピークを迎える中で採用人数を抑制するなどの取り組みを行ってきた。この結果、2020年度の分社化以降、2022年度末までに▲123人（▲5%）の人員削減を行う。 ✓ 原価算定期間は、更なる業務効率化・高度化により、2020年度末（2,483人）と比べて2025年度末は▲316人（▲13%）の2,167人まで削減することを織り込み。 |
| 沖縄電力 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 2008年以降、組織・事業所の再編及び業務の集中化・委託化等の業務効率化に取り組んだが、吉の浦火力発電所の運転開始等に伴い、2021年度末までに63人増加（送配電部門を含む全体の人員数）。 ✓ 原価算定期間は、業務の集中化・委託化等の効率化により、2020年度末（780人）と比べて2025年度末は775人（▲5人）まで削減することを織り込み。 |

【参考1】人員数の推移①（再雇用者、無期雇用者の人員数）

- 過去の料金改定（2012～15年）と異なり、高年齢者雇用安定法に基づく従業員の再雇用及び労働契約法に基づく無期労働契約が増加している。
- 正社員と同等の勤務形態にある再雇用者・無期雇用者を、雑給人員として整理している北陸・沖縄（※東電EPは無期雇用者のみ雑給人員に整理）について、当該雑給人員を原価算定期間中に見込んでいる人員数は、以下のとおり。

【原価算定期間（2023～25年度）の3年平均における再雇用者及び無期雇用者の人員数等】

| | 再雇用者 | 無期雇用者 | 人員区分 |
|------|------|-------|--------|
| 北海道 | 262 | - | 経費対象人員 |
| 東北 | 205 | - | 経費対象人員 |
| 東電EP | 133 | - | 経費対象人員 |
| | - | 1 | 雑給人員 |
| 北陸 | 262 | 177 | 雑給人員 |
| 中国 | 90 | - | 経費対象人員 |
| 四国 | 123 | - | 経費対象人員 |
| 沖縄 | 19 | 2 | 雑給人員 |

【参考1】人員数の推移②（総人員数）

（1）総人員数（経費対象人員※1に再雇用者等を加えた人数）の推移【各年度末の実績値又は見込み値】

| | 【参考】 現行原価※2 | 2020※3 | 2021※3 | 2022※3 | 2023 | 2024 | 2025 | 2023-2025平均 | |
|--------|----------------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------------|---------------|
| | | | | | | | | 2020比 | |
| | | | | | | | | 人数 | % |
| 北海道 | 2,313 | 2,516 | 2,514 | 2,482 | 2,457 | 2,417 | 2,392 | 2,422 | ▲ 94 ▲4% |
| 東北 | 5,297 | 5,247 | 5,184 | 5,179 | 5,155 | 5,094 | 5,026 | 5,092 | ▲ 155 ▲3% |
| 北陸 | 2,239 | 2,916 | 2,881 | 2,864 | 2,830 | 2,764 | 2,815 | 2,803 | ▲ 113 ▲4% |
| 中国 | 4,352 | 3,639 | 3,698 | 3,684 | 3,619 | 3,570 | 3,489 | 3,559 | ▲ 80 ▲2% |
| 四国 | 2,937 | 2,483 | 2,431 | 2,360 | 2,311 | 2,237 | 2,167 | 2,238 | ▲ 245 ▲10% |
| 沖縄 | 764 | 780 | 745 | 762 | 759 | 778 | 775 | 771 | ▲ 9 ▲1% |
| 東電EP※4 | 2,785 | 2,518 | 2,559 | 2,603 | 2,641 | 2,687 | 2,702 | 2,677 | +159 +6% |

※1：経費対象人員は、料金原価の算定にあたり、給料手当・退職給与金・厚生費の対象人員としているもの。ただし、建設従事者、附帯事業従事者、休職者及び送配電会社への出向等を除く。

※2：現行原価の人数について、北海道・東北・四国は2013年料金改定時、北陸・中国・沖縄は2008年料金改定時のもの（3年平均）であり、送配電人員数を除いた想定値。東京は2012年料金改定時のものであり、販売人員数のみの想定値。

※3：2020年度及び2021年度は各年度末実績。2022年度は実績見込み。

※4：東電EPは販売部門人員、管理部門人員、再雇用・無期雇用者人員の合計（発電部門人員は有さない）。

【参考1】人員数の推移③（経費対象人員数、再雇用者等の人員数）

（2）経費対象人員数（再雇用者等を除く）の推移

| | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2023-2025平均 2020比 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------------------|
| | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | |
| 北海道 | 2,255 | 2,271 | 2,243 | 2,201 | 2,158 | 2,121 | 2,160 ▲ 95 |
| 東北 | 5,087 | 5,004 | 4,998 | 4,968 | 4,883 | 4,810 | 4,887 ▲ 200 |
| 東電EP | 2,427 | 2,453 | 2,494 | 2,518 | 2,553 | 2,553 | 2,541 + 114 |
| 北陸 | 2,610 | 2,563 | 2,512 | 2,417 | 2,325 | 2,350 | 2,364 ▲ 246 |
| 中国 | 3,602 | 3,651 | 3,620 | 3,542 | 3,480 | 3,385 | 3,469 ▲ 133 |
| 四国 | 2,422 | 2,356 | 2,261 | 2,196 | 2,110 | 2,041 | 2,116 ▲ 306 |
| 沖縄 | 773 | 736 | 748 | 742 | 757 | 750 | 750 ▲ 23 |

※ 2020年度及び2021年度は各年度末実績。2022年度は実績見込み。

（3）再雇用者等の人員数の推移

| | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2023-2025平均 2020比 |
|------|------|------|------|------|------|------|----------------------|
| | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | |
| 北海道 | 261 | 243 | 239 | 256 | 259 | 271 | 262 + 1 |
| 東北 | 160 | 180 | 181 | 187 | 211 | 216 | 205 + 45 |
| 東電EP | 89 | 105 | 108 | 122 | 133 | 148 | 134 + 45 |
| 北陸 | 306 | 318 | 352 | 413 | 439 | 465 | 439 + 133 |
| 中国 | 37 | 47 | 64 | 77 | 90 | 104 | 90 + 53 |
| 四国 | 61 | 75 | 99 | 115 | 127 | 126 | 123 + 62 |
| 沖縄 | 7 | 9 | 14 | 17 | 21 | 25 | 21 + 14 |

※ 2020年度及び2021年度は各年度末実績、2022年度は実績見込み。

【参考1】人員数の推移④ (退職者数、採用者数)

(4) 退職者数の推移

| | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2023-2025平均 | 2020比 |
|------|------|------|------|------|------|------|-------------|-------|
| 北海道 | 162 | 133 | 149 | 135 | 152 | 137 | 141 | ▲ 21 |
| 東北 | 170 | 209 | 181 | 191 | 216 | 195 | 201 | + 31 |
| 東電EP | 88 | 98 | 113 | 98 | 113 | 135 | 115 | + 27 |
| 北陸 | 109 | 105 | 117 | 133 | 115 | 106 | 118 | + 9 |
| 中国 | 219 | 246 | 228 | 226 | 214 | 225 | 222 | + 3 |
| 四国 | 146 | 151 | 169 | 166 | 152 | 137 | 152 | + 6 |
| 沖縄 | 12 | 12 | 16 | 15 | 14 | 22 | 17 | + 5 |

※2020年度及び2021年度は各年度末実績。2022年度は実績見込み。

(5) 採用者数の推移

| | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2023-2025平均 | 2020比 |
|------|------|------|------|------|------|------|-------------|-------|
| 北海道 | 110 | 126 | 95 | 118 | 118 | 118 | 118 | + 8 |
| 東北 | 159 | 139 | 112 | 124 | 113 | 111 | 116 | ▲ 43 |
| 東電EP | 117 | 142 | 156 | 179 | 172 | 167 | 173 | + 56 |
| 北陸 | 91 | 81 | 72 | 77 | 87 | 87 | 84 | ▲ 7 |
| 中国 | 143 | 141 | 158 | 136 | 135 | 135 | 135 | ▲ 8 |
| 四国 | 66 | 68 | 76 | 75 | 65 | 65 | 68 | + 2 |
| 沖縄 | 12 | 8 | 12 | 12 | 12 | 16 | 13 | + 1 |

※2020年度及び2021年度は各年度末実績。2022年度は実績見込み。

【参考1】人員数の推移⑤（販売部門人員、発電部門人員）

（6）販売部門人員数の推移（年度末人員）

| | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2023-2025平均 | 2020比 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|-------|
| | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | | |
| 北海道 | 413 | 426 | 424 | 415 | 411 | 402 | 409 | ▲ 4 |
| 東北 | 1,269 | 1,254 | 1,237 | 1,197 | 1,161 | 1,129 | 1,162 | ▲ 107 |
| 東電EP | 2,085 | 2,134 | 2,167 | 2,198 | 2,237 | 2,250 | 2,228 | +143 |
| 北陸 | 577 | 577 | 581 | 603 | 620 | 634 | 619 | +42 |
| 中国 | 780 | 832 | 810 | 814 | 801 | 780 | 798 | +18 |
| 四国 | 619 | 606 | 589 | 577 | 558 | 541 | 559 | ▲ 60 |
| 沖縄 | 177 | 153 | 152 | 159 | 160 | 155 | 158 | ▲ 19 |

（7）発電部門人員の推移（年度末人員）

| | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2023-2025平均 | 2020比 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|-------|
| | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | | |
| 北海道 | 1,328 | 1,304 | 1,311 | 1,322 | 1,308 | 1,313 | 1,314 | ▲ 14 |
| 東北 | 2,609 | 2,579 | 2,657 | 2,694 | 2,685 | 2,718 | 2,699 | +90 |
| 北陸 | 1,642 | 1,622 | 1,609 | 1,566 | 1,504 | 1,558 | 1,543 | ▲ 99 |
| 中国 | 1,635 | 1,662 | 1,631 | 1,594 | 1,557 | 1,513 | 1,555 | ▲ 80 |
| 四国 | 1,257 | 1,231 | 1,194 | 1,169 | 1,132 | 1,096 | 1,132 | ▲ 125 |
| 沖縄 | 401 | 394 | 400 | 392 | 411 | 414 | 406 | + 5 |

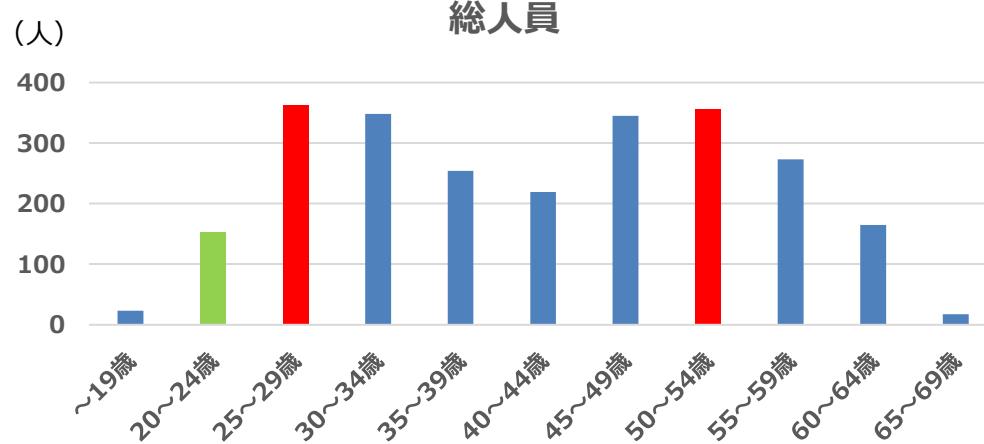
※2020年度及び2021年度は各年度末実績。2022年度は実績見込み。

※東電EPは発電部門人員を有さないため、上記の表には含めていない。

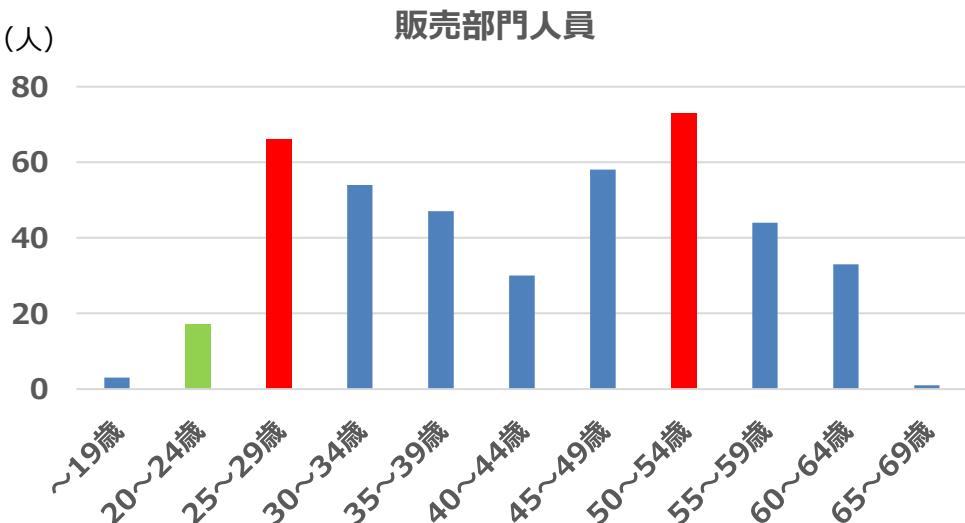
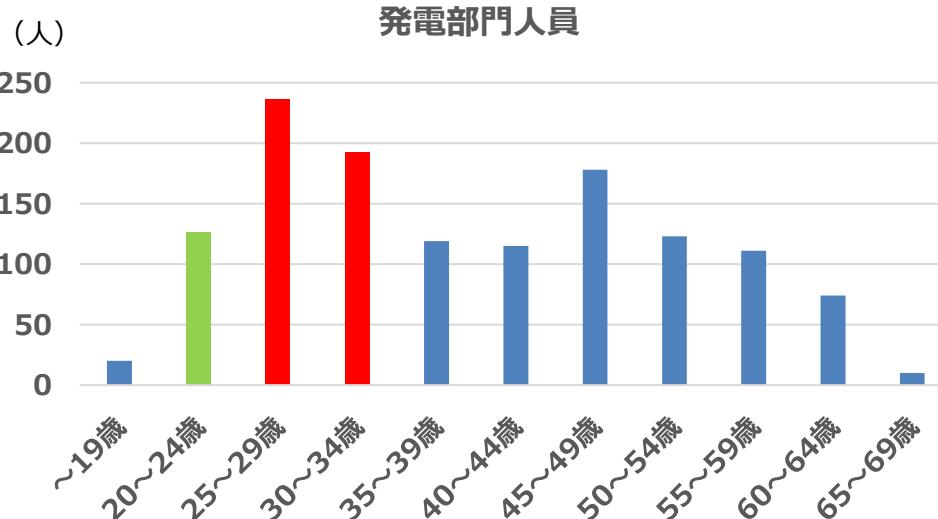
【参考2】従業員の人員構成①（総論）

- 7事業者の従業員の総人員、発電部門及び販売部門の人員構成を、次ページ以降に整理した。
- 7事業者とも40歳代・50歳代の従業員の構成比率が高く、今後10年程度で概ね3割程度の従業員が定年退職を迎える見込みである。（最も低い沖縄は2割、最も高い東北・中国・四国は3割5分程度）
- 一方、20歳代の従業員の構成比率は1割台が多く、最も高い北海道が2割、最も低い東電EPは東日本大震災以降、採用を一時停止していたこともあり1割に満たない状況である。

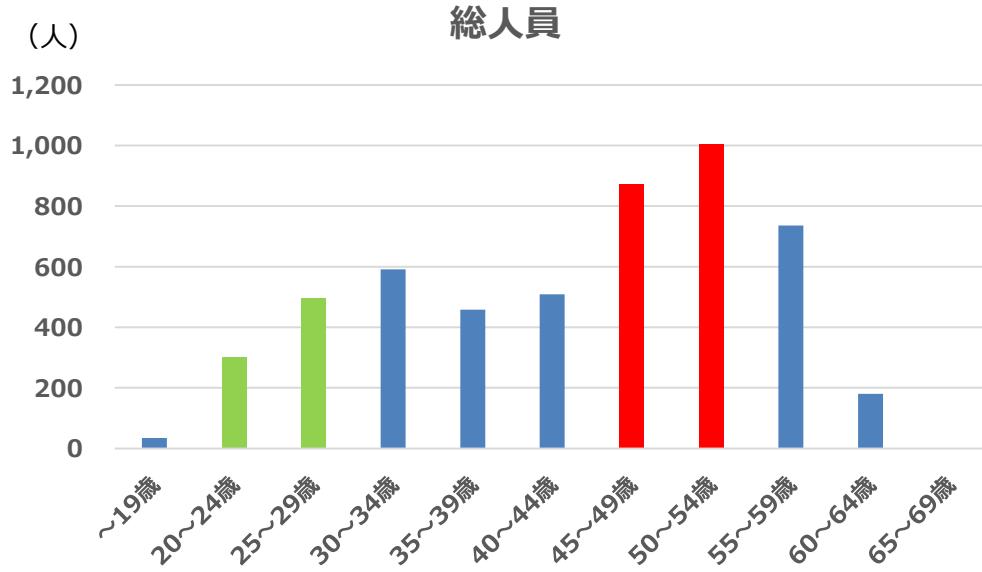
【参考2】従業員の人員構成② (北海道電力)



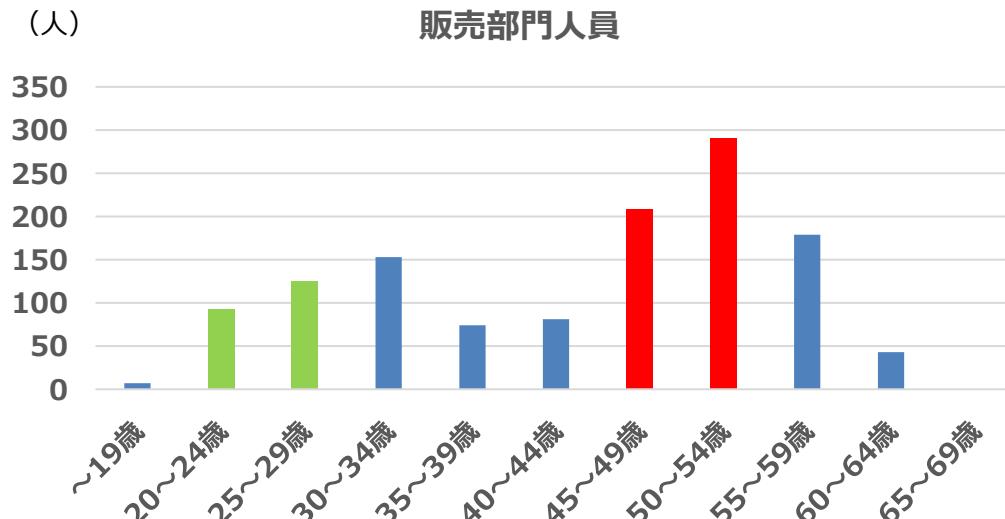
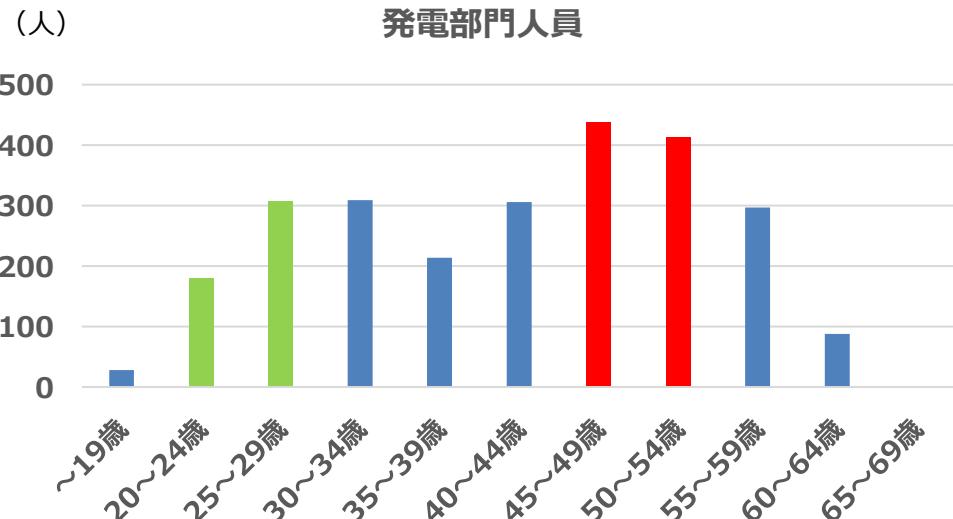
| 年齢 | 経費対象人員等 | | | | | | | |
|--------|-----------|-----------|-------|-----------|------|-----------|------------|-----------|
| | 人員 (人) | 割合 (%) | 発電部門 | 割合 (%) | 販売部門 | 割合 (%) | 一般管理 部門 | 割合 (%) |
| ~19歳 | 23 | 1% | 20 | 2% | 3 | 1% | 0 | 0% |
| 20~24歳 | 153 | 6% | 126 | 10% | 17 | 4% | 10 | 1% |
| 25~29歳 | 362 | 14% | 236 | 18% | 66 | 15% | 60 | 8% |
| 30~34歳 | 348 | 14% | 192 | 15% | 54 | 13% | 102 | 13% |
| 35~39歳 | 254 | 10% | 119 | 9% | 47 | 11% | 88 | 11% |
| 40~44歳 | 219 | 9% | 115 | 9% | 30 | 7% | 74 | 9% |
| 45~49歳 | 345 | 14% | 178 | 14% | 58 | 14% | 109 | 14% |
| 50~54歳 | 355 | 14% | 123 | 9% | 73 | 17% | 159 | 20% |
| 55~59歳 | 273 | 11% | 111 | 9% | 44 | 10% | 118 | 15% |
| 60~64歳 | 165 | 7% | 74 | 6% | 33 | 8% | 58 | 7% |
| 65~69歳 | 17 | 1% | 10 | 1% | 1 | 0% | 6 | 1% |
| 合計 | 2,514 | | 1,304 | | 426 | | 784 | |



【参考2】従業員の人員構成③ (東北電力)

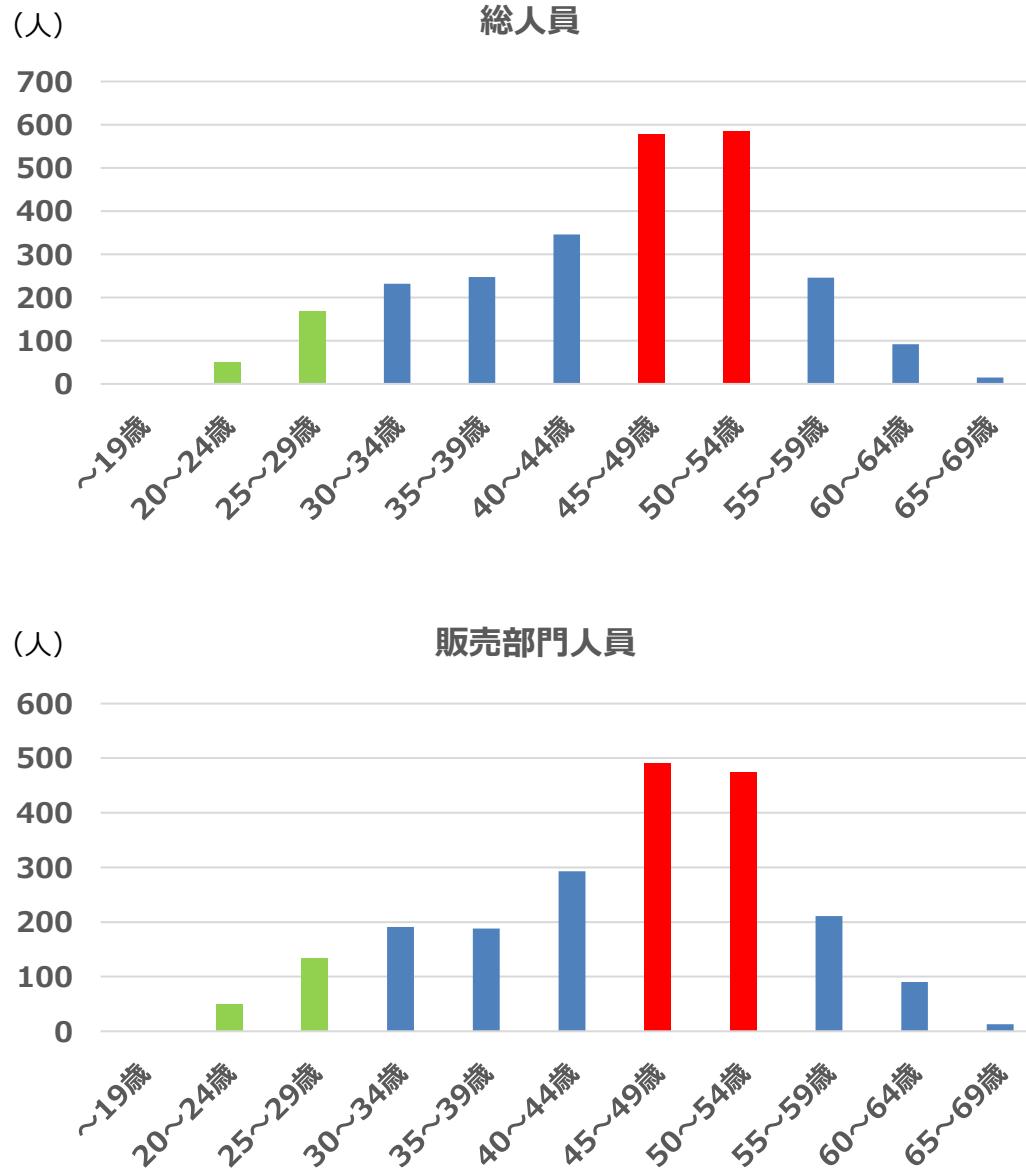


| 年齢 | 経費対象人員等 | | | | | | | |
|--------|-----------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|------------|-----------|
| | 人員 (人) | 割合 (%) | 発電部門 | 割合 (%) | 販売部門 | 割合 (%) | 一般管理 部門 | 割合 (%) |
| ~19歳 | 35 | 1% | 28 | 1% | 7 | 1% | 0 | 0% |
| 20~24歳 | 303 | 6% | 179 | 7% | 93 | 7% | 31 | 2% |
| 25~29歳 | 496 | 10% | 307 | 12% | 125 | 10% | 64 | 5% |
| 30~34歳 | 591 | 11% | 309 | 12% | 153 | 12% | 129 | 10% |
| 35~39歳 | 458 | 9% | 214 | 8% | 74 | 6% | 170 | 13% |
| 40~44歳 | 509 | 10% | 306 | 12% | 81 | 6% | 122 | 9% |
| 45~49歳 | 872 | 17% | 438 | 17% | 209 | 17% | 225 | 17% |
| 50~54歳 | 1,004 | 19% | 413 | 16% | 290 | 23% | 301 | 22% |
| 55~59歳 | 736 | 14% | 297 | 12% | 179 | 14% | 260 | 19% |
| 60~64歳 | 180 | 3% | 88 | 3% | 43 | 3% | 49 | 4% |
| 65~69歳 | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 合計 | 5,184 | | 2,579 | | 1,254 | | 1,351 | |



※グラフ及び表のうち、赤色は人員構成が多い年齢層、緑色は20歳代の年齢層 ※2021年度末実績

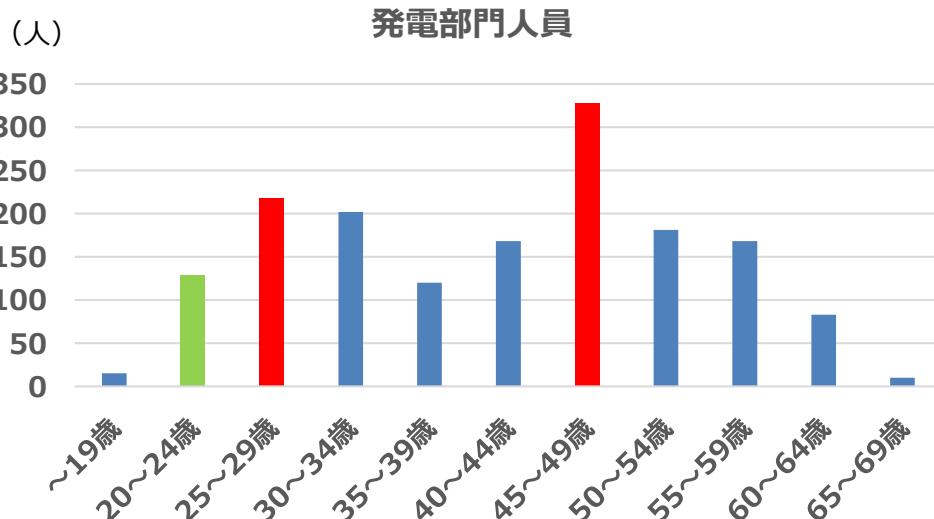
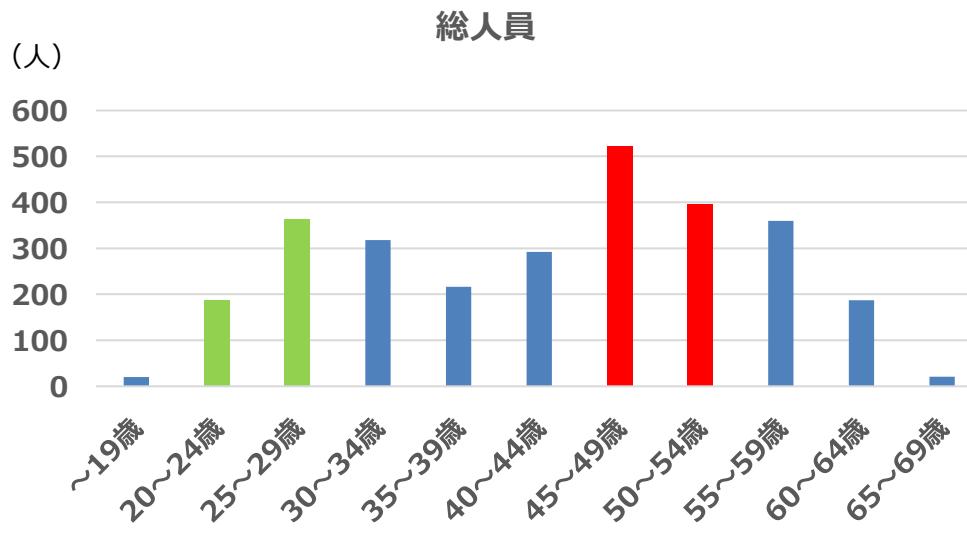
【参考2】従業員の人員構成④ (東京電力EP)



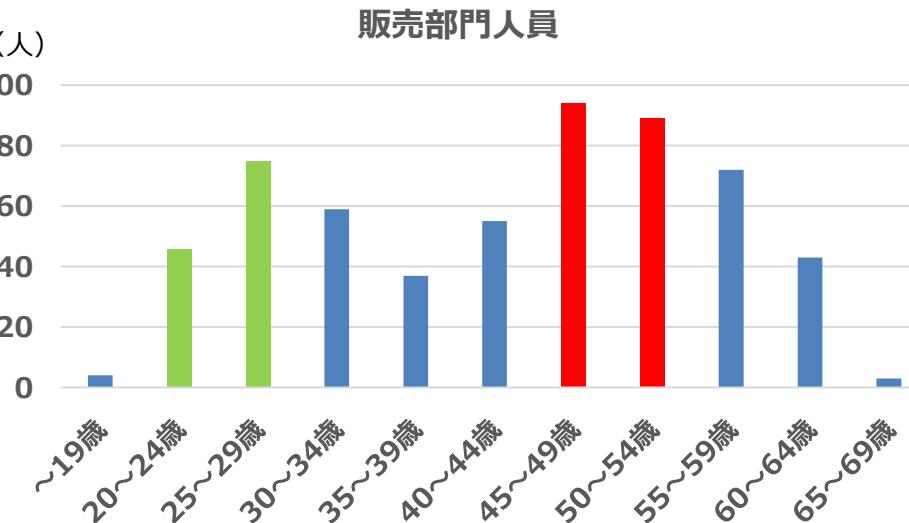
| 年齢 | 経費対象人員等 | | | | | |
|--------|---------|-------|-------|-------|--------|-------|
| | 人員(人) | 割合(%) | 販売部門 | 割合(%) | 一般管理部門 | 割合(%) |
| ~19歳 | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 20~24歳 | 51 | 2% | 49 | 2% | 2 | 0% |
| 25~29歳 | 168 | 7% | 134 | 6% | 34 | 8% |
| 30~34歳 | 232 | 9% | 191 | 9% | 41 | 10% |
| 35~39歳 | 248 | 10% | 188 | 9% | 60 | 14% |
| 40~44歳 | 346 | 14% | 293 | 14% | 53 | 12% |
| 45~49歳 | 577 | 23% | 491 | 23% | 86 | 20% |
| 50~54歳 | 584 | 23% | 474 | 22% | 110 | 26% |
| 55~59歳 | 246 | 10% | 211 | 10% | 35 | 8% |
| 60~64歳 | 92 | 4% | 90 | 4% | 2 | 0% |
| 65~69歳 | 15 | 1% | 13 | 1% | 2 | 0% |
| 合計 | 2,559 | | 2,134 | | 425 | |

※グラフ及び表のうち、赤色は人員構成が多い年齢層、緑色は20歳代の年齢層 ※2021年度末実績

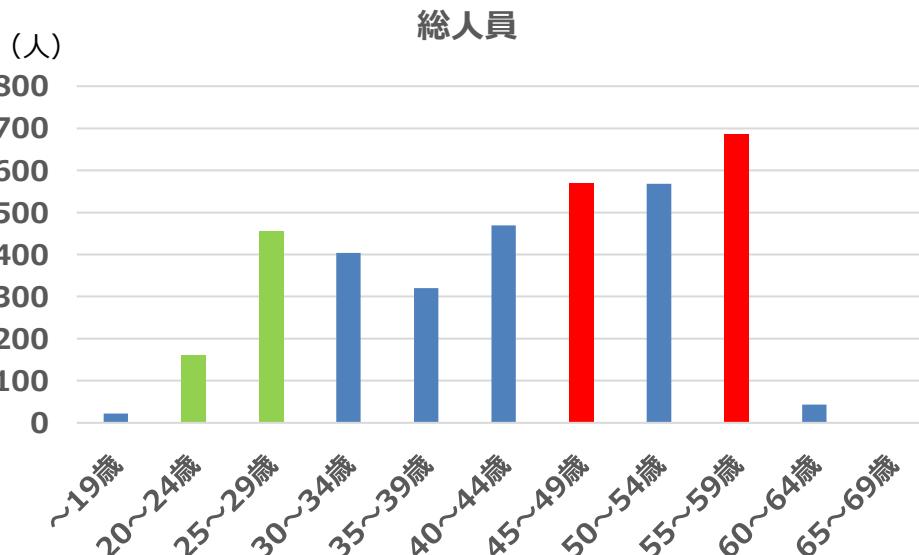
【参考2】従業員の人員構成⑤ (北陸電力)



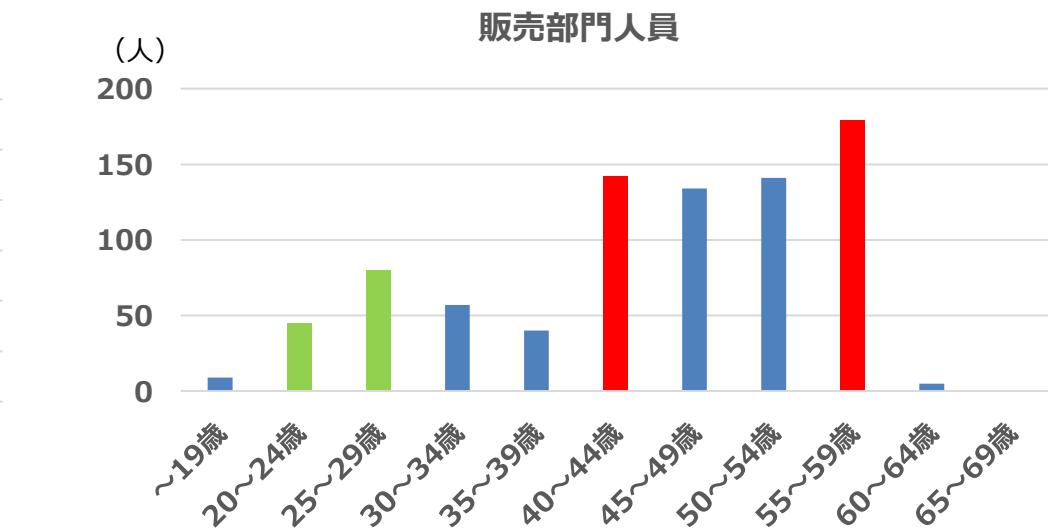
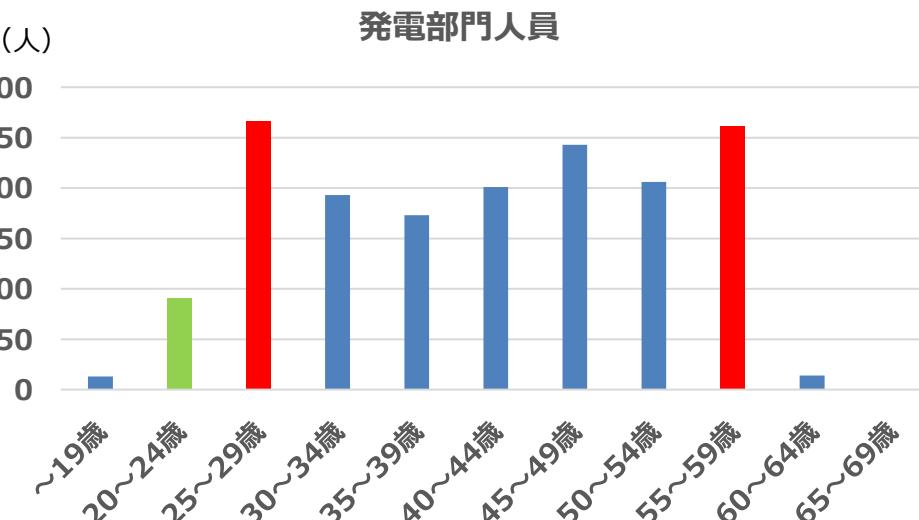
| 年齢 | 経費対象人員等 | | | | | | | |
|--------|---------|-------|-------|-------|------|-------|--------|-------|
| | 人員(人) | 割合(%) | 発電部門 | 割合(%) | 販売部門 | 割合(%) | 一般管理部門 | 割合(%) |
| ~19歳 | 20 | 1% | 15 | 1% | 4 | 1% | 1 | 0% |
| 20~24歳 | 187 | 6% | 129 | 8% | 46 | 8% | 12 | 2% |
| 25~29歳 | 363 | 13% | 218 | 13% | 75 | 13% | 70 | 10% |
| 30~34歳 | 318 | 11% | 202 | 12% | 59 | 10% | 57 | 8% |
| 35~39歳 | 216 | 7% | 120 | 7% | 37 | 6% | 59 | 9% |
| 40~44歳 | 292 | 10% | 168 | 10% | 55 | 10% | 69 | 10% |
| 45~49歳 | 522 | 18% | 328 | 20% | 94 | 16% | 100 | 15% |
| 50~54歳 | 395 | 14% | 181 | 11% | 89 | 15% | 125 | 18% |
| 55~59歳 | 360 | 12% | 168 | 10% | 72 | 12% | 120 | 18% |
| 60~64歳 | 187 | 6% | 83 | 5% | 43 | 7% | 61 | 9% |
| 65~69歳 | 21 | 1% | 10 | 1% | 3 | 1% | 8 | 1% |
| 合計 | 2,881 | | 1,622 | | 577 | | 682 | |



【参考2】従業員の人員構成⑥ (中国電力)

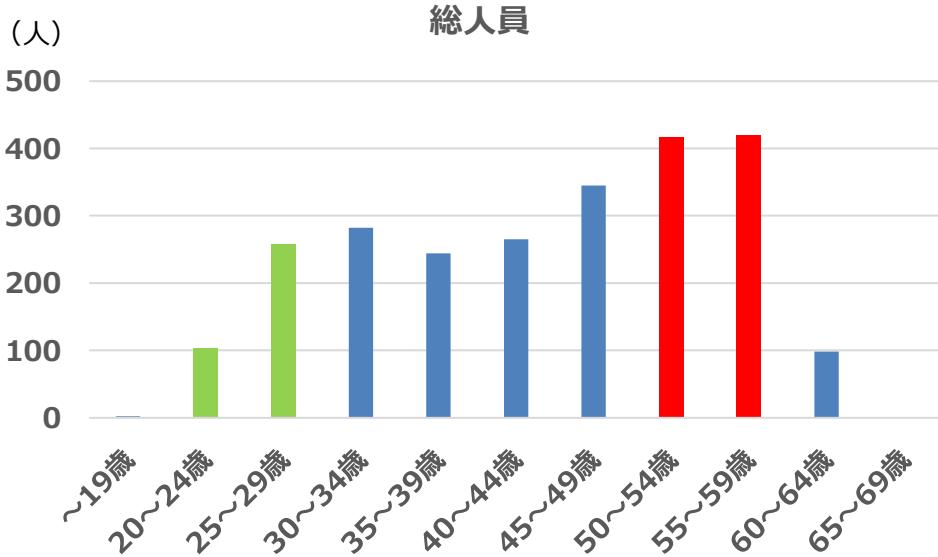


| 年齢 | 経費対象人員等 | | | | | | | |
|--------|---------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|
| | 人員(人) | 割合(%) | 発電部門 | 割合(%) | 販売部門 | 割合(%) | 一般管理 | 割合(%) |
| ~19歳 | 22 | 1% | 13 | 1% | 9 | 1% | 0 | 0% |
| 20~24歳 | 161 | 4% | 91 | 5% | 45 | 5% | 25 | 2% |
| 25~29歳 | 456 | 12% | 266 | 16% | 80 | 10% | 110 | 9% |
| 30~34歳 | 404 | 11% | 193 | 12% | 57 | 7% | 154 | 13% |
| 35~39歳 | 320 | 9% | 173 | 10% | 40 | 5% | 107 | 9% |
| 40~44歳 | 469 | 13% | 201 | 12% | 142 | 17% | 126 | 10% |
| 45~49歳 | 570 | 15% | 243 | 15% | 134 | 16% | 193 | 16% |
| 50~54歳 | 568 | 15% | 206 | 12% | 141 | 17% | 221 | 18% |
| 55~59歳 | 685 | 19% | 262 | 16% | 179 | 22% | 244 | 20% |
| 60~64歳 | 43 | 1% | 14 | 1% | 5 | 1% | 24 | 2% |
| 65~69歳 | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 合計 | 3,698 | | 1,662 | | 832 | | 1,204 | |

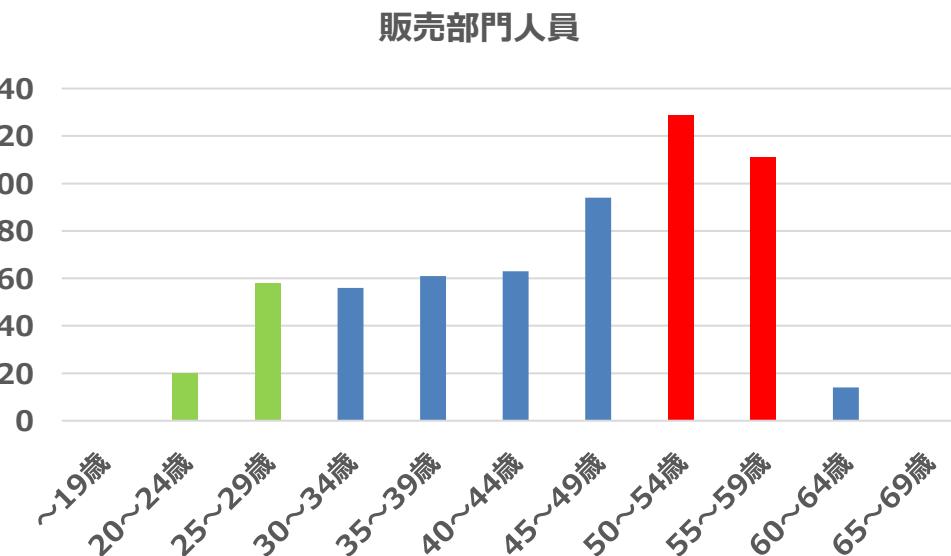
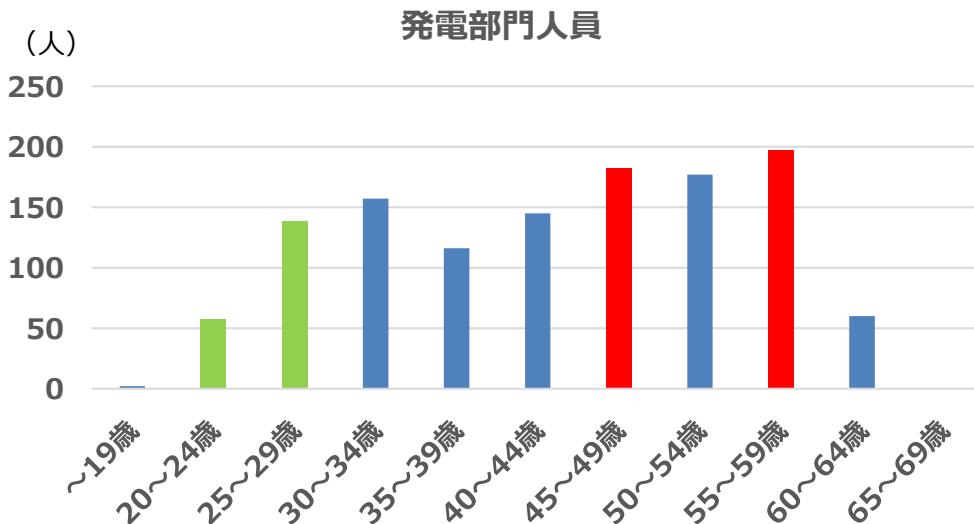


※グラフ及び表のうち、赤色は人員構成が多い年齢層、緑色は20歳代の年齢層 ※2021年度末実績

【参考2】従業員の人員構成⑦ (四国電力)

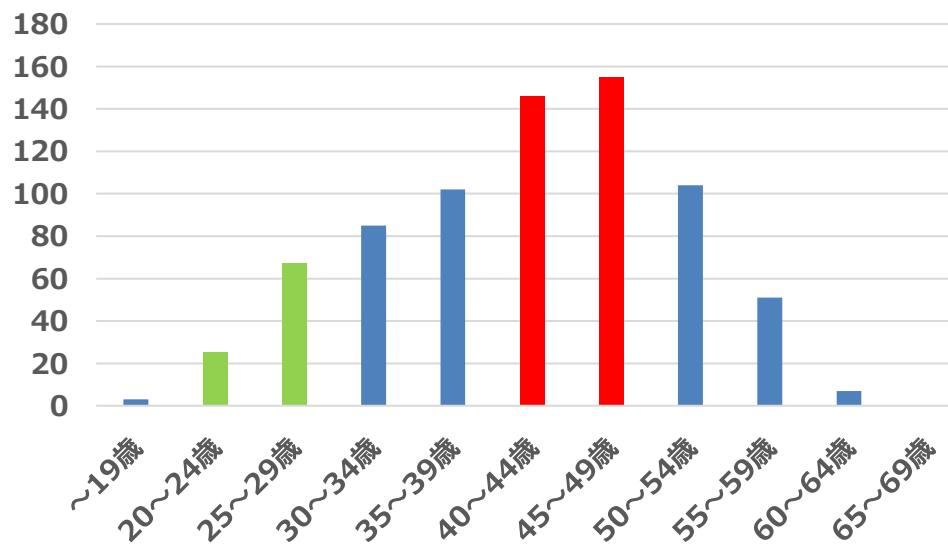


| 年齢 | 経費対象人員等 | | | | | | | |
|--------|---------|-------|-------|-------|------|-------|--------|-------|
| | 人員(人) | 割合(%) | 発電部門 | 割合(%) | 販売部門 | 割合(%) | 一般管理部門 | 割合(%) |
| ~19歳 | 2 | 0% | 2 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 20~24歳 | 103 | 4% | 57 | 5% | 20 | 3% | 26 | 4% |
| 25~29歳 | 257 | 11% | 138 | 11% | 58 | 10% | 61 | 10% |
| 30~34歳 | 282 | 12% | 157 | 13% | 56 | 9% | 69 | 12% |
| 35~39歳 | 244 | 10% | 116 | 9% | 61 | 10% | 67 | 11% |
| 40~44歳 | 265 | 11% | 145 | 12% | 63 | 10% | 57 | 10% |
| 45~49歳 | 345 | 14% | 182 | 15% | 94 | 16% | 69 | 12% |
| 50~54歳 | 416 | 17% | 177 | 14% | 129 | 21% | 110 | 19% |
| 55~59歳 | 419 | 17% | 197 | 16% | 111 | 18% | 111 | 19% |
| 60~64歳 | 98 | 4% | 60 | 5% | 14 | 2% | 24 | 4% |
| 65~69歳 | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 合計 | 2,431 | | 1,231 | | 606 | | 594 | |



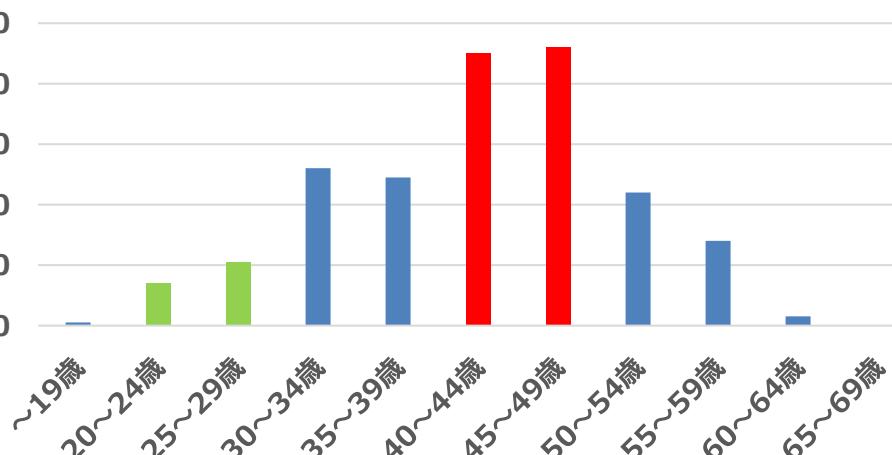
【参考2】従業員の人員構成⑧ (沖縄電力)

総人員

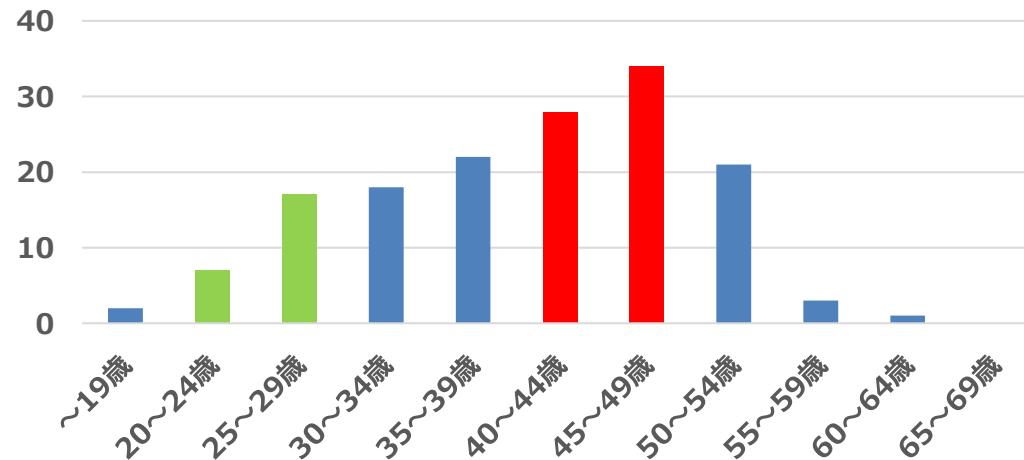


| 年齢 | 経費対象人員等 | | | | | | | |
|--------|-----------|-----------|------|-----------|------|-----------|------------|-----------|
| | 人員 (人) | 割合 (%) | 発電部門 | 割合 (%) | 販売部門 | 割合 (%) | 一般管理 部門 | 割合 (%) |
| ~19歳 | 3 | 0% | 1 | 0% | 2 | 1% | 0 | 0% |
| 20~24歳 | 25 | 3% | 14 | 4% | 7 | 5% | 4 | 2% |
| 25~29歳 | 67 | 9% | 21 | 5% | 17 | 11% | 29 | 15% |
| 30~34歳 | 85 | 11% | 52 | 13% | 18 | 12% | 15 | 8% |
| 35~39歳 | 102 | 14% | 49 | 12% | 22 | 14% | 31 | 16% |
| 40~44歳 | 146 | 20% | 90 | 23% | 28 | 18% | 28 | 14% |
| 45~49歳 | 155 | 21% | 92 | 23% | 34 | 22% | 29 | 15% |
| 50~54歳 | 104 | 14% | 44 | 11% | 21 | 14% | 39 | 20% |
| 55~59歳 | 51 | 7% | 28 | 7% | 3 | 2% | 20 | 10% |
| 60~64歳 | 7 | 1% | 3 | 1% | 1 | 1% | 3 | 2% |
| 65~69歳 | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 合計 | 745 | | 394 | | 153 | | 198 | |

発電部門人員



販売部門人員



※グラフ及び表のうち、赤色は人員構成が多い年齢層、緑色は20歳代の年齢層 ※2021年度末実績

審査における論点（人員計画）

- 人員計画については、料金審査要領に基づき、原価算定期間（2023～25年度）における採用者数・退職者数などを含めた経費対象人員数の妥当性を確認するとともに、1人当たりの生産性の水準についても、他のみなし小売電気事業者（今回、料金改定申請をしていない事業者を含む。）と比較することとなっている。
- 上記の事業者間比較を行うにあたり、一部の事業者では発電部門が分社化されているが、公平な比較を行う観点から、どのような手法を用いることが妥当か。
- また、1人当たりの生産性を比較する指標として、販売電力量・売上高・契約口数などを用いることが考えられるが、各種指標をどのように用いることが適当か。
- なお、過去の料金改定（2012～15年）と比較し、高年齢者雇用安定法に基づく従業員の再雇用が増加している。これを踏まえ、事業者間比較を行う際には、正社員と同等の勤務形態にある人員も含め、人員数の妥当性を確認することとしてはどうか。

審査の結果（人員計画）

- 発電部門の分社化など、各みなし小売電気事業者の事業形態の差異を考慮し、公平な比較を行う観点から、事務局で下記の様々な指標に基づき、各事業者の生産性を評価した。
- また、事業者間比較は、正社員と同等の勤務形態にある再雇用者・無期雇用者を含めて行った。
- その結果、東電EPは該当する全指標で10社平均の水準を上回った。また、北海道・東北・中国は概ね他社平均の水準を上回った。
- 北陸・四国・沖縄は他社平均の水準を下回る場合があるが、小売販売電力量当たり販売部門人件費など、いくつかの指標では、他社平均の水準を上回った。
- これらを踏まえると、7事業者ともに、人員数が明らかに過剰な水準とは言えないと考えられる。

【総人員当たり販売電力量等】

| | 指標 | 北海道 | 東京 | 東北 | 北陸 | 中国 | 四国 | 沖縄 |
|---|---------------|-----|----|----|----|----|----|----|
| 1 | 総人員当たり総販売電力量 | | - | ○ | | ○ | | |
| 2 | 総人員当たり小売販売電力量 | | - | ○ | | ○ | | |
| 3 | 総人員当たり売上高 | ○ | - | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 総人員当たり契約口数 | ○ | - | ○ | | ○ | | |

【発電部門人員当たり発電電力量等】

| | 指標 | 北海道 | 東京 | 東北 | 北陸 | 中国 | 四国 | 沖縄 |
|----|----------------|-----|----|----|----|----|----|----|
| 9 | 発電部門人員当たり発電電力量 | | - | ○ | | ○ | | |
| 10 | 発電所当たり人員（水力） | | - | ○ | ○ | ○ | | - |
| 11 | 発電所当たり人員（火力） | ○ | - | | | ○ | | ○ |
| 12 | 発電所当たり人員（原子力） | | - | ○ | ○ | | ○ | - |
| 13 | 発電所当たり人員（新エネ） | | - | | ○ | ○ | | - |
| 14 | 認可出力当たり人員（水力） | ○ | - | | | ○ | | - |
| 15 | 認可出力当たり人員（火力） | ○ | - | ○ | | ○ | | |
| 16 | 認可出力当たり人員（原子力） | ○ | - | ○ | ○ | | | - |
| 17 | 認可出力当たり人員（新エネ） | ○ | - | ○ | | ○ | | - |

【販売部門人員当たり販売電力量等】

| | 指標 | 北海道 | 東京 | 東北 | 北陸 | 中国 | 四国 | 沖縄 |
|---|------------------|-----|----|----|----|----|----|----|
| 5 | 販売部門人員当たり総販売電力量 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| 6 | 販売部門人員当たり小売販売電力量 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| 7 | 販売部門人員当たり売上高 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 8 | 販売部門人員当たり契約口数 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |

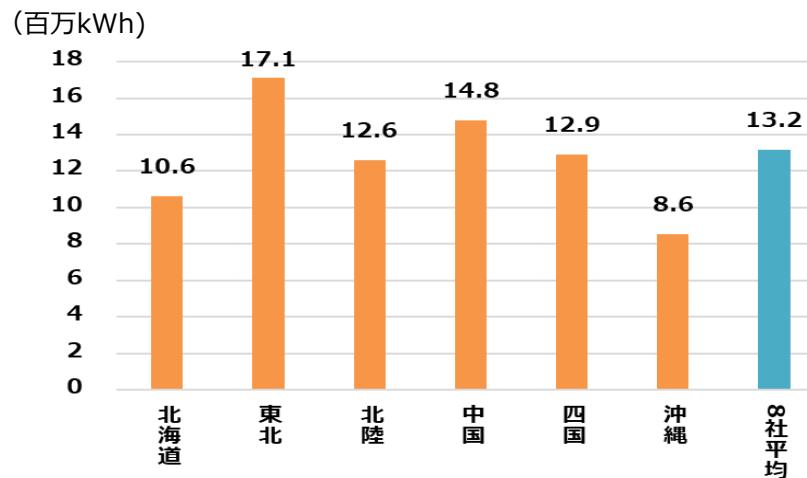
【販売電力量等当たり人件費】

| | 指標 | 北海道 | 東京 | 東北 | 北陸 | 中国 | 四国 | 沖縄 |
|----|-------------------|-----|----|----|----|----|----|----|
| 18 | 総販売電力量当たり販売部門人件費 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 19 | 小売販売電力量当たり販売部門人件費 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 20 | 売上高当たり販売部門人件費 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 21 | 契約口数当たり販売部門人件費 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ |
| 22 | 発電電力量当たり発電部門人件費 | | - | ○ | ○ | ○ | ○ | |

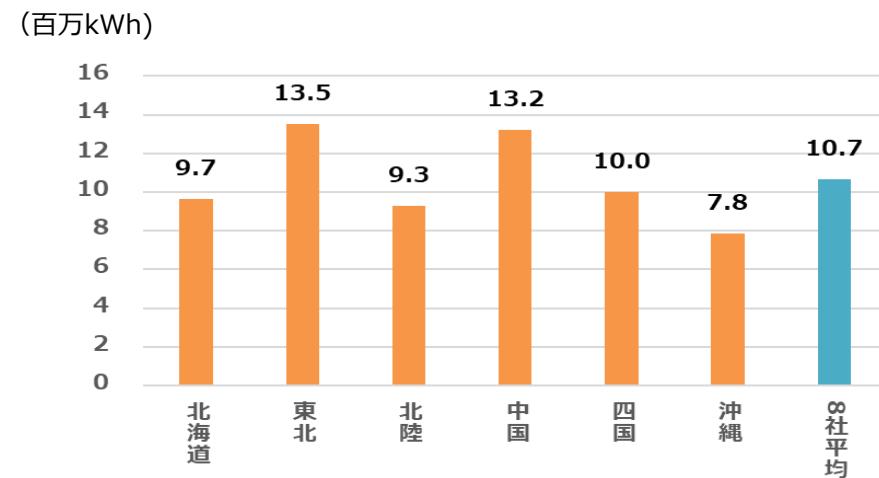
※上記の表について、「○」印は各指標の10社平均の水準を上回っているもの、「○」印は8社平均等（10社平均以外）の水準を上回っているもの。

【参考3】生産性の比較① (総販売電力量・小売販売電力量・売上高・契約口数／総人員数)

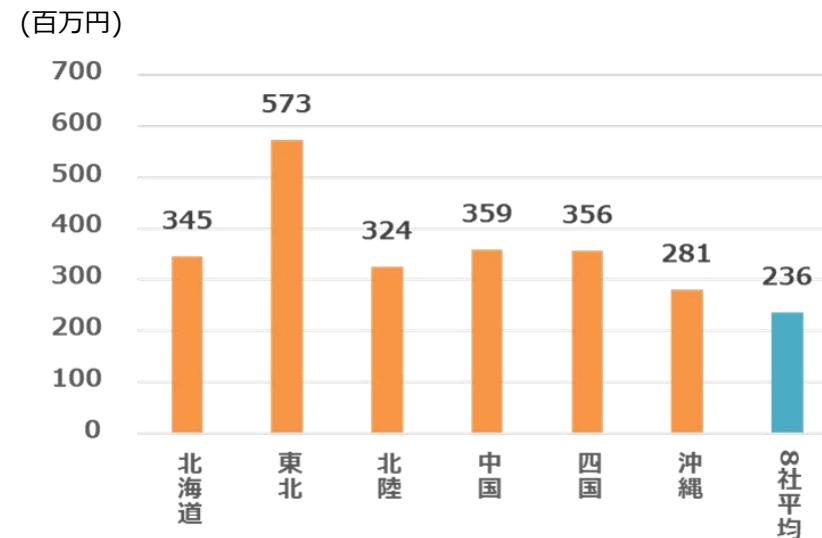
(1) 1人当たり総販売電力量 (卸含む)



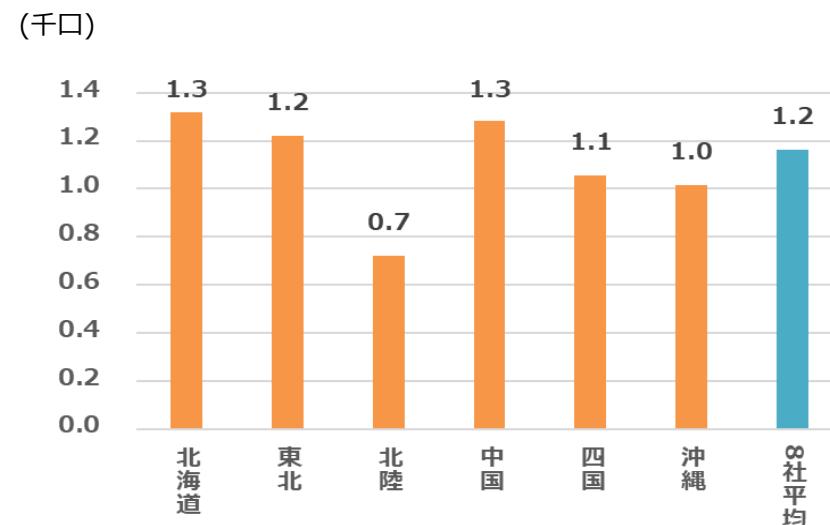
(2) 1人当たり小売販売電力量 (規制・自由部門)



(3) 1人当たり売上高



(4) 1人当たり契約口数



※東電EPは発電部門人員を有さないため、上記の比較には含めていない。

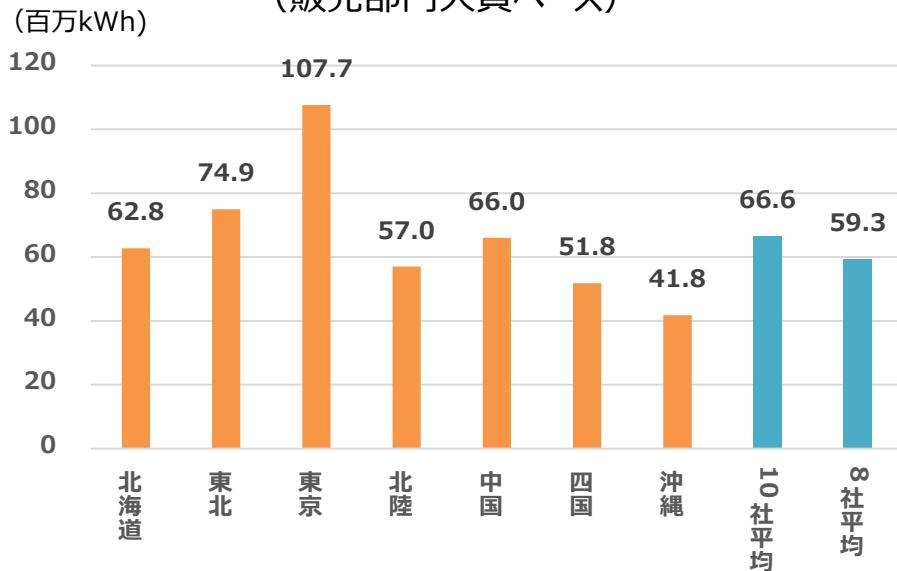
※東電EPを除く6事業者の値は、原価算定期間（2023～25年度）の3年平均。

※8社平均の値は、東電EPを除く6事業者に加えて、関西・九州に対して2021年度の実績値を事務局で聴取し、それを踏まえて事務局で試算したもの。

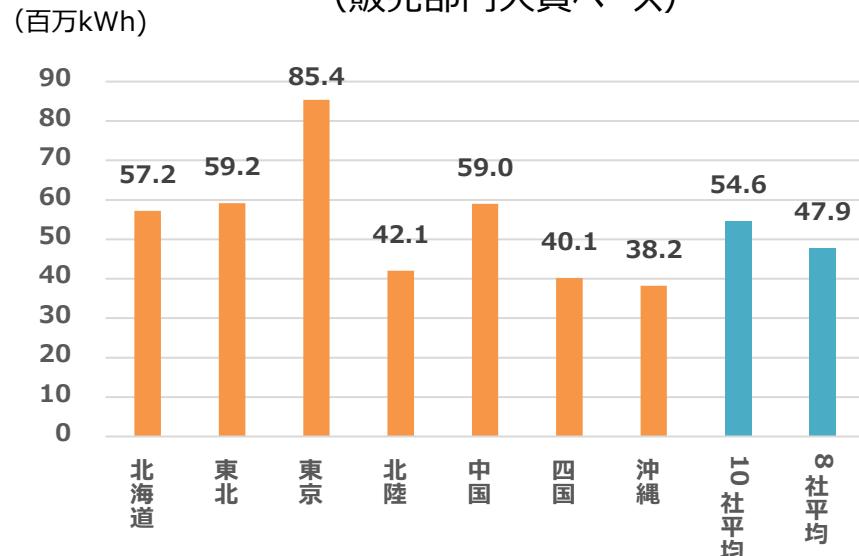
※総人員数は、経費対象人員数に再雇用者等の人員数を加えたもの。

【参考3】生産性の比較② (総販売電力量・小売販売電力量・売上高・契約口数／販売部門人員数)

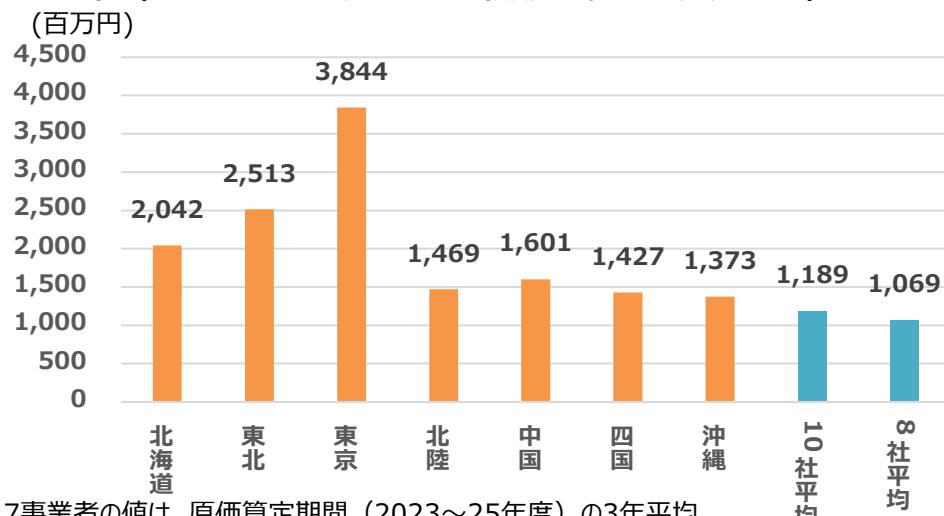
(1) 1人当たり総販売電力量 (卸含む)
(販売部門人員ベース)



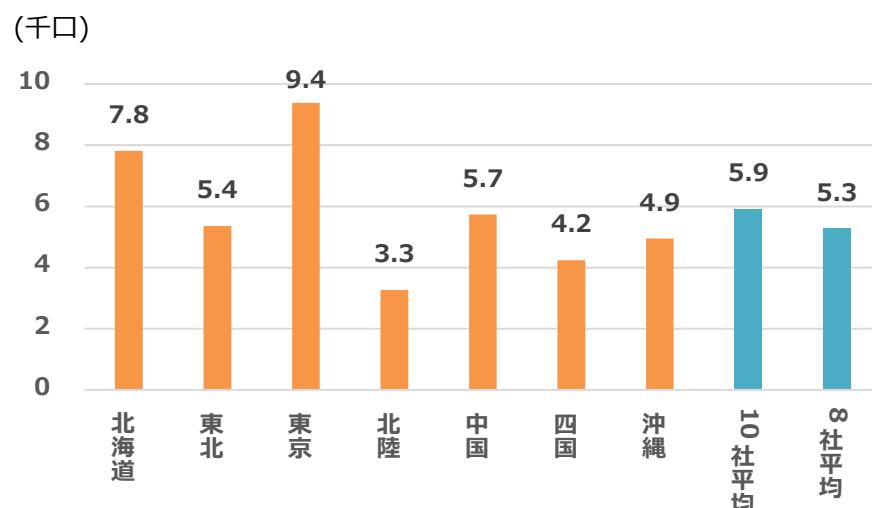
(2) 1人当たり小売販売電力量 (規制・自由部門)
(販売部門人員ベース)



(3) 1人当たり売上高 (販売部門人員ベース)



(4) 1人当たり契約口数 (販売部門人員ベース)



※7事業者の値は、原価算定期間 (2023~25年度) の3年平均。

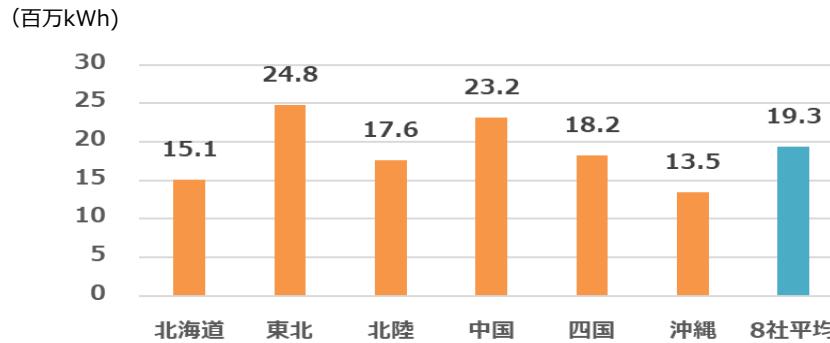
※10社平均の値は、7事業者に加えて、中部・関西・九州に対して2021年度の実績値を事務局で聴取し、それを踏まえて事務局で試算したもの。

※8社平均の値は、東電EPを除く6事業者に加えて、関西・九州に対して2021年度の実績値を事務局で聴取し、それを踏まえて事務局で試算したもの。

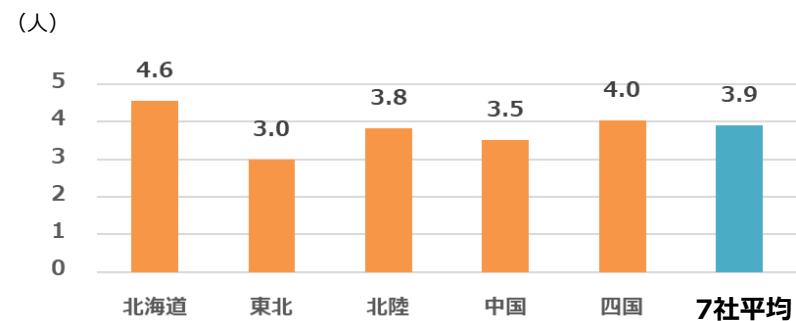
※販売部門人員数は、再雇用者・無期雇用者の人員数も含めたもの。

【参考3】生産性の比較③ (発電電力量／発電部門全体の人員数、発電部門人員数／発電所数)

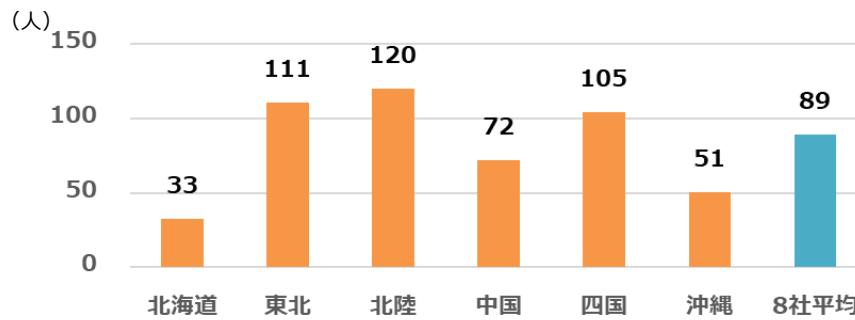
(1) 発電部門人員数当たりの発電電力量



(2) 水力発電所 1か所当たり人員数



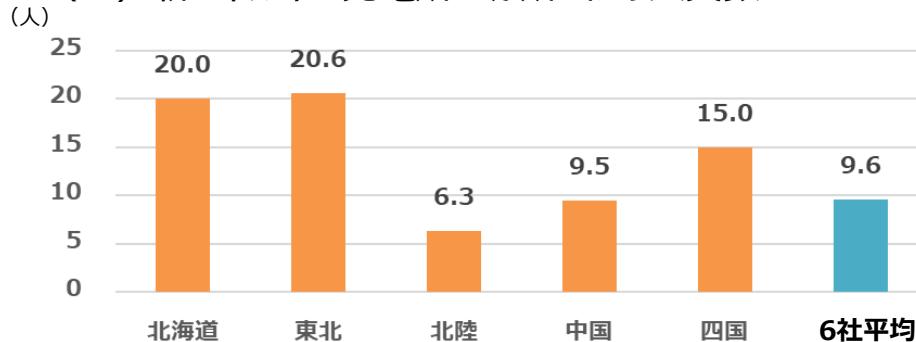
(3) 火力発電所 1か所当たり人員数



(4) 原子力発電所 1か所当たり人員数



(5) 新エネルギー発電所 1か所当たり人員数



※東電EPは発電部門人員を有さないため、上記の比較には含めていない。

※東電EPを除く6事業者の値は、原価算定期間（2023～25年度）の3年平均。

※発電電力量の8社平均値は資源エネルギー庁の統計値より引用。

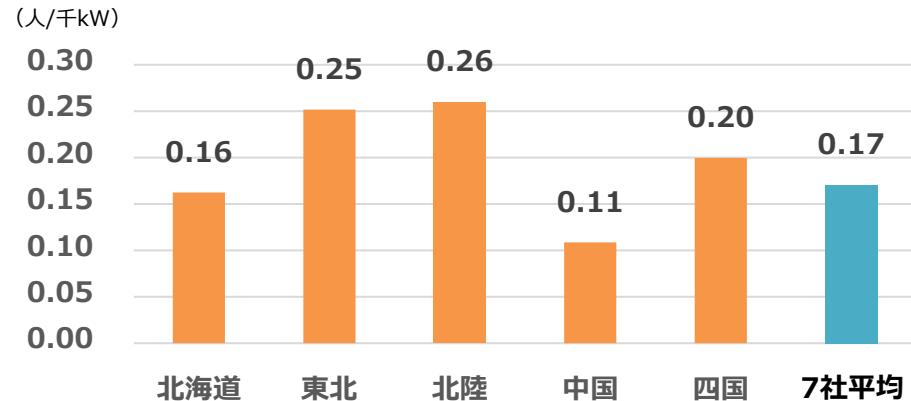
※発電部門人員数は、東電EP除く6事業者に加えて、関西・九州に対して実績値を事務局で聴取したもの。

※発電所数は資源エネルギー庁の統計値より引用（2022年8月時点の値）。

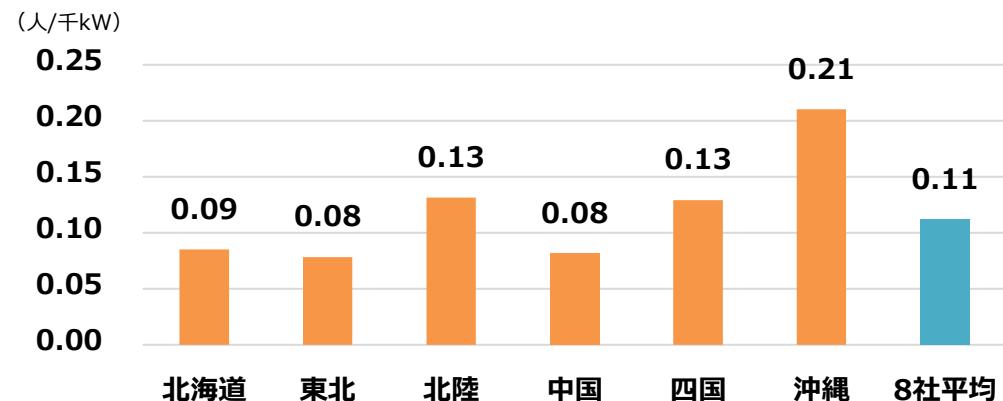
※6社平均値・7社平均値・8社平均値は、2021年度実績値（水力及び原子力は沖縄、新エネルギーは関西・沖縄を除く。）。

【参考3】生産性の比較④ (発電部門人員数／発電所の認可出力)

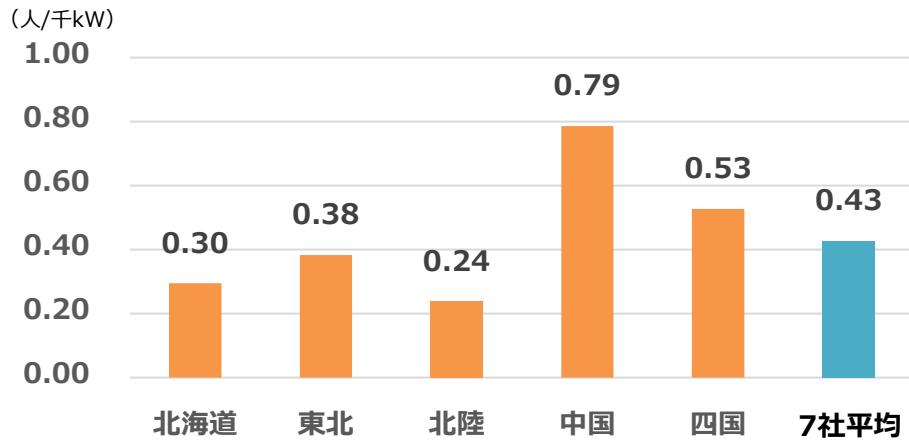
(1) 水力発電所認可出力当たり人員数



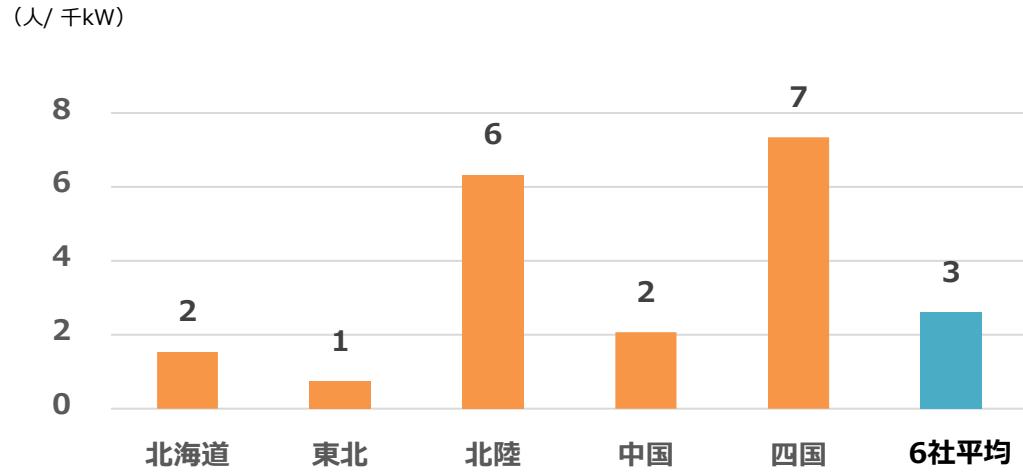
(2) 火力発電所認可出力当たり人員数



(3) 原子力発電所認可出力当たり人員数



(4) 新エネルギー発電所認可出力当たり人員数



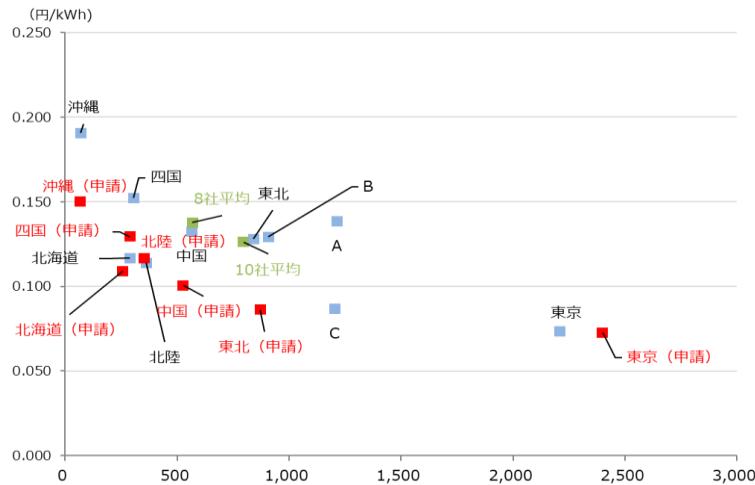
※東電EPは発電部門人員を有さないため、上記の比較には含めていない。

※東電EPを除く6事業者の値は、原価算定期間（2023～25年度）の3年平均。認可出力は資源エネルギー庁の統計値より引用（2022年8月時点）。

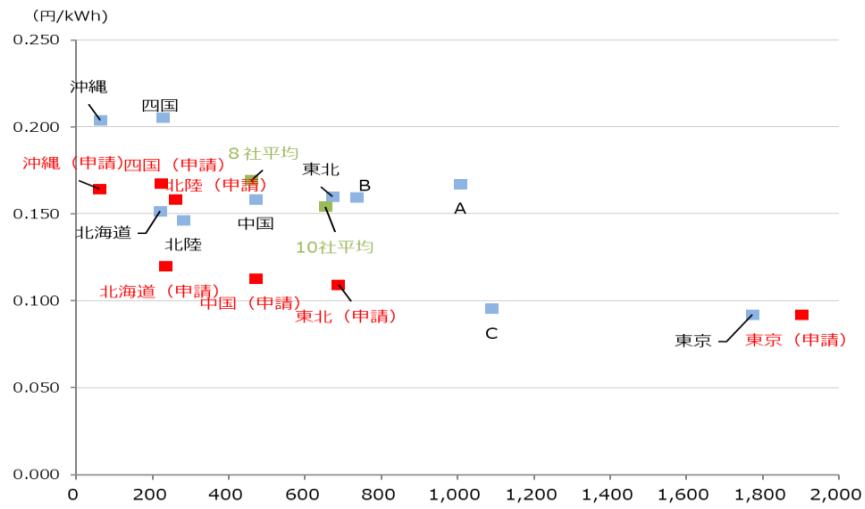
※上記の各事業者平均は2021年度実績値（水力及び原子力は沖縄、新エネは関西・沖縄を除く）。

【参考3】生産性の比較⑤ 分布図

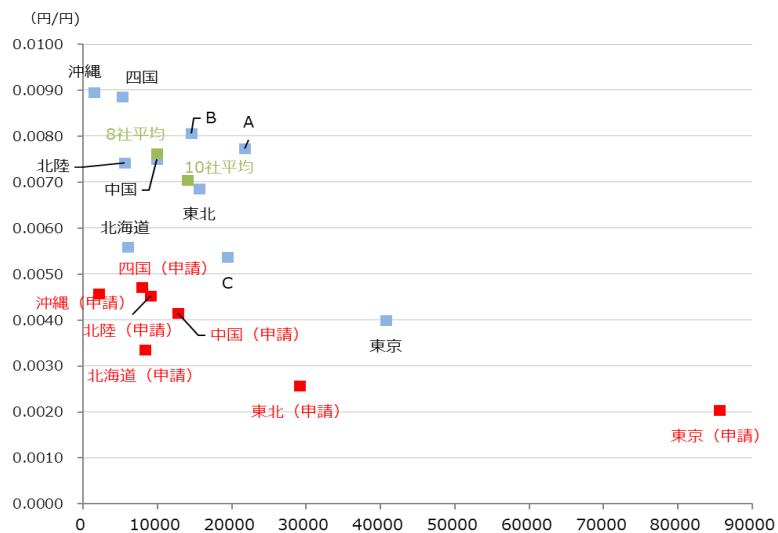
(1) 販売部門人件費（給料手当）／総販売電力量



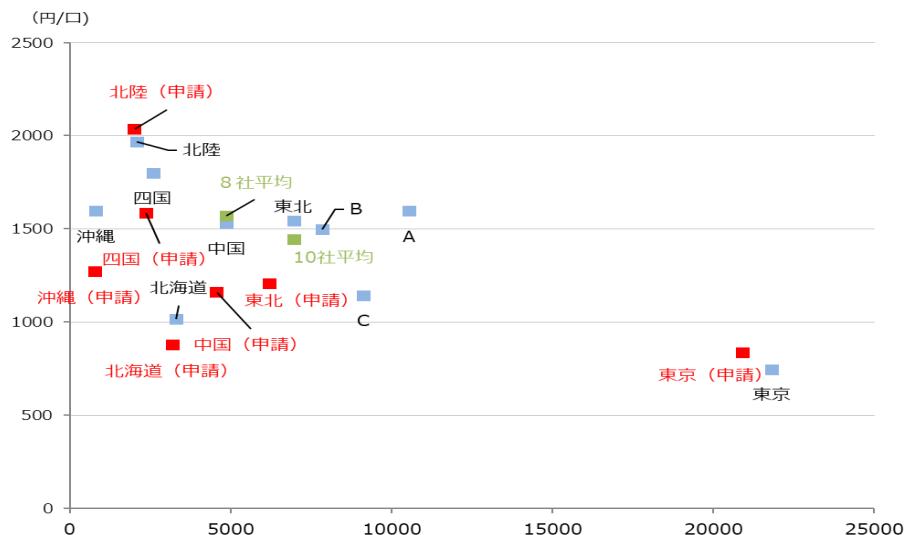
(2) 販売部門人件費（給料手当）／小売販売電力量



(3) 販売部門人件費（給料手当）／売上高



(4) 販売部門人件費（給料手当）／契約口数

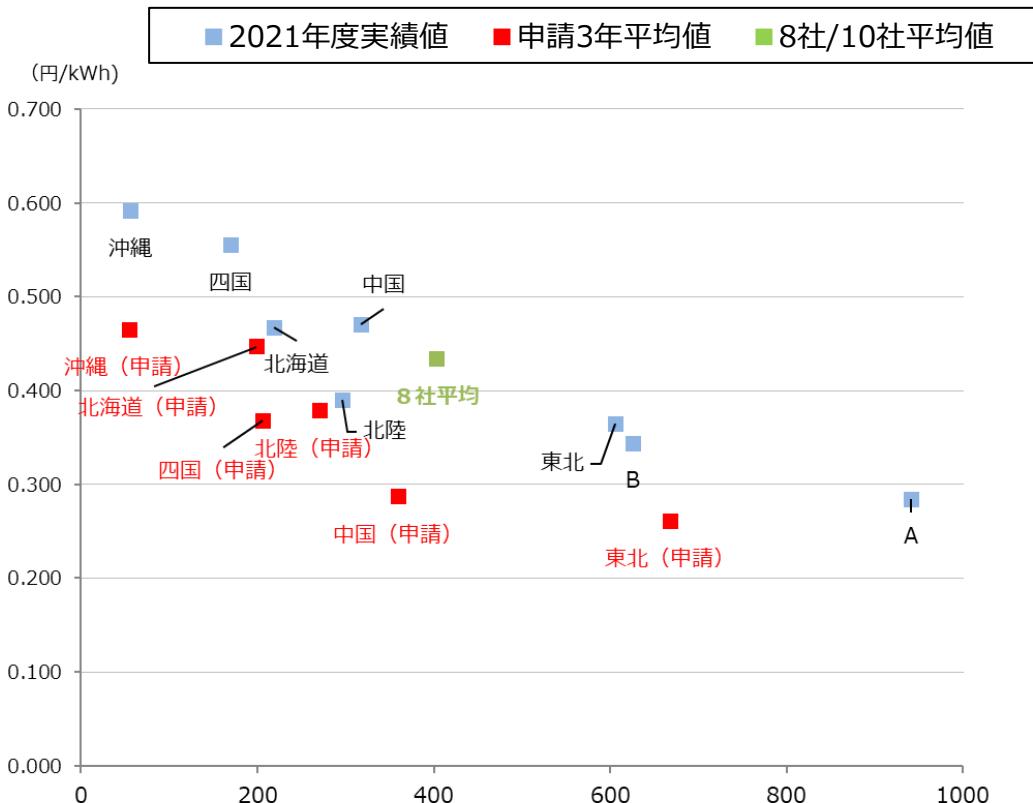


※2021年度実績は事務局より各事業者に実績を聴取したもの。

※人件費は、給料手当（東電EP・北陸・沖縄は給料手当+雑給（再雇用者等分））に、販売部門人員比率を乗じた数字。

【参考3】生産性の比較⑥ 分布図

(5) 発電部門人件費（給料手当）／発電電力量



※東電EPは発電部門人員を有さないため、上記の比較には含めていない。

※2021年度実績は事務局より各事業者に実績を聴取したもの。発電電力量は資源エネルギー庁の統計値より引用。

※人件費は、給料手当（東電EP・北陸・沖縄は給料手当+雑給（再雇用者等分））に、発電部門人員比率を乗じた数字。

【6－6. 人員計画・人件費】

①人員計画・人件費の概要

②人員計画

③人件費

過去の料金改定に織り込んだ人件費に係る効率化の達成状況

- 北海道電力・東北電力・東京電力EP・四国電力によれば、過去の料金改定（※）で料金原価に織り込んだ人件費の効率化について、当時の原価算定期間における達成状況は、以下のとおり。

※ 北海道電力・東北電力・四国電力の料金改定は2013年、原価算定期間は2013～15年度。東京電力EPの料金改定は2012年、原価算定期間は2012～14年度。

| | 効率化の織り込み | 達成状況に関する事業者の説明 |
|--------|---|--|
| 北海道電力 | <ul style="list-style-type: none">申請時点で織り込んだ目標額と査定額をあわせて、総額▲161億円の効率化額を織り込み。 | <ul style="list-style-type: none">未達<ul style="list-style-type: none">期待運用収益率の引上げ（0%→2.0%）が2013年度の会計年度に間に合わなかったことや、社員年収水準の引下げが2013年度途中からの実施であったことなどにより、<u>3年平均で▲149億円（12億円の未達）</u>となった。なお、2014年度：▲165億円、2015年度：▲163億円の2カ年については、それぞれ単年度で目標を達成している。 |
| 東北電力 | <ul style="list-style-type: none">人員数の削減分（▲9億円）を含め、▲321億円を削減。 | <ul style="list-style-type: none">未達<ul style="list-style-type: none">「給料手当等の削減」、「福利厚生制度の見直し」は、「賞与の引き下げ」、「健康保険料の事業主負担割合」に関する部分で未達。従業者のモチベーション、採用への影響等様々な要素を勘案した労使交渉の結果として、一部未達。なお、「役員給与の削減」、「退職金制度の見直し」、「委託検針・集金単価等の削減」等は達成。（人員数の削減含め効率化実績▲263億円） |
| 東京電力EP | <ul style="list-style-type: none">人員削減（▲210億円）や給与・賞与の削減（▲642億円）等により、人件費として▲1,024億円の削減を織り込み。 | <ul style="list-style-type: none">達成<ul style="list-style-type: none">▲1,024億円の削減目標に対し、<u>実績は▲1,428億円となり、▲403億円の深掘りを達成</u>。「人員削減」「給与・賞与の削減」「退職給与制度の見直し」については、計画を上回る削減を達成。その他「福利厚生制度の見直し」等については、計画どおりの削減を実施。 |
| 四国電力 | <ul style="list-style-type: none">採用抑制や年収水準の大幅引き下げ等による効率化目標（▲97億円）に、出向者人件費の大幅査定等（▲39億円）を上乗せした合計（▲136億円）を織り込み。 | <ul style="list-style-type: none">未達<ul style="list-style-type: none">採用抑制、転籍の拡大等により人件費の削減（原価比▲212人）等に取り組んだが、効率化額は▲97億円となり、39億円の未達。主な要因は以下2つ。<ul style="list-style-type: none">① 年収水準を2013年度から大幅に引き下げしたものの、若手離職者増加・採用応募者数の減少が顕著となったため、前回原価中に水準を一部復元。② 出向先人件費は、出向会社の業務運営に支障をきたさない範囲で段階的に出向者数を削減。なお、足下の2021年度では、前回原価比▲162億円の効率化（▲136億円に対し、▲26億円深掘り）。 |

各事業者の申請概要（人件費）①

- 各事業者における人件費の各費目の申請額は以下のとおり。（次ページに続く）

単位：百万円（単位未満は四捨五入）

| | 北海道 | | | 東北 | | | 東電EP | | | |
|---------|--------|---------------------|-----------------|--------|----------------|------------------|--------|-------------------|------------------|-------------------------------------|
| | 申請 | 現行原価 (2013-2015) | 原価比 | 申請 | 現行原価 (2013) | 原価比 | 申請 | 現行原価 (2012-14) | 原価比 | 【参考】 現行原価 (2012-14) 発電部門含む |
| 役員給与 | 243 | 104 | 139 | 265 | 135 | 130 | 122 | - | 122 | - |
| 給料手当 | 16,553 | 15,694 | 859 | 32,876 | 33,120 | ▲ 244 | 20,953 | 18,250 | 2,703 | 90,596 |
| 給料手当振替額 | ▲ 87 | ▲ 99 | 12 | ▲ 157 | ▲ 212 | 55 | ▲ 227 | ▲ 121 | ▲ 106 | ▲ 609 |
| 退職給与金 | 1,807 | 1,729 | 78 | 5,057 | 6,459 | ▲ 1,402 | 1,393 | 2,450 | ▲ 1,057 | 12,172 |
| 厚生費 | 3,381 | 2,942 | 439 | 6,519 | 6,710 | ▲ 191 | 3,385 | 3,312 | 73 | 16,927 |
| 法定厚生費 | 2,653 | 2,313 | 340 | 5,023 | 5,167 | ▲ 144 | 2,845 | 2,579 | 266 | 13,181 |
| 一般厚生費 | 729 | 629 | 100 | 1,496 | 1,543 | ▲ 47 | 540 | 733 | ▲ 193 | 3,746 |
| 委託集金費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,382 | ▲ 1,382 | 0 | 3,365 | ▲ 3,365 | 3,175 |
| 雑給 | 1,018 | 427 | 591 | 1,323 | 961 | 362 | 440 | 366 | 74 | 1,873 |
| 人件費（合計） | 22,916 | 20,798 | 2,118 (+10%) | 45,882 | 48,554 | ▲ 2,672 (▲6%) | 26,066 | 27,622 | ▲ 1,556 (▲6%) | 124,134 |

※「申請」は、原価算定期間（2023～25年度）の3年平均値。

※「現行原価」は、一定の配分比率によって法的分離前の送配電部門の原価を除いたもの。

各事業者の申請概要（人件費）②

単位：百万円（単位未満は四捨五入）

| | 北陸 | | | 中国 | | | 四国 | | | 沖縄 | | |
|---------|--------|----------------|----------------|--------|----------------|--------------------|--------|----------------|-------------------|-------|----------------|-------------------|
| | 申請 | 現行原価 (2008) | 原価比 | 申請 | 現行原価 (2008) | 原価比 | 申請 | 現行原価 (2013) | 原価比 | 申請 | 現行原価 (2008) | 原価比 |
| 役員給与 | 174 | 201 | ▲ 27 | 175 | 312 | ▲ 137 | 228 | 133 | 96 | 105 | 216 | ▲ 111 |
| 給料手当 | 16,629 | 17,154 | ▲ 525 | 23,621 | 35,025 | ▲ 11,404 | 15,016 | 16,247 | ▲ 1,231 | 4,782 | 5,960 | ▲ 1,178 |
| 給料手当振替額 | ▲ 170 | ▲ 96 | ▲ 74 | ▲ 228 | ▲ 538 | 310 | ▲ 168 | ▲ 44 | ▲ 124 | ▲ 46 | ▲ 65 | 19 |
| 退職給与金 | 1,336 | 2,072 | ▲ 736 | ▲ 37 | 4,347 | ▲ 4,384 | 983 | 1,974 | ▲ 991 | 532 | 1,100 | ▲ 568 |
| 厚生費 | 3,330 | 2,665 | 665 | 4,792 | 6,234 | ▲ 1,442 | 3,020 | 3,394 | ▲ 374 | 831 | 810 | 21 |
| 法定厚生費 | 2,685 | 2,338 | 347 | 3,876 | 4,828 | ▲ 952 | 2,362 | 2,534 | ▲ 172 | 754 | 687 | 67 |
| 一般厚生費 | 646 | 327 | 319 | 916 | 1,406 | ▲ 490 | 658 | 861 | ▲ 202 | 77 | 123 | ▲ 46 |
| 委託集金費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 283 | ▲ 273 | 205 | 104 | 101 |
| 雑給 | 2,833 | 691 | 2,142 | 800 | 308 | 492 | 461 | 489 | ▲ 28 | 205 | 555 | ▲ 350 |
| 人件費（合計） | 24,134 | 22,687 | 1,447 (+6%) | 29,124 | 45,689 | ▲ 16,565 (▲36%) | 19,551 | 22,477 | ▲ 2,926 (▲13%) | 6,613 | 8,680 | ▲ 2,067 (▲24%) |

※「申請」は、原価算定期間（2023～25年度）の3年平均値。

※「現行原価」は、一定の配分比率によって法的分離前の送配電部門の原価を除いたもの。

※中国の「申請」における退職給与金のマイナス（▲）表示は、過年度の株式市場好転による年金資産運用収益を原価算定期間償却することを織り込んだもの。

役員数・役員給与① (申請概要)

- 各事業者における役員数・役員給与の申請額は以下のとおり。

| | 北海道 | | | | | 東北 | | | | | 東電EP | | | | | 北陸 | | | | |
|---------------|-------------|----|------|----|---|------|----|------|----|---|------|----|--------------|------------------------------|----|------|----|------|----|--|
| | 申請原価 | | 現行原価 | | | 申請原価 | | 現行原価 | | | 申請原価 | | 現行原価 | | | 申請原価 | | 現行原価 | | |
| | 社内 | 社外 | 社内 | 社外 | 差 | 社内 | 社外 | 社内 | 社外 | 差 | 社内 | 社外 | (HD) | 社内 | 社外 | 社内 | 社外 | 差 | | |
| 人数 | 社内取締役 (常勤) | 8 | 0 | 11 | 0 | ▲3 | 8 | 0 | 15 | 0 | ▲7 | 4 | 0 | 現行原価への改定 時は役員報酬を 原価不算入 | 5 | 0 | 11 | 0 | ▲6 | |
| | 社外取締役 (非常勤) | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | +4 | 0 | 2 | | 0 | 4 | 0 | 0 | +4 | |
| | 社内監査役 (常勤) | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | ▲1 | 2 | 0 | | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | |
| | 社外監査役 (非常勤) | 0 | 4 | 0 | 3 | +1 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 1 | | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 | |
| | 合計 | 10 | 5 | 13 | 4 | ▲2 | 9 | 7 | 17 | 3 | ▲4 | 6 | 3 | | 7 | 7 | 13 | 3 | ▲2 | |
| 1人当たり平均 (百万円) | | 20 | 8 | 18 | 8 | - | 20 | 12 | 18 | 8 | - | 20 | - (原価不算入) | | 18 | 7 | 32 | 5 | - | |

| | 中国 | | | | | 四国 | | | | | 沖縄 | | | | | |
|---------------|-------------|----|------|----|----|------|----|------|----|----|------|----|------|----|----|-----|
| | 申請原価 | | 現行原価 | | | 申請原価 | | 現行原価 | | | 申請原価 | | 現行原価 | | | |
| | 社内 | 社外 | 社内 | 社外 | 差 | 社内 | 社外 | 社内 | 社外 | 差 | 社内 | 社外 | 社内 | 社外 | 差 | |
| 人数 | 社内取締役 (常勤) | 6 | 0 | 12 | 0 | ▲6 | 8 | 0 | 12 | 0 | ▲4 | 4 | 0 | 13 | 0 | ▲9 |
| | 社外取締役 (非常勤) | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | ▲1 | 0 | 2 | 0 | 1 | +1 | |
| | 社内監査役 (常勤) | 1 | 0 | 3 | 0 | ▲2 | 1 | 0 | 2 | 0 | ▲1 | 1 | 0 | 2 | 0 | ▲1 |
| | 社外監査役 (非常勤) | 0 | 3 | 0 | 4 | ▲1 | 0 | 5 | 0 | 3 | +2 | 0 | 1 | 0 | 3 | ▲2 |
| | 合計 | 7 | 4 | 15 | 5 | ▲9 | 9 | 5 | 14 | 4 | ▲4 | 5 | 3 | 15 | 4 | ▲11 |
| 1人当たり平均 (百万円) | | 20 | 8 | 43 | 14 | - | 20 | 9 | 18 | 8 | - | 20 | 5 | 21 | 5 | - |

【参考】国家公務員指定職の
年収概算 (経済産業省試算)
(単位: 万円)

| 年収概算 |
|------------------------|
| 指定職俸給表8号俸 (事務次官等) |
| 2,317 |
| 指定職俸給表6号俸 (外局の長官等) |
| 2,041 |
| 指定職俸給表4号俸 (内部部局の長等) |
| 1,765 |
| 単純平均 |
| 2,041 |

※監査等委員会設置会社である北海道・東北・中国・四国は、現在、監査等委員である取締役が監査役と同様の職務を担っているため、監査等委員については、社内・社外・常勤・非常勤の区分に基づき、監査役の欄に整理。

※各社の「現行原価」の役員数は法的分離前の送配電分も含む。沖縄は、現在も一休会社であるものの、申請値は送配電分を除いた値。

※国家公務員指定職の年収は内閣総理大臣決定による。

※国家公務員指定職の年収概算は経済産業省によるものであり、調整額（令和3年12月のボーナス引き下げ額）及び令和4年人事院勧告は考慮していない。

役員数・役員給与②（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- 役員数は最大限の効率化努力を前提に、業務執行上、必要不可欠なものとなっているか。
- 役員給与について、料金審査要領などに照らして、適正な水準となっているか。

【審査の結果】

- 社内役員（取締役・監査役）について、それぞれの社内取締役に担当部門が割り振られていることを確認した。また、社内監査役の人数も、必要不可欠な範囲と考えられる。
- 社内役員の給与水準について、7事業者とも、料金審査要領に基づき、国家公務員の指定職（平均）の給与水準となっており、適正である。
- 社外役員（取締役・監査役）を増員している事業者に関し、コーポレートガバナンスの強化との関係も踏まえ、役員の担務を個別に確認した。その結果、コーポレートガバナンス・コード（東証プライム市場の上場企業に求められている企業統治）への対応として、取締役会の3分の1以上を社外取締役としているが、社外取締役数の割合が過半数を超えていた事業者はいなかった。また、ほとんどの社外役員は、取締役会における審議のみならず、指名・報酬委員会の委員なども担務しており、不適切な増員とは言えないと考えられる。
- 社外役員の給与水準について、東北・四国の1人当たり給与水準が、過去の託送料金や規制料金の査定水準（1人当たり800万円）よりも高い水準となっているところ、最大限の効率化努力を求めるこことし、過去の査定水準を超える部分は、原価算入を認めない。

従業員 1 人当たりの年間給与水準① (申請概要 : 算定方法)

- 各事業者における従業員 1 人当たりの年間給与水準の申請概要は以下のとおり。

(単位 : 万円)

| | 申請原価 | 賃金構造 基本統計調査 | 3公益業種平均 (各事業者補正值) | | | | 地域補正 係数 | 賃上げ反映 |
|------|--------------------------------------|----------------|-------------------|-----|-----|-----|------------|---------------------------------|
| | | | ガス | 水道 | 鉄道 | 平均 | | |
| 北海道 | 619 | 578.5 | 720 | 584 | 642 | 649 | 1.008 | - |
| 東北 | 626 | 578.5 | 756 | 623 | 678 | 686 | 0.992 | - |
| 東電EP | 744 ^{※1} | - | - | - | - | - | - | 3% : 2023年度 1% : 2024、2025年度 |
| | (738) <small>※2 : メルクマール値</small> | 578.5 | 783 | 644 | 716 | 714 | 1.142 | - |
| 北陸 | 641 | 598.5 | 745 | 575 | 671 | 664 | 0.974 | 1.5%／年度 |
| 中国 | 612 | 578.5 | 772 | 625 | 686 | 694 | 0.962 | - |
| 四国 | 640 | 598.5 | 782 | 607 | 699 | 696 | 0.989 | - |
| 沖縄 | 672 | 578.5 | 809 | 630 | 720 | 720 | 0.985 | 3%／年度 |

※1 : 東電EPは2021年度の1人当たり給与支給実績（現行水準）に超過労働給与として整理すべき当直手当・特別労働手当・特定勤務手当が含まれており、これらの手当を除いた場合の1人当たり給与水準は739万円となる。

【算定方法の整理】

賃金構造基本統計調査

①全産業・正社員・1,000人以上の統計値

②3公益業種の平均値

- ガス・水道・鉄道の1,000人以上の統計値
- 各年収単価区分（学歴別の年齢・勤続年数の年収単価）に該当する各事業者の従業員数を当てはめて1人当たり平均値を算出し、3業種を単純平均

①・②の単純平均



③地域補正



④賃上げ反映



1人当たり給与水準

従業員1人当たりの年間給与水準②（申請概要：統計の参考年等の差異）

- 料金審査要領などに基づいて算定する従業員1人当たりの年間給与水準について、各事業者によって、以下のとおり、統計値の参考年などの違いがある。（次ページに続く）

＜①各事業者における賃金構造基本統計調査（賃構調査）の参考年との違い＞

- ▶ **北海道・東北・東電EP・中国・沖縄は令和3年調査、北陸・四国は令和元年調査を参考。** 北陸・四国によれば、賃構調査を行った厚生労働省の指摘（※）を踏まえ、新型コロナ禍の影響を受けていない令和元年調査を参考。（※令和2年及び令和3年調査の公表時に、新型コロナ禍の影響で令和元年以前と比べて要件を満たす労働者の割合が減少し、公表値もその影響を受けている可能性があるため、結果の活用にあたって留意が必要である旨を指摘。）

（単位：万円）

| | ガス | 水道 | 鉄道 | 平均 | 年度 |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|------|
| 賃構調査 (全産業・正社員) | | | | 579 | 令和3年 |
| | | | | 581 | 令和2年 |
| | | | | 599 | 令和元年 |
| 3公益 業種平均 | 674 | 581 | 576 | 610 | 令和3年 |
| | 651 | 578 | 589 | 606 | 令和2年 |
| | 631 | 553 | 594 | 593 | 令和元年 |

北海道・東北・東京・中国・沖縄の参考値

北陸・四国の参考値

＜②3公益業種の平均値の算定に用いる従業員数の集計時点の違い＞

- 各事業者における集計時点は、以下のとおり。
- 北海道・東北・東電EP：2021年度末の実績値、北陸：2020年6月の実績値、中国・四国：2022年4月1日時点の実績値。
- 沖縄：2023～25年の労務構成（想定値）を基に算定。

従業員1人当たりの年間給与水準③（申請概要：地域補正係数・賃上げの取扱い）

＜③地域補正係数の算定方法の違い＞

- 料金審査要領においては、消費者物価指数、人事院の「国家公務員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づく地域別の民間給与との較差」、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」等を参考に判断する旨の記載があるところ、各事業者は、以下の地域補正係数を適用。

| | 地域補正係数 | 地域補正係数の算定方法 |
|------|--------|--|
| 北海道 | 1.008 | 令和3年消費者物価地域差指数の北海道値 |
| 東北 | 0.992 | 令和3年消費者物価地域差指数から、各拠点（東北地域及び東京）の同指数を従業員数で加重平均 |
| 東電EP | 1.142 | 同社の都道府県別従業員数を、賃構調査2021（10人以上）の都道府県別平均年収の単価に当てはめて加重平均 |
| 北陸 | 0.974 | 人事院「地域別の民間給与との較差（2012年）」を採用し、「中部地域：全国」で算定 |
| 中国 | 0.962 | 人事院「地域別の民間給与との較差（2012年）」に「令和3年消費者物価地域差指数」の伸び率を反映し算定 |
| 四国 | 0.989 | 令和3年消費者物価地域差指数の四国地方値 |
| 沖縄 | 0.985 | 令和3年消費者物価地域差指数の沖縄地方値 |

＜④賃上げの反映の有無＞

- 全産業向けの政府の賃上げ要請を踏まえ、東電EPは「2024年は3%、2025・2026年は1%」、北陸は「1.5%／年」、沖縄は「3%／年」の賃上げを料金原価に織り込み。

※岸田内閣総理大臣のコメント概要（2022.7.22 経団連 夏季フォーラム講演）

- ✓ 成長と分配の好循環を実現するための鍵は、持続的な賃上げである。
- ✓ 3%以上の賃上げを実現してもらいたい。
- ✓ 経済界の皆様方には、賃上げは次の成長への投資である、あるいは企業の社会的責任である。こうしたことを改めて御認識いただければと思う。
- ✓ 賃上げ税制、開示ルールの整備など、賃上げしやすい雰囲気を醸成するため、政府としても総合的な取組を進める。
- ✓ 今後も今年以上の持続的な賃上げが求められる。

【参考】消費者庁における主なチェックポイント

消費者庁資料を
一部加工

公共料金等の新規設定や変更の協議に当たっての 消費者庁における主なチェックポイント

令和4年8月19日
消費者庁

①決定過程の透明性の確保

- 所管省庁の審議会等における審議過程が公表されているか

②消費者参画の機会の確保

- パブリック・コメント等の実施により、利用者等の意見を聴取しているか
- 所管省庁の審議会等において、消費者団体等を参画させているか
- 認可等の後、改定内容に関して消費者に分かりやすく丁寧な説明に努めることとしているか

③料金の適正性の確保

- 法令等に基づいた適切な料金が算出されているか
 - ・能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えていないか
 - ・不当な便乗値上げとなっていないか
 - ・料金の算定に賃上げが適正に見込まれているか
- 料金の算定基準等が公表されているか

従業員1人当たりの年間給与水準④（審査の結果①）

- 参照する統計値などの各論点について、以下のとおり整理する。
- なお、地方議員を兼務している従業員について、議員活動分に対する給与については、7事業者ともに原価算入していないことを事務局で確認した。

- ✓ 整理1：下記①と②の統計値の参考年について、事業者の恣意性を排除する観点から、現時点における最新の2022年賃構調査（2023年3月17日に厚生労働省より公表）を参照する。
- ✓ 整理2：下記②の3公益業種の平均値の算定に用いる従業員数の集計時点について、事業者の恣意性を排除する観点から、最新の2022年度末の実績値を用いる。
- ✓ 整理3：下記③の地域補正係数の算定について、料金審査要領では、消費者物価地域差指数・賃構調査・人事院調査（※）などを参考にすることとなっているが、人事院調査は10年前のもので古く、直近の状況が反映されているとは言えないため、消費者物価指数又は賃構調査を参考することとする。また、賃構調査を用いる場合は、「1,000人以上」の統計値を参照する。
※国家公務員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づく地域別の民間給与との較差
- ✓ 整理4：賃上げの反映について、「エスカレーションについては、原則として認めない」という料金審査要領に従って認めない。（詳細は次ページ参照）

【算定方法の整理：審査の結果】

①全産業・正社員・1,000人以上の統計値

②3公益業種の平均値

- ガス・水道・鉄道の1,000人以上の統計値
- 各年収単価区分（学歴別の年齢・勤続年数の年収単価）に該当する各事業者の従業員数を当てはめて1人当たり平均値を算出し、3業種を単純平均

①・②の単純平均



③地域補正

1人当たり年間給与水準

従業員1人当たりの年間給与水準⑤（審査の結果②：賃上げの取扱い）

- 今回の料金改定申請で、一部の事業者は賃上げ（最大3%/年）を織り込んでいるところ、料金審査要領においては、賃上げは原則として認められない。また、パブリックコメント（国民の声）では人件費の削減を求める声もあり、慎重な審査が必要である。
- 一方で、消費者庁における主なチェックポイントでは、「料金の算定に賃上げが適正に見込まれているか」が挙げられている。
- こうした中、料金審査要領の原則を尊重しつつ、以下のとおり査定する。
 - ①料金審査要領の原則に基づき、厳格に査定を行うこととして、人件費のうち賃上げ分の原価算入を認めない。
 - ②一方、2023年3月に、厚生労働省から最新の賃構調査（2022年）の統計値が公表されたことから、当該最新の統計値に基づく再算定を行い、原価上の人件費が、申請額を上回らない範囲で変わることは許容する（これは過去の審査とも整合的である。）。

【試算値：2022年賃金構造基本統計調査値に基づく従業員1人当たりの給与水準（2022年度末人員）】

（単位：万円）

| 試算値 | 全産業・正社員・ 1,000人以上 | 3公益業種平均（各事業者補正值） | | | | 地域補正 ※1 | |
|------|----------------------|------------------|-----|-----|-----|------------|-------|
| | | ガス | 水道 | 鉄道 | 平均 | | |
| 北海道 | 628 | 595.3 | 775 | 573 | 601 | 650 | 1.008 |
| 東北 | 632※2 | 595.3 | 815 | 605 | 638 | 686 | 0.992 |
| 東電EP | 745 | 595.3 | 852 | 620 | 677 | 716 | 1.135 |
| 北陸 | 624 | 595.3 | 796 | 591 | 615 | 667 | 0.989 |
| 中国 | 635 | 595.3 | 826 | 607 | 640 | 691 | 0.988 |
| 四国 | 637 | 595.3 | 826 | 611 | 642 | 693 | 0.989 |
| 沖縄 | 644 | 595.3 | 860 | 616 | 660 | 712 | 0.985 |

※1：地域補正について、東電EPは賃構調査（2022年）を、その他事業者は消費者物価指数（2021年）を用いた数字（詳細は、第41回料金制度専門会合 資料7を参照）。

※2：東北について、機械的に試算すると636万円／人になるものの、人件費の申請額を上回らない範囲で許容することから、632万円／人となる。

従業員1人当たりの超過労働給与

【申請概要】

- 各事業者の従業員1人当たりの超過労働給与は、以下のグラフのとおり。

【審査における論点】

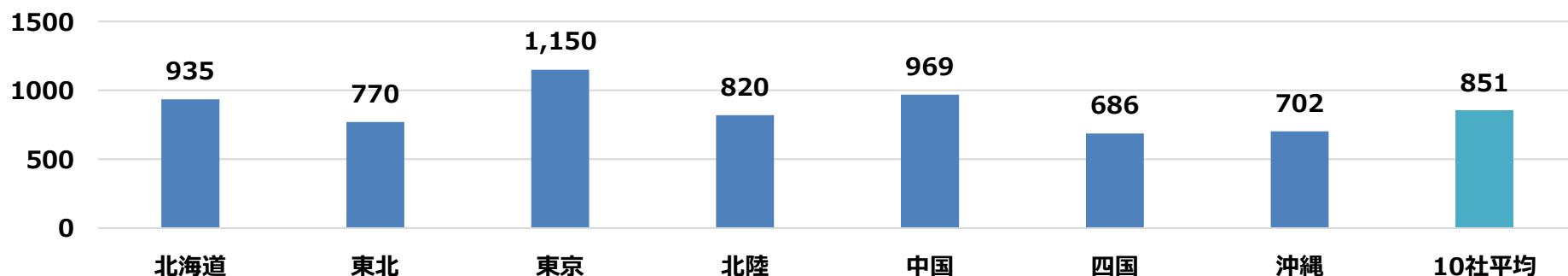
- 超過労働給与は、事業の性質や景気によって左右され、全産業との比較は適当ではないため、他のみなし小売電気事業者と比較して査定することとしてはどうか。また、超過労働給与に含める手当は、どの範囲を対象とするか。

【審査の結果】

- みなし小売電気事業者10社平均（2021年度）の水準と各事業者の申請額を比べた結果、北海道・東電EP・中国が10社平均の水準を上回っており、この超過分は原価算入を認めない。
- 超過労働給与に含める手当は、年間給与水準に含まれない、「時間外手当」、「深夜手当」、「当直手当」、「特別労働手当」、「特定勤務手当」とする。

(単位：千円)

従業員1人当たり超過労働給与（原価算定期間の3年平均）



※10社平均の値は2021年実績の平均値。

出向者給与負担①（申請概要）

- 各事業者が料金原価に算入した出向先及び人数は以下のとおり。（次ページに続く）

【北海道電力】24団体・事業者224名

| 出向先 | 人数 |
|---------------------------|----|
| 北電興業(株) | 2 |
| 北海道パワーエンジニアリング(株) | 41 |
| 北電総合設計(株) | 2 |
| ほくでん情報テクノロジー(株) | 1 |
| ほくでんサービス(株) | 78 |
| ほくでんエコエナジー(株) | 5 |
| 北海道電力ネットワーク(株) | 59 |
| 石炭資源開発(株) | 1 |
| 日本原燃(株) | 5 |
| 環境省 | 1 |
| 原子力発電環境整備機構 | 4 |
| 使用済燃料再処理機構 | 2 |
| 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 | 1 |
| 森バイナリーパワー合同会社 | 3 |
| 北海道バイオマスエネルギー(株) | 1 |
| (株)ほくでんソシエ | 6 |
| 石狩 LNG 栄橋(株) | 1 |
| 関西電力(株) | 1 |
| 四国電力(株) | 2 |
| 日本原子力発電(株) | 3 |
| 一般社団法人電力中央研究所 | 1 |
| 一般社団法人海外電力調査会 | 1 |
| 原子力エンジニアリング(株) | 2 |
| (株)グリーンパワーインベストメント | 1 |

【東北電力】26団体・事業者174名

| 出向先 | 人数 |
|---------------------------|----|
| 株式会社 BWR 運転訓練センター | 1 |
| 株式会社ユアテック | 6 |
| 株式会社東日本テクノサーバイ | 2 |
| 株式会社東北開発コンサルタント | 4 |
| 荒川水力電気株式会社 | 2 |
| 石炭資源開発株式会社 | 2 |
| 通研電気工業株式会社 | 3 |
| 株式会社トインクス | 15 |
| 東北ポートサービス株式会社 | 1 |
| 東北ポール株式会社 | 2 |
| 東北計器工業株式会社 | 3 |
| 東北自然エネルギー株式会社 | 26 |
| 東北電機製造株式会社 | 2 |
| 東北電力エナジートレーディング株式会社 | 20 |
| 東北発電工業株式会社 | 22 |
| 東北緑化環境保全株式会社 | 1 |
| 日本原燃株式会社 | 15 |
| 東北電力ソーラー e チャージ株式会社 | 11 |
| 東北電力リニューアブルエナジー・サービス株式会社 | 13 |
| 鳥海南バイオマスパワー株式会社 | 5 |
| 一般財団法人省エネルギーセンター | 2 |
| 一般社団法人海外電力調査会 | 3 |
| 原子力エネルギー協議会 | 1 |
| 原子力発電環境整備機構 | 7 |
| 使用済燃料再処理機構 | 3 |
| 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 | 2 |

※東京電力EPは、出向者給与を料金原価に算入していない。

出向者給与負担② (申請概要)

【中国電力】26団体・事業者210名

| 出向先 | 人数 |
|---------------------------------|----|
| 株式会社エネルギア L & B パートナーズ | 1 |
| 中電プラント株式会社 | 9 |
| 中電環境テクノス株式会社 | 15 |
| 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ | 2 |
| 株式会社エネルギア・ビジネスサービス | 74 |
| 水島エルエヌジー株式会社 | 6 |
| 株式会社パワー・エンジニアリング・アンド・トレーニングサービス | 20 |
| 株式会社アドフレックス | 2 |
| 中国高圧コンクリート工業株式会社 | 1 |
| 瀬戸内共同火力株式会社 | 3 |
| 大崎クールジェン株式会社 | 37 |
| 株式会社エネルギア・スマイル | 6 |
| イーモル工業株式会社 | 2 |
| 一般財団法人エネルギー総合工学研究所 | 1 |
| 日本原燃株式会社 | 10 |
| 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 | 1 |
| 日本エネルギー法研究所 | 1 |
| 一般社団法人日本電気協会 | 2 |
| 一般社団法人海外電力調査会 | 1 |
| 株式会社 BWR 運転訓練センター | 1 |
| 一般財団法人日本エネルギー経済研究所 | 1 |
| 石炭資源開発株式会社 | 1 |
| 原子力発電環境整備機構 | 4 |
| 一般社団法人原子力安全推進協会 | 4 |
| 世界原子力発電事業者協会東京センター | 3 |
| 使用済燃料再処理機構 | 2 |

【北陸電力】7団体・事業者15名

| 出向先 | 人数 |
|------------------|----|
| 使用済燃料再処理機構 | 2 |
| 石炭資源開発株式会社 | 1 |
| 北電テクノサービス株式会社 | 3 |
| 福井都市ガス株式会社 | 5 |
| 北陸電力ウェイズスマイル株式会社 | 2 |
| 一般財団法人省エネルギーセンター | 1 |
| 氷見ふるさとエネルギー株式会社 | 1 |

【四国電力】6団体・事業者43名

| 出向先 | 人数 |
|----------------|----|
| 四電エンジニアリング株式会社 | 17 |
| 四国計測工業株式会社 | 12 |
| 原子力発電環境整備機構 | 3 |
| 日本原燃株式会社 | 8 |
| 石炭資源開発株式会社 | 2 |
| 一般社団法人海外電力調査会 | 1 |

【沖縄電力】7団体・事業者12名

| 出向先 | 人数 |
|---------------------------|----|
| 沖電グローバルシステムズ株式会社 | 2 |
| FRT株式会社 | 4 |
| 一般社団法人日本電気協会 | 1 |
| 沖縄電力健康保険組合 | 2 |
| 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 | 1 |
| 三菱パワー株式会社 | 1 |
| 一般財団法人電力中央研究所 | 1 |

出向者給与負担③（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- 各事業者が料金原価に算入した関係団体・企業への出向者の給与負担に関し、出向者の業務が、電気事業の遂行に必要かつ有効であると認められるものであるかどうか。
- また、他の電力会社や小売電気事業者などとの間で、自由競争の環境にある発電・小売分野の企業への出向となっていないか。

【審査の結果】

- 以下の関係団体・企業への出向者の給与負担は原価算入を認めない。（次ページに続く）

| 申請事業者 | 企業名 | 事業概要 | 出向者の業務 | 査定理由 | 過去の査定 | グループ |
|-------------------------|-----|---|--|---|-------|------|
| 北海道 環境省 | | 地球環境保全、公害防止、自然環境の保護、整備その他の環境の保全等の環境問題を担当する行政機関 | 脱炭素に向けた取り組みを加速化するための「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用した各事業に係る支援基準設定、寒冷地の脱炭素化に向けた取り組み検討業務 | 電気事業の遂行と密接に関連しているとは言い難いため | | |
| 北海道 関西電力株式会社 | | 電気事業、熱供給事業、電気通信事業、ガス供給事業 等 | 原子力発電所における当直業務 等 | みなし小売電気事業者のため | | |
| 北海道 四国電力株式会社 | | 電気事業、情報通信事業、エネルギー事業、建設・エンジニアリング事業、電気機器等の製造、電気事業に関連する研究開発などの事業 | 原子力発電所における当直業務 等 | みなし小売電気事業者のため | | |
| 北海道 北海道パーエンジニアリング株式会社 | | 火力発電による卸供給、火力・原子力発電設備の保守 等 | 北海道電力の火力発電設備の定期検査工事に関する業務等 | 発電事業届出事業者として届出をしている事業者のため、発電事業に従事する者は査定 | ○ | ○ |
| 北海道 まくでんエコエナジー株式会社 | | 水力発電による卸供給、水力発電設備の保守、新エネ関連事業 等 | 水力発電設備の保守・管理 | 発電事業届出事業者として届出をしている事業者のため | ○ | ○ |
| 北海道 森バイナリーパワー合同会社 | | 北海道茅部郡森町における地熱バイナリー発電事業 | 電気主任技術者としての電気工作物の工事、維持および運用に関する保安の監督等、ボイラー・タービン主任技術者としての電気工作物の工事、維持および運用に関する保安の監督等、発電設備の維持および運用、および自治体等との対応業務等 | 発電事業を行う事業者のため | | |
| 北海道 北海道バイオマスエネルギー株式会社 | | 未利用間伐材を活用した小型分散型の木質バイオマス発電事業 | 設備の運用 管理、保全・改良に関する計画の立案、実施、評価 等 | 発電事業を行う事業者のため | | |
| 北海道 石狩 LNG 桟橋株式会社 | | 石狩 LNG 基地のうち LNG 運搬船から LNG 燃料を受け入れる設備を当社と北海道ガスへ賃貸する事業 | 関係書類の決裁手続き、取締役会対応、関係箇所への提出資料の確認 等 | ガス事業に寄与する業務も行っているため | | ○ |
| 北海道 株式会社グリーンパワーインベントメント | | 再生可能エネルギーによる発電を含む発電事業全般 | 石狩湾洋上風力発電事業に係る開発および建設業務 | 発電事業を行う事業者のため | | |
| 北海道 原子力エンジニアリング株式会社 | | 原子力発電所の建設、運転、保守、プラント廃止に関わるエンジニアリング | 原子力発電所の再稼働に起動準備および運転再開後の運用等の支援業務 | 他のみなし小売電気事業者（関西電力）の子会社のため | | |

※「過去の査定」欄の「○」は、過去の料金改定審査で原価算入を認めたもの。「グループ」欄の「○」は、グループ企業に該当するもの。

出向者給与負担④ (審査の結果)

| 申請事業者 | 企業名 | 事業概要 | 出向者の業務 | 査定理由 | 過去の査定 | グループ |
|-------|---------------------|--|---|--|-------|------|
| 東北 | 東北自然エネルギー株式会社 | ・水力発電所の開発・運転・保守 ・地熱蒸気供給、地熱・水力発電事業 ・太陽光発電事業 | ・発電設備の工事計画策定・地点開発に係る自治体協議・発電設備保守業務、巡視点検、修繕工事・河川法許認可対応・地熱発電所蒸気基地の運営 ・発電所運転・業務品質管理 等 | 発電事業届出事業者として届出をしている事業者のため | ○ | ○ |
| 東北 | 東北電力エナジートレーディング株式会社 | ・電力・燃料を中心としたエネルギー取引 | ・デリバティブを活用した燃料価格変動リスクへの対応 ・燃料トレーディングによる需給変動への対応 | 登録小売電気事業者として登録された事業者のため | | ○ |
| 東北 | 鳥海南バイオマスパワー株式会社 | ・バイオマス発電による電気供給事業 | ・外航船の受入・荷役、発電所までのトラック輸送、在庫管理等の管理業務 | 発電事業届出事業者として届出をしている事業者のため | | ○ |
| 東北 | 原子力エネルギー協議会 | ・原子力事業者に対する効果的な安全対策導入への提言 | ・同組織が行う、原子力産業界全体における共通の課題に取り組み、効果的な安全対策の導入を促す活動等を支援 | 電気事業の遂行に必要不可欠とは言い難いため。 | | |
| 北陸 | 福井都市ガス株式会社 | ・都市ガス事業 ・小売電気事業の販売代理等 | ・保安関係業務・経営企画、料金企画、電気・ガスのセット販売 | 登録ガス小売事業者として登録された事業者のため | | ○ |
| 中国 | 株式会社エネルギー・ビジネスサービス | ・中国電力分およびNW分の経理・労務等の間接業務 | ・中国電力分およびNW分の経理・労務等の間接業務の実施 | NW業務従事者については、発電・小売事業の遂行と密接に関連しているとは言い難いため。 | | ○ |
| 中国 | 水島エルエヌジー株式会社 | ・液化天然ガス受入基地運営事業、ガス導管事業 | ・LNG船受入、荷役、貯蔵管理およびLNG基地設備運用管理 | 特定ガス導管事業者として、届出された事業者のため | | ○ |
| 中国 | 瀬戸内共同火力株式会社 | ・火力発電事業 | ・火力発電事業の実施 | 発電事業を行う事業者のため | | ○ |
| 中国 | 日本エネルギー法研究所 | ・エネルギーに関する法的諸問題の調査研究等 | ・エネルギー関連法の研究業務、大学教授等の専門家により構成される研究班の幹事業務 | 電気事業の遂行と密接に関連しているとは言い難いため。 | | |
| 中国 | 一般財団法人日本エネルギー経済研究所 | ・国際エネルギー動向・情報についての収集、整理、分析 わが国のエネルギー市場、産業の動向分析等 | ・国際エネルギー動向についての情報収集・分析、エネルギー市場、産業の動向分析等 | 電気事業の遂行と密接に関連しているとは言い難いため。 | | |
| 沖縄 | FRT株式会社 | ・データセンター(DC)事業 ・コンタクトセンター事業 | ・電気料金の調定、集金、未収管理業務等 ・ビル設備の計画保守管理 (データセンター関連) | DC関連従事者については、電気事業の遂行と密接に関連しているとは言い難いため。 | | ○ |

※「過去の査定」欄の「○」は、過去の料金改定審査で原価算入を認めたもの。「グループ」欄の「○」は、グループ企業に該当するもの。

出向者給与負担⑤ (審査の結果：査定後の一覧)

- 各事業者の出向者給与負担の審査結果をまとめると、以下のとおり。（次ページに続く）

【北海道電力】

査定後：15団体・事業者204名、 申請：24団体・事業者224名

| 出向先 | 人数 | グループ会社 | 査定 |
|---------------------------|----|--------|------------------|
| 北電興業(株) | 2 | ○ | |
| 北海道パワーエンジニアリング(株) | 41 | ○ | × |
| | | | (うち発電事業に従事する3名分) |
| 北電総合設計(株) | 2 | ○ | |
| ほくでん情報テクノロジー(株) | 1 | ○ | |
| ほくでんサービス(株) | 78 | ○ | |
| ほくでんエコエナジー(株) | 5 | ○ | × |
| 北海道電力ネットワーク(株) | 59 | ○ | ※1 |
| 石炭資源開発(株) | 1 | | |
| 日本原燃(株) | 5 | | |
| 環境省 | 1 | | × |
| 原子力発電環境整備機構 | 4 | | |
| 使用済燃料再処理機構 | 2 | | |
| 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 | 1 | | |
| 森バイナリーパワー合同会社 | 3 | | × |
| 北海道バイオマスエネルギー(株) | 1 | | × |
| (株)ほくでんアソシエ | 6 | ○ | |
| 石狩 LNG 桟橋(株) | 1 | ○ | × |
| 関西電力(株) | 1 | | × |
| 四国電力(株) | 2 | | × |
| 日本原子力発電(株) | 3 | | |
| 一般社団法人電力中央研究所 | 1 | | |
| 一般社団法人海外電力調査会 | 1 | | ※2 |
| 原子力エンジニアリング(株) | 2 | | × |
| (株)グリーンパワーインベストメント | 1 | | × |

※1：北海道電力ネットワークはネットワーク業務に携わる人員は原価不算入であることを確認済。

※2：海外電力調査会は団体費との二重計上になつてないことを確認済。

※3：「査定」欄で「×」になっている出向先については、原価算入を認めない。

【東北電力】

査定後：22団体・事業者122名、 申請：26団体・事業者174名

| 出向先 | 人数 | グループ会社 | 査定 |
|---------------------------|----|--------|----|
| 株式会社 BWR 運転訓練センター | 1 | | |
| 株式会社ユアテック | 6 | ○ | |
| 株式会社東日本テクノサーバイ | 2 | ○ | |
| 株式会社東北開発コンサルタント | 4 | ○ | |
| 荒川水力電気株式会社 | 2 | ○ | |
| 石炭資源開発株式会社 | 2 | | |
| 通研電気工業株式会社 | 3 | ○ | |
| 株式会社トインクス | 15 | ○ | |
| 東北ポートサービス株式会社 | 1 | ○ | |
| 東北ポール株式会社 | 2 | | |
| 東北計器工業株式会社 | 3 | ○ | |
| 東北自然エネルギー株式会社 | 26 | ○ | × |
| 東北電機製造株式会社 | 2 | ○ | |
| 東北電力エナジートレーディング株式会社 | 20 | ○ | × |
| 東北発電工業株式会社 | 22 | ○ | |
| 東北緑化環境保全株式会社 | 1 | ○ | |
| 日本原燃株式会社 | 15 | | |
| 東北電力ソーラー e チャージ株式会社 | 11 | ○ | |
| 東北電力リニューアブルエナジー・サービス株式会社 | 13 | ○ | |
| 鳥海南バイオマスパワー株式会社 | 5 | ○ | × |
| 一般財団法人省エネルギーセンター | 2 | | |
| 一般社団法人海外電力調査会 | 3 | | ※2 |
| 原子力エネルギー協議会 | 1 | | × |
| 原子力発電環境整備機構 | 7 | | |
| 使用済燃料再処理機構 | 3 | | |
| 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 | 2 | | |

出向者給与負担⑥ (審査の結果：査定後の一覧)

【中国電力】

査定後：22団体・事業者172名、申請：26団体・事業者210名

| 出向先 | 人数 | グループ会社 | 査定 |
|---------------------------------|----|--------|---------------------|
| 株式会社エネルギアL & Bパートナーズ | 1 | ○ | |
| 中電プラント株式会社 | 9 | ○ | |
| 中電環境テクノス株式会社 | 15 | ○ | |
| 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ | 2 | ○ | |
| 株式会社エネルギア・ビジネスサービス | 74 | ○ | × |
| | | | (うちNW業務に従事する27名分※1) |
| 水島エルエヌジー株式会社 | 6 | ○ | × |
| 株式会社パワー・エンジニアリング・アンド・トレーニングサービス | 20 | ○ | |
| 株式会社アドプレックス | 2 | ○ | |
| 中国高圧コンクリート工業株式会社 | 1 | ○ | |
| 瀬戸内共同火力株式会社 | 3 | ○ | × |
| 大崎クールジェン株式会社 | 37 | ○ | |
| 株式会社エネルギア・スマイル | 6 | ○ | |
| イーモル工業株式会社 | 2 | ○ | |
| 一般財団法人エネルギー総合工学研究所 | 1 | | |
| 日本原燃株式会社 | 10 | | |
| 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 | 1 | | |
| 日本エネルギー法研究所 | 1 | | × |
| 一般社団法人日本電気協会 | 2 | | |
| 一般社団法人海外電力調査会 | 1 | | ※2 |
| 株式会社BWR運転訓練センター | 1 | | |
| 一般財団法人日本エネルギー経済研究所 | 1 | | × |
| 石炭資源開発株式会社 | 1 | | |
| 原子力発電環境整備機構 | 4 | | |
| 一般社団法人原子力安全推進協会 | 4 | | ※2 |
| 世界原子力発電事業者協会東京センター | 3 | | ※2 |
| 使用済燃料再処理機構 | 2 | | |

※1：エネルギー・ビジネスサービスはネットワーク業務に携わる人員分（かつ電気事業収益での戻し入れもない人員分）は原価算入を認めない。

※2：海外電力調査会、原子力安全推進協会、世界原子力発電事業者協会は団体費との二重計上になっていないことを確認済。

※3：東京電力EPは出向者給与を申請原価に算入していない。

※4：「査定」欄で「×」になっている出向先については、原価算入を認めない。

【北陸電力】

査定後：6団体・事業者10名、申請：7団体・事業者15名

| 出向先 | 人数 | グループ会社 | 査定 |
|------------------|----|--------|----|
| 使用済燃料再処理機構 | 2 | | |
| 石炭資源開発株式会社 | 1 | | |
| 北電テクノサービス株式会社 | 3 | ○ | |
| 福井都市ガス株式会社 | 5 | ○ | × |
| 北陸電力ウェイズスマイル株式会社 | 2 | ○ | |
| 一般財団法人省エネルギーセンター | 1 | | |
| 氷見ふるさとエネルギー株式会社 | 1 | ○ | |

【四国電力】 査定後・申請：6団体・事業者43名

| 出向先 | 人数 | グループ会社 | 査定 |
|----------------|----|--------|----|
| 四電エンジニアリング株式会社 | 17 | ○ | |
| 四国計測工業株式会社 | 12 | ○ | |
| 原子力発電環境整備機構 | 3 | | |
| 日本原燃株式会社 | 8 | | |
| 石炭資源開発株式会社 | 2 | | |
| 一般社団法人海外電力調査会 | 1 | | ※2 |

【沖縄電力】

査定後：7団体・事業者11名、申請：7団体・事業者12名

| 出向先 | 人数 | グループ会社 | 査定 |
|---------------------------|----|--------|------------------|
| 沖電グローバルシステムズ株式会社 | 2 | ○ | |
| FRT株式会社 | 4 | ○ | × |
| | | | (うちDC事業に従事する1名分) |
| 一般社団法人日本電気協会 | 1 | | |
| 沖縄電力健康保険組合 | 2 | | |
| 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 | 1 | | |
| 三菱パワー株式会社 | 1 | | |
| 一般財団法人電力中央研究所 | 1 | | |

相談役・顧問の秘書の給与

【申請概要】

- 東北・沖縄では、「相談役・顧問の秘書」と「役員の秘書」を兼任している者（東北：1名分、沖縄：2名分）の給与が原価（給料手当）に算入されている。

【審査における論点・審査の結果】

- 料金審査要領では、相談役・顧問に係る費用は原価への算入を認めないこととなっている。
- 「相談役・顧問の秘書」と「役員の秘書」を兼任している場合、それぞれの秘書の勤務状況を精査し、相談役・顧問に係る分と、役員に係る分を分けた上で、相談役・顧問の秘書分は原価算入を認めない。

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

第2章 「原価等の算定」に関する審査

第1節 基本的考え方

1. ~4. (略)
5. 従業員以外の者であってその業務内容が不明確なもの（相談役及び顧問等）に係る費用や宿泊施設、体育施設その他の厚生施設（社宅・寮等であって、電気事業を遂行するために必要と認められるものを除く。）に係る費用については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、原価への算入を認めない。
6. (略)

退職給与金：退職給付水準①（申請概要）

- 料金審査要領では、退職給与金について、人事院及び中央労働委員会の調査における労働者1,000人以上の企業の平均値を、退職給付水準（1人当たりメルクマール）として算定することとなっている。
- これを踏まえ、各事業者が算定したメルクマール及び原価算入した退職給付水準は以下のとおり。

①各事業者が算定した1人当たりのメルクマール

単位：万円（単位未満は四捨五入）

| 参照統計 | | 合計値 |
|--------------|-------------------------------|-------|
| 北海道・東北・中国・沖縄 | 人事院調査（R3） | 2,409 |
| | 中央労働委員会調査（R3）【定年】 | 2,010 |
| | 平均値（1人当たりのメルクマール） | 2,210 |
| 東電EP | 人事院調査（H23・H28・R3の平均） | 2,551 |
| | 中央労働委員会調査（H25・H27・H29の平均）【定年】 | 2,598 |
| | 平均値（1人当たりのメルクマール） | 2,574 |
| 北陸 | 人事院調査（R3） | 2,409 |
| | 中央労働委員会調査（R3）【42年】 | 2,037 |
| | 平均値（1人当たりのメルクマール） | 2,223 |
| 四国 | 人事院調査（R3） | 2,409 |
| | 中央労働委員会調査（R1）【定年】 | 2,679 |
| | 平均値（1人当たりのメルクマール） | 2,544 |

②各事業者が原価算入した退職給付水準

単位：万円（単位未満は四捨五入）

| | 退職一時金 | 確定給付企業年金 | 合計（申請値） |
|------|-------|----------|---------|
| 北海道 | 778 | 1,432 | 2,210 |
| 東北 | 881 | 1,329 | 2,210 |
| 東電EP | 1,553 | 989 | 2,542 |
| 北陸 | 1,131 | 1,092 | 2,223 |
| 中国 | 1,189 | 1,021 | 2,210 |
| 四国 | 901 | 1,643 | 2,544 |
| 沖縄 | 1,053 | 1,154 | 2,207 |

退職給与金：退職給付水準②（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- 退職給与水準（1人当たりメルクマール）を算定する際、各事業者によって、中央労働委員会調査の参考年・参考データ等が異なっているところ、どのように整理することが適切か。
 - また、東京電力EP・四国電力は、中央労働委員会の令和3年調査を外れ値（※）と考え、令和元年調査を参照しているが妥当か。
- ※ 集計社数が9社と少ないところ、最新の令和3年調査の平均値が、過去5回の調査（平成23年から令和元年）の平均値と比べて22%減少と大幅に引き下がっているため、これを外れ値と考えている。

【審査の結果】

- 事業者の恣意性を排除する観点から、現時点における最新の調査結果（令和3年調査）の「定年」の調査値を参考することとする。

退職給与金：年金資産の期待運用收益率

【申請概要・審査における論点】

- 料金原価上の年金資産の期待運用收益率は、中国電力の1.4%を除くと、他の事業者は2.0～3.0%の範囲で設定している。
- 各事業者が設定した期待運用收益率は、他の事業者の期待運用收益率と比較して妥当か。

【審査の結果】

- 2015年の託送料金の認可申請に係る審査では、当時の中国電力が、期待運用收益率を他の事業者と比較して低い水準の1.3%で設定していたところ、過去の料金改定審査における水準を踏まえ、料金原価上は2.0%で設定することを妥当とし、これらの収益率の差分について原価に反映する査定方針とした。
- 今回の料金改定審査についても、上記と同様の査定を行う。

【各事業者における年金資産の期待運用收益率】

| | 期待運用收益率 |
|------|---------|
| 北海道 | 2.0% |
| 東北 | 3.0% |
| 東電EP | 2.5% |
| 北陸 | 2.0% |
| 中国 | 1.4% |
| 四国 | 2.0% |
| 沖縄 | 2.3% |

法定厚生費①（申請概要）

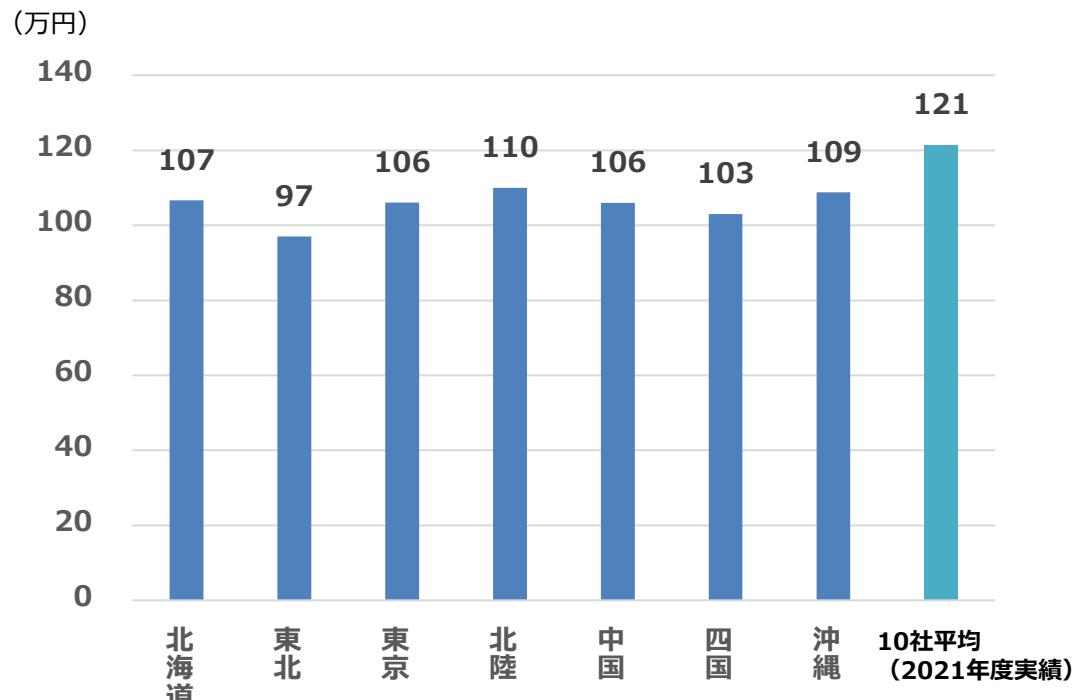
- 各事業者が、料金原価に算入した健康保険料の事業主負担割合及び1人当たり法定厚生費は以下のとおり。

【健康保険料の事業者負担割合】

| | 事業主負担割合 |
|-----------|---------|
| 北海道 | 55.00% |
| 東北 | 55.00% |
| 東電EP | 50.00% |
| 北陸 | 54.91% |
| 中国 | 54.94% |
| 四国 | 55.00% |
| 沖縄 | 58.76% |
| 7社平均 | 54.80% |
| 単一・連合 | 55% |
| 電気・ガス・水道等 | 58% |

※「単一・連合」、「電気・ガス・水道等」の値は、健康保険組合連合の健康保険組合の現勢（令和3年3月現在）より引用。

【1人当たり法定厚生費（原価算定期間3年平均）】



※ 東北電力より、法定厚生費の「労災保険料」の算定に用いる料率の誤りがあり、これによる原価への影響額は▲2,881千円（3年平均）との報告があった（1人当たり法定厚生費に変動はない）。

※ 東京電力EPより、法定厚生費の算定における対象人員の算定誤りがあり、これによる原価への影響は▲7百万円（3年平均）との報告があった（1人当たり法定厚生費に変動はない）。

法定厚生費②（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- 健康保険料の事業主負担割合の法定下限は50%であるところ、単一・連合やガス・水道事業等における健康保険組合の事業主負担割合と比較して妥当か。
- 1人当たり法定厚生費は、他のみなし小売電気事業者と比較して妥当か。

【審査の結果】

- 健康保険法において、健康保険料の事業主負担割合の下限は50%であるところ、過去の料金審査では、2008年度以降、毎年度0.35%ずつ低減していく方針とされた。
- これを参考として、今回の料金改定申請についても、過去に査定した事業主負担割合を適用し、そこから毎年度0.35%ずつ低減することを求める（2023年度：51.04%、2024年度：50.69%、2025年度：50.34%）。
- また、1人当たり法定厚生費は、各事業者とも、みなし小売電気事業者の平均以下の水準であることを確認した。

【過去の料金審査における査定方針を基にした試算値】

| 年度末 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 負担割合 | 56.30 | 56.15 | 56.07 | 55.24 | 54.89 | 54.54 | 54.19 | 53.84 | 53.49 | 53.14 | 52.79 |

実績値 ▲0.35%/年

毎年度0.35%ずつ低減

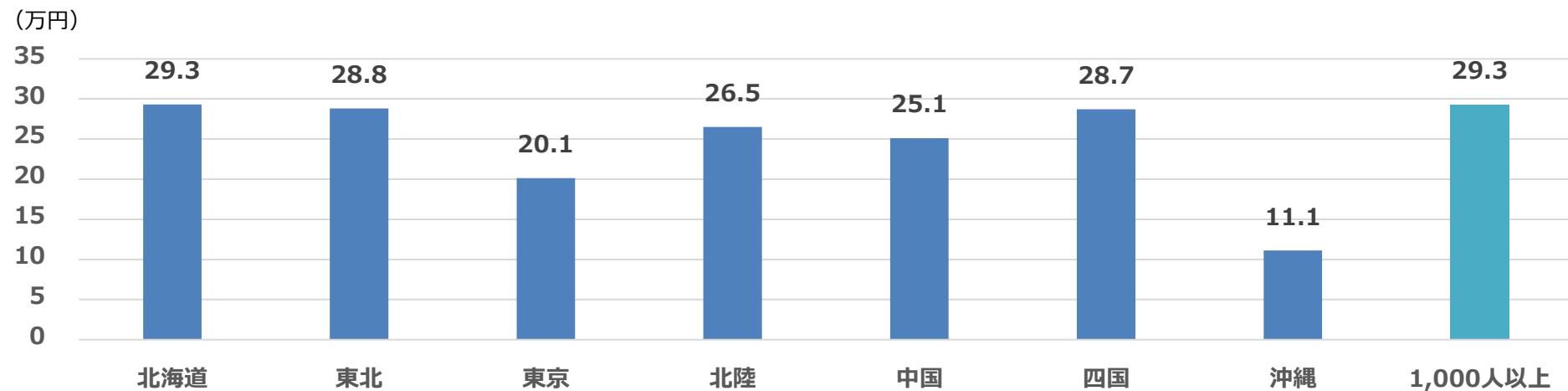
| 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 52.44 | 52.09 | 51.74 | 51.39 | 51.04 | 50.69 | 50.34 | 49.99 |

⇒2026年度は、法定下限値の50%に到達する

一般厚生費①（申請概要）

- 各事業者が原価算入した1人当たり一般厚生費及び一般厚生費に算入している主なメニューは以下のとおり。

【1人当たり一般厚生費（原価算定期間3年平均）】



※「1,000人以上」の値は、日本経済団体連合会「第64回福利厚生費調査結果報告」の1,000人以上の平均値。

【各事業者が一般厚生費に算入している主なメニュー】

| 北海道 | 東北 | 東電EP | 北陸 | 中国 | 四国 | 沖縄 |
|--|--|---|---|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ カフェテリアプラン・ 社宅・寮運営費・ 職場コミュニケーション活動費 | <ul style="list-style-type: none">・ 安全管理費・ カフェテリアプラン・ 文化・スポーツ活動費助成 | <ul style="list-style-type: none">・ カフェテリアプラン・ 家賃補助制度・ 衛生・安全管理費 | <ul style="list-style-type: none">・ 保険等補助・ 安全衛生管理費・ 文化体育費 | <ul style="list-style-type: none">・ イベント支援・クラブ・サークル支援・ 社宅・寮運営費・ 総合相談・ 福利厚生俱楽部 | <ul style="list-style-type: none">・ 住宅生活費・ カフェテリアプラン・ 安全衛生管理費 | <ul style="list-style-type: none">・ 補償・見舞金・ カフェテリアプラン・ 文化体育活動 |

一般厚生費②（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- 1人当たり一般厚生費について、日本経済団体連合会の「福利厚生費調査結果報告」の1,000人以上の平均値と比較して妥当か。
- 一般厚生費に算入している主なメニューについて、これまでの料金審査で、料金原価への算入を認めていないメニュー（宿泊施設、シンボリックスポーツ費用、持ち株奨励金等）が盛り込まれていないか。

【審査の結果】

- 1人当たり一般厚生費について、1,000人以上の平均値と比較したところ、北海道を除く6事業者が当該平均値を下回っており、北海道は当該平均値と同水準となっていた。
- 一般厚生費に算入している主なメニューについて、7事業者とも、これまでの料金審査で料金原価への算入を認めないメニューを、申請原価に算入していなかった。

委託集金業務に係る費用

【申請概要】

- 委託集金費は、四国・沖縄のみが原価算入している。一方、各事業者とも委託集金に該当する業務（集金及び検針結果を需要家にお知らせする業務）を他の費用（委託費・諸費）に算入している。なお、委託検針費は各事業者とも原価に算入していない。

【審査における論点】

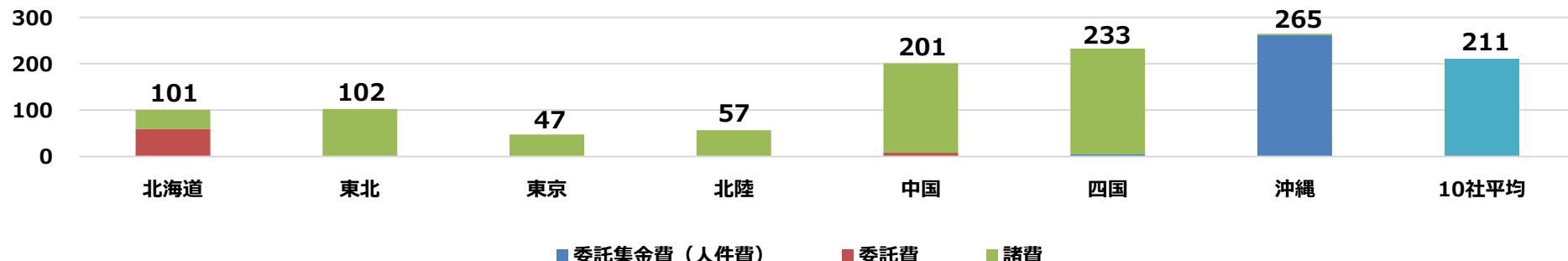
- 委託集金費は、他のみなし小売電気事業者の水準と比較して妥当か。
- 各事業者によって、委託集金業務に係る費用の会計整理が異なるが、どのように比較すべきか。

【審査の結果】

- 委託集金業務に係る費用の横比較を可能にするため、当該業務に係る費用を集計する。
- また、横比較をする際、委託集金業務が契約口毎に発生することを踏まえて、契約口数当たりの単価（円／口）で比較する。
- 横比較の結果、沖縄は委託集金費が、四国は諸費が10社平均値を上回っており、当該超過分は原価算入を認めない。

(円／口)

【契約口数当たりの委託集金業務に係る費用（委託集金費・委託費・諸費）】



※委託集金業務に該当する費用及び契約口数は、原価算定期間（2023～25年度）における3年平均値。

※10社平均値は2021年実績値。※諸費（検針結果通知の郵送費等）について、有料化等による電気事業雑収益を原価上算入している場合は、当該分を差し引いた数字。

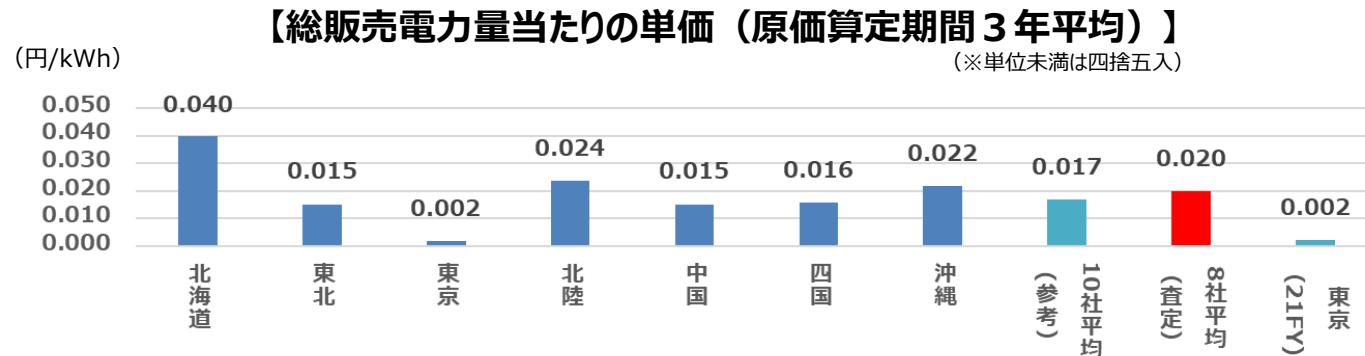
雑給

【審査における論点】

- 今回の料金改定審査で、人員計画における1人当たりの生産性の比較においては、再雇用者と無期雇用者も含めて比較した。また、過去の料金改定審査の査定方針では、総販売電力量当たりの単価で比較している。これを踏まえ、雑給の水準について、どのように比較するのが妥当か。

【審査の結果】

- 雑給は全ての部門が関連する費用であるため、総販売電力量当たりの単価で比較する。
- 査定の水準とする他社平均は、発電部門を有さない東電EP・中部を除いた8社平均値とする。
- 再雇用者と無期雇用者の給与を「雑給」で会計整理している北陸・沖縄（※東電EPは無期雇用者のみ「雑給」に整理）については、当該給与分を除いた雑給で比較する。
- これらの結果、北海道・北陸・沖縄について、総販売電力量当たりの単価が8社平均の水準を上回っており、当該超過分は原価算入を認めない。
- また、東電EPは、2021年の10社平均及び自社実績と比較して、申請原価がこれらの水準を下回ることを個別に確認した。



※雑給及び総販売電力量（卸含む）は、原価算定期間（2023～25年度）における3年平均値。

※再雇用者の給与を「雑給」で会計整理している北陸・沖縄（※東電EPは無期雇用者のみ「雑給」に整理）については、当該給与分を除いた雑給の数値で算定。

※10社平均値及び8社平均値は2021年実績値。

1. はじめに

2. 特定小売供給約款料金（規制料金）の位置づけ

3. 規制料金の改定申請の概要

4. 規制料金の審査の概要

5. 査定方針の概要

6. 査定方針の各論

6-1. 需要想定・供給力

6-2. 経営効率化

6-3. 燃料費

6-4. 購入・販売電力料

6-5. 原子力バックエンド費用

6-6. 人員計画・人件費

6-7. 修繕費

6-8. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）

6-9. 事業報酬

6-10. その他経費

6-11. 公租公課

6-12. 控除収益

6-13. 費用の配賦

6-14. レートメーク・約款

7. 参考資料

修繕費の概要

- 修繕費は、固定資産の通常の機能を維持するため、損傷部分の補修や点検等に要する費用であり、実績値等を基に算定する。
- 料金審査要領に基づき、過去実績を基にした基準等をメルクマールとして設定することとなっている。

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

第二章 認可料金の算定

第一節 原価等の算定

（営業費の算定）

第三条

1 (略)

2 次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

四 修繕費 普通修繕費及び取替修繕費の合計額であって、実績値及び供給計画等を基に算定した額

※普通修繕費：「取替修繕費」に整理されるもの以外を設備ごとに整理する。雑給、消耗品費、伐採補償料等の補償費、委託費及び諸費（雑損を除く）で修繕のためのもの及び借入資産に関するものを含む。（例：保安規程に基づく定期点検、発電機のオーバーホールなど）

※【参考】取替修繕費：取替資産の取替に要する費用を設備ごとに整理する。（例：高圧電線張替、計器工事（スマートメーター含む）、開閉器取替（太陽光対策含むなど））

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

第2節 営業費

3. 修繕費については、事業者各社一律に設定するのではなく、申請事業者ごとに、過去実績を基にした基準（帳簿原価に占める修繕費の割合である修繕費率等）等をメルクマールとして設定する。その際、修繕費率の算定期間は一定の長期間とすることとし、直近5年間を基本とする。査定時においては、効率化努力と併せて、今後想定される投資の増加に対する申請事業者の取組を個別に考慮する。なお、災害復旧修繕費については、直近10年間から年間の災害復旧修繕費が最大の年及び最小の年を除いた8年間の実績平均値と比較しつつ査定を行う。その際、1件1億円未満の災害復旧修繕費については、原価への算入を認めない。

各事業者の申請概要①（修繕費）

- 各事業者における修繕費の申請原価と現行原価との比較は以下のとおり。

| | 北海道電力 | | | 東北電力 | | | 東京電力EP | | | 北陸電力 | | |
|-----|-------|----------------|-------|------|----------------|------|--------|----------------|---------|------|----------------|-----|
| | 申請原価 | 現行原価 (2013) | 原価比 | 申請原価 | 現行原価 (2013) | 原価比 | 申請原価 | 現行原価 (2012) | 原価比 | 申請原価 | 現行原価 (2008) | 原価比 |
| 水力 | 56 | 57 | ▲ 0 | 145 | 108 | 37 | - | 141 | ▲ 141 | 67 | 72 | ▲ 5 |
| 火力 | 246 | 264 | ▲ 18 | 398 | 406 | ▲ 8 | - | 833 | ▲ 833 | 241 | 185 | 56 |
| 原子力 | 105 | 202 | ▲ 97 | 299 | 173 | 126 | - | 702 | ▲ 702 | 97 | 71 | 26 |
| 新エネ | 13 | 10 | 3 | 16 | 15 | 1 | - | 2 | ▲ 2 | 0 | - | 0 |
| 業務 | 13 | 7 | 6 | 9 | 20 | ▲ 11 | 1 | 8 | ▲ 7 | 9 | 8 | 1 |
| 合計 | 434 | 540 | ▲ 107 | 868 | 722 | 145 | 1 | 1,686 | ▲ 1,685 | 415 | 337 | 79 |

| | 中国電力 | | | 四国電力 | | | 沖縄電力 | | | (単位：億円) | | |
|-----|------|----------------|-----|------|----------------|-----|------|----------------|------|---------|--|--|
| | 申請原価 | 現行原価 (2008) | 原価比 | 申請原価 | 現行原価 (2013) | 原価比 | 申請原価 | 現行原価 (2008) | 原価比 | | | |
| 水力 | 49 | 48 | 0.4 | 33 | 26 | 6 | - | - | - | | | |
| 火力 | 277 | 272 | 5 | 159 | 153 | 5 | 79 | 64 | 15 | | | |
| 原子力 | 148 | 100 | 48 | 121 | 126 | ▲ 5 | - | - | - | | | |
| 新エネ | 3 | - | 3 | 0 | 0 | 0 | - | - | - | | | |
| 業務 | 12 | 18 | ▲ 6 | 5 | 4 | 2 | 1 | 21 | ▲ 20 | | | |
| 合計 | 488 | 438 | 51 | 317 | 310 | 8 | 80 | 85 | ▲ 5 | | | |

- 沖縄の申請原価はNW含めた全系の原価から2023年託送申請原価（アンシリヤー費用(調整力供出分等)を含み）を差し引いて算定。
- 北海道は1.7億円、東北は25億円、中国は0.6億円の災害復旧修繕費を含む（東電EP・北陸・四国・沖縄は計上無し）。
- 単位未満は、四捨五入の関係で、合計及び原価比が合わない場合がある（本ページ以降も同じ）。
- 申請原価の金額については、原価算定期間（2023～25年度）の3年平均。

各事業者の申請概要②（修繕費）

- 各事業者における修繕費の申請原価とメルクマールとの比較は以下のとおり。

| | 北海道電力 | | 東北電力 | | 東京電力EP | | 北陸電力 | |
|----------------|------------------|------------------|--------|--------------------|--------|-------|--------|--------|
| | 申請原価 | 直近5年 | 申請原価 | 直近5年 | 申請原価 | 直近5年 | 申請原価 | 直近5年 |
| 修繕費（年平均）(a) | 434 | 367 | 868 | 665 (692) | 1 | 1 | 415 | 359 |
| うちメルクマール超過分(b) | 62 (197) | — (135) | 83 | — | — | — | 38 | — |
| 差引(c) = (a-b) | 371 (236) | 367 (233) | 785 | 665 (692) | 1 | 1 | 377 | 359 |
| 帳簿原価（年平均）(d) | 23,213 | 22,830 | 44,816 | 39,550 (39,371) | 691 | 195 | 23,096 | 21,991 |
| 修繕費率(c/d) | 1.60% (1.02%) | 1.61% (1.02%) | 1.75% | 1.68% (1.76%) | — | — | 1.63% | 1.63% |
| 修繕費率(a/d) | | | | 1.68% | | | | |
| メルクマール②（超過分含む） | 1.87% | 1.61% | 1.94% | (1.76%) | 0.13% | 0.40% | 1.80% | 1.63% |

| | 中国電力 | | 四国電力 | | 沖縄電力 | |
|----------------|--------|--------|--------|--------|-------|-----------------|
| | 申請原価 | 直近5年 | 申請原価 | 直近5年 | 申請原価 | 直近5年 |
| 修繕費（年平均）(a) | 488 | 392 | 317 | 266 | 95 | 90 (92) |
| うちメルクマール超過分(b) | 60 | — | 29 | — | — | — |
| 差引(c) = (a-b) | 428 | 392 | 288 | 266 | 95 | 90 (92) |
| 帳簿原価（年平均）(d) | 28,926 | 26,372 | 17,180 | 15,860 | 4,672 | 4,499 (4495) |
| 修繕費率(c/d) | | | | | | 2.01% |
| メルクマール①（超過分除く） | 1.48% | 1.48% | 1.68% | 1.68% | 2.04% | (2.04%) |
| 修繕費率(a/d) | | | | | | 2.01% |
| メルクマール②（超過分含む） | 1.69% | 1.48% | 1.85% | 1.68% | 2.04% | (2.04%) |

(単位：億円)

- 北海道について、メルクマールの算定は、泊発電所3号機の再稼働に向けた点検費用や石狩湾新港発電所1号機の点検費用等を特殊要因として扱い、算定対象から除いていたが、他事業者の算定方法との整合性の観点から、これらの点検費用を含めてメルクマールを算定し、置き換え（上段は置き換え後、下段は置き換え前）。
- 東北と沖縄について、メルクマール算定期間を2016～20年度の5年（下段の値）としていたが、審査の結果、2017～21年度の5年（上段の値）に置き換え。

メルクマールの算定期間の取扱い

【審査における論点】

- 料金審査要領において、メルクマールの算定期間は、「直近5年間（2017～21年度）を基本とする」こととされている。一方、東北（※1）と沖縄（※2）は、火力発電所の定期点検を2022年度に繰り延べたため、メルクマールの算定期間を2017～21年度とした場合、メルクマールが低い水準となることから、2016～20年度の5年間をメルクマールの算定期間としているが妥当か。

※ 1 2021年2月に発生した福島県沖地震で被災した電源が復旧中であり、自社供給力の確保のため、原町火力2号機の定期点検を2022年度に繰り延べ。

※ 2 新型コロナウィルスによる影響のため、吉の浦火力の外国製ガスタービンの定期点検に必須となる外国人技術者（20数名程度）の入国が禁止となつたことに伴い、工事完了を2022年度に繰り延べ。

【審査の結果】

- 料金審査要領の原則を踏まえ、恣意性を排除する観点から、各事業者とも直近5年間（2017～21年度）をメルクマールの算定期間とする。

メルクマール算定期間への後ろ倒し・前倒しの修繕工事の有無

【審査における論点】

- メルクマール算定期間前に実行すべきであった修繕工事について、メルクマール算定期間へ後ろ倒しになっていないか。
- メルクマール算定期間以降に計画していた修繕工事について、メルクマール算定期間へ前倒しになっていないか。

【審査の結果】

- メルクマール算定期間への後ろ倒し・前倒しとなった修繕工事の有無を確認するため、水力・火力・原子力・新エネルギー（停止期間 1 か月以上及び工事実績額が1億円以上を対象）・業務の各分野について調査を実施した。
- その結果、後ろ倒しとなった案件が数件確認されたが、事務局で内容を確認したところ、いずれも妥当な範囲（例：豪雨被害により流木・土砂の処理に期間を要した）であった。
- また、前倒しとなった案件は確認されなかった。

メルクマール超過分の取扱い①

【審査における論点】

- 料金原価に算入された修繕費について、北海道・東北・北陸・中国・四国はメルクマールの水準を超過しており、各事業者は、以下のような超過要因を挙げているが妥当か。
 - ✓ 北海道・東北・北陸・中国：長期間停止した原子力発電所の再稼働に向けた検査費用
 - ✓ 北海道：火力発電所の直近 5 年間の定期点検回数の減少や、原価算定期間における定期点検回数の増加
 - ✓ 中国：原子力発電所の40年超運転に向けた特別点検、至近の運用状況を踏まえた火力発電所の補修対策、水力発電所のダム貯水容量維持のための土砂取除量の倍増
 - ✓ 四国：原子力発電所の長期停止中の修繕費減少の影響と、公共工事設計労務単価との乖離を解消するための工事積算用労務費単価の値上げ

メルクマール超過分の取扱い②

- 北海道・東北・北陸・中国・四国におけるメルクマールの水準の超過要因の詳細は以下のとおり。
(次ページに続く)

【原子力】

| | 案 件 | 概 要 |
|-------------|---|--|
| 北海道 31億円 | <ul style="list-style-type: none">泊3号機の再稼働に向けた起動前点検 【再稼働予定時期：2026年12月】 | <ul style="list-style-type: none">泊発電所停止期間の継続に伴い点検範囲・内容を絞り込み、修繕費を大幅に削減していたが、再稼働に向けた審査の進捗や安全対策工事の本格化に伴い、泊発電所3号機の2026年12月の再稼働に向けて2021年度に設備の実態調査を実施。これを踏まえ、再稼働に向けた点検等のうち原価算定期間に必要となるものを原価に計上。 |
| 東北 83億円 | <ul style="list-style-type: none">女川2号機の再稼働に向けた起動前点検同2号機の定期検査 【再稼働予定時期：2024年2月】 | <ul style="list-style-type: none">女川2号機は、東日本大震災以降、約12年間停止していることから、入念に設備点検を実施した上で、2024年2月再稼働予定。長期停止期間中は、原子燃料の冷却や電源の確保等に必要な機器に限定して点検を行ってきたが、起動前の設備点検においては、発電機・タービンなど運転に必要なすべての機器を点検することから、点検対象機器は大幅に増加。 |
| 北陸 38億円 | <ul style="list-style-type: none">志賀2号機の再稼働に向けた起動前点検 【再稼働予定時期：2026年1月】 | <ul style="list-style-type: none">志賀2号機は、原子力規制委員会による新規制基準適合性審査の段階であり、長期停止状態を維持していることから、2012年度以降、発電所の停止中の機能維持に必要な設備に限定して点検を行うことで、修繕費を最大限削減。再稼働後の安全・安定運転に向けて、長期間点検していない設備等の点検が必要であり、起動前点検を計画。 |
| 中国 50億円 | <ul style="list-style-type: none">島根2号機の再稼働に向けた起動前点検同2号機の高経年化技術評価（PLM）に必要となる点検同2号機の運転40年特別点検同2号機の第18回定期検査 【再稼働予定時期：2024年1月末】 | <ul style="list-style-type: none">島根2号機の再稼働・運転に必要な点検として、2024年1月末の再稼働に向けた稼働前点検や、法令に基づく定期点検及び高経年化技術評価（PLM）に必要となる点検、40年特別点検を計画。停止中に機能要求のある機器以外は再稼働時期を踏まえて保管措置を行う等、維持費を抑制しており、稼働前点検では消耗品取替を行うとともに、プラント停止リスク等を鑑みて必要な追加点検を実施。 |
| 四国 25億円 | <ul style="list-style-type: none">伊方3号機の長期運転停止の影響 【再稼働時期：2016年】 | <ul style="list-style-type: none">メルクマール算定期間（直近5年間）の多くの期間で運転停止したことにより修繕費（定期検査費用）が減少。 |

※全ての事業者について、金額はメルクマール超過分の原価算定期間の3年平均。

メルクマール超過分の取扱い③

【水力・火力・労務単価】

| 案 件 | | 概 要 |
|-------------|--|---|
| 北海道 31億円 | <ul style="list-style-type: none"> 火力の定期点検の回数について、メルクマール算定期間（直近5年間）と比べて、原価算定期間における定期点検の回数が増加 【火力】 | <ul style="list-style-type: none"> 石狩湾新港1号機がメルクマール算定期間（直近5年間）の期中（2019年2月）に運転開始し、初回の定期点検を2021年に実施した。このため、メルクマール算定期間の定期点検回数は1回であったが、原価算定期間の定期検査は2回を計画。 北海道胆振東部地震（2018年9月）の際に、電源を早期に復帰させる必要があったことから、知内2号機の定期点検を中断した。このため、メルクマール算定期間の定期点検回数が少なく、同期間と比べて、原価算定期間の定期点検が多くなる計画。 |
| 中国 3億円 | <ul style="list-style-type: none"> 調整力火力の起動回数の増加に伴う設備損傷（2022年発生）への対策（2023年度から柳井発電所の修繕） 【火力】 | <ul style="list-style-type: none"> 火力の安定稼働に資する施策^(*)として、調整力火力の起動回数増加により顕在化した設備損傷への対策を計画。 <p>※ 夏・冬期の需給ひっ迫に加え、燃料価格高騰により、設備トラブル時の代替燃料の確保や、スポット調達コスト増など停止時リスクや、豪雨等による設備リスクが拡大。これらの修繕施策による供給力確保とメリットオーダー運用が更に重要に。</p> |
| 中国 6億円 | <ul style="list-style-type: none"> 重油火力の活用拡大に向けて設備の健全性を回復する施策（2023年度から玉島発電所の修繕） 【火力】 | <ul style="list-style-type: none"> 火力の安定稼働に資する施策^(*)として、過去の修繕費の抑制を踏まえ、今後の燃料メリット・供給力としての利用拡大に対応可能なボイラや煙道設備の健全性回復施策を実施。（2022年から玉島発電所の修繕） <p>※上記と同文。</p> |
| 中国 1億円 | <ul style="list-style-type: none"> 水力の有効活用に向けた対策（2022年度から広発電所の貯水池内の堆積土砂の取除工事（土砂量が倍増）） 【水力】 | <ul style="list-style-type: none"> 水力の安定稼働に資する施策^(*)として、豪雨等の激甚化による土砂流入量の増加に対し、安定した発電取水や貯水容量の維持のため、毎年実施している堆積土砂の取り除き量を倍増。（2022年から広発電所の修繕） <p>※上記と同文。</p> |
| 四国 5億円 | <ul style="list-style-type: none"> 公共工事設計労務単価と社内の工事積算用労務単価との乖離の解消^{※2} 【労務単価】 | <ul style="list-style-type: none"> 公共工事設計労務単価の継続的な上昇を踏まえ、同単価と、請負契約等で適用する工事積算用労務費単価との乖離を解消すべく、同労務費単価の値上げ。 |

※1：全ての事業者について、金額はメルクマール超過分の原価算定期間の3年平均。

※2：労務単価の変更にともなう増加分は15億円であり、うち、メルクマール超過分は5億円。

メルクマール超過分の取扱い④

【審査の結果】

- メルクマールの超過要因を踏まえて、北海道・東北・北陸・中国・四国の修繕費について、以下のとおり整理する。
 - ✓ 修繕費は、毎年度増減するため、メルクマール算定期間を一定の長期間（直近5年間）としている。その上で、当該期間において、安全審査や、司法判断による仮処分差し止めなど、事業者の意志に関わらず、原子力発電所の停止が必要となっている。これに伴って、メルクマール算定期間における修繕費が抑制されたことを踏まえ、原価算定期間中に原子力発電所の再稼働を見込んでいる場合は、その起動前点検費用など、メルクマールを超過した分を認めることとする。（なお、原価算定期間中に再稼働しない泊発電所3号機に係る費用の取扱いについては、次ページ以降に詳述。）
 - ✓ 原価算定期間における火力の点検回数の増加や水力の追加的な設備対策などについては、一般的な修繕の範囲で取り組んでいる事業者がいることを踏まえ、メルクマールを超過した分を認めない。
 - ✓ 「公共工事設計労務単価」と事業者の「工事積算用労務単価」との乖離については、メルクマール算定期間において、労務単価の乖離幅が大幅に変化している訳ではないことを踏まえ、メルクマールの超過要因として認めない。
- なお、「メルクマールによる査定」と「効率化係数による査定」との整理については、「6-2. 経営効率化」に記載のとおりとする。

泊発電所3号機に係る費用の取扱い①

【審査における論点】

- 今回の料金改定申請において、原価算定期間中の再稼働が織り込まれていない北海道電力の**泊発電所3号機について、修繕費のメルクマール超過分の取扱いが論点となる。**
- 泊発電所3号機に係る費用を以下のA～Dの4つに分類した場合、**メルクマール超過分には、Bの一部とC及びDが概ね該当するが、これらの超過分はどのように取り扱うべきか。**

【泊発電所3号機に係る費用の分類】

| 分類 | 再稼働時期に関わらない費用 | | | (D) 再稼働時期に応じて追加的に必要となる費用 |
|------|--|---|--|--|
| | (A) 維持・管理費用 | (B) 安全性向上のために必要な費用 | (C) 再稼働に必要な費用 | |
| 費用の例 | <ul style="list-style-type: none">▶ 新規制基準に即して実施する維持・管理費用▶ 消防業務、代替給水業務に係る委託費用▶ 発電所巡回バス運行業務に係る委託費用 | <ul style="list-style-type: none">▶ 防潮堤工事に係る費用▶ 火災防護・溢水対策に係る費用 | <ul style="list-style-type: none">▶ 安全審査に向けた耐震評価や、資料作成の助勢に係る委託費用▶ 再稼働に向けた点検費用 | <ul style="list-style-type: none">▶ 使用前事業者検査に係る委託費用▶ 起動前の点検費用 |

メルクマール超過分

(D) 再稼働時期に応じて追加的に必要となる費用

(C) 再稼働に必要な費用

(B) 安全性向上のために必要な費用

(A) 維持・管理費用

泊発電所3号機に係る費用の取扱い②（審査の結果）

【審査の結果】

- 上述のとおり、原子力発電所に係る修繕費のメルクマール超過分については、安全審査や司法判断など、事業者の意志に関わらず、原子力発電所の停止が必要となっていることを考慮して、原価算定期間中に再稼働を見込んでいる場合、例外的に認める一方で、効率化を求めることとする。
- その上で、原価算定期間中の再稼働が織り込まれていない泊発電所3号機に係る費用については、以下のとおり取り扱うこととする。
 - ① A（維持・管理費用） 及び B（安全性向上のために必要な費用） については、安全性確保の観点から、料金原価への算入を認める。
 - ② 一方で、D（再稼働時期に応じて追加的に必要となる費用） については、再稼働時期に係る不確実性も考慮し、料金原価への算入を認めない。
 - ③ その上で、C（再稼働に必要な費用） については、耐震評価や解析等の業務委託が継続的に行われており、再稼働に向けた取組を着実に進めていくため、料金原価への算入を認める。
- なお、上記の取扱いについては、修繕費のみならず、泊発電所3号機に係る他の費目（例：委託費・固定資産除去費・事業報酬）についても、費目間の整合性を図る観点から、Dに該当する費用は、料金原価への算入を認めない。

災害復旧修繕費

【申請概要】

- 今回の料金改定申請では、北海道・東北・中国※が、災害復旧修繕費を料金原価に織り込んでいる。

※北陸・四国・沖縄は、最大の年及び最小の年を除いた8年間平均が1億円未満となったことから、料金審査要領に則って、申請原価に算入していない。また、東電EPは、災害復旧修繕費が発生していないため、申請原価に算入していない。

【審査における論点】

- 災害復旧修繕費について、料金審査要領に則り、直近10年間から、年間の災害復旧修繕費が最大の年及び最小の年を除いた8年間の実績平均値となっているか。

【審査の結果】

- 災害復旧修繕費について、各事業者とも料金審査要領に則って算定していることを確認した。

(単位：億円)

| 年度 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 8年平均 | 今回申請額 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 北海道 | — | — | — | — | — | 8.0 | 2.4 | 10.3 | 3.0 | — | 1.7 | 1.7 |
| 東北 | 150 | 0.1 | 1.7 | — | — | — | — | 29 | 81 | 87 | 25 | 25 |
| 北陸 | — | — | — | — | — | 4.3 | — | — | — | — | 0 | 0 |
| 中国 | — | — | 1.2 | 3.8 | — | — | 3.7 | — | — | — | 0.6 | 0.6 |
| 四国 | — | — | — | — | — | — | 3.3 | 0.9 | 0.8 | 0.5 | 0.3 | 0 |
| 沖縄 | 0.2 | 0 | 0.4 | 0.2 | 0 | 0.1 | 0.6 | 0.1 | 0 | 0 | 0.1 | 0 |

：最大の年

：最小の年

個別案件の査定

【審査における論点】

- 需要想定・供給力と整合的な修繕計画になっているか。
- それぞれの修繕は、電気事業の運営にとって真に不可欠であり、かつ、経済的な合理性があるか。また、修繕の実施時期は適正か。

【審査の結果】

- 各事業者が修繕費として計上している個別案件（水力、火力、原子力、新エネルギー及び業務設備）に関し、事務局において、工事の目的・工事の必要性・工事の概要などを事業者に聴取した。その結果、概ね妥当であることを確認した。
- 北陸については、一部、原価算定期間中に計画している工事が過去と同じ内容であったが、過去の費用よりも多く見積もられていたことから、当該部分を料金原価から減額する。
- 中国については、一部、原価算定期間中に計画していた工事が2022年度中に竣工したことから、当該部分を料金原価から減額する。

その他（設備投資に係る査定との関係）

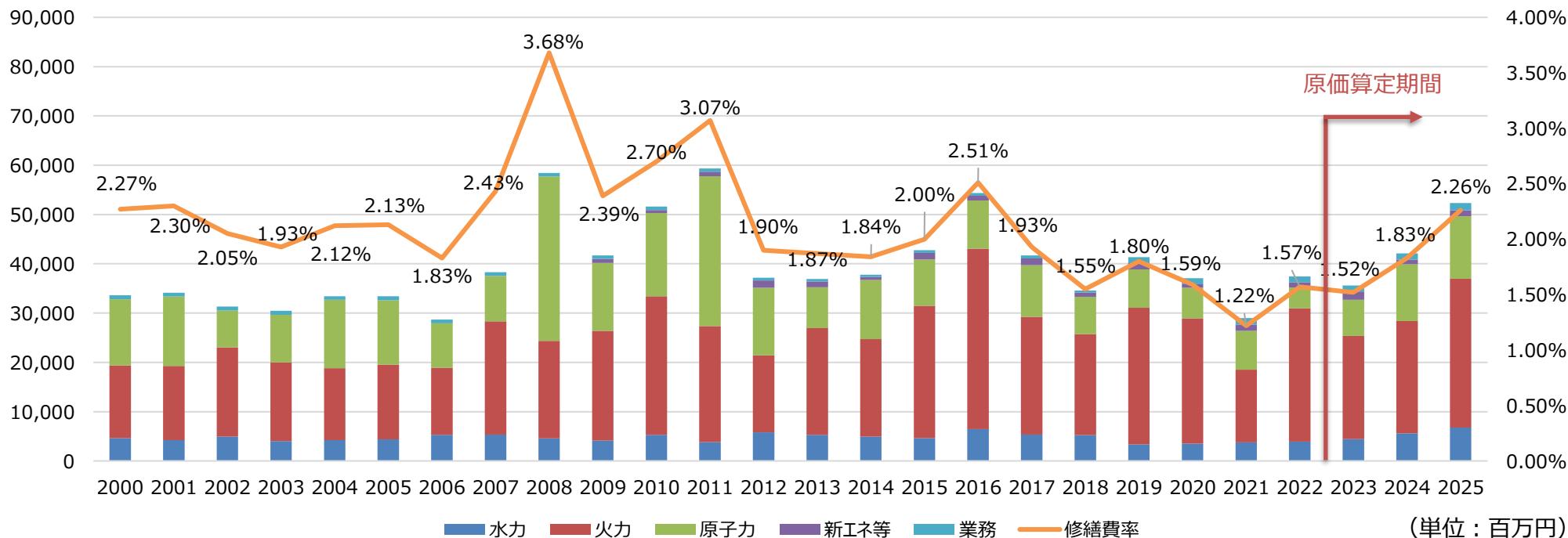
- 設備投資に関する特別監査の結果^(※)、電気事業の運営にとって真に不可欠な設備と認められない不使用設備などに係る修繕費については、当該部分を料金原価から減額する。
- 中国電力については、非化石証書の販売収入^(※)を「拡充・改良投資」と「修繕・除却」に按分しているところ、修繕に按分された金額について、修繕費から減額する。

※上記の詳細は、「6-8. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）」を参照。

【参考1】修繕費の推移【北海道電力】

- 2024年度以降は、2026年12月の原子力発電所の再稼働に向けた検査等のため増加。また、2025年度は、主要火力発電所の定期点検が重なったことにより増加。

(単位：百万円)



(単位：百万円)

| | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 3年平均 |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 水力 | 4,624 | 4,250 | 4,933 | 4,012 | 4,235 | 4,392 | 5,290 | 5,351 | 4,572 | 4,162 | 5,319 | 3,808 | 5,791 | 5,326 | 4,948 | 4,643 | 6,496 | 5,352 | 5,270 | 3,379 | 3,526 | 3,779 | 3,957 | 4,457 | 5,627 | 6,794 | 5,626 |
| 火力 | 14,788 | 15,034 | 18,129 | 15,988 | 14,609 | 15,129 | 13,636 | 22,959 | 19,792 | 22,216 | 28,079 | 23,557 | 15,642 | 21,611 | 19,791 | 26,823 | 36,562 | 23,899 | 20,493 | 27,694 | 25,404 | 14,766 | 26,994 | 20,916 | 22,760 | 30,184 | 24,620 |
| 原子力 | 13,412 | 14,057 | 7,462 | 9,636 | 13,841 | 13,078 | 8,981 | 9,220 | 33,368 | 13,803 | 16,881 | 30,402 | 13,698 | 8,291 | 11,989 | 9,442 | 9,761 | 10,479 | 7,552 | 7,768 | 6,218 | 7,880 | 4,223 | 7,332 | 11,533 | 12,666 | 10,510 |
| 新工等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 796 | 610 | 902 | 1,485 | 1,182 | 600 | 1,286 | 969 | 1,361 | 886 | 1,285 | 715 | 1,268 | 1,098 | 1,660 | 898 | 1,200 | |
| 業務 | 798 | 762 | 795 | 840 | 717 | 792 | 767 | 758 | 707 | 709 | 720 | 655 | 572 | 532 | 479 | 581 | 549 | 613 | 404 | 1,199 | 1,198 | 1,317 | 1,182 | 1,226 | 1,314 | 1,494 | 1,345 |
| 合計 | 33,623 | 34,104 | 31,320 | 30,477 | 33,403 | 33,393 | 28,676 | 38,288 | 58,441 | 41,688 | 51,611 | 59,327 | 37,190 | 36,945 | 37,810 | 42,778 | 54,340 | 41,706 | 34,606 | 41,326 | 37,062 | 29,013 | 37,456 | 35,592 | 42,132 | 52,339 | 43,354 |
| 帳簿原価 | 1,481,296 | 1,480,158 | 1,529,668 | 1,580,119 | 1,577,888 | 1,567,771 | 1,563,851 | 1,575,477 | 1,588,086 | 1,744,844 | 1,912,368 | 1,934,387 | 1,952,828 | 1,973,712 | 2,055,048 | 2,142,686 | 2,165,934 | 2,165,692 | 2,235,822 | 2,297,015 | 2,337,539 | 2,378,849 | 2,378,157 | 2,340,432 | 2,303,666 | 2,319,688 | 2,321,262 |
| 修繕費率 | 2.27% | 2.30% | 2.05% | 1.93% | 2.12% | 2.13% | 1.83% | 2.43% | 3.68% | 2.39% | 2.70% | 3.07% | 1.90% | 1.87% | 1.84% | 2.00% | 2.51% | 1.93% | 1.55% | 1.80% | 1.59% | 1.22% | 1.57% | 1.52% | 1.83% | 2.26% | 1.87% |

※2022年度は計画値

※各年度の修繕費及び帳簿原価の算定方法は以下のとおり。

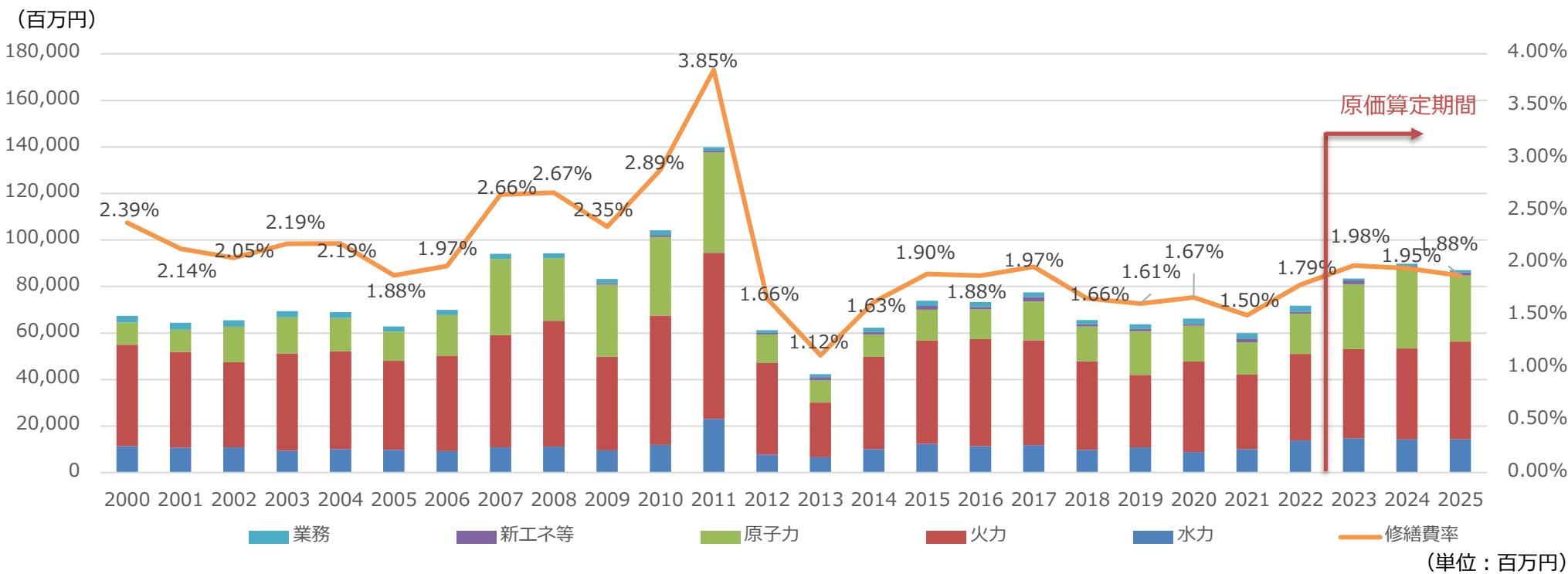
・2000～19年度の修繕費及び帳簿原価は、一休会社ベースの値からNW設備相当分を分社時の比率等を用いて按分し控除。

・原価算定期間の修繕費は、主な個別修繕計画について、電源設備の法令に基づく定期検査などの整合を図るとともに、過去の点検結果や運転データなどから、工事実施時期を設定し積み上げて算定（81.1%）。

・また、簡易な修繕工事等、修繕工事が見込まれるもの予測が困難なものについては、過去実績に基づき一括計上（18.5%）。（災害復旧修繕費を含まないため、合計が100%にならない）

【参考2】修繕費の推移【東北電力】

- 2023年度以降は、原子力発電所の再稼働に向けた検査等のため増加。また、水力については高経年化設備の維持管理に係る修繕のため増加。



※2022年度は計画値。

※各年度の修繕費及び帳簿原価の算定方法は以下のとおり。

・全社実績値から託送供給等収支計算書の実績値を差し引いて算定（2010年度以降については、災害特別損失に整理した修繕費を含む）。

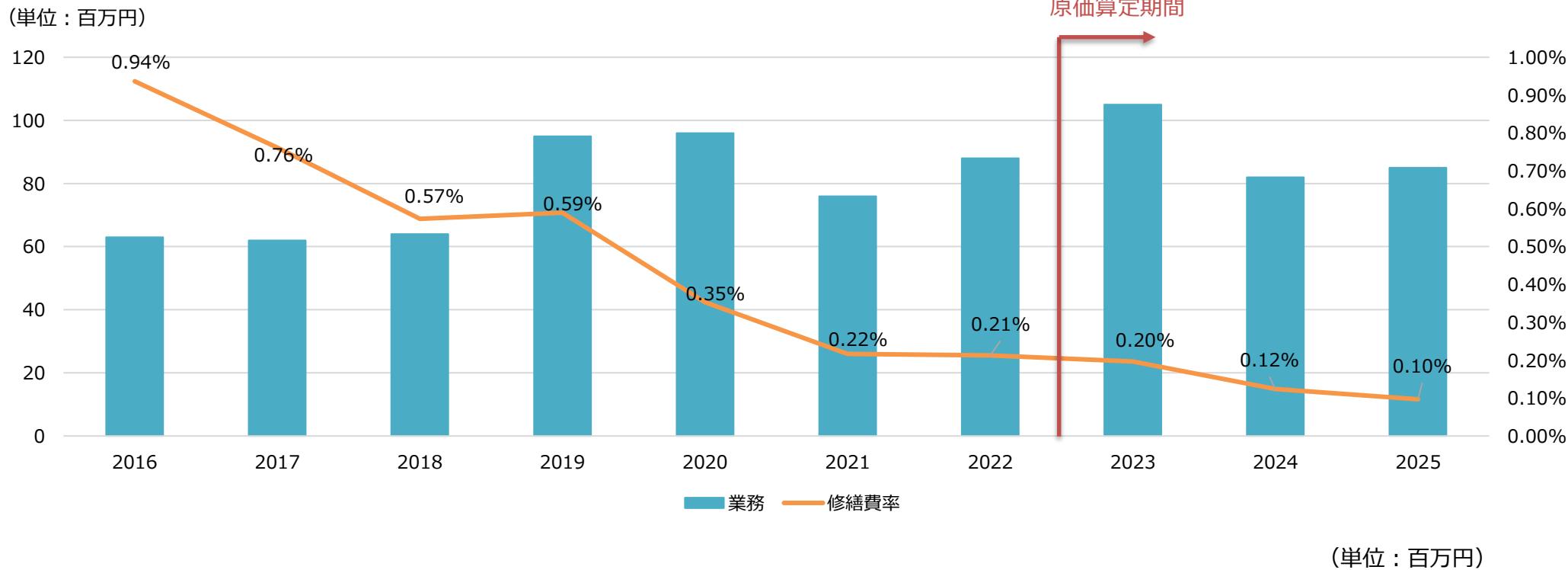
・なお、2015年度以前は託送供給等収支計算書上、離島／非離島の区分が存在しないことから、水力・火力発電設備は全社実績値をそのまま採用。

・2000～15年度の業務設備については、託送供給等収支計算書より、修繕費（一般管理費）又は帳簿価額（一般管理費）の非NW配賦比率を算出し、全社実績値に掛け合わせ。

なお、2007年度以前については、2008年度の比率を一律適用。

【参考3】修繕費の推移【東京電力EP】

- 2016年度の分社化以降は、発電設備を有していないため、業務設備に係る修繕費を計上。



| | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 3年平均 |
|------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 業務 | 63 | 62 | 64 | 95 | 96 | 76 | 88 | 105 | 82 | 85 | 91 |
| 合計 | 63 | 62 | 64 | 95 | 96 | 76 | 88 | 105 | 82 | 85 | 91 |
| 帳簿原価 | 6,725 | 8,143 | 11,166 | 16,114 | 27,181 | 35,107 | 41,356 | 53,346 | 66,287 | 87,664 | 69,099 |
| 修繕費率 | 0.94% | 0.76% | 0.57% | 0.59% | 0.35% | 0.22% | 0.21% | 0.20% | 0.12% | 0.10% | 0.13% |

※2022年度は計画値

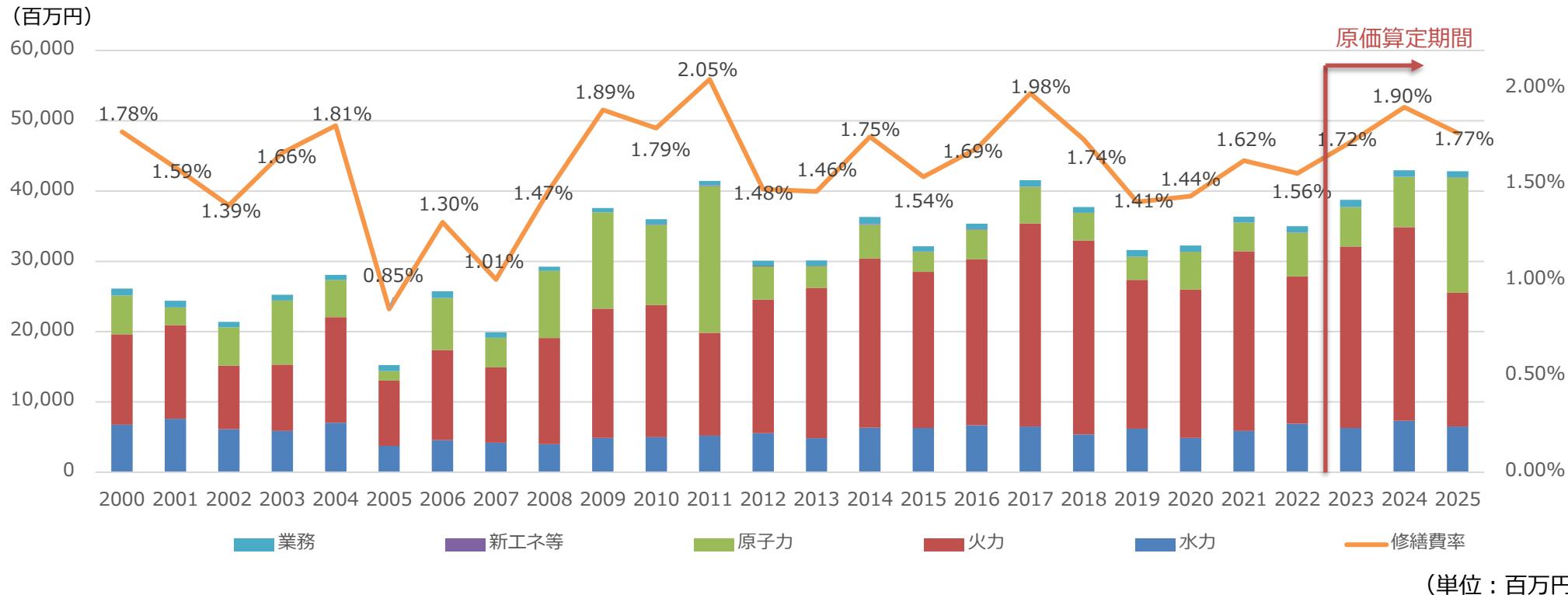
※各年度の修繕費及び帳簿原価の算定方法は以下のとおり。

・修繕費は、電気事業の継続に必要なシステムの維持等に厳選。

・原価算定期間の修繕費は、個々の修繕工事のうち、修繕対象設備並びに工事時期が特定されるものについて、個別に工事費を積算し、算定（100%）。

【参考4】修繕費の推移【北陸電力】

- 2023・24年度は、定期点検対象となる火力発電所が多いことから増加。また、2025年度は、原子力発電所の再稼働に向けた検査等が増加。



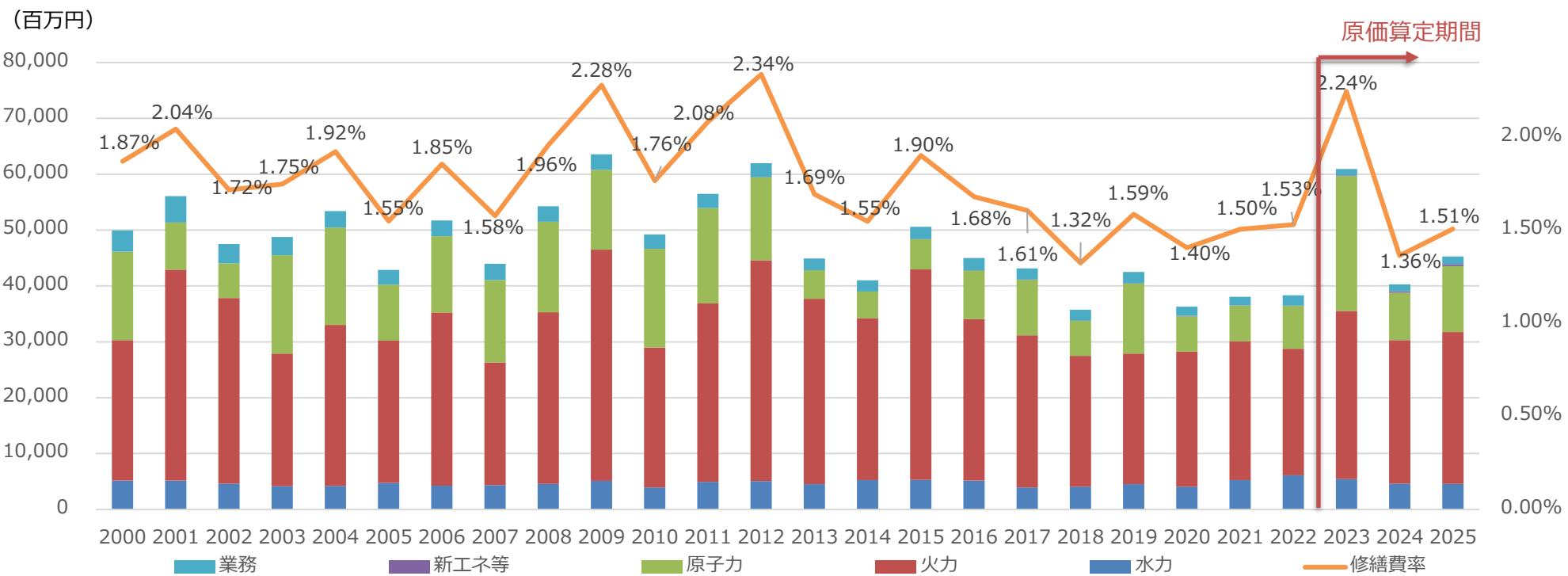
※2022年度は計画値。

※各年度の修繕費及び帳簿原価の算定方法は以下のとおり。

2000～19年度の業務設備の修繕費及び帳簿原価は、一休会社ベースの値からNW設備相当分を分社時の比率を用いて按分し控除。

【参考5】修繕費の推移【中国電力】

- 2023年度は、原子力発電所の再稼働に向けた検査等や、2022年度に新規運転開始となった石炭火力発電所の定期検査費用が増加。



（単位：百万円）

| | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 3年平均 | |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----|
| 水力 | 5,144 | 5,139 | 4,605 | 4,171 | 4,178 | 4,736 | 4,239 | 4,326 | 4,566 | 5,088 | 3,930 | 4,944 | 5,072 | 4,507 | 5,257 | 5,286 | 5,166 | 3,945 | 4,052 | 4,525 | 4,050 | 5,222 | 6,106 | 5,420 | 4,585 | 4,551 | 4,852 | |
| 火力 | 25,142 | 37,755 | 33,207 | 23,706 | 28,852 | 25,491 | 31,012 | 21,981 | 30,732 | 41,432 | 25,045 | 31,940 | 39,532 | 33,176 | 28,973 | 37,680 | 28,903 | 27,210 | 23,444 | 23,377 | 24,187 | 24,835 | 22,639 | 30,117 | 25,707 | 27,192 | 27,672 | |
| 原子力 | 15,867 | 8,467 | 6,228 | 17,617 | 17,440 | 10,000 | 13,652 | 14,744 | 16,213 | 14,273 | 17,654 | 17,048 | 14,879 | 5,131 | 4,766 | 5,424 | 8,722 | 9,967 | 6,277 | 12,552 | 6,324 | 6,398 | 7,693 | 24,122 | 8,481 | 11,816 | 14,806 | |
| 新工事等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 4 | 5 | 5 | 4 | 19 | 10 | 28 | 72 | 39 | 49 | 158 | 268 | 371 | 266 |
| 業務 | 3,789 | 4,711 | 3,450 | 3,270 | 2,953 | 2,639 | 2,835 | 2,898 | 2,738 | 2,775 | 2,600 | 2,568 | 2,516 | 2,100 | 2,006 | 2,194 | 2,210 | 2,004 | 1,981 | 2,015 | 1,668 | 1,568 | 1,857 | 1,123 | 1,246 | 1,353 | 1,241 | |
| 合計 | 49,942 | 56,072 | 47,490 | 48,764 | 53,423 | 42,866 | 51,738 | 43,949 | 54,249 | 63,568 | 49,229 | 56,500 | 62,001 | 44,918 | 41,007 | 50,589 | 45,005 | 43,145 | 35,764 | 42,497 | 36,301 | 38,062 | 38,344 | 60,940 | 40,287 | 45,283 | 48,837 | |
| 帳簿原価 | 2,672,148 | 2,745,331 | 2,768,347 | 2,791,350 | 2,780,081 | 2,768,028 | 2,789,684 | 2,787,198 | 2,772,454 | 2,791,070 | 2,789,823 | 2,714,498 | 2,653,689 | 2,653,853 | 2,649,801 | 2,661,740 | 2,679,643 | 2,687,083 | 2,703,096 | 2,681,090 | 2,584,024 | 2,530,656 | 2,506,451 | 2,716,209 | 2,954,522 | 3,007,210 | 2,892,647 | |
| 修繕費率 | 1.87% | 2.04% | 1.72% | 1.75% | 1.92% | 1.55% | 1.85% | 1.58% | 1.96% | 2.28% | 1.76% | 2.08% | 2.34% | 1.69% | 1.55% | 1.90% | 1.68% | 1.61% | 1.32% | 1.59% | 1.40% | 1.50% | 1.53% | 2.24% | 1.36% | 1.51% | 1.69% | |

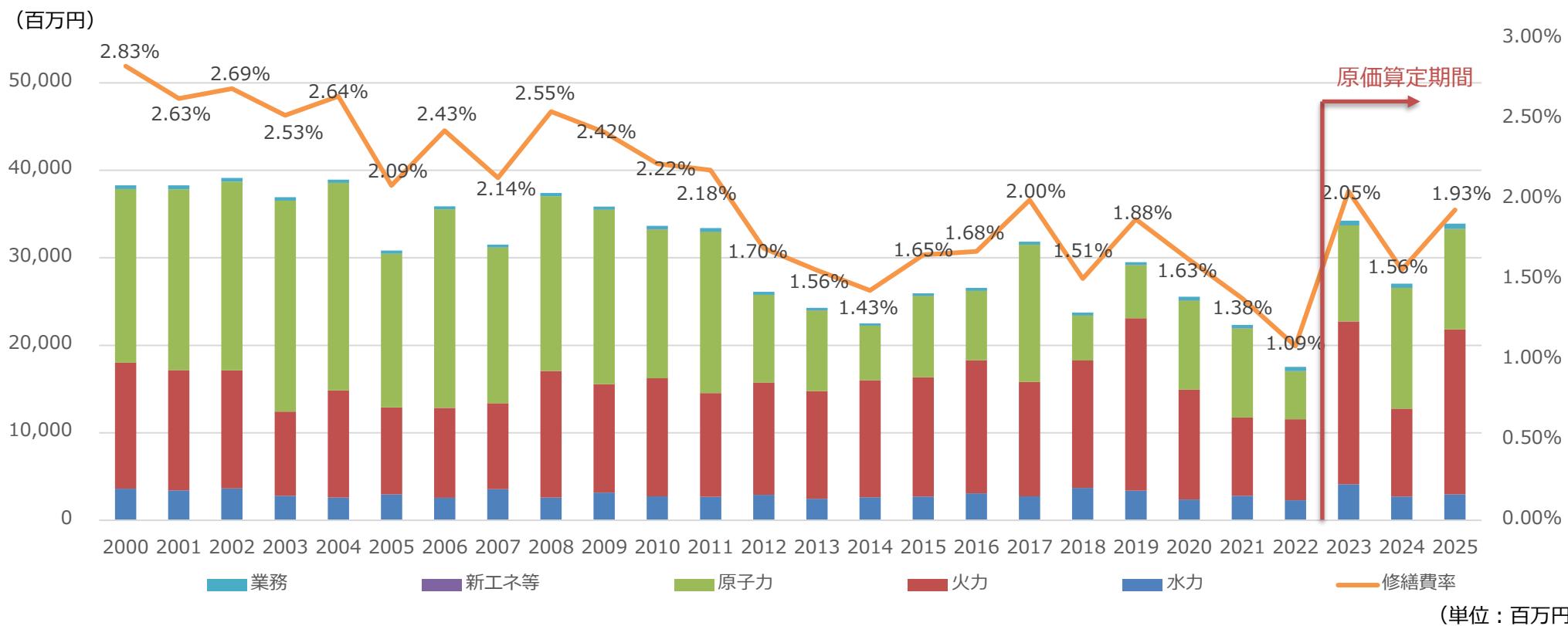
※2022年度は計画値。

※各年度の修繕費及び帳簿原価の算定方法は以下のとおり。

・2000～21年度の修繕費及び帳簿原価は、有価証券報告書を基に申請値に対応した設備区分で入力。一般送配電事業に係るもの（内燃力、送電、変電、配電）を除いて記載（ただし、法的分離前の実績値を一部含む。）。

【参考6】修繕費の推移【四国電力】

- 近年、原子力発電所の長期運転停止により修繕費が減少したが、公共工事設計労務単価との乖離を解消するための工事積算用労務費単価の値上げにより、2023年度以降は増加傾向。



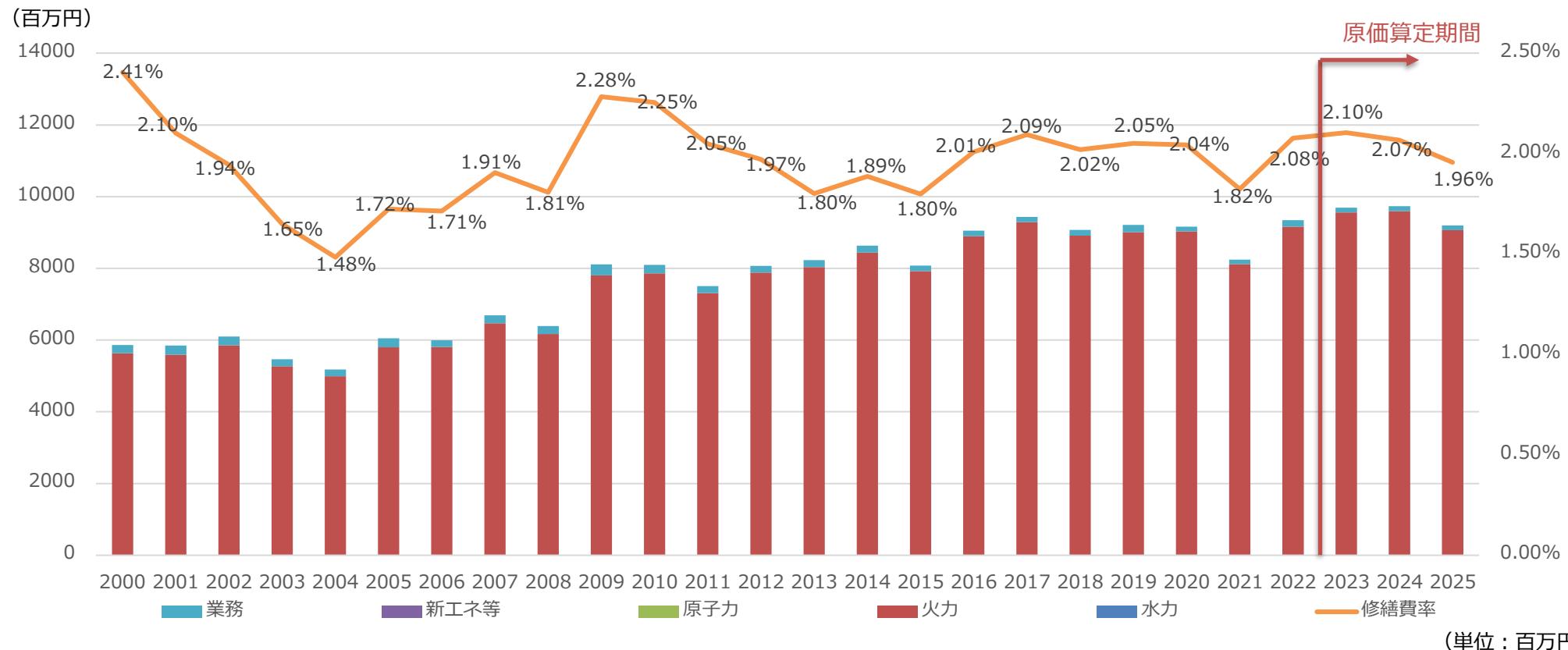
※2022年度は計画値。

※各年度の修繕費及び帳簿原価の算定方法は以下のとおり。

・業務は一休会社ベースの値から、託送供給等収支の値を控除（2000～04年度の算定については、2005年度の比率を用いて算定。）。

【参考7】修繕費の推移【沖縄電力】

- 新規の火力発電所の運転開始が予定されているが、修繕費は2023年度以降、ほぼ横ばい。



（単位：百万円）

| | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 3年平均 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 水力 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 火力 | 5,631 | 5,592 | 5,854 | 5,273 | 4,990 | 5,799 | 5,809 | 6,467 | 6,165 | 7,807 | 7,863 | 7,307 | 7,878 | 8,037 | 8,441 | 7,922 | 8,898 | 9,290 | 8,911 | 9,007 | 9,031 | 8,116 | 9,165 | 9,561 | 9,594 | 9,064 | 9,407 |
| 原子力 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新工不等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 業務 | 228 | 257 | 244 | 189 | 190 | 248 | 184 | 221 | 228 | 305 | 233 | 196 | 188 | 190 | 195 | 151 | 152 | 145 | 162 | 204 | 135 | 127 | 182 | 128 | 137 | 134 | 133 |
| 合計 | 5,859 | 5,849 | 6,098 | 5,462 | 5,180 | 6,047 | 5,993 | 6,688 | 6,393 | 8,112 | 8,096 | 7,503 | 8,066 | 8,227 | 8,636 | 8,073 | 9,050 | 9,435 | 9,073 | 9,211 | 9,166 | 8,243 | 9,347 | 9,689 | 9,731 | 9,198 | 9,540 |
| 帳簿原価 | 243,525 | 278,312 | 313,668 | 331,075 | 349,109 | 350,768 | 349,781 | 350,967 | 353,659 | 355,204 | 359,146 | 366,391 | 409,151 | 456,701 | 457,718 | 448,851 | 450,683 | 450,492 | 449,127 | 448,991 | 448,442 | 452,200 | 449,943 | 460,402 | 470,809 | 470,281 | 467,164 |
| 修繕費率 | 2.41% | 2.10% | 1.94% | 1.65% | 1.48% | 1.72% | 1.71% | 1.91% | 1.81% | 2.28% | 2.25% | 2.05% | 1.97% | 1.80% | 1.89% | 1.80% | 2.01% | 2.09% | 2.02% | 2.05% | 2.04% | 1.82% | 2.08% | 2.10% | 2.07% | 1.96% | 2.04% |

※2022年度は計画値。

※各年度の修繕費及び帳簿原価の算定方法は以下のとおり。

1：火力設備については離島分を除いて記載。

2：帳簿原価は、平均値「(期首値+期末値) / 2」で算定。

1. はじめに

2. 特定小売供給約款料金（規制料金）の位置づけ

3. 規制料金の改定申請の概要

4. 規制料金の審査の概要

5. 査定方針の概要

6. 査定方針の各論

6-1. 需要想定・供給力

6-2. 経営効率化

6-3. 燃料費

6-4. 購入・販売電力料

6-5. 原子力バックエンド費用

6-6. 人員計画・人件費

6-7. 修繕費

6-8. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）

6-9. 事業報酬

6-10. その他経費

6-11. 公租公課

6-12. 控除収益

6-13. 費用の配賦

6-14. レートメーク・約款

7. 参考資料

【6－8. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）】

①設備投資の概要

②各事業者の申請概要（設備投資）

③審査における論点

④減価償却費の確認結果

⑤固定資産除却費の確認結果

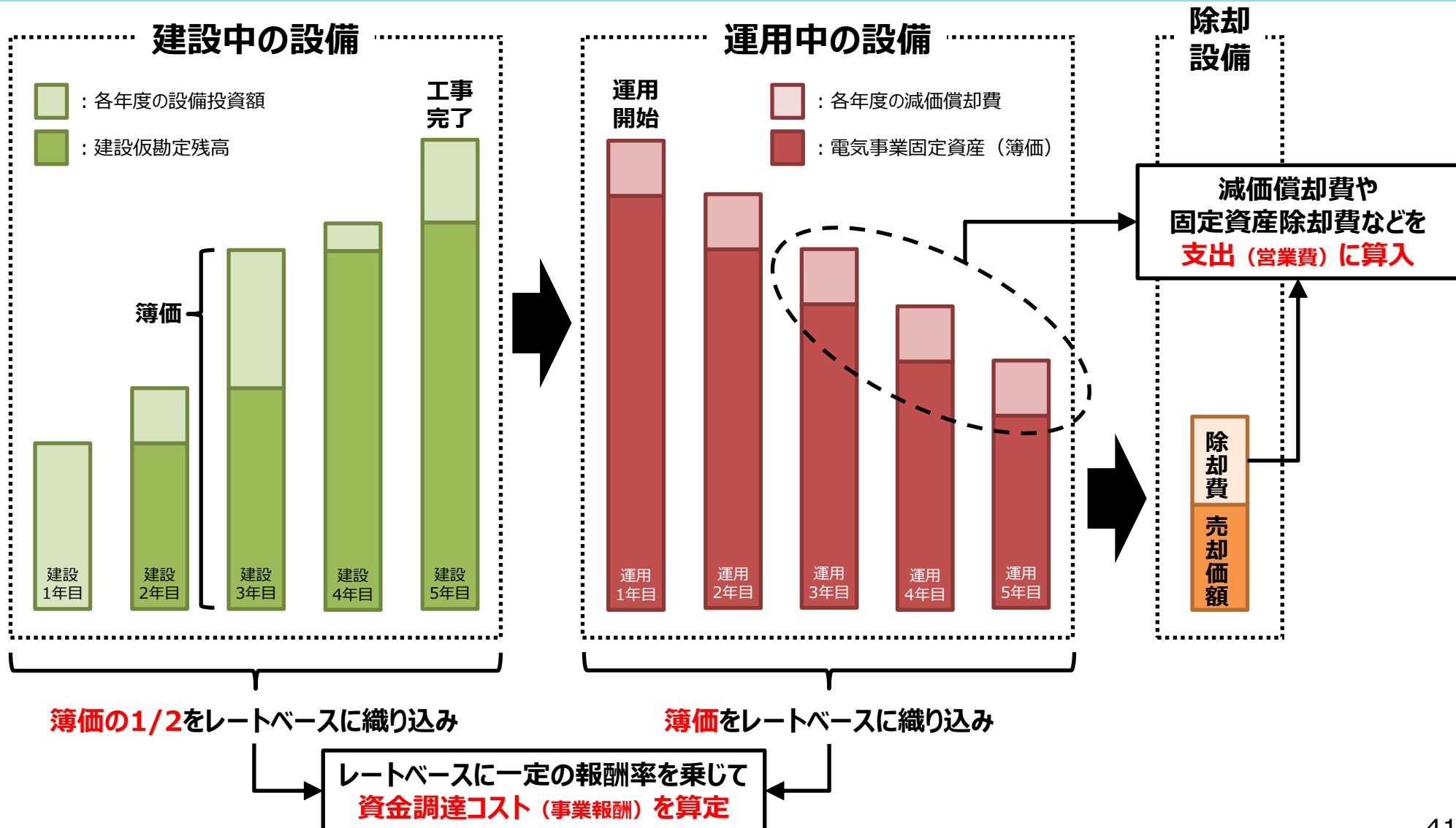
⑥非化石証書の販売収入の取扱い

設備投資の概要

- 設備投資については、フローとストックの両方の観点から審査を行う。
- 具体的には、
 - ✓ フロー：適正な時期に、適正な設備工事・設備除却が行われているか。
 - ✓ ストック：不使用設備等が原価に算入されていないか。といった観点が挙げられる。
- 設備投資と料金原価の関係は、次ページのとおりであり、主に、減価償却費・固定資産除却費・レートベースに関連する。

【参考】設備投資と料金原価の関係（イメージ）

- 「料金原価 = ①支出（営業費） + ②資金調達コスト（事業報酬） - ③収入（控除収益）」の関係であるところ、設備投資と料金原価の関係は、以下のとおり。



関係法令における規定（設備投資）①

- 料金算定規則に基づき、減価償却費・固定資産除却費は、供給計画等を基に算定する。
- また、電気事業固定資産や建設仮勘定の平均帳簿価額などが、レートベース算定の基礎となる。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）

第二章 認可料金の算定

第一節 原価等の算定

（認可料金の原価等の算定）

第二条 （中略）みなし小売電気事業者（以下「事業者」という。）は、四月一日又は十月一日を始期とする一年間を単位とした将来の合理的な期間（以下「原価算定期間」という。）を定め、当該原価算定期間において電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定しなければならない。

2 四月一日を始期とする原価算定期間を定めた場合にあっては、前項で定める原価等は、事業年度ごとに次条の規定により算定される営業費及び第四条の規定により算定される事業報酬の合計額から第五条の規定により算定される控除収益の額を控除して得た額（以下「期間原価等」という。）を合計した額とする。

3 （略）

（営業費の算定）

第三条 事業者は、営業費として、（中略）減価償却費、固定資産除却費（中略）（以下「営業費項目」という。）の額の合計額を算定（中略）しなければならない。

2 次の各号に掲げる営業費項目の額は、（中略）それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一・二 （略）

三 （中略）固定資産除却費（中略）実績値及び供給計画等を基に算定した額

四・五 （略）

六 減価償却費 供給計画等を基に、電気事業固定資産（共用固定資産（附帯事業に係るものに限る。第四条において同じ。）、貸付設備その他の電気事業固定資産の設備のうち適当でないもの及び工事費負担金（貸方）を除く。）の帳簿価額及び帳簿原価に対し、それぞれ定率法及び定額法（法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）に定める耐用年数及び残存価額を用いるものとする。以下この号において同じ。）により算定した額（取替資産の減価償却費については、その取替資産の帳簿原価の百分の五十に達するまで、定率法及び定額法により算定した額）

七～十一 （略）

関係法令における規定（設備投資）②

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）

（事業報酬の算定）

第四条 事業者は、事業報酬として、電気事業報酬の額を算定（中略）しなければならない。

2・3（略）

4 次の各号に掲げるレートベースの額は、（中略）それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一 特定固定資産 電気事業固定資産（共用固定資産、貸付設備その他の電気事業固定資産の設備のうち適当でないもの及び工事費負担金（貸方）を除く。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

二 建設中の資産 建設仮勘定の事業年度における平均帳簿価額（資産除去債務相当資産を除く。）から建設中利子相当額及び工事費負担金相当額を控除した額に百分の五十を乗じて得た額

三 使用済燃料再処理関連加工仮勘定 使用済燃料再処理関連加工仮勘定の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

四 核燃料資産 核燃料の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

五 特定投資 長期投資（エネルギーの安定的確保を図るための研究開発、資源開発等を目的とした投資であって、電気事業の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められるものに係るものに限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

六 運転資本 営業資本の額（前条第一項に掲げる営業費項目の額の合計額から、退職給与金のうちの引当金純増額、燃料費のうちの核燃料費（核燃料減損額及び核燃料減損修正損（又は核燃料減損修正益（貸方））に限る。）、諸費（排出クレジットの自社使用に係る償却額に限る。）、貸倒損のうちの引当金純増額、固定資産税、雑税、減価償却費（リース資産及び資産除去債務相当資産に係るものに限る。）、固定資産除却費のうちの除却損、原子力発電施設解体費のうちの資産除去債務純計上額、原子力廃止関連仮勘定償却費、電源開発促進税、事業税、開発費償却、株式交付費償却、社債発行費償却及び法人税等並びに次条に掲げる控除収益項目の額の合計額を控除して得た額に、十二分の一・五を乗じて得た額をいう。）及び貯蔵品（火力燃料貯蔵品、新エネルギー等貯蔵品その他貯蔵品の年間払出額に、原則として十二分の一・五を乗じて得た額をいう。）を基に算定した額

七 繰延償却資産 繰延資産（株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

5 報酬率は、次の各号に掲げる方法により算定した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を三十対七十で加重平均した率とする。

一 自己資本報酬率 全てのみなし小売電気事業者たる法人（当該法人を子会社とする会社がある場合にあっては、当該会社を含む。以下この項において同じ。）を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下限として算定した率（全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値が、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下回る場合には、国債、地方債等公社債の利回りの実績率）を基に算定した率

二 他人資本報酬率 全てのみなし小売電気事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率を加重平均して算定した率

6 一般送配電事業の報酬率は、次の各号に掲げる方法により算定した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を三十対七十で加重平均した率とする。

一・二（略）

関係法令における規定（設備投資）③

- 料金審査要領に基づき、真に不可欠な設備と認められない不使用設備等に係る減価償却費は、原価算入を認めない。また、固定資産除却費についても、金額・時期等の適正性を確認する。
- 著しく低稼働な設備に係る減価償却費等も、正当な理由がある場合（例：定期検査）を除き、原価算入を認めない。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第2章 「原価等の算定」に関する審査

第2節 営業費

1. ~ 3. (略)

4. 設備関係費（減価償却費、固定資産除却費）については、経営効率化を評価するに当たっては、事業者一律の基準を設けることなく、個別に査定を行う。設備の調達等に当たり、複数の調達先があるものについては、入札等を行うことを原則とし、入札等を経たものは原価として認めるが、入札等を行わないものについては、申請事業者の調達価格や過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。火力発電所を新設・増設・リプレースする場合に入札を行わずに自社で建設する場合には、入札された場合に想定される価格低減効果等を基準に査定する。

減価償却費については、電気事業の運営にとって真に不可欠な設備と認められない不使用設備等に係るものについては、原価への算入を認めない。

固定資産除却費のうち、除却損については、除却物品の帳簿原価から減価償却累計額等を控除した額から当該除却物品の全部又は一部について適正な売却価額の見積額を控除することを前提に原価への算入を認める。また、除却費用については、除却に要する工事費等が適正であるかを確認する。この他、改良工事等に伴う除却費用は、改良工事等の時期が適正であるかを確認し、当該改良工事等の実施が適正な場合には、原価への算入を認める。

5. (略)

6. 他の事業者の同種の設備と比較して、著しく低い稼働率となっている設備に係る減価償却費等の営業費については、正当な理由がある場合を除き原価への算入を認めない。

【6－8. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）】

①設備投資の概要

②各事業者の申請概要（設備投資）

③審査における論点

④減価償却費の確認結果

⑤固定資産除却費の確認結果

⑥非化石証書の販売収入の取扱い

各事業者の申請概要①（設備投資額）（1/2）

- 各事業者の設備投資額について、現行原価・直近実績と、申請原価（2023～25年度の3年平均）との比較は、以下のとおり（※次ページは棒グラフで整理したもの）。

（単位:百万円）

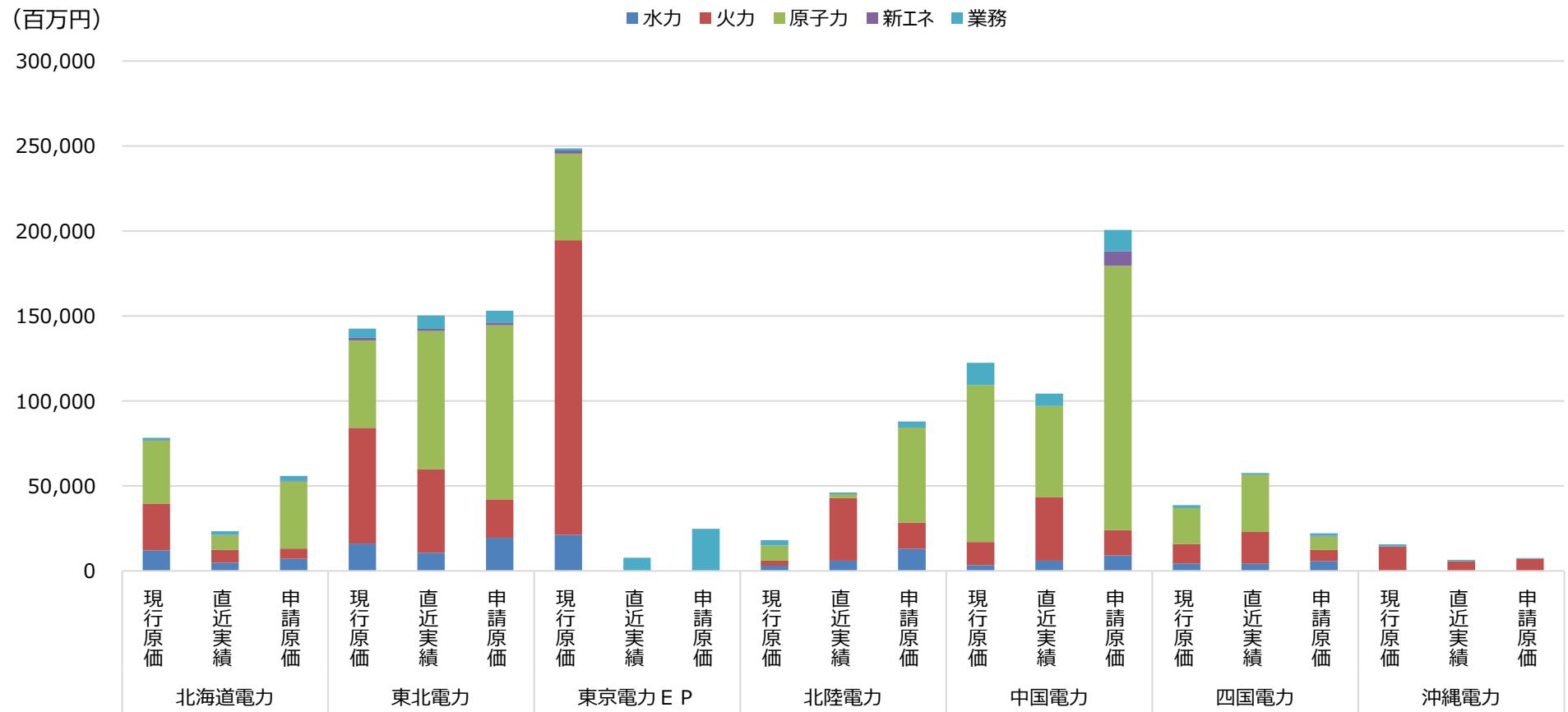
| | 北海道電力 | | | | 東北電力 | | | | 東京電力EP | | | | 北陸電力 | | | |
|-----|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 現行原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 申請原価 (B) | 増減 (B/A) |
| 水力 | 12,082 | 4,859 | 7,116 | 58.9% | 16,157 | 10,723 | 19,525 | 120.8% | 21,163 | — | — | — | 3,139 | 5,978 | 13,030 | 415.1% |
| 火力 | 27,611 | 7,531 | 5,983 | 21.7% | 68,025 | 49,072 | 22,510 | 33.1% | 173,420 | — | — | — | 2,863 | 36,978 | 15,525 | 542.3% |
| 原子力 | 37,082 | 8,493 | 39,553 | 106.6% | 51,400 | 81,442 | 102,470 | 199.4% | 50,978 | — | — | — | 9,081 | 2,228 | 55,768 | 614.1% |
| 新エネ | 271 | 393 | 237 | 87.4% | 1,500 | 1,125 | 1,669 | 111.3% | 1,806 | — | — | — | — | 1 | 1 | — |
| 業務 | 1,237 | 2,029 | 2,935 | 237.3% | 5,542 | 7,984 | 6,950 | 125.4% | 1,295 | 7,760 | 24,806 | 1,915.5% | 2,992 | 1,007 | 3,648 | 121.9% |
| 合計 | 78,283 | 23,305 | 55,823 | 71.3% | 142,623 | 150,348 | 153,124 | 107.4% | 248,662 | 7,760 | 24,806 | 10.0% | 18,075 | 46,192 | 87,972 | 486.7% |

| | 中国電力 | | | | 四国電力 | | | | 沖縄電力 | | | |
|-----|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 現行原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 申請原価 (B) | 増減 (B/A) | 現行原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 申請原価 (B) | 増減 (B/A) | 現行原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 申請原価 (B) | 増減 (B/A) |
| 水力 | 3,461 | 5,996 | 9,139 | 264.1% | 4,268 | 4,140 | 5,669 | 132.8% | — | — | — | — |
| 火力 | 13,502 | 37,445 | 14,853 | 110.0% | 11,505 | 18,850 | 6,757 | 58.7% | 14,383 | 5,763 | 7,194 | 50.0% |
| 原子力 | 92,428 | 53,541 | 155,593 | 168.3% | 21,254 | 33,692 | 7,928 | 37.3% | — | — | — | — |
| 新エネ | — | 14 | 8,414 | — | — | 12 | 206 | — | — | — | — | — |
| 業務 | 13,005 | 7,389 | 12,598 | 96.9% | 1,681 | 829 | 1,654 | 98.4% | 1,226 | 762 | 453 | 36.9% |
| 合計 | 122,396 | 104,385 | 200,597 | 163.9% | 38,709 | 57,525 | 22,215 | 57.4% | 15,609 | 6,525 | 7,647 | 49.0% |

※現行原価：東京は2012年料金改定時、北海道・東北・四国は2013年料金改定時、北陸・中国・沖縄は2008年料金改定時のもの。

※直近実績：2021年度

各事業者の申請概要① (設備投資額) (2/2)

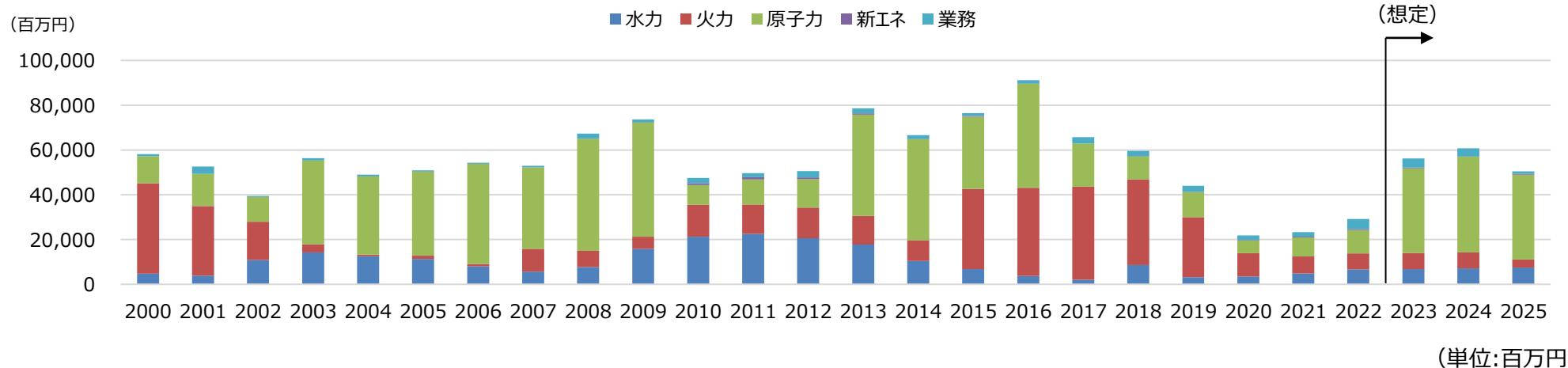


※現行原価：東京は2012年料金改定時、北海道・東北・四国は2013年料金改定時、北陸・中国・沖縄は2008年料金改定時のもの。

※直近実績：2021年度

【参考】設備投資額の推移（北海道電力）

- 今回の原価算定期間（2023～25年度）では、前回の料金値上げ（2013年）と比較して、設備投資の総額は減少。一方、泊発電所3号機の再稼働に向けた安全対策工事の本格化に伴って、原子力の設備投資は増加傾向。



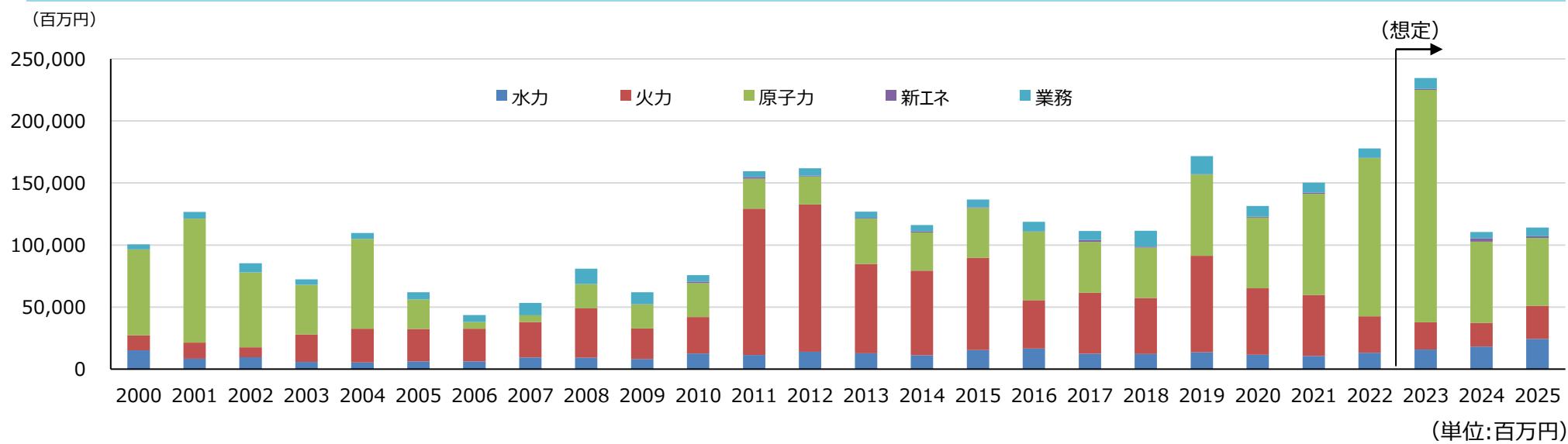
| | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2023-2025 平均 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------------|
| 水力 | 4,714 | 3,822 | 10,864 | 14,272 | 12,494 | 11,315 | 8,056 | 5,571 | 7,687 | 15,844 | 21,299 | 22,495 | 20,571 | 17,759 | 10,429 | 6,719 | 3,743 | 2,036 | 8,560 | 3,156 | 3,477 | 4,859 | 6,620 | 6,788 | 7,106 | 7,453 | 7,116 |
| 火力 | 40,402 | 31,139 | 17,016 | 3,589 | 737 | 1,486 | 1,002 | 10,271 | 7,174 | 5,358 | 14,212 | 13,159 | 13,693 | 12,824 | 9,195 | 35,883 | 39,369 | 41,662 | 38,254 | 26,861 | 10,369 | 7,531 | 7,165 | 7,238 | 7,120 | 3,591 | 5,983 |
| 原子力 | 12,109 | 14,345 | 11,163 | 37,462 | 35,001 | 37,520 | 44,754 | 36,415 | 50,161 | 51,100 | 8,855 | 11,178 | 12,700 | 45,249 | 45,320 | 32,367 | 46,622 | 19,185 | 10,414 | 11,130 | 5,690 | 8,493 | 10,399 | 37,797 | 42,872 | 37,987 | 39,553 |
| 新エネ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 61 | 738 | 1,044 | 808 | 526 | 25 | 243 | 58 | 0 | 24 | 190 | 220 | 393 | 406 | 377 | 37 | 297 | 237 |
| 業務 | 947 | 3,320 | 388 | 1,013 | 777 | 642 | 447 | 690 | 2,282 | 1,287 | 2,419 | 1,759 | 2,758 | 2,290 | 1,668 | 1,315 | 1,471 | 2,865 | 2,403 | 2,654 | 2,030 | 2,029 | 4,565 | 4,077 | 3,595 | 1,134 | 2,935 |
| 合計 | 58,172 | 52,626 | 39,431 | 56,336 | 49,009 | 50,963 | 54,259 | 52,947 | 67,304 | 73,650 | 47,523 | 49,635 | 50,530 | 78,648 | 66,637 | 76,527 | 91,263 | 65,748 | 59,655 | 43,991 | 21,786 | 23,305 | 29,155 | 56,277 | 60,730 | 50,462 | 55,823 |

※2022年度は計画値。

- 水力 [2014年度] 京極発電所1号機運転開始、[2015年度] 京極発電所2号機運転開始、[2022年度] 新得発電所運転開始 水力・火力設備：託送供給等収支計算書上、離島・非離島の区分が存在しないことから、実績値をそのまま採用。
- 火力 [2002年度] 苫東厚真発電所4号機運転開始、[2018年度] 石狩湾新港発電所1号機運転開始、奈井江発電所1・2号機休止設備へ移行、[2023年度] 伊達発電所1・2号機休止設備へ移行（予定）
- 原子力 [2009年度] 泊発電所3号機運転開始
- 新エネ [2011年度] 伊達ソーラー発電所
- 業務 業務設備の投資額 × (1 - 託送供給等収支の業務設備の減価償却費) / 一休会社ベースの業務設備の減価償却費
2000～04年度の業務設備分は、2005年度の比率を用いて算定。

【参考】設備投資額の推移（東北電力）

- **2023年度**は、再稼働に向けた安全対策工事のため、原子力の設備投資が大幅に増加。また、火力の設備投資は減少傾向にあるが、水力は維持管理・設備改修のため増加傾向。



| | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2023-2025 平均 |
|-----|---------|---------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------------|
| 水力 | 15,224 | 8,422 | 9,719 | 5,912 | 5,501 | 6,317 | 6,253 | 9,470 | 9,284 | 8,153 | 12,587 | 11,368 | 13,983 | 12,794 | 11,166 | 15,498 | 16,571 | 12,352 | 12,155 | 13,688 | 11,578 | 10,723 | 13,133 | 15,916 | 18,220 | 24,438 | 19,525 |
| 火力 | 12,090 | 12,908 | 7,916 | 22,074 | 27,044 | 26,113 | 26,447 | 28,496 | 39,778 | 24,722 | 29,474 | 117,878 | 118,729 | 71,885 | 68,291 | 74,351 | 39,108 | 49,282 | 45,312 | 77,747 | 53,526 | 49,072 | 29,518 | 21,942 | 18,940 | 26,649 | 22,510 |
| 原子力 | 69,300 | 99,996 | 60,322 | 39,984 | 72,431 | 23,740 | 5,260 | 5,461 | 19,493 | 19,302 | 27,375 | 24,269 | 22,522 | 36,692 | 30,649 | 40,018 | 54,968 | 40,947 | 40,549 | 65,415 | 56,944 | 81,442 | 127,417 | 187,159 | 65,671 | 54,578 | 102,470 |
| 新エネ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 143 | 1,040 | 1,445 | 570 | 507 | 1,038 | 606 | 368 | 1,651 | 687 | 297 | 801 | 1,125 | 188 | 826 | 2,724 | 1,456 | 1,669 |
| 業務 | 3,976 | 5,329 | 7,419 | 4,303 | 4,676 | 5,901 | 5,609 | 10,030 | 12,397 | 9,707 | 5,344 | 4,491 | 6,173 | 5,141 | 4,889 | 6,277 | 7,732 | 7,183 | 12,785 | 14,436 | 8,627 | 7,984 | 7,589 | 8,864 | 5,054 | 6,933 | 6,950 |
| 合計 | 100,590 | 126,655 | 85,376 | 72,273 | 109,652 | 62,071 | 43,569 | 53,457 | 80,952 | 62,027 | 75,820 | 159,451 | 161,977 | 127,019 | 116,033 | 136,750 | 118,746 | 111,416 | 111,488 | 171,586 | 131,478 | 150,348 | 177,844 | 234,707 | 110,609 | 114,054 | 153,124 |

※各年度の設備投資額の算定方法

● 2000~15年度

水力・火力設備：託送供給等収支計算書上、離島・非離島の区分が存在しないことから、実績値をそのまま採用。

業務設備：託送供給等収支計算書より、減価償却費（一般管理費）の非NW配賦比率を算出し、全社の業務設備投資額に掛け合わせ。なお、2007年度以前における減価償却費の非NW配賦比率については、2008年度の比率を一律適用。

● 2016~17年度

託送供給等収支計算書より、各設備ごとの「NW分減価償却費／全社減価償却費」比率を各年度算出し、設備投資額に掛け合わせ。

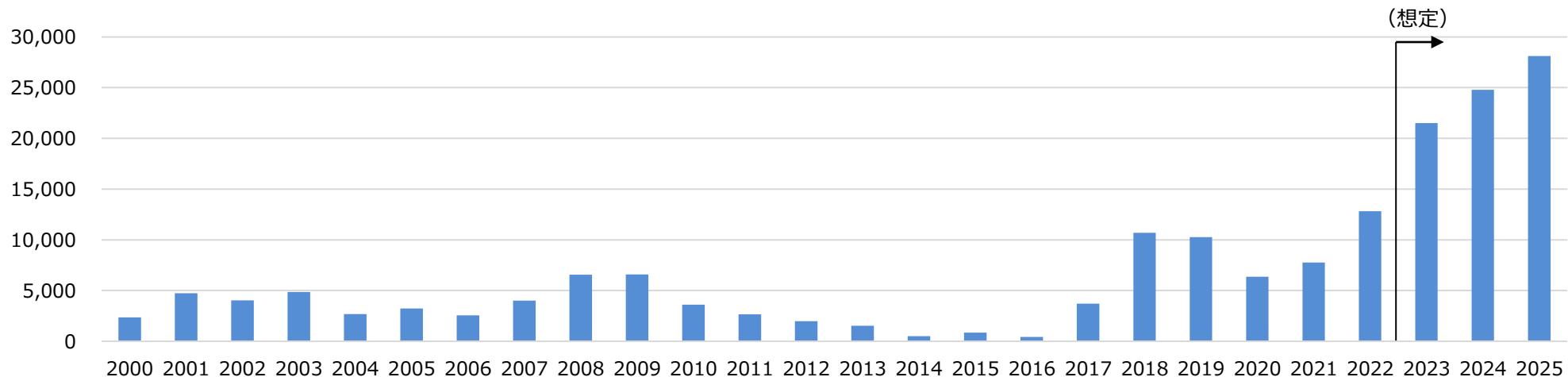
● 2018~19年度

2018年度よりHD分実績に即した社内管理区分を設けたため、同区分により抽出。

※2022年度は計画値。

【参考】設備投資額の推移（東京電力EP）

- 東京電力EPは発電設備を持たないため、今回の値上げ申請では、業務設備のみを織り込み。
- セキュリティリスクなどへの対応、保守期限切れに伴うシステムやソフトウェア等のリプレース対応、業務効率化等のための新規システムの構築（カスタマーセンターの受付業務へのAI導入など）、既存システムの改良（WEBサービスの機能向上など）などに伴い、設備投資額は増加傾向。



| | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2023-2025平均 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|-------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|-------------|
| 業務設備 | 2,341 | 4,730 | 4,039 | 4,867 | 2,671 | 3,226 | 2,561 | 4,017 | 6,562 | 6,582 | 3,612 | 2,658 | 1,981 | 1,517 | 510 | 841 | 437 | 3,717 | 10,680 | 10,268 | 6,350 | 7,760 | 12,820 | 21,505 | 24,789 | 28,123 | 24,806 |

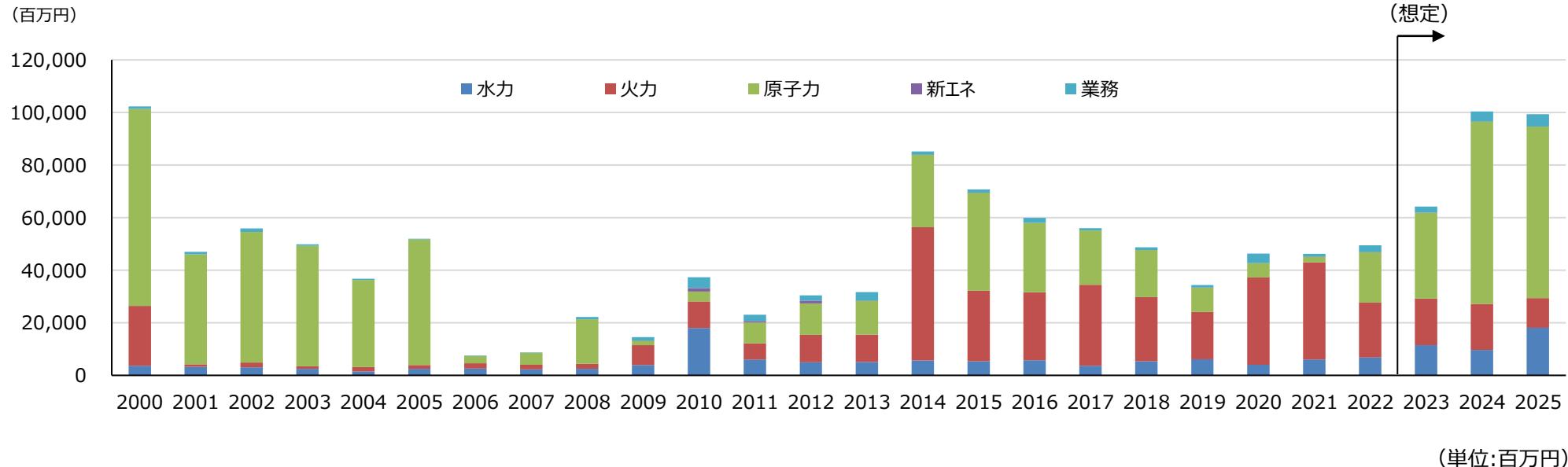
●算定方法：業務設備の投資額 × (1 - (託送供給等収支の業務設備の減価償却費 / 一休会社ベースの業務設備の減価償却費))

●備考：2000～04年度の業務設備分は、2005年度の比率を用いて算定。

※2022年度は計画値。

【参考】設備投資額の推移（北陸電力）

- **2024・25年度**は、再稼働に向けた安全対策工事のため、**原子力の設備投資が大幅に増加**。また、水力は大規模改修工事、業務は会計・購買システムの更新等により増加傾向。



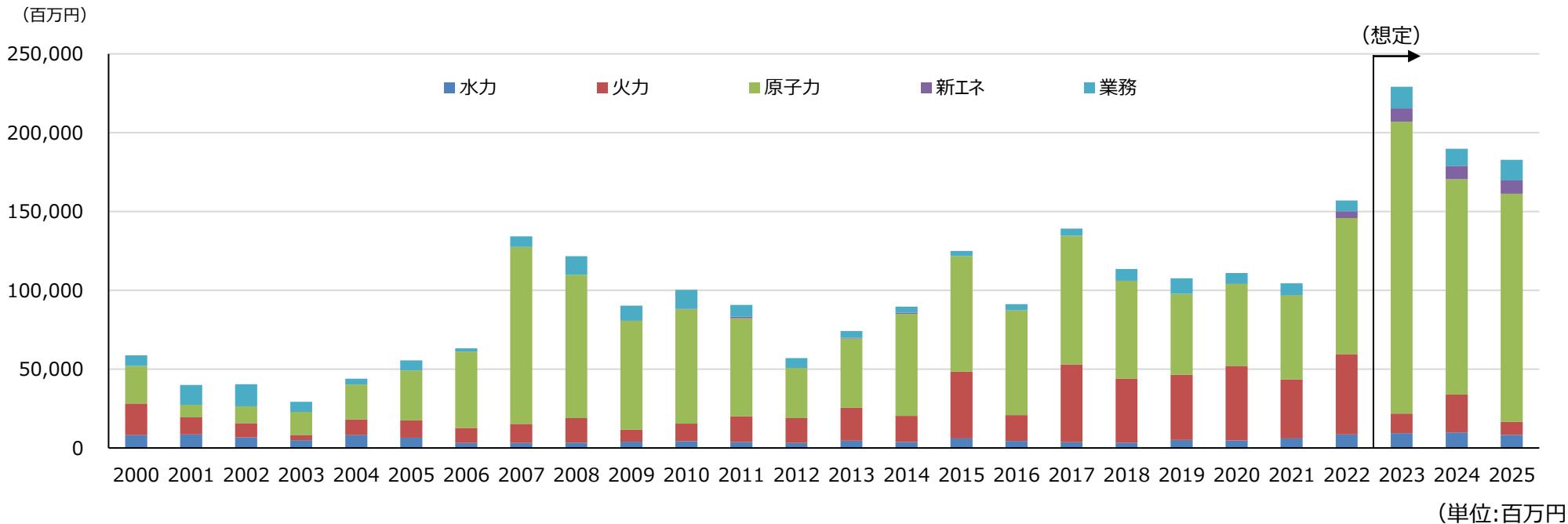
| | (单位:百万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2023-2025 平均 | | | | | | | | | | | |
|-----|----------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|-----------------|--------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 水力 | 3,613 | 3,195 | 2,982 | 2,438 | 1,372 | 2,419 | 2,515 | 2,310 | 2,433 | 3,922 | 17,996 | 6,004 | 4,921 | 4,995 | 5,572 | 5,358 | 5,680 | 3,576 | 5,310 | 6,049 | 4,000 | 5,978 | 6,775 | 11,418 | 9,622 | 18,051 | 13,030 | | | | | | | | | | |
| 火力 | 22,810 | 948 | 1,878 | 987 | 1,727 | 1,449 | 2,023 | 1,629 | 1,981 | 7,484 | 10,069 | 6,114 | 10,419 | 10,516 | 50,767 | 26,765 | 25,859 | 30,858 | 24,460 | 17,993 | 33,182 | 36,978 | 20,817 | 17,740 | 17,537 | 11,298 | 15,525 | | | | | | | | | | |
| 原子力 | 74,863 | 41,853 | 49,625 | 45,795 | 33,103 | 47,787 | 2,765 | 4,504 | 16,861 | 1,774 | 3,752 | 7,957 | 12,034 | 12,853 | 27,603 | 37,314 | 26,394 | 20,614 | 17,885 | 9,262 | 5,470 | 2,228 | 19,286 | 32,683 | 69,389 | 65,232 | 55,768 | | | | | | | | | | |
| 新エネ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 業務 | 991 | 926 | 1,330 | 566 | 506 | 295 | 269 | 255 | 890 | 1,305 | 4,158 | 2,423 | 2,038 | 3,293 | 1,168 | 1,253 | 1,950 | 942 | 1,018 | 1,006 | 3,590 | 1,007 | 2,531 | 2,369 | 3,810 | 4,764 | 3,648 | | | | | | | | | | |
| 合計 | 102,277 | 46,922 | 55,815 | 49,786 | 36,708 | 51,950 | 7,572 | 8,698 | 22,165 | 14,498 | 37,317 | 23,022 | 30,424 | 31,658 | 85,111 | 70,701 | 59,883 | 55,990 | 53,202 | 34,338 | 46,242 | 46,192 | 49,410 | 64,211 | 100,361 | 99,345 | 87,972 | | | | | | | | | | |

※2000～19年度における業務設備分は、「一休会社ベースの業務設備×（1 - 託送供給等取扱の業務設備の減価償却費/一休会社ベースの業務設備の減価償却費）」で算定。2000～07年度の業務設備分は、2008年度の上記比率を用いて算定。

※2022年度は計画値。

【参考】設備投資額の推移（中国電力）

- 再稼働に向けた安全対策工事のため、**原子力の設備投資が大幅に増加**。また、新エネは分散型太陽光の設置、業務は情報通信関連システムの開発等により、増加傾向。



※業務設備の投資額は、以下の計算方法で分社化前（2000～19年度）の実績額を算定。

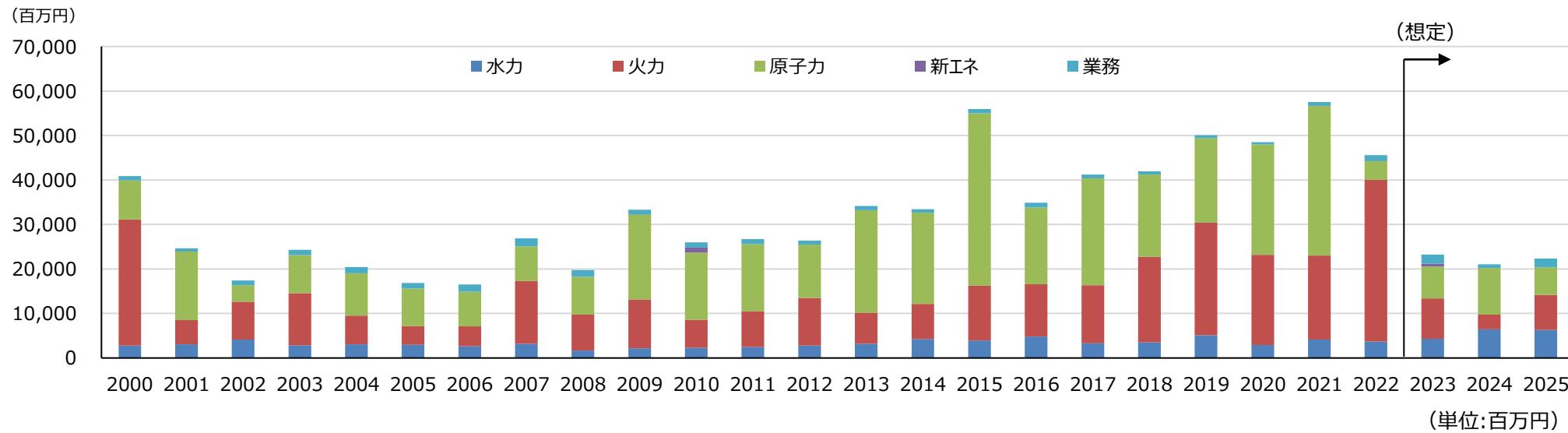
業務設備×（1 - 訳送供給等収支の業務設備の減価償却費／一休会社ベースの業務設備の減価償却費）

なお、離島分については、分社化前の会計区分がされておらず、水力、火力、業務設備から離島分を除くことが困難であるため、一休会社の実績額。

※2022年度は計画値。

【参考】設備投資額の推移（四国電力）

- 原価算定期間（2023～25年度）において、設備投資は減少傾向にあるが、水力では設備改良・主要機器の取替等を予定。また、業務の設備投資は次世代スマートメーター関連システム用サーバの導入など情報システム関連投資等により、増加傾向。



(単位:百万円)

| | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2023-2025 平均 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------------|
| 水力 | 2,795 | 3,070 | 4,094 | 2,815 | 3,037 | 2,924 | 2,621 | 3,142 | 1,667 | 2,178 | 2,294 | 2,461 | 2,773 | 3,172 | 4,219 | 3,916 | 4,809 | 3,259 | 3,525 | 5,052 | 2,888 | 4,140 | 3,695 | 4,294 | 6,416 | 6,297 | 5,669 |
| 火力 | 28,324 | 5,428 | 8,529 | 11,725 | 6,455 | 4,233 | 4,493 | 14,135 | 8,081 | 10,942 | 6,271 | 8,037 | 10,696 | 6,981 | 7,912 | 12,285 | 11,754 | 13,057 | 19,208 | 25,348 | 20,259 | 18,850 | 36,337 | 9,094 | 3,312 | 7,865 | 6,757 |
| 原子力 | 8,819 | 15,424 | 3,707 | 8,595 | 9,553 | 8,451 | 7,763 | 7,821 | 8,473 | 19,124 | 15,118 | 15,089 | 11,995 | 23,045 | 20,497 | 38,772 | 17,225 | 24,060 | 18,491 | 19,001 | 24,832 | 33,692 | 4,226 | 7,129 | 10,459 | 6,195 | 7,928 |
| 新エネ | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 7 | 1,088 | - | 0 | - | 0 | - | - | - | - | - | - | - | 12 | 5 | 618 | - | 206 |
| 業務 | 942 | 707 | 1,091 | 1,128 | 1,402 | 1,206 | 1,652 | 1,752 | 1,538 | 1,064 | 1,194 | 1,127 | 894 | 961 | 787 | 965 | 1,098 | 817 | 694 | 647 | 490 | 829 | 1,335 | 2,103 | 877 | 1,982 | 1,654 |
| 合計 | 40,880 | 24,629 | 17,421 | 24,263 | 20,448 | 16,815 | 16,531 | 26,851 | 19,761 | 33,318 | 25,967 | 26,716 | 26,360 | 34,161 | 33,416 | 55,939 | 34,889 | 41,194 | 41,920 | 50,050 | 48,470 | 57,525 | 45,600 | 23,240 | 21,065 | 22,341 | 22,215 |

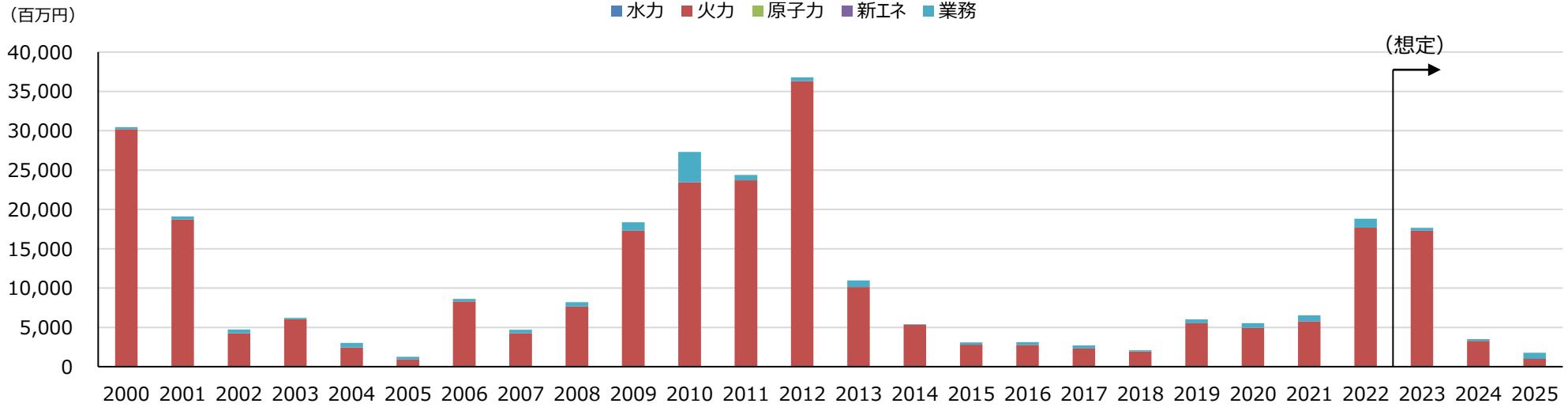
※業務設備の投資額は、以下の計算方法で分社化前（2000～19年度）の実績額を算定。

※2022年度数値は計画値。

業務設備 × (1 - 託送供給等収支の業務設備の減価償却費／一体会社ベースの業務設備の減価償却費) 2000～04年度の業務設備分は、2005年度の比率を用いて算定。

【参考】設備投資額の推移（沖縄電力）

- 2023年度は、火力の高経年化・カーボンニュートラル化のための設備投資が予定されているが、2024年度以降は縮小。



(単位: 百万円)

| | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2023-2025 平均 |
|-----|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|-----------------|
| 水力 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 火力 | 30,205 | 18,727 | 4,250 | 6,058 | 2,436 | 938 | 8,302 | 4,257 | 7,647 | 17,291 | 23,455 | 23,697 | 36,307 | 10,129 | 5,342 | 2,793 | 2,758 | 2,309 | 1,926 | 5,524 | 4,975 | 5,763 | 17,690 | 17,300 | 3,274 | 1,008 | 7,194 |
| 原子力 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 新エネ | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 業務 | 257 | 368 | 468 | 166 | 593 | 325 | 314 | 443 | 555 | 1,065 | 3,849 | 674 | 489 | 836 | 52 | 300 | 366 | 402 | 165 | 485 | 572 | 762 | 1,113 | 350 | 230 | 780 | 453 |
| 合計 | 30,462 | 19,095 | 4,718 | 6,224 | 3,029 | 1,263 | 8,616 | 4,700 | 8,202 | 18,356 | 27,304 | 24,371 | 36,796 | 10,965 | 5,394 | 3,093 | 3,124 | 2,711 | 2,091 | 6,009 | 5,547 | 6,525 | 18,803 | 17,650 | 3,504 | 1,788 | 7,647 |

※業務は、離島分を区分することが困難であるため、「一休会社ベースの設備投資額（業務）×（1-託送供給等収支の償却費（一般管）／一休会社ベースの償却費（一般管）」で算定。2000～04年度の業務の算定について、託送収支を公表していないため、2005年度の託送収支をもとに算定。

※2022年度は計画値。

各事業者の申請概要②（減価償却費）（1/2）

- 各事業者の減価償却費について、現行原価・直近実績と、申請原価（2023～25年度の3年平均）との比較は、以下のとおり（※次ページは棒グラフで整理したもの）。

（単位:百万円）

| | 北海道電力 | | | | 東北電力 | | | | 東京電力 E P | | | | 北陸電力 | | | |
|-----|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 現行原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 申請原価 (B) | 増減 (B/A) |
| 水力 | 10,474 | 7,340 | 8,005 | 76.4% | 10,784 | 8,078 | 8,523 | 79.0% | 38,757 | - | - | - | 6,347 | 4,117 | 4,774 | 75.2% |
| 火力 | 10,807 | 16,067 | 16,212 | 150.0% | 46,403 | 40,978 | 41,294 | 89.0% | 143,856 | - | - | - | 16,220 | 16,462 | 17,715 | 109.2% |
| 原子力 | 30,372 | 16,542 | 7,647 | 25.2% | 36,709 | 20,319 | 39,658 | 108.0% | 93,026 | - | - | - | 40,382 | 7,994 | 8,740 | 21.6% |
| 新エネ | 335 | 194 | 269 | 80.3% | 1,315 | 718 | 784 | 59.6% | 950 | - | - | - | 0 | 67 | 67 | - |
| 業務 | 1,713 | 3,202 | 3,362 | 196.3% | 4,979 | 6,875 | 6,875 | 138.1% | 1,358 | 6,050 | 9,823 | 723.3% | 1,236 | 1,306 | 1,650 | 133.5% |
| 合計 | 53,702 | 43,355 | 35,495 | 66.1% | 100,191 | 76,972 | 97,134 | 96.9% | 277,946 | 6,050 | 9,823 | 3.5% | 64,185 | 29,946 | 32,946 | 51.3% |

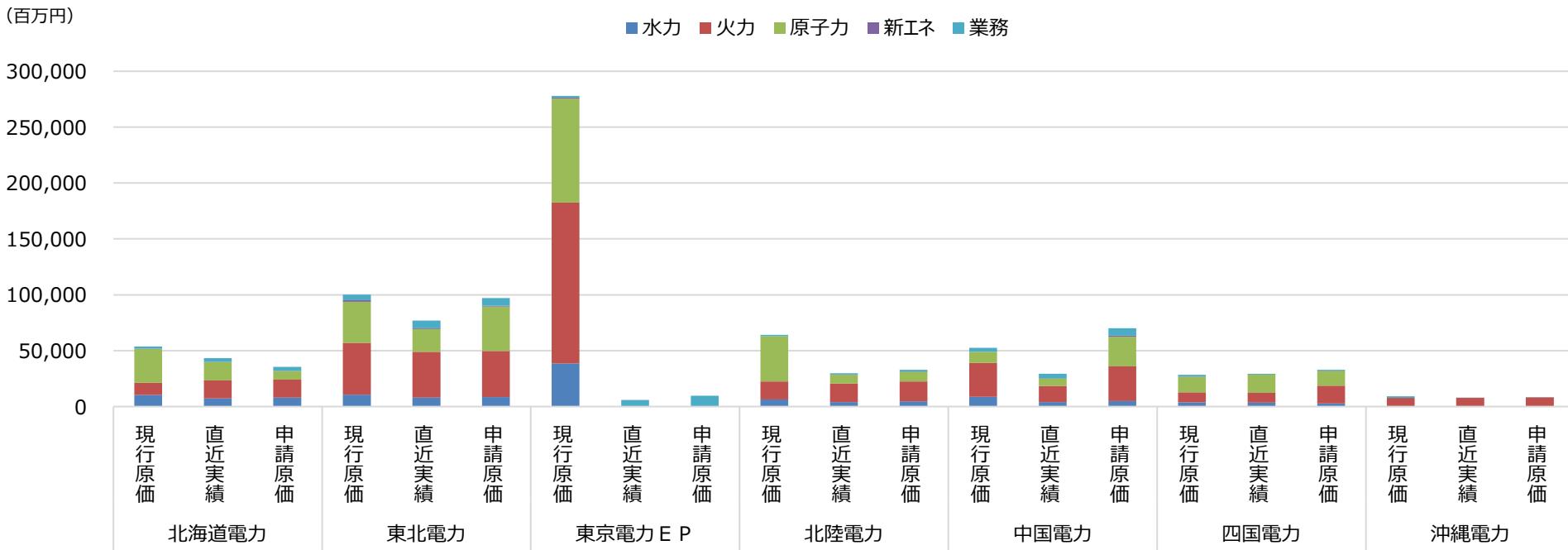
| | 中国電力 | | | | 四国電力 | | | | 沖縄電力 | | | |
|-----|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 現行原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 申請原価 (B) | 増減 (B/A) | 現行原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 申請原価 (B) | 増減 (B/A) | 現行原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 申請原価 (B) | 増減 (B/A) |
| 水力 | 8,892 | 4,007 | 4,923 | 55.4% | 3,944 | 3,529 | 2,994 | 75.9% | - | - | - | - |
| 火力 | 30,310 | 14,427 | 31,183 | 102.9% | 9,003 | 8,743 | 15,815 | 175.7% | 7,908 | 7,956 | 8,334 | 105.4% |
| 原子力 | 9,913 | 7,000 | 26,426 | 266.6% | 13,977 | 16,381 | 13,199 | 94.4% | - | - | - | - |
| 新エネ | 0 | 53 | 999 | - | 80 | 30 | 52 | 65.0% | - | - | - | - |
| 業務 | 3,390 | 3,957 | 6,582 | 194.2% | 1,379 | 799 | 848 | 61.5% | 1,340 | 259 | 333 | 24.9% |
| 合計 | 52,505 | 29,446 | 70,113 | 133.5% | 28,385 | 29,484 | 32,910 | 115.9% | 9,248 | 8,216 | 8,667 | 93.7% |

※現行原価：東京は2012年料金改定時、北海道・東北・四国は2013年料金改定時、北陸・中国・沖縄は2008年料金改定時のもの。

※直近実績：2021年度

各事業者の申請概要②（減価償却費）（2/2）

- **減価償却費**は、投下した資本を回収するために、固定資産における価値の減少分を耐用年数に応じて費用認識したものであり、供給計画等を基に、**電気事業固定資産の帳簿価額及び帳簿原価**に対し、**定率法及び定額法**により算定した費用である。
- 各事業者とも、競争環境下で既存設備の維持管理を図ることを目的に、減価償却方法を**国際会計基準**に準拠する**定率法から定額法に変更**している。
(北海道・北陸・中国：2019年度、東北：2021年度、東京・四国・沖縄：2022年度)
- 各事業者は、事業の用に供した時点で償却を開始し、生産高比例法のように稼働状況に応じて償却するのではなく、時の経過に応じて償却を行っている。



※現行原価：東京は2012年料金改定時、北海道・東北・四国は2013年料金改定時、北陸・中国・沖縄は2008年料金改定時のもの。

※直近実績：2021年度

各事業者の申請概要③（固定資産除却費）（1/2）

- 各事業者の固定資産除却費について、現行原価・直近実績と、申請原価（2023～25年度の3年平均）との比較は、以下のとおり（※次ページは棒グラフで整理したもの）。

（単位:百万円）

| | 北海道電力 | | | | 東北電力 | | | | 東京電力 E P | | | | 北陸電力 | | | |
|-----|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 現行原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 申請原価 (B) | 増減 (B/A) |
| 水力 | 370 | 640 | 2,163 | 584.6% | 2,057 | 1,991 | 2,808 | 136.5% | 3,340 | - | - | - | 486 | 915 | 1,760 | 362.1% |
| 火力 | 3,310 | 247 | 664 | 20.1% | 15,445 | 4,029 | 4,970 | 32.2% | 14,772 | - | - | - | 777 | 1,570 | 740 | 95.2% |
| 原子力 | 2,300 | 5,459 | 2,672 | 116.2% | 1,821 | 1,236 | 2,811 | 154.4% | 6,759 | - | - | - | 487 | 68 | 1,672 | 343.3% |
| 新エネ | 24 | 12 | 48 | 200.0% | 58 | 78 | 384 | 662.1% | 12 | - | - | - | 0 | 0 | 0 | - |
| 業務 | 91 | 53 | 504 | 553.8% | 578 | 268 | 209 | 36.2% | 231 | 259 | 9 | 3.9% | 248 | 58 | 656 | 264.5% |
| 合計 | 6,095 | 6,413 | 6,051 | 99.3% | 19,959 | 7,604 | 11,182 | 56.0% | 25,113 | 259 | 9 | 0.0% | 1,998 | 2,611 | 4,828 | 241.6% |

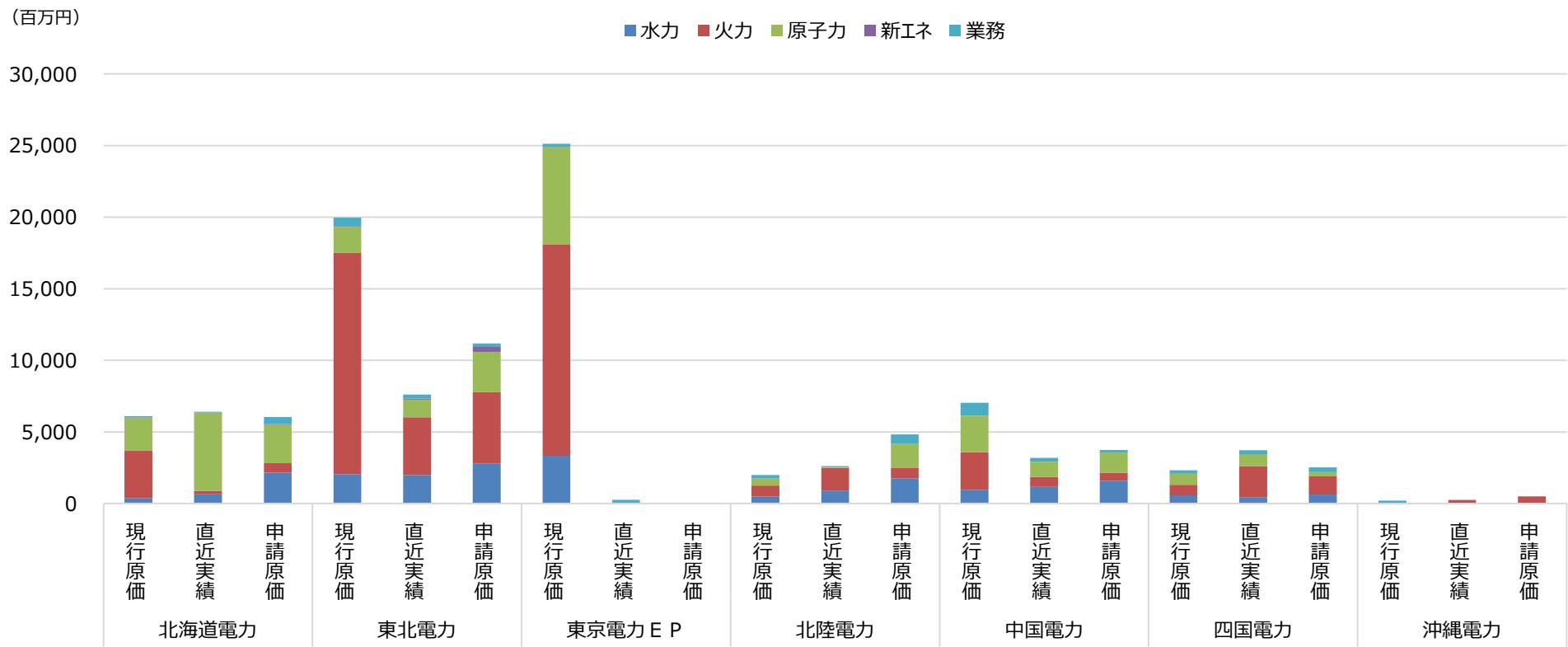
| | 中国電力 | | | | 四国電力 | | | | 沖縄電力 | | | |
|-----|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 現行原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 申請原価 (B) | 増減 (B/A) | 現行原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 申請原価 (B) | 増減 (B/A) | 現行原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 申請原価 (B) | 増減 (B/A) |
| 水力 | 970 | 1,161 | 1,579 | 162.8% | 574 | 451 | 632 | 110.1% | - | - | - | - |
| 火力 | 2,629 | 701 | 578 | 22.0% | 745 | 2,176 | 1,267 | 170.1% | 18 | 251 | 500 | 2777.8% |
| 原子力 | 2,536 | 1,052 | 1,415 | 55.8% | 779 | 824 | 304 | 39.0% | - | - | - | - |
| 新エネ | 0 | 0 | 1 | - | 1 | 1 | - | - | - | - | - | - |
| 業務 | 908 | 284 | 174 | 19.2% | 217 | 279 | 327 | 150.7% | 197 | 1 | 6 | 3.0% |
| 合計 | 7,043 | 3,199 | 3,747 | 53.2% | 2,317 | 3,733 | 2,532 | 109.3% | 216 | 252 | 506 | 234.3% |

※現行原価：東京は2012年料金改定時、北海道・東北・四国は2013年料金改定時、北陸・中国・沖縄は2008年料金改定時のもの。

※直近実績：2021年度

各事業者の申請概要③（固定資産除却費）（2/2）

- 固定資産除却費は、固定資産の除却に伴い生ずる費用であり、固定資産除却損（帳簿価額と売却価額との差）及び除却費用（工事費）が含まれる。
- 各事業者の固定資産除却費に係る比較は、以下のとおり。

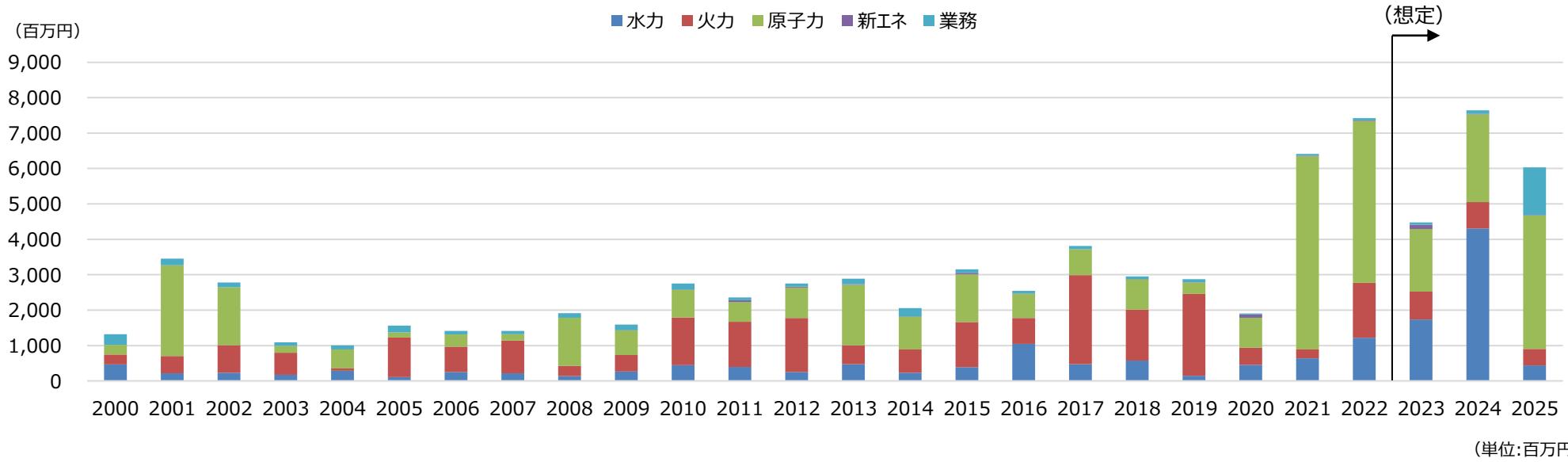


※現行原価：東京は2012年料金改定時、北海道・東北・四国は2013年料金改定時、北陸・中国・沖縄は2008年料金改定時のもの。

※直近実績：2021年度

【参考】固定資産除却費の推移（北海道電力）

- 経年化による水力発電所の大規模改修工事や、原子力安全対策工事に伴う関連除却により増加傾向。



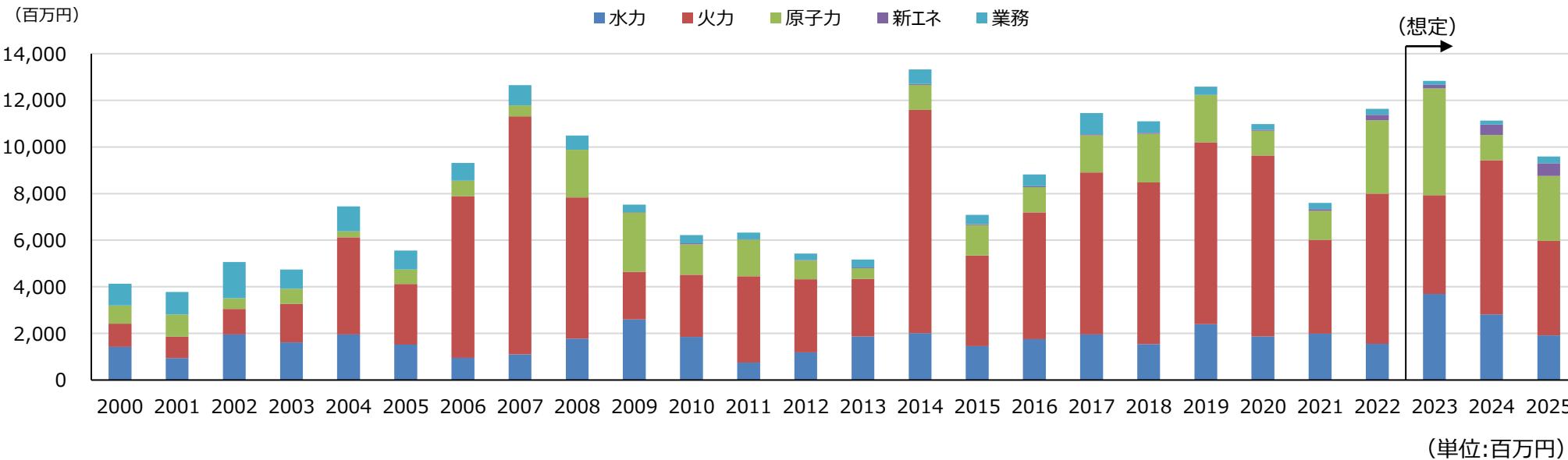
※算定方法：業務設備について、2005～19年度は、一休会社ベースの業務設備の固定資産除却費から託送費用相当額を控除して算定。

※備考：2000～04年度は、各年度の一休会社ベースの固定資産除却費に2005年度の比率を乗じて算定。

※2022年度は計画値。

【参考】固定資産除却費の推移（東北電力）

- 老朽化が進み、低効率となっている秋田火力発電所4号などに関し、廃止後速やかに除却工事を実施することとしているが、除却対象設備の減少などにより、全体として横ばい傾向。



| | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2023-2025平均 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|-------------|
| 水力 | 1,419 | 946 | 1,961 | 1,618 | 1,958 | 1,516 | 955 | 1,099 | 1,778 | 2,603 | 1,848 | 747 | 1,188 | 1,870 | 2,008 | 1,457 | 1,751 | 1,963 | 1,546 | 2,399 | 1,869 | 1,991 | 1,551 | 3,688 | 2,819 | 1,915 | 2,808 |
| 火力 | 997 | 912 | 1,089 | 1,642 | 4,168 | 2,606 | 6,938 | 10,215 | 6,057 | 2,043 | 2,672 | 3,711 | 3,135 | 2,465 | 9,583 | 3,884 | 5,439 | 6,939 | 6,936 | 7,800 | 7,763 | 4,029 | 6,446 | 4,241 | 6,613 | 4,058 | 4,971 |
| 原子力 | 790 | 958 | 463 | 660 | 258 | 616 | 661 | 470 | 2,040 | 2,536 | 1,304 | 1,570 | 809 | 464 | 1,070 | 1,302 | 1,080 | 1,593 | 2,086 | 2,021 | 1,064 | 1,236 | 3,150 | 4,579 | 1,074 | 2,782 | 2,811 |
| 新エネ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 16 | 44 | 14 | 13 | 26 | 44 | 48 | 49 | 51 | 40 | 12 | 41 | 78 | 234 | 157 | 451 | 543 | 384 |
| 業務 | 925 | 959 | 1,548 | 820 | 1,061 | 821 | 761 | 867 | 615 | 329 | 346 | 288 | 284 | 349 | 619 | 391 | 504 | 904 | 496 | 358 | 244 | 268 | 249 | 169 | 170 | 287 | 209 |
| 合計 | 4,131 | 3,775 | 5,061 | 4,740 | 7,445 | 5,559 | 9,315 | 12,651 | 10,490 | 7,527 | 6,214 | 6,330 | 5,429 | 5,174 | 13,324 | 7,082 | 8,823 | 11,450 | 11,104 | 12,590 | 10,983 | 7,604 | 11,630 | 12,834 | 11,127 | 9,585 | 11,182 |

※2000～15年度：

【水力・火力設備】託送供給等収支計算書上、離島・非離島の区分が存在しないことから、全社実績値をそのまま採用。

【業務設備】託送供給等収支計算書より、固定資産除却費（一般管理費）の非NW配賦比率を算出し、全社の固定資産除却費実績に掛け合わせ。なお、2007年度以前における減価償却費の非NW配賦比率については、2008年度の比率を一律適用。

※2016～19年度：

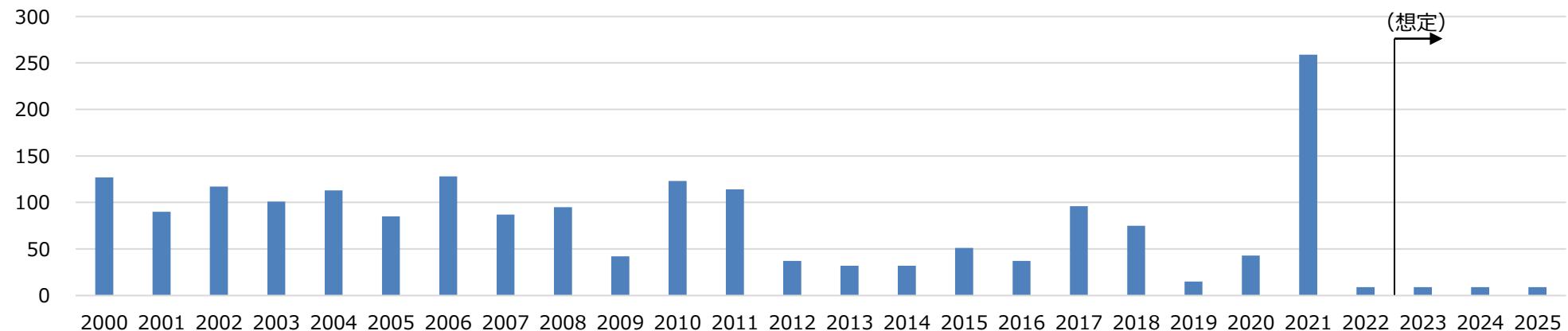
託送収支等計算書より各設備のNW分固定資産除却費実績を取得し、全社実績より控除。

※2022年度は計画値。

【参考】固定資産除却費の推移（東京電力EP）

- 東京電力EPは、発電設備が無く、業務設備のみ保有しており、固定資産除却費は低い水準で推移。

(百万円)



(想定)

(単位:百万円)

| | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2023-2025平均 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------------|
| 業務設備 | 127 | 90 | 117 | 101 | 113 | 85 | 128 | 87 | 95 | 42 | 123 | 114 | 37 | 32 | 32 | 51 | 37 | 96 | 75 | 15 | 43 | 259 | 9 | 9 | 9 | 9 | |

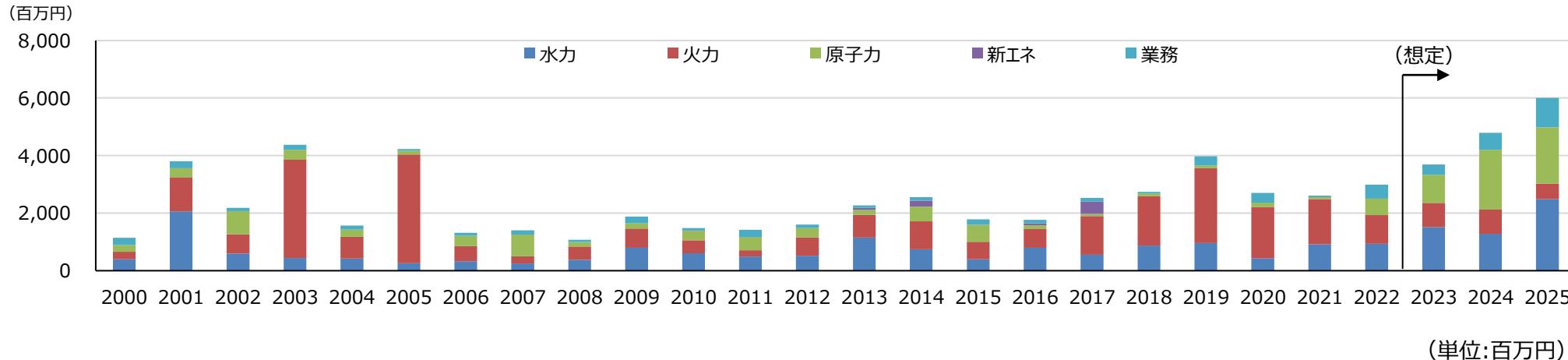
※算定方法：2005～15年度の業務設備分は、一休会社ベースの業務設備の固定資産除却費から託送費用相当額を控除して算定。

※備考：2000～04年度の業務設備分は、各年度の一休会社ベースの固定資産除却費に2005年度の比率を乗じて算定。

※2022年度は計画値。

【参考】固定資産除却費の推移（北陸電力）

- 水力発電所の大規模改修工事や志賀原子力発電所の安全対策工事などに伴う関連除却の増加により、増加傾向。



| | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2023-2025平均 | |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|--|
| 水力 | 399 | 2,059 | 600 | 442 | 419 | 255 | 332 | 247 | 382 | 794 | 601 | 492 | 519 | 1,147 | 747 | 395 | 793 | 552 | 876 | 961 | 431 | 915 | 935 | 1,512 | 1,283 | 2,486 | 1,760 | |
| 火力 | 261 | 1,191 | 665 | 3,409 | 762 | 3,784 | 523 | 257 | 456 | 672 | 452 | 216 | 642 | 790 | 969 | 611 | 656 | 1,344 | 1,712 | 2,603 | 1,773 | 1,570 | 992 | 845 | 836 | 538 | 740 | |
| 原子力 | 229 | 311 | 802 | 348 | 245 | 127 | 358 | 749 | 159 | 182 | 335 | 459 | 318 | 180 | 507 | 587 | 125 | 82 | 94 | 91 | 163 | 68 | 578 | 980 | 2,081 | 1,956 | 1,672 | |
| 新エネ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 5 | 0 | 63 | 213 | 0 | 71 | 417 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 業務 | 252 | 239 | 116 | 175 | 140 | 63 | 102 | 148 | 76 | 230 | 86 | 244 | 122 | 87 | 119 | 189 | 125 | 133 | 57 | 317 | 339 | 58 | 485 | 357 | 587 | 1,026 | 656 | |
| 合計 | 1,141 | 3,800 | 2,183 | 4,374 | 1,566 | 4,229 | 1,315 | 1,401 | 1,073 | 1,878 | 1,479 | 1,416 | 1,600 | 2,267 | 2,554 | 1,783 | 1,770 | 2,528 | 2,738 | 3,972 | 2,707 | 2,611 | 2,991 | 3,694 | 4,787 | 6,006 | 4,828 | |

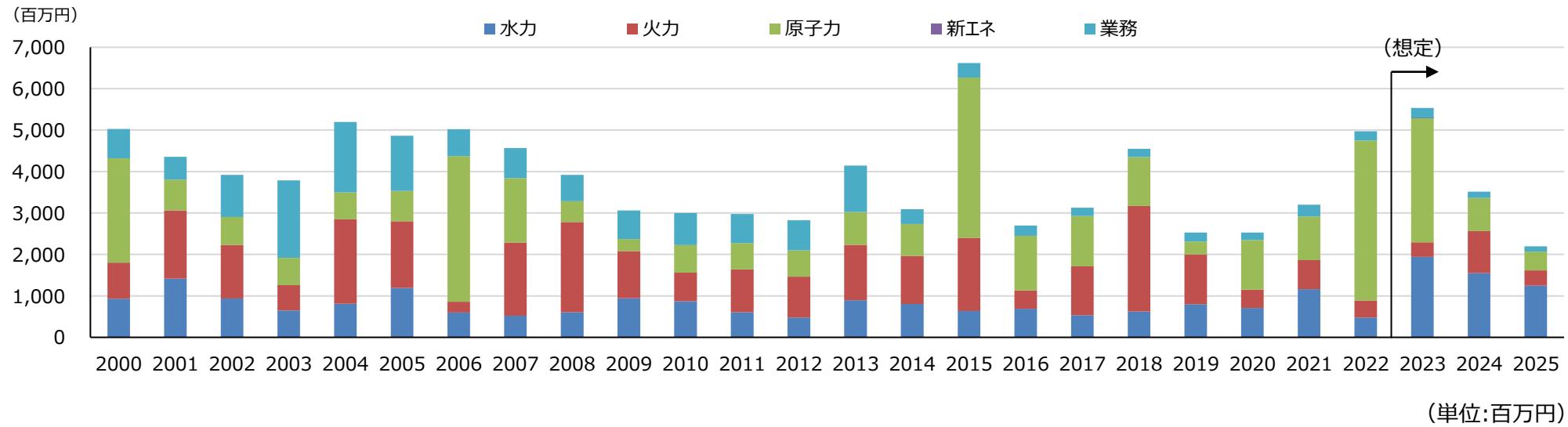
※2000～19年度における業務設備分は、「一体会社ベースの業務設備×（1－託送供給等収支の業務設備の減価償却費／一体会社ベースの業務設備の減価償却費）」で算定。

2000～07年度の業務設備分は、2008年度の上記比率を用いて算定。

※2022年度は計画値。

【参考】固定資産除却費の推移（中国電力）

- 原子力発電所の新規制基準対応工事に伴う除却工事などに伴い、2023年度は増加するが、2024～25年度は減少傾向。



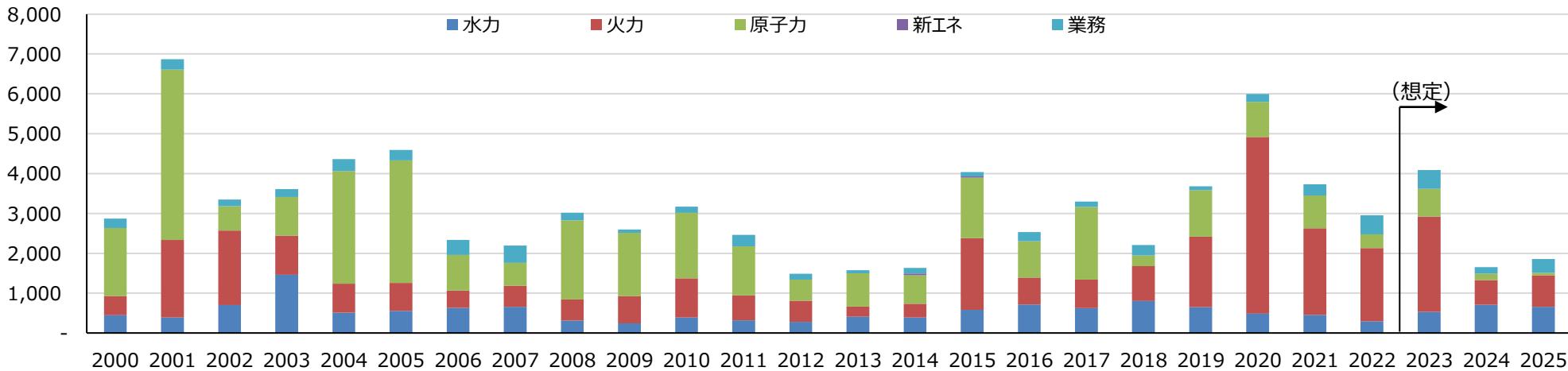
※分社化前（2000～19年度）については、託送費用相当額を控除。

※2022年度は計画値。

【参考】固定資産除却費の推移（四国電力）

- 伊方発電所における安全対策工事の完了などに伴って減少傾向。

(百万円)



(単位:百万円)

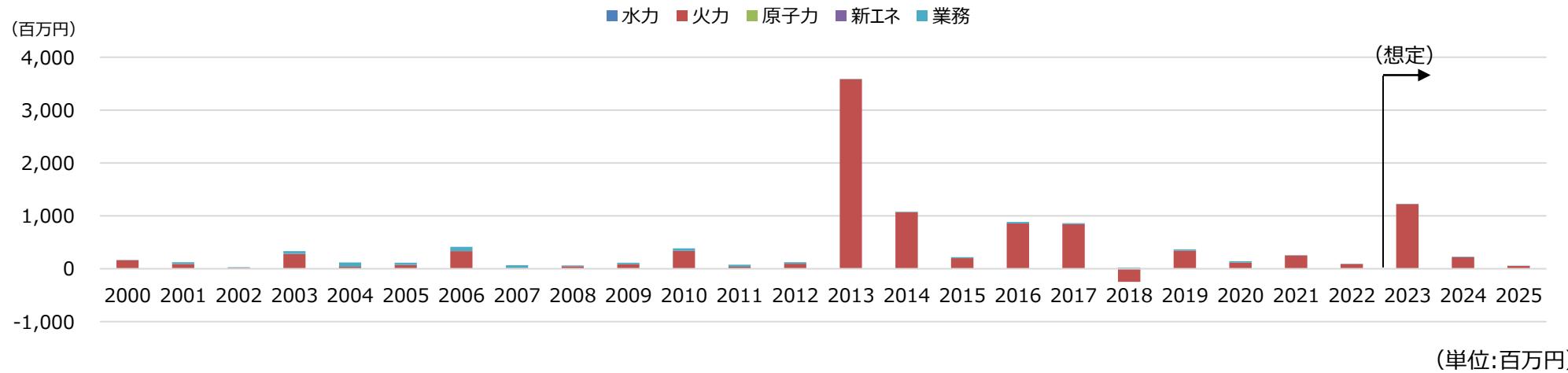
| | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2023-2025 平均 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------------|
| 水力 | 448 | 392 | 700 | 1,463 | 511 | 558 | 633 | 657 | 315 | 244 | 393 | 319 | 281 | 408 | 391 | 583 | 716 | 626 | 806 | 649 | 485 | 451 | 292 | 530 | 711 | 656 | 632 |
| 火力 | 478 | 1,944 | 1,870 | 981 | 730 | 700 | 436 | 532 | 525 | 684 | 977 | 626 | 530 | 258 | 342 | 1,796 | 673 | 714 | 873 | 1,771 | 4,434 | 2,176 | 1,837 | 2,389 | 618 | 795 | 1,267 |
| 原子力 | 1,711 | 4,269 | 615 | 971 | 2,824 | 3,070 | 888 | 574 | 1,985 | 1,584 | 1,645 | 1,230 | 528 | 833 | 717 | 1,516 | 914 | 1,826 | 267 | 1,162 | 878 | 824 | 344 | 697 | 155 | 60 | 304 |
| 新エネ | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 0 | 2 | - | 0 | 3 | 46 | 34 | - | - | - | - | - | - | 1 | - | - | - | - |
| 業務 | 231 | 265 | 165 | 193 | 297 | 263 | 381 | 433 | 191 | 85 | 156 | 287 | 148 | 73 | 137 | 107 | 231 | 132 | 263 | 97 | 197 | 279 | 482 | 470 | 167 | 343 | 327 |
| 合計 | 2,868 | 6,870 | 3,350 | 3,608 | 4,364 | 4,592 | 2,339 | 2,197 | 3,018 | 2,600 | 3,175 | 2,465 | 1,489 | 1,578 | 1,635 | 4,038 | 2,535 | 3,300 | 2,211 | 3,680 | 5,996 | 3,733 | 2,957 | 4,088 | 1,653 | 1,855 | 2,532 |

※2000～19年度における業務設備分は、一括会社ベースの業務設備×（1－託送供給等収支の業務設備の減価償却費／一括会社ベースの業務設備の減価償却費）で算定。2000～04年度の業務設備分は、2005年度の上記比率を用いて算定。

※2022年度は計画値。

【参考】固定資産除却費の推移（沖縄電力）

- 金武火力発電所のNo.1・2揚炭機の更新工事などにより、2023年度は増加しているが、2024～25年度は低い水準で推移。



| | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2023-2025 平均 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|------|------|-----------------|
| 水力 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 火力 | 161 | 92 | 19 | 281 | 41 | 71 | 336 | 15 | 49 | 86 | 341 | 40 | 95 | 3,585 | 1,070 | 203 | 859 | 845 | -247 | 343 | 119 | 251 | 93 | 1,226 | 219 | 54 | 500 |
| 原子力 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 新エネ | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 業務 | 6 | 32 | 9 | 55 | 80 | 43 | 79 | 55 | 14 | 29 | 45 | 37 | 28 | 3 | 13 | 17 | 27 | 16 | 23 | 25 | 25 | 1 | 3 | 4 | 10 | 4 | 6 |
| 合計 | 167 | 124 | 28 | 336 | 121 | 114 | 415 | 70 | 63 | 115 | 386 | 77 | 123 | 3,588 | 1,083 | 220 | 886 | 861 | -224 | 368 | 144 | 252 | 96 | 1,230 | 229 | 58 | 506 |

※業務は、一休会社ベース値から託送供給等収支値を差し引いた値。2000～04年度の業務の算定については、託送収支を公表していないため、2005年度の託送収支をもとに算定。

※火力は、2017年度以降は調整力供出分を差し引いた値。

※2018年度は引当金の見直しによりマイナス。

※2022年度は計画値。

【6－8. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）】

①設備投資の概要

②各事業者の申請概要（設備投資）

③審査における論点

④減価償却費の確認結果

⑤固定資産除却費の確認結果

⑥非化石証書の販売収入の取扱い

審査における論点（設備投資）

- 設備投資について、需要想定・供給力と整合的な計画になっているか。特に、原価算定期間（2023～25年度）に織り込んだ設備投資の対象は、電気事業の運営にとって真に不可欠な設備であり、かつ、経済的な合理性があるものか。また、設備投資の実施時期は適正か。
- 減価償却費について、真に不可欠な設備のみ織り込まれており、かつ、定率法及び定額法により適正に算定されているか。また、著しく低稼働な設備に係る減価償却費が料金原価に織り込まれている場合、その理由は妥当か。
- 固定資産の除却について、実施時期は適正か（例えば、改良工事等に伴って除却が発生する場合、当該改良工事等の時期は適正か）。また、除却費用について、除却に要する工事費等は適正か。
- 非化石電源投資関連費用について、非化石証書の販売収入が適正に料金原価に織り込まれているか。

【6－8. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）】

①設備投資の概要

②各事業者の申請概要（設備投資）

③審査における論点

④減価償却費の確認結果

⑤固定資産除却費の確認結果

⑥非化石証書の販売収入の取扱い

減価償却費の確認結果（特別監査の実施など）

- 電気事業の運営にとって真に不可欠な設備と認められない不使用設備などが、料金原価に織り込まれていないか確認するため、事務局で、各種設備などの詳細確認（特別監査）を実施した。
- 具体的には、
 - ✓ 原価算定期間中に不使用の土地・建物・機械装置
 - ✓ 入居率が低い社宅
 - ✓ 自治体や民間企業に無償貸与している設備などが料金原価に含まれていないか、事業者に対して調書や図面の提出を求め、事務局で確認を行った。
- また、設備工事について、実在性や進捗状況を確認するため、新型コロナウイルス感染症対策に配慮し、オンライン中継によって工事状況などを確認した。
- これらの特別監査の結果は、次ページ以降に示すが、需要想定・供給力との整合性を確認しつつ、電気事業の運営にとって真に不可欠な設備と認められない不使用設備などは査定する。
- また、設備工事の費用については、工事の必要性を確認した上で、効率化係数を用いた査定の対象とする。（※詳細は「6-2. 経営効率化」を参照）
- なお、各事業者とも、定額法で減価償却を行っており、事業の用に供した時点で償却を開始し、時の経過に応じて償却を行っていることを確認した。

特別監査を通じた査定の主な考え方①

【不使用の土地・建物・機械装置】

- 原価算定期間中（2023～25年度）に用途が決まっていない土地・建物・機械装置について、各種設備の調書及び図面の提出を求め、不使用の理由が合理的でない場合は査定する。

【社宅】

- 事業者が所有する社宅・寮について、入居率を記載した調書の提出を求め、入居率が低い場合は査定する。その際、総務省が5年に1度実施している「住宅・土地統計調査（2018年）」で、総住宅数に占める空き家の割合（空き家率）が13.6%であることを踏まえ、社宅・寮の入居率のメルクマールは90%とする。

【PR館・厚生施設】

- PR館の設備のうち、電気の理解を深めるための設備以外（例：カルチャーホール）については、当該部分を査定する。
- 体育館などの厚生施設は、電気事業に真に不可欠な設備とは認められないため査定する。

【貸与設備】

- 他者に貸与している土地・建物について、調書の提出を求め、合理的な理由無しに無償貸与している場合は査定する。

特別監査を通じた査定の主な考え方②

【稼働率が低い発電設備】（※特別監査の結果、査定対象となる設備は無かった。）

- 資源エネルギー庁の電力調査統計を用いて、標準的な設備稼働率を算定し、これと比較して、稼働率が低い（例：標準的な設備稼働率の50%以下）発電設備は、合理的な理由（例：ピーク対応電源であること、定期検査のため停止期間があったこと）が無い場合は査定する。

【建設中の資産】

- 工事の実施が確定している建設工事口※は、原価算定期間（2023～25年度）の前期末の建設工事口の残高に、原価算定期間中の工事費を加えて、建設中利子を控除した額について、料金算定規則に基づき、50%をレートベースに計上する。
- 一方で、工事の実施が確定していないものの、その準備段階として、各種調査などを行った場合の費用（建設準備口※）であって、原価算定期間中に建設工事口に計上する予定が無いものについては、現時点で、建設工事口に将来計上するかどうかが不確実なため、全額査定する。

※ 工事計画の着手段階で、調査費用などの支出を建設準備口に計上し、監督官庁の認可を受けるなど、工事の実施が確定した段階で、建設準備口から建設工事口への振替が行われる。

- 北海道電力の泊発電所3号機の安全対策工事のうち、再稼働時期に応じて必要となる工事に係る建設工事口は、再稼働時期に係る不確実性も考慮し、全額査定する。

特別監査を通じた査定の主な考え方③

【予備品・予備設備】

- 予備品・予備設備について、調書の提出を求め、常備すべき最低限のものであるかを確認する。その上で、常時使用していないことから、建設中の資産と同様の扱いとし、50%を査定する。

【その他】

- 書画・骨董については、料金審査要領に基づき、全額査定する。

特別監査の結果①（北海道電力）

| 項目 | 内容（金額は3ヵ年平均額） |
|------------|--|
| 自主カット分 | <p>特定固定資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸与設備（無償で自治体や民間企業に貸し付けている土地） ▲60百万円 ・ 不使用の設備（用途の決まっていない土地） ▲3,865百万円 ・ 予備品・予備設備のうち 1／2 ▲1,846百万円 ・ 社宅（入居率90%未満） ▲219百万円 ・ 書画・骨董 ▲12百万円 ・ 保養所、スポーツ施設、PR施設等 ▲437百万円 ・ 休止設備に移行する設備 ▲4,691百万円 ・ 電力設備と共に用する附帯設備（ガス事業-LNGの販売） ▲237百万円 ・ 非化石電源投資 ▲680百万円 |
| | <p>建設中の資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設準備口 ▲6,935百万円 |
| 特別監査を通じた査定 | <p>特定固定資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不使用の土地（工場立地法等に基づき課される緑化義務面積を超える面積等） ・ スポーツ施設 |
| | <p>建設中の資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 泊発電所 3号機の安全対策工事のうち、再稼働時期に応じて必要となる工事に係る建設工事口 |

特別監査の結果②（東北電力）

| 項目 | 内容（金額は3ヵ年平均額） |
|------------|---|
| 自主カット分 | 特定固定資産 <ul style="list-style-type: none"> 未契約の工事費3% ▲3,173百万円 |
| | 建設中の資産 <ul style="list-style-type: none"> 未契約の工事費を3%自主カットしたことに加え、原価算定期間中を通して建設工事口に計上する予定のない建設準備口を自主カット ▲2,205百万円 |
| 特別監査を通じた査定 | 特定固定資産 <ul style="list-style-type: none"> 用途の決まっていない土地（工場立地法等に基づき課される緑化義務面積を超える面積等） PR館のうち、電気の理解を深めるための設備以外のもの（例：カルチャーホール） 体育施設・多目的ホールなど 電気事業設備のうち、無償で自治体や民間企業に貸し付けている土地・建物 予備品・予備設備のうち 1／2 書画・骨董 |

特別監査の結果③ (東京電力EP)

| | 項目 | 内容（金額は3ヵ年平均額） |
|------------|--------|------------------------------------|
| 自主カット分 | 特定固定資産 | ・ リース資産（太陽光・蓄電池関連事業リース） ▲11,388百万円 |
| | 建設中の資産 | ・ リース資産（太陽光・蓄電池関連事業リース） ▲21百万円 |
| 特別監査を通じた査定 | 特定固定資産 | ・ 不使用設備などの織り込み無し |

特別監査の結果④（北陸電力）

| 項目 | 内容（金額は3ヵ年平均額） |
|------------|--|
| 自主カット分 | <p>特定固定資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸与設備 電気事業設備のうち、無償で自治体や民間企業に貸し付けている土地 ▲5百万円 ・ 不使用設備 水害により流出した土地 ▲2百万円 法定義務を超える緑地面積 ▲4,089百万円 ・ 予備品・予備設備のうち 1 / 2 ▲2,232百万円 ・ 書画・骨董 ▲383 百万円 ・ 厚生施設（社宅、保健館、体育施設等） ▲2,689百万円 ・ 休止施設（発電PR館等） ▲81百万円 ・ 相談役執務スペース相当 ▲4百万円 ・ 資産除去債務相当資産 ▲32,771百万円 ・ 附帯事業振替共用固定資産相当 ▲6百万円 |
| | <p>建設中の資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 附帯事業振替共用固定資産相当 ▲ 1 百万円 |
| 特別監査を通じた査定 | <p>特定固定資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不使用土地（雑種地） ・ 先行投資（新設発電所）の二重計上 |
| | <p>建設中の資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設準備口 |

特別監査の結果⑤（中国電力）

| 項目 | 内容（金額は3ヵ年平均額） |
|------------|---|
| 自主カット分 | <p>特定固定資産</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸与設備 電気事業設備のうち、無償で自治体や民間企業に貸し付けている土地・建物 ▲141百万円 不使用設備 売却予定の土地・建物等 ▲3,404百万円 法定義務を超える緑地面積 ▲612百万円 予備品・予備設備のうち 1／2 ▲1,009百万円 書画・骨董 ▲465百万円 体育施設等 ▲3,141百万円 PR館のうち電気の理解を深めるための設備以外 ▲235百万円 社宅 ▲4,585百万円 病院 ▲2,397百万円 相談役、顧問室 ▲4百万円 |
| 特別監査を通じた査定 | 特定固定資産 |
| | 建設中の資産 |

特別監査の結果⑥（四国電力）

| 項目 | 内容（金額は3ヵ年平均額） |
|------------|---|
| 自主カット分 | <p>特定固定資産</p> <ul style="list-style-type: none"> 先行投資 原価算定期間中に使用予定がない増設用地等 ▲52百万円 貸与設備 電気事業設備のうち、無償で自治体や民間企業に貸し付けて いる土地・建物 ▲62百万円 不使用設備 用途の決まっていない土地、工場立地法等に基づき課される 緑化義務面積を超える面積等 ▲1,205百万円 書画・骨董 ▲52百万円 体育施設等 ▲724百万円 保養所等 ▲67百万円 PR館のうち電気の理解を深めるための設備以外 ▲28百万円 |
| 特別監査を通じた査定 | <p>特定固定資産</p> <ul style="list-style-type: none"> 不使用設備（機械装置の一部） 社宅（入居率90%未満） 予備品・予備設備のうち 1／2 |

特別監査の結果⑦（沖縄電力）

| 項目 | 内容（金額は3ヵ年平均額） |
|------------|--|
| 自主カット分 | <p>特定固定資産</p> <ul style="list-style-type: none"> 先行投資 原価算定期間中に使用予定がない増設用地等 ▲168百万円 不使用設備 休止予定電源分 ▲351百万円 書画・骨董 ▲64 百万円 体育施設等 ▲282 百万円 保養所等 ▲141百万円 PR館のうち電気の理解を深めるための設備以外 ▲25百万円 |
| 特別監査を通じた査定 | <p>特定固定資産</p> <ul style="list-style-type: none"> 不使用設備（用途の決まっていない土地、工場立地法等に基づき課される緑化義務面積を超える土地） 社宅（入居率90%未満） 貸与設備のうち付帯事業の建設用作業地 予備品・予備設備のうち 1／2 |

【6－8. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）】

①設備投資の概要

②各事業者の申請概要（設備投資）

③審査における論点

④減価償却費の確認結果

⑤固定資産除却費の確認結果

⑥非化石証書の販売収入の取扱い

固定資産除却費の確認結果①

- 固定資産除却費のうち、多額の除却損が見込まれている場合は、当初の想定どおりに固定資産が活用されずに除却される可能性が考えられるため、各事業者に確認を行った。
- 具体的には、各分野（水力・火力・原子力・新エネ・業務）で、原価算定期間（2023～25年度）に除却損の発生が見込まれる固定資産のうち、除却損の金額が多い案件について、合理的であるか確認を行った。
- その結果、除却損が多額となった理由として、例えば以下のようなものが挙げられ、いずれも合理的であることを確認した。
 - 火力発電所のボイラへの給水を予熱する装置（法定耐用年数：15年）について、8年が経過した時点で、詳細に肉厚測定を実施したところ、広範囲で摩耗が確認されたことから、2023年度の定期点検に合わせて、当該装置を除却することとなった。
 - 原子力発電所の排気筒（法定耐用年数：41年）について、新規制基準に対応するため、耐震補強が必要となったことから、一部の既設部材について、残存簿価があるものの除却することとなった。

固定資産除却費の確認結果②

- なお、一部の事業者は、個別の固定資産に対して除却損を見積もるのではなく、過去の除却損の発生率（＝除却損／設備投資額）を算定し、これに基づいて、原価算定期間中の除却損を一括で算定している。この場合について、事務局で、過去の除却損の発生実績を確認したところ、原子力発電所の新規制基準対応などの一部の例外を除き、当初の耐用年数より著しく早いタイミングで除却しているものが無いことを確認した。
- また、北海道電力の泊発電所3号機の安全対策工事のうち、再稼働時期に応じて必要となる工事に伴う固定資産除却費は、再稼働時期に係る不確実性も考慮し、全額査定する。

【6－8. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）】

①設備投資の概要

②各事業者の申請概要（設備投資）

③審査における論点

④減価償却費の確認結果

⑤固定資産除却費の確認結果

⑥非化石証書の販売収入の取扱い

非化石証書の販売収入の推移

- 各事業者（北海道・東北・北陸・中国・四国）の非化石証書の販売収入の織り込みは以下のとおり。
- なお、発電設備を持たない東京電力EP及び原価算定期間に非化石証書の販売を予定していない沖縄電力は対象外である。

(単位:百万円)

| 事業者名 | 2020 | 2021 | 2022 | 原価算定期間 | | | |
|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|---------------|
| | | | | 2023 | 2024 | 2025 | 2023～25 平均 |
| 北海道電力 | 91 | 36 | 156 | 425 | 519 | 503 | 482 |
| 東北電力 | 1,800 | 1,157 | 792 | 2,425 | 5,243 | 4,673 | 4,114 |
| 北陸電力 | 4,775 | 1,492 | 1,380 | 1,401 | 1,841 | 1,866 | 1,703 |
| 中国電力 | 276 | 19 | 0 | 0 | 436 | 0 | 145 |
| 四国電力 | 556 | 290 | 2,311 | 3,724 | 4,250 | 4,878 | 4,284 |

非化石証書の販売収入に関する主な論点

- 資源エネルギー庁の「第二次中間とりまとめ」では、非化石証書の販売収入について、「発電事業者において、非化石電源の利用の促進につなげることが望ましい」とされている。
- また、上記の中間取りまとめにおいて、規制料金との関係では、「発電部門における証書の収入を控除収益として取り扱った場合、本来非化石電源の利用促進に充てるべき収入をもって料金原価を押し下げるこになつてしまふ可能性がある」と指摘されている。一方で、規制料金と非化石証書の双方から二重回収が生じないよう留意することの必要性も示されている。
- 上記の点を踏まえつつ、各事業者で非化石証書の販売収入の取扱いが異なるところ、今回の料金改定の審査において、どのように審査を行うのが適切か検討する必要がある。

資源エネルギー庁 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 第二次中間とりまとめ（2019年7月）【抜粋】

（発電事業者の非化石証書収入について）

（前略）非化石電源の利用促進への取り組みを求める発電事業者に対しては、以下のような用途に証書収入を使うことを求めることとする。

- ✓ 非化石電源設備の新設・出力増
- ✓ 非化石電源を安全に廃棄するための費用等
- ✓ 非化石電源設備の耐用期間延長工事、安全対策費用等

（非化石証書収入と経過措置料金との関係について）

非化石証書収入については、発電事業者において、非化石電源の利用の促進につなげることが望ましい。特例措置料金の算定において、発電部門における証書の収入を控除収益として取り扱った場合、本来非化石電源の利用促進に充てるべき収入をもって料金原価を押し下げるこになつてしまふ可能性がある。

このため、料金算定規則等において、非化石電源の利用の促進が行われるよう必要な措置を講じることが考えられる。

なお、当該措置の検討にあたっては、非化石電源投資関連費用について特例措置料金と非化石証書の双方からの二重回収が生じないよう留意することとする。

料金算定規則及び電気事業会計規則における規定

- 電気事業会計規則では、「他社販売電源料」と「非化石証書販売収益」が区分されている。
- その上で、料金算定規則上、規制料金の原価算定における控除収益には、上記の2費目のうち、「他社販売電源料」のみが含まれている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則【抜粋】

第一条 この省令において使用する用語は、（中略）電気事業会計規則（中略）において使用する用語の例による。

2 （略）

（控除収益の算定）

第五条 事業者は、控除収益として、他社販売電源料（中略）、託送収益（中略）、電気事業雑収益、預金利息、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益（以下「控除収益項目」という。）の額の合計額を算定し、様式第一第四表及び様式第二第五表により控除収益総括表及び控除収益明細表を作成しなければならない。

2 （略）

電気事業会計規則【抜粋】

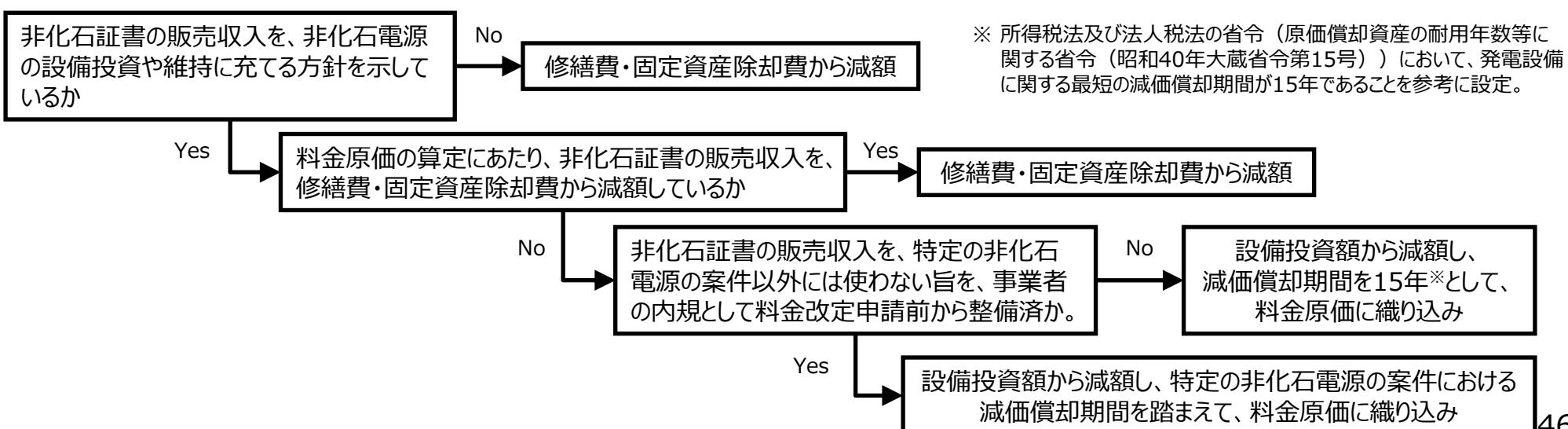
別表第1（第3条関係）

（16） 営業収益

| 科目 | 項 | 備考 |
|------------------|---|--|
| <u>他社販売電力料</u> | | （前略）「他社販売電源料」及び「非化石証書販売収益」に区分することが適当でないものは、「他社販売電源料」に整理することができる。 |
| <u>他社販売電源料</u> | | （前略）小売電気事業者（中略）、みなし小売電気事業者（中略）に対して販売した電気（中略） <u>の料金</u> （中略）を整理する。 |
| <u>非化石証書販売収益</u> | | 小売電気事業者（中略）、みなし小売電気事業者（中略）に対して販売した <u>非化石証書の代金</u> （中略）を整理する。 |

今回の料金審査における非化石証書の販売収入の取扱い①

- 非化石証書の販売収入は、「非化石電源の利用の促進」が制度趣旨であり、非化石電源の設備投資（例：新設・出力増）や維持（例：耐用期間の延長）に充てるものとされている。
- また、料金算定規則及び電気事業会計規則において、非化石証書の販売収入は、控除収益に位置づけられていない。
- これらを踏まえ、非化石証書の販売収入は、「設備投資又は修繕費・固定資産除却費から減額するもの」と整理することも一案と考えられる。
- 一方、各事業者は、非化石証書の販売収入を、非化石電源の設備投資や維持に充てる方針であるものの、料金原価上の整理は統一的ではない。そのため、例えば、減価償却期間の長い設備への投資額と相殺するものと整理し、非化石証書の販売収入による料金原価の圧縮効果を低減する、といった恣意的な織り込みとなる場合も考えられる。
- 上記を踏まえ、今回の料金審査では、例えば、下図のフローのとおり整理することとする。



今回の料金審査における非化石証書の販売収入の取扱い②

- 非化石証書の販売収入は、年間を通じて発生するため、設備投資額から減額する際には、期央（毎年10月1日）に計上するものと仮定し、減価償却費に反映することとする。
- また、前ページのフローを前提とした場合、過去の非化石証書の販売収入の取扱いが論点となる。
- 各事業者は、資源エネルギー庁に対し、2020年度以降の非化石証書の販売収入額と収入の使途について、以下のとおり報告している。
 - ✓ 北海道・東北・北陸・四国：非化石証書の販売収入を、「拡充・改良投資」（非化石電源への設備投資）に全額充当。
 - ✓ 中国：非化石証書の販売収入を、「拡充・改良投資」と「修繕・除却」に按分して充当。
- これらの報告内容との整合性を確保する観点から、過去の非化石証書の販売収入に関し、その報告内容に沿って設備投資額から減額することとする（なお、中国電力が「修繕・除却」に按分した分は、当該年度の修繕費などに充当されるため、当該分は設備投資額から減額しない。）。また、設備投資額から減額する際には、恣意性を排除する観点から、当該減額分の減価償却期間を15年として、料金原価に織り込むこととする。

今回の料金審査における非化石証書の販売収入の取扱い③

【参考】非化石証書の販売収入を設備投資額に充当した場合のモデルケース

| | | 過去分 | | | 原価算定期間 | | |
|--|-------|--------------|--------------|-----------------|--------------|--------------|--------------|
| | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 (見込み) | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 |
| 設備投資額 (※この事例では、全て期末に竣工したと仮定) | | 300 (電源A) | 300 (電源B) | 300 (電源C) | 300 (電源D) | 300 (電源E) | 300 (電源F) |
| 非化石証書の販売収入 (※毎年150と仮定) | | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| 販売収入の充当後の 残存簿価 (期末) (※減価償却期間: 15年) | 電源A | 150 | 140 | 130 | 120 | 110 | 100 |
| | 電源B | — | 150 | 140 | 130 | 120 | 110 |
| | 電源C | — | — | 150 | 140 | 130 | 120 |
| | 電源D | — | — | — | 150 | 140 | 130 |
| | 電源E | — | — | — | — | 150 | 140 |
| | 電源F | — | — | — | — | — | 150 |
| 減価償却費 | 収入充当前 | — | 20 | 40 | 60 | 80 | 100 |
| | 収入充当後 | — | 10 | 20 | 30 | 40 | 50 |

過去の販売収入による減価償却費の圧縮効果を、料金原価に反映。

今回の料金審査における非化石証書の販売収入の取扱い④

- 中国電力は、過去の非化石証書の販売収入と使途について、下表のとおり実績に基づいて按分し、資源エネルギー庁に報告している。
- その上で、中国電力は、原価算定期間中の非化石証書の販売収入について、按分方法を明確には示していないところ、過去実績を踏まえて販売収入を按分することが適切であると考えられる。そのため、下表の「単純平均」の配分に基づいてそれぞれの使途に按分し、「設備投資額」及び「修繕費・固定資産除却費」から減額することとする。

【参考】中国電力における非化石証書の販売収入の使途

| 使途項目 | 2020年度 | 2021年度 | 単純平均 |
|---------|--------|--------|--------------|
| 拡充・改良投資 | 81.9% | 78.9% | 80.4% |
| 修繕 | 15.2% | 15.8% | 15.5% |
| 除却 | 2.9% | 5.3% | 4.1% |

※2022年8月に中国電力が資源エネルギー庁に報告した内容を基に作成。

1. はじめに

2. 特定小売供給約款料金（規制料金）の位置づけ

3. 規制料金の改定申請の概要

4. 規制料金の審査の概要

5. 査定方針の概要

6. 査定方針の各論

6-1. 需要想定・供給力

6-2. 経営効率化

6-3. 燃料費

6-4. 購入・販売電力料

6-5. 原子力バックエンド費用

6-6. 人員計画・人件費

6-7. 修繕費

6-8. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）

6-9. 事業報酬

6-10. その他経費

6-11. 公租公課

6-12. 控除収益

6-13. 費用の配賦

6-14. レートメーク・約款

7. 参考資料

【6-9. 事業報酬】

- ① レートベース・事業報酬の概要
- ② 各事業者の申請概要（レートベース・事業報酬）
- ③ 審査における論点（レートベース）
- ④ 審査における論点（事業報酬）
- ⑤ 審査の結果

レートベース・事業報酬の概要

- 事業を継続的に実施するには、費用を適切に回収するのみならず、資金を円滑に調達する必要がある。電気事業においては、発電設備等の形成にあたり巨額の資金を要するが、事業者がこの資金を調達するための費用を何らかの形で電気料金から回収できなければ、資金調達に支障が生じるため事業を継続することができなくなる。
- 企業は、①銀行等からの借り入れや社債の発行による調達（他人資本）、②株式の発行等による調達（自己資本）のいずれかの手段により資金調達を行うところ、銀行・社債等の債権者が期待する負債利子率や、株主が期待する利益率が見込まれる場合、当該企業は継続的かつ円滑に資金調達を実施することができる。
- そのため、電気事業法等の一部を改正する法律（改正法）附則で、これらの負債利子率等の適正水準に相当する額について、「適正な利潤」（事業報酬）として電気料金から回収することを認めている。
- その上で、事業報酬は、レートベース（事業資産の価値）に、事業報酬率（債権者や株主が期待するリターン）を乗じることで算定される。

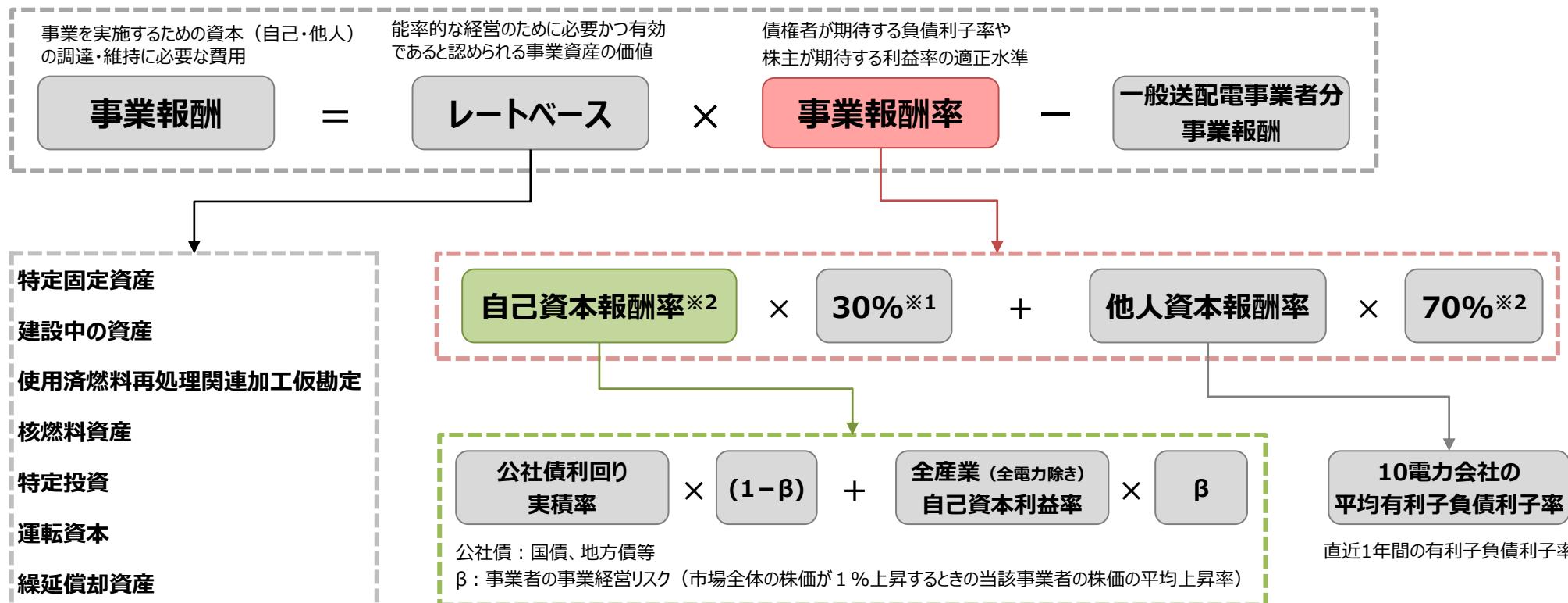
【参考】電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則（抜粋）

（みなし小売電気事業者の特定小売供給約款）

- 第十八条** みなし小売電気事業者は、附則第十六条第一項の義務を負う間、特定小売供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2** 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
- 一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。
 - 二～四 (略)
 - 3～8 (略)

【参考】事業報酬制度の概要

- かつては、支払利息・配当金額・利益準備金を積み上げることで、資金調達コストを算定していたが、事業者ごとの資本構成の差異等によってコスト水準に差が出る点などを考慮して、能率的な経営のために必要かつ有効であると認められる事業資産の価値（レートベース）に、事業報酬率を乗じることで資金調達コストを算定する「事業報酬制度」が、1960年に導入された。

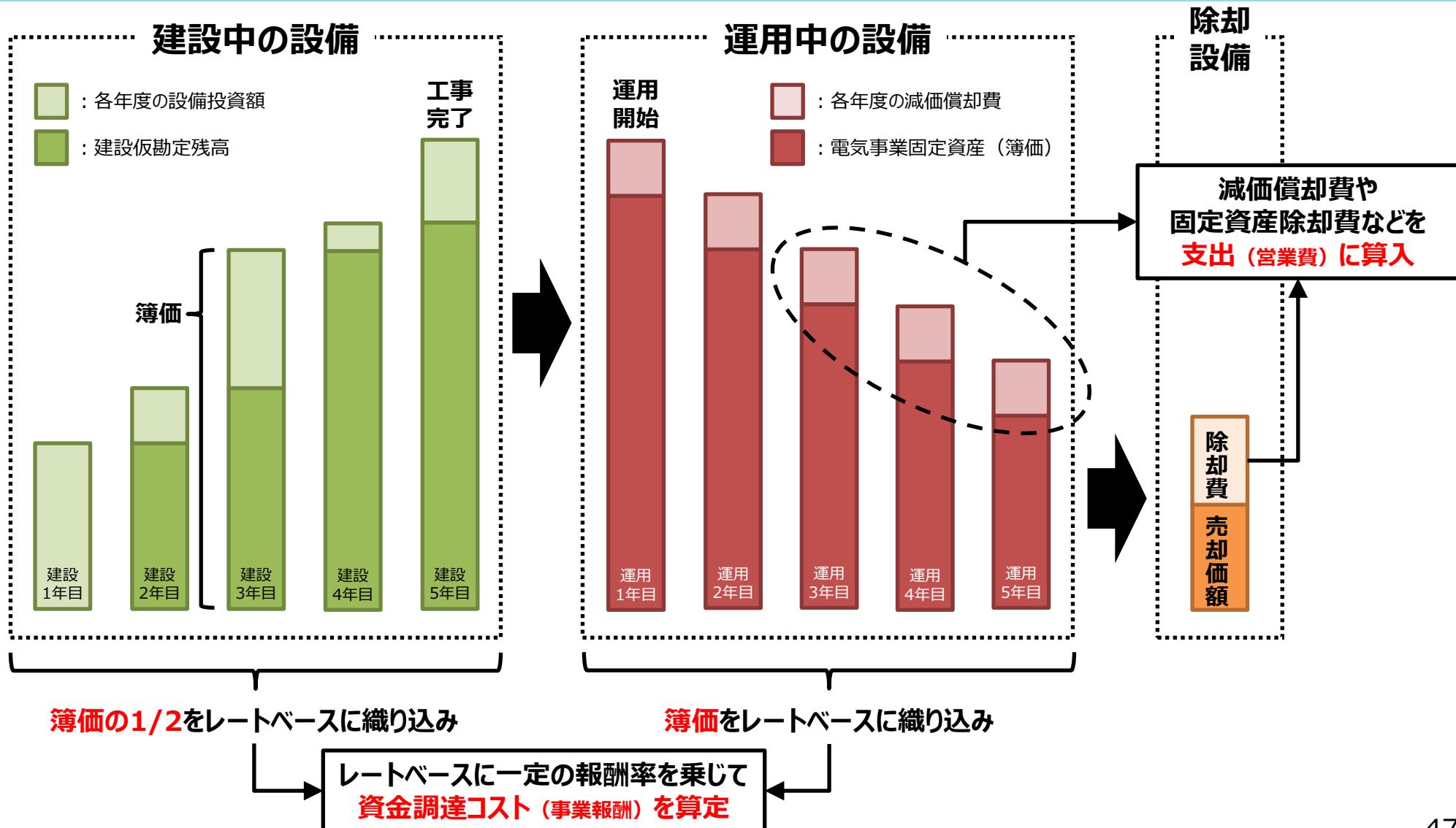


※1：1995年の第30回料金制度部会において、電気事業における適正な自己資本比率が30%（＝総資本に占める他人資本は70%）とされたことを踏まえ、自己資本報酬率（利益率）と他人資本報酬率（負債利子率）を30:70で加重平均することで算定。

※2：みなし小売電気事業者の事業経営リスク（β値）を、株価を用いて分析した上で、「公社債利回り実績率」を下限、「全産業（全電力を除く）自己資本利益率」を上限とし、当該事業者の事業経営リスクに見合った適正な自己資本報酬率（利益率）を算定。

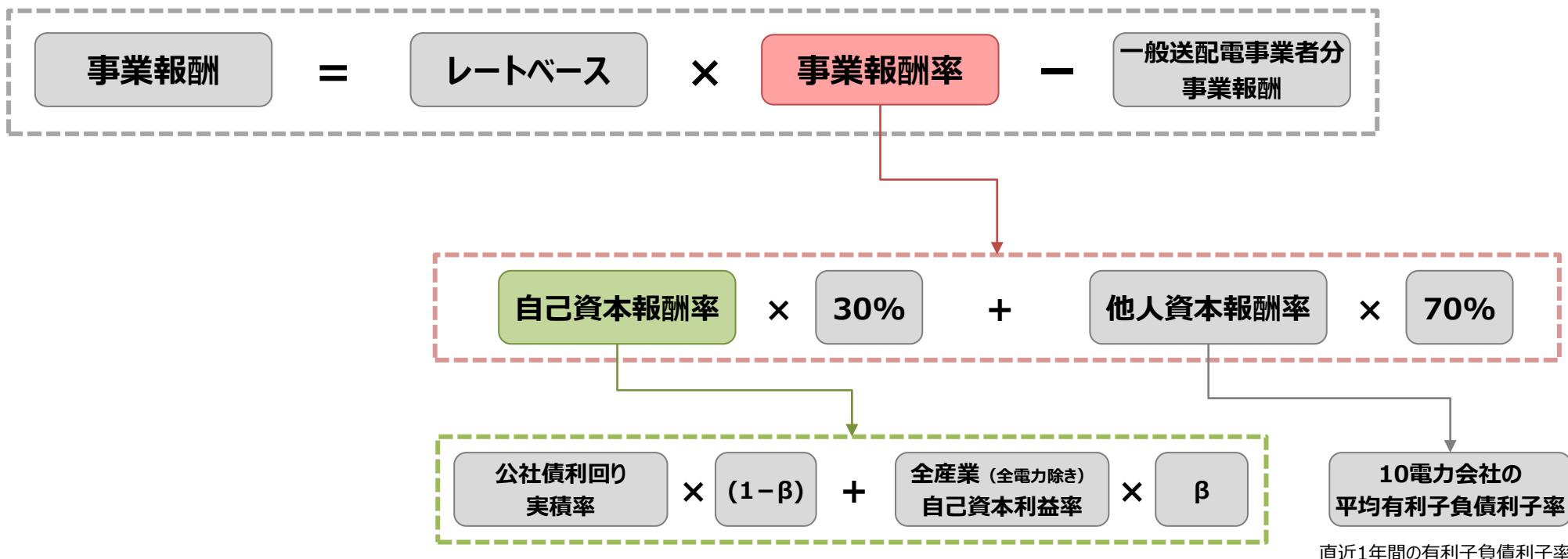
【参考】設備投資と料金原価の関係（イメージ）

- 「料金原価 = ①支出（営業費） + ②資金調達コスト（事業報酬） - ③収入（控除収益）」の関係であるところ、設備投資と料金原価の関係は、以下のとおり。



事業報酬率の概要

- 事業報酬は、下記の計算式に基づいて算定される。
- その上で、**事業報酬率**（債権者や株主が期待するリターン）は、**自己資本報酬率**と**他人資本報酬率**を加重平均することで算定する。



公社債：国債、地方債等

β ：事業者の事業経営リスク（市場全体の株価が1%上昇するときの当該事業者の株価の平均上昇率）

関係法令における規定（レートベース）①

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）

（事業報酬の算定）

第四条 事業者は、事業報酬として、電気事業報酬の額を算定（中略）しなければならない。

2 （略）

3 前項の規定にかかわらず、事業者の営む小売電気事業、一般送配電事業若しくは発電事業の全部若しくは一部の譲渡しがあり、又は事業者について分割（小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業の全部又は一部を承継させるものに限る。）があった場合における電気事業報酬の額は、別表第一第一表により分類し、第一号に掲げる額から第二号に掲げる一般送配電事業等に係る電気事業報酬の額（事業者の営む一般送配電事業の全部の譲渡し又は事業者についての分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限る。）がないときは前項第二号に掲げる一般送配電事業等に係る電気事業報酬の額）を減じて得た額に、第三号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 事業者及び特別関係事業者（事業の譲渡し又は分割により事業者の営む小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業の全部又は一部を譲り受け、又は承継した者（当該譲り受け、又は承継した小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業を営むことを目的として設立されたものに限る。）及び当該者又は事業者を子会社とする会社であって、小売電気事業、一般送配電事業及び発電事業のいずれも営まない者をいう。以下同じ。）のレートベースの額の合計額に、第五項の規定により算定される報酬率を乗じて得た額

二 改正法附則第九条第一項又は法第十八条第一項若しくは第五項による事業者又は特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）の直近の託送供給等約款の認可又は届出に当たり、一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令（令和四年経済産業省令第六十一号。以下「算定省令」という。）第九条第二項又は電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令（平成二十七年経済産業省令第五十七号。以下「旧託送料金算定規則」という。）第五条第二項の規定により算定された電気事業報酬の額

三 事業者及び特別関係事業者（発電事業者であるものに限る。）のレートベースの額の合計額のうち、事業者のレートベースの額の合計額の占める割合

4 次の各号に掲げるレートベースの額は、（中略）それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一 特定固定資産 電気事業固定資産（共用固定資産、貸付設備その他の電気事業固定資産の設備のうち適当でないもの及び工事費負担金（貸方）を除く。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

二 建設中の資産 建設仮勘定の事業年度における平均帳簿価額（資産除去債務相当資産を除く。）から建設中利子相当額及び工事費負担金相当額を控除した額に百分の五十を乗じて得た額

三 使用済燃料再処理関連加工仮勘定 使用済燃料再処理関連加工仮勘定の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

四 核燃料資産 核燃料の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

五 特定投資 長期投資（エネルギーの安定的確保を図るための研究開発、資源開発等を目的とした投資であって、電気事業の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められるものに係るものに限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

六 運転資本 営業資本の額（前条第一項に掲げる営業費項目の額の合計額から、退職給与金のうちの引当金純増額、燃料費のうちの核燃料費（核燃料減損額及び核燃料減損修正損（又は核燃料減損修正益（貸方））に限る。）、諸費（排出クレジットの自社使用に係る償却額に限る。）、貸倒損のうちの引当金純増額、固定資産税、雑税、減価償却費（リース資産及び資産除去債務相当資産に係るものを除く。）、固定資産除却費のうちの除却損、原子力発電施設解体費のうちの資産除去債務純計上額、原子力廃止関連仮勘定償却費、電源開発促進税、事業税、開発費償却、株式交付費償却、社債発行費償却及び法人税等並びに次条に掲げる控除収益項目の額の合計額を控除して得た額に、十二分の一・五を乗じて得た額をいう。）及び貯蔵品（火力燃料貯蔵品、新エネルギー等貯蔵品その他貯蔵品の年間払出額に、原則として十二分の一・五を乗じて得た額をいう。）を基に算定した額

七 繰延償却資産 繰延資産（株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

5 報酬率は、次の各号に掲げる方法により算定した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を三十対七十で加重平均した率とする。

一 自己資本報酬率 全てのみなし小売電気事業者たる法人（当該法人を子会社とする会社がある場合にあっては、当該会社を含む。以下この項において同じ。）を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下限として算定した率（全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値が、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下回る場合には、国債、地方債等公社債の利回りの実績率）を基に算定した率

二 他人資本報酬率 全てのみなし小売電気事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率を加重平均して算定した率

6 一般送配電事業の報酬率は、次の各号に掲げる方法により算定した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を三十対七十で加重平均した率とする。

一・二 （略）

関係法令における規定（レートベース）②

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第2章 「原価等の算定」に関する審査

第3節 事業報酬

1. レートベース

算定規則第4条第4項各号に掲げる項目の適正性を事業者及び特別関係事業者ごとに審査するものとする。具体的には、特定固定資産は、電気事業（一般送配電事業等に係るものにあっては、一般送配電事業等）の運営にとって真に不可欠な設備であるか否か、建設中の資産は、工事計画及び工事額が適正であるか否か、運転資本のうち営業資本は、各項目の額が営業費の算定との関係において整合的であるか否か、また、貯蔵品は、数量及び金額が適正であるか否か、特定投資は、電気事業（一般送配電事業等に係るものにあっては、一般送配電事業等）の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められるか否か等につき審査するものとする。また、特定投資に計上した投資が配当を得られるものである場合には、その配当相当分を原価から適切に控除しているかを確認するものとする。

供給設備については、デマンド・レスポンス（需給調整契約を含む。）等を踏まえた需要見通しを前提にした設備に限定し、長期停止発電設備については、原価算定期間に内に緊急時の即時対応性を有すること及び改良工事中などの将来の稼働の確実性等を踏まえてレートベースに算入する。

なお、他の事業者の同種の設備と比較して、正当な理由なく著しく低い稼働率となっている設備については、レートベースから除外する。

関係法令における規定（事業報酬率）

- 事業報酬率は、料金算定規則において、自己資本報酬率と他人資本報酬率を加重平均して算定することとされており、料金審査要領において、それぞれの報酬率の算定方法が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）

（事業報酬の算定）

第四条

5 報酬率は、次の各号に掲げる方法により算定した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を三十対七十で加重平均した率とする。

- 一 自己資本報酬率 全てのみなし小売電気事業者たる法人(当該法人を子会社とする会社がある場合にあっては、当該会社を含む。以下この項において同じ。)を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下限として算定した率(全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値が、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下回る場合には、国債、地方債等公社債の利回りの実績率)を基に算定した率
- 二 他人資本報酬率 全てのみなし小売電気事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率を加重平均して算定した率

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第2章「原価等の算定」に関する審査

第3節 事業報酬

算定規則第4条の規定に基づいて申請事業者が算定した事業報酬については、第1節の基本的考え方を踏まえ、以下の観点から、その適正性を審査することとする。

1. レートベース

2. 報酬率

算定規則第4条第5項により算定されているか否かにつき審査するものとする。

(1) 自己資本報酬率

公に適正と認められ広く公表・認知されている「自己資本利益率」及び「国債、地方債等公社債の利回り」につき、その率が事業者の経営状況を判断するに適当な期間の平均値を用いるものとする。

自己資本報酬率の設定に当たっては、東日本大震災後の状況を勘案しつつ、過大な利益が生じないようにする一方で、資金調達に支障が生じないよう、公正報酬といった観点から、適正な事業経営リスクを見極めた上で設定する。

具体的には、全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率（以下この2.において「全産業自己資本利益率」という。）を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率（以下「公社債利回り実績率」という。）を下限として以下の算式により各年度ごとに算定した値のみなし小売電気事業者の経営状況を判断するに適当な期間の値を平均した値とする（全産業自己資本利益率が公社債利回り実績率を下回る場合には公社債利回り実績率とする。）。

自己資本報酬率 = $(1 - \beta) \times \text{公社債利回り実績率} + \beta \times \text{全産業自己資本利益率}$

β値：みなし小売電気事業者たる法人の事業経営リスク、市場全体の株式価格が1%上昇するときのみなし小売電気事業者たる法人の株式の平均上昇率

β値 = みなし小売電気事業者たる法人の収益率と株式市場の収益率との共分散／株式市場の収益率の分散

(2) 他人資本報酬率

当面は直近1年間の有価証券報告書上公表されている各みなし小売電気事業者たる法人の有利子負債利子率を用いるものとする。

【6-9. 事業報酬】

- ① レートベース・事業報酬の概要
- ② 各事業者の申請概要（レートベース・事業報酬）
- ③ 審査における論点（レートベース）
- ④ 審査における論点（事業報酬）
- ⑤ 審査の結果

レートベース（まとめ）（東京電力EPを除く6事業者）

- レートベースは、料金算定規則上、平均帳簿価額などを基に算定することとされており、東京電力EPを除いた各事業者のレートベースは以下のとおり（東京電力EPは他の事業者とレートベースの考え方方が異なるため、別途詳述）。
- 今回の料金改定申請にあたり、各事業者とも繰延償却資産は計上していない。また、沖縄電力は、別途積立金をレートベースから控除している。

(単位：億円)

| | 北海道 | | 東北 | | 北陸 | | 中国 | | 四国 | | 沖縄 | |
|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------|---------------------|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------|---------------------|
| | 現行原価 (2013-2015) | 今回申請 (2023-2025) | 現行原価 (2013-2015) | 今回申請 (2023-2025) | 現行原価 (2008) | 今回申請 (2023-2025) | 現行原価 (2008) | 今回申請 (2023-2025) | 現行原価 (2013-2015) | 今回申請 (2023-2025) | 現行原価 (2008) | 今回申請 (2023-2025) |
| 特定固定資産 | 4,915 | 4,677 | 8,500 | 11,477 | 5,811 | 4,155 | 5,503 | 9,050 | 2,627 | 3,771 | 2,799 | 3,257 |
| 建設中資産 | 607 | 919 | 655 | 1,147 | 13 | 1,163 | 1,516 | 4,838 | 193 | 113 | 139 | 133 |
| 使用済燃料再処理関連加工仮勘定 | - | 262 | - | 431 | - | 130 | - | 326 | - | 455 | - | - |
| 核燃料資産 | 1,254 | 1,114 | 1,599 | 1,504 | 849 | 840 | 1,401 | 1,358 | 1,384 | 928 | - | - |
| 特定投資 | 233 | 233 | 470 | 422 | 69 | 187 | 112 | 335 | 270 | 267 | - | - |
| 運転資本 | 551 | 1,180 | 1,643 | 3,349 | 436 | 1,112 | 964 | 1,856 | 489 | 775 | 215 | 420 |
| 繰延償却資産 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 0 | - |
| 原価変動調整積立金 ・別途積立金 | - | - | - | - | ▲ 610 | - | ▲ 554 | - | - | - | ▲ 150 | ▲ 60 |
| 計 | 7,559 | 8,384 | 12,867 | 18,330 | 6,569 | 7,587 | 8,942 | 17,764 | 4,963 | 6,309 | 3,003 | 3,750 |

※沖縄電力については、一般送配電を含む（料金算定規則第4条第2項第1号関係）。

特定固定資産（東京電力EPを除く6事業者）

- 特定固定資産は、発電設備等の電気事業固定資産を言い、原価算定期間における平均帳簿価額を基に算定される。

(単位：億円)

| | 北海道 | | 東北 | | 北陸 | | 中国 | | 四国 | | 沖縄 | |
|---------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------|---------------------|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------|---------------------|
| | 現行原価 (2013-2015) | 今回申請 (2023-2025) | 現行原価 (2013-2015) | 今回申請 (2023-2025) | 現行原価 (2008) | 今回申請 (2023-2025) | 現行原価 (2008) | 今回申請 (2023-2025) | 現行原価 (2013-2015) | 今回申請 (2023-2025) | 現行原価 (2008) | 今回申請 (2023-2025) |
| 水力発電設備 | 1,578 | 1,847 | 1,570 | 1,777 | 1,083 | 980 | 1,567 | 1,094 | 654 | 639 | - | - |
| 火力発電設備 | 807 | 1,561 | 3,395 | 3,807 | 1,557 | 2,063 | 2,798 | 3,282 | 747 | 1,424 | 975 | 1,035 |
| 原子力発電設備 | 2,317 | 1,097 | 3,110 | 5,418 | 2,915 | 890 | 784 | 3,864 | 1,125 | 1,575 | - | - |
| 新エネ発電設備 | 25 | 21 | 148 | 107 | - | 19 | - | 178 | 6 | 6 | - | - |
| 業務設備 | 188 | 151 | 277 | 369 | 257 | 204 | 353 | 632 | 95 | 127 | 131 | 132 |
| 合計 | 4,915 | 4,677 | 8,500 | 11,477 | 5,811 | 4,155 | 5,503 | 9,050 | 2,627 | 3,771 | 1,107 | 1,168 |

※沖縄電力については、一般送配電を含む（料金算定期則第4条第2項第1号関係）。

建設中の資産（東京電力EPを除く6事業者）

- 設備投資が行われた場合、電気事業固定資産として竣工するまでの間、「建設中の資産」として扱われる。
- 「建設中の資産」は、原価算定期間における建設仮勘定の平均帳簿価額に50%を乗じた額等を基に算定される。

(単位：億円)

| | 北海道 | | 東北 | | 北陸 | | 中国 | | 四国 | | 沖縄 | |
|---------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------|---------------------|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------|---------------------|
| | 現行原価 (2013-2015) | 今回申請 (2023-2025) | 現行原価 (2013-2015) | 今回申請 (2023-2025) | 現行原価 (2008) | 今回申請 (2023-2025) | 現行原価 (2008) | 今回申請 (2023-2025) | 現行原価 (2013-2015) | 今回申請 (2023-2025) | 現行原価 (2008) | 今回申請 (2023-2025) |
| 水力発電設備 | 372 | 51 | 47 | 37 | 2 | 51 | 3 | 28 | 13 | 16 | - | - |
| 火力発電設備 | 120 | 15 | 421 | 30 | 1 | 177 | 77 | 72 | 90 | 38 | 88 | 41 |
| 原子力発電設備 | 112 | 828 | 172 | 1,062 | 4 | 927 | 1,436 | 4,648 | 88 | 44 | - | - |
| 新エネ発電設備 | - | 0 | 1 | 0 | - | - | - | 10 | 0 | 1 | - | 0 |
| 業務設備 | 3 | 24 | 14 | 17 | 6 | 7 | - | 81 | 2 | 14 | 4 | 2 |
| 合計 | 607 | 919 | 655 | 1,147 | 13 | 1,163 | 1,516 | 4,838 | 193 | 113 | 92 | 43 |

※沖縄電力については、一般送配電を含む（料金算定期則第4条第2項第1号関係）。

使用済燃料再処理関連加工仮勘定（東京電力EPを除く6事業者）

- 2016年に再処理等拠出金法が施行したことを受け、再処理関連加工に要する費用を、拠出金として使用済燃料再処理機構に納付している。
- 沖縄電力を除く各事業者は、当該拠出金を「使用済燃料再処理関連加工仮勘定」として計上している。

(単位：億円)

| | 北海道 | | 東北 | | 北陸 | | 中国 | | 四国 | | 沖縄 | |
|-----------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------|---------------------|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------|---------------------|
| | 現行原価 (2013-2015) | 今回申請 (2023-2025) | 現行原価 (2013-2015) | 今回申請 (2023-2025) | 現行原価 (2008) | 今回申請 (2023-2025) | 現行原価 (2008) | 今回申請 (2023-2025) | 現行原価 (2013-2015) | 今回申請 (2023-2025) | 現行原価 (2008) | 今回申請 (2023-2025) |
| 使用済燃料再処理関連加工仮勘定 | - | 262 | - | 431 | - | 130 | - | 326 | - | 455 | - | - |
| 2022年度期首簿価 | - | 174 | - | 307 | - | 91 | - | 227 | - | 303 | - | - |
| 2022年度拠出金 | - | 35 | - | 48 | - | 15 | - | 38 | - | 56 | - | - |
| 2023年度期首簿価 | - | 209 | - | 355 | - | 107 | - | 265 | - | 359 | - | - |
| 拠出金※ | 2023年度 | - | 35 | - | 48 | - | 15 | - | 38 | - | 64 | - |
| | 2024年度 | - | 35 | - | 50 | - | 15 | - | 41 | - | 64 | - |
| | 2025年度 | - | 35 | - | 65 | - | 15 | - | 55 | - | 62 | - |
| 2025年度期末簿価 | - | 314 | - | 518 | - | 153 | - | 399 | - | 549 | - | - |

※前年度使用済燃料発生量 (kg) ×拠出金単価 (円/g)

核燃料資産（東京電力EPを除く6事業者）

- 核燃料資産は、ウラン精鉱の購入・加工等に要する金額を整理した「装荷以前の核燃料資産」と、原子炉から取り出された使用済燃料に関する金額を整理した「再処理関係の核燃料資産」の2つから構成される。

(単位：億円)

| | 北海道 | | 東北 | | 北陸 | | 中国 | | 四国 | | 沖縄 | |
|-------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------|---------------------|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------|---------------------|
| | 現行原価 (2013-2015) | 今回申請 (2023-2025) | 現行原価 (2013-2015) | 今回申請 (2023-2025) | 現行原価 (2008) | 今回申請 (2023-2025) | 現行原価 (2008) | 今回申請 (2023-2025) | 現行原価 (2013-2015) | 今回申請 (2023-2025) | 現行原価 (2008) | 今回申請 (2023-2025) |
| 装荷以前の核燃料資産 | 1,114 | 1,114 | 1,408 | 1,483 | 701 | 830 | 963 | 1,334 | 1,197 | 928 | - | - |
| 装荷核燃料 | 148 | - | 341 | 308 | 326 | 260 | 152 | 92 | 260 | 98 | - | - |
| 加工中等核燃料 | 966 | 1,114 | 1,067 | 1,175 | 375 | 570 | 812 | 1,242 | 937 | 831 | - | - |
| 再処理関係の核燃料資産 | 140 | 0 | 191 | 21 | 148 | 10 | 438 | 24 | 190 | - | - | - |
| プルトニウム | 1 | - | 0 | - | 0 | - | - | - | - | - | - | - |
| 前払金※2 | 139 | 0 | 191 | 21 | 147 | 10 | 438 | 24 | 190 | - | - | - |
| レートベース合計 | 1,254 | 1,114 | 1,599 | 1,504 | 849 | 840 | 1,401 | 1,358 | 1,387 | 928 | - | - |

※1：上表の数値は、全て原価算定期間中の平均帳簿価額。

※2：沖縄電力を除く各事業者とも、現行原価には日本原燃への前払いを含むが、今回申請においては含まない。

特定投資（東京電力EPを除く6事業者）

- 料金算定規則上、特定投資は、エネルギーの安定的確保を図るための研究開発、資源開発等を目的とした投資であって、電気事業の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められる長期投資と位置づけられている。

(単位：億円)

| | 北海道 | | 東北 | | 北陸 | | 中国 | | 四国 | | 沖縄※5 | |
|-----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------|---------------------|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------|---------------------|
| | 現行原価 (2013-2015) | 今回申請 (2023-2025) | 現行原価 (2013-2015) | 今回申請 (2023-2025) | 現行原価 (2008) | 今回申請 (2023-2025) | 現行原価 (2008) | 今回申請 (2023-2025) | 現行原価 (2013-2015) | 今回申請 (2023-2025) | 現行原価 (2008) | 今回申請 (2023-2025) |
| 日本原燃(株) | 220 | 220 | 347 | 347 | 60 | 177 | 100 | 318 | 257 | 257 | - | - |
| 石炭資源開発(株) | 3 | 3 | 5 | 5 | 3 | 1 | 4 | - | 3 | 3 | - | - |
| 日本原子力研究開発機構 | 7 | 7 | 12 | 12 | 5 | 6 | 8 | 8 | 7 | 4 | - | - |
| 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 | 3 | 3 | 4 | 4 | - | 2 | - | 3 | 3 | 3 | - | - |
| 新エネルギー・産業技術総合開発機構 | 0 | 0 | - | - | - | - | 0 | - | - | - | - | - |
| 大崎クールジェン(株)※1 | - | - | - | - | - | - | - | 5 | - | - | - | - |
| 超電導センサテクノロジー(株) ※2 | - | - | - | - | - | - | - | 0 | - | - | - | - |
| 日豪ウラン資源開発(株)※3 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 | - | - |
| 燃料調達プロジェクト※4 | - | - | 103 | 55 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | 233 | 233 | 470 | 422 | 69 | 187 | 112 | 335 | 270 | 267 | - | - |

※ 1 : IGFC(石炭ガス化燃料電池複合発電システム)およびCO2分離・回収技術に関する大型実証試験の実施等

※ 2 : 火力発電所ボイラ伝熱管の非破壊検査に関する研究で使用する超電導磁気センサ (SQUID) の開発等

※ 3 : ウランの長期安定的な確保を目的とした豪州等におけるウラン資源の開発等

※ 4 : ウランの長期安定的な調達および調達柔軟性の確保のため、ウラン濃縮事業およびウラン購入権の確保を目的としたウランプロジェクトへの投資。

※ 5 : 沖縄電力については、一般送配電を含む（料金算定規則第4条第2項第1号関係）。

運転資本（東京電力EPを除く6事業者）

- 運転資本とは、営業活動に投下されている資金をいう。
- 営業資本（現金支出を伴う営業費）及び火力燃料その他の貯蔵品に係る資金は、営業活動に投下された後、料金収入として回収されるまでの間（概ね1.5ヶ月）、経営の土台となって眠っている状態となる。
- そのため、上記の資金の1.5ヶ月分に相当する金額をレートベースに織り込み、事業報酬として料金原価に算入することとしている。

（単位：億円）

| | | 北海道 | | 東北 | | 北陸 | | 中国 | | 四国 | | 沖縄 | |
|------|------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------|---------------------|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------|---------------------|
| | | 現行原価 (2013-2015) | 今回申請 (2023-2025) | 現行原価 (2013-2015) | 今回申請 (2023-2025) | 現行原価 (2008) | 今回申請 (2023-2025) | 現行原価 (2008) | 今回申請 (2023-2025) | 現行原価 (2013-2015) | 今回申請 (2023-2025) | 現行原価 (2008) | 今回申請 (2023-2025) |
| 運転資本 | 営業資本 | 378 | 732 | 1,068 | 1,946 | 299 | 614 | 639 | 1,178 | 351 | 501 | 146 | 267 |
| | 貯蔵品 | 173 | 447 | 575 | 1,403 | 137 | 498 | 325 | 678 | 137 | 274 | 68 | 153 |
| | 計 | 551 | 1,180 | 1,643 | 3,349 | 436 | 1,112 | 964 | 1,856 | 489 | 775 | 215 | 420 |

※沖縄電力については、一般送配電を含む（料金算定規則第4条第2項第1号関係）。

北陸電力の現行原価については、一般送配電を含む（料金算定規則第4条第2項第1号関係）。

事業報酬の算定方法（東京電力EPを除く6事業者）

- 料金算定規則上、事業報酬については以下のとおり算定することとされている。

(①電気事業全体の事業報酬 - ②送配電事業の事業報酬) × ③発電小売事業に占める小売事業の割合

※「②送配電事業の事業報酬」は、託送供給約款の認可に係る審査で査定済。また、「③発電小売事業に占める小売事業の割合」は、発販一体会社では100%となる。

- 東京電力EPを除く各事業者について、事業報酬の算定方法は以下のとおり。

今回申請の事業報酬

(単位：億円)

| | | | 北海道 | 東北 | 北陸 | 中国 | 四国 | 沖縄 |
|----------|--------|-------|--------|--------|------------------|--------|--------|------------------|
| ①電気事業全体 | レートベース | A=D+G | 15,177 | 34,659 | 11,951 | 27,078 | 11,098 | 3,750 |
| | 事業報酬率 | B | 2.8% | 2.8% | 2.8% | 2.6% | 2.7% | 2.7% |
| | 事業報酬 | C=A×B | 425 | 970 | 335 | 704 | 300 | 101 |
| ②送配電事業 | レートベース | D | 6,793 | 16,329 | 4,366 | 9,315 | 4,789 | 2,670 |
| | 事業報酬率 | E | 1.5% | 1.9% | 1.9% | 1.9% | 1.9% | 1.5% |
| | 事業報酬 | F=D×E | 102 | 310 | 80 ^{※1} | 177 | 91 | 40 ^{※2} |
| ③発電・販売事業 | レートベース | G | 8,384 | 18,330 | 7,587 | 17,764 | 6,309 | 1,079 |
| | 事業報酬 | H=C-F | 323 | 660 | 255 | 527 | 209 | 62 |

※1 北陸：2016年託送認可値83億円（2016-18年エリア需要ベース）を2023-25年エリア需要ベースに補正

※2 沖縄：送配電事業に係る事業報酬については、小売料金審査要領に従って算定

【参考】レベニューキャップ制度による託送料金改定を反映した事業報酬

料金算定規則上、送配電事業に係る事業報酬額は、直近の託送供給等約款の認可又は届出に当たり、省令の規定により算定された額とされている。
レベニューキャップ制度による託送料金改定を反映した事業報酬は以下のとおり。

| | | | 北海道 | 東北 | 北陸 | 中国 | 四国 | 沖縄 |
|----------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| ①電気事業全体 | レートベース | A=D+G | 15,177 | 36,537 | 12,369 | 27,805 | 10,888 | 3,750 |
| | 事業報酬率 | B | 2.8% | 2.8% | 2.8% | 2.6% | 2.7% | 2.7% |
| | 事業報酬 | C=A×B | 425 | 1,023 | 346 | 723 | 294 | 101 |
| ②送配電事業 | レートベース | D | 6,793 | 18,207 | 4,782 | 10,042 | 4,578 | 2,670 |
| | 事業報酬率 | E | 1.5% | 1.5% | 1.5% | 1.5% | 1.5% | 1.5% |
| | 事業報酬 | F=D×E | 102 | 273 | 72 | 151 | 69 | 40 |
| ③発電・販売事業 | レートベース | G | 8,384 | 18,330 | 7,587 | 17,764 | 6,309 | 1,079 |
| | 事業報酬 | H=C-F | 323 | 750 | 275 | 572 | 225 | 62 |

事業報酬の算定方法（東京電力EP）

- 東京電力EPについても、以下の式のとおり事業報酬を算定するものの、発販分離会社であるため、「③発電小売事業に占める小売事業の割合」が100%とはならない。

(①電気事業全体の事業報酬 - ②送配電事業の事業報酬) × ③発電小売事業に占める小売事業の割合

- そのため、下表のとおり、レートベースを基に、「小売事業の割合」を算出している。

| | | 旧一体会社 | | | | (億円) |
|-----------|-----------------|-------------|-------------|------------|------------|-------|
| | | PG (送配電) | HD (発電等) | RP (発電) | EP (小売) | |
| レートベース | 特定固定資産 | 57,687 | 47,880 | 5,684 | 3,871 | 253 |
| | 建設中資産 | 6,193 | 1,479 | 4,341 | 152 | 220 |
| | 使用済燃料再処理関連加工仮勘定 | 3,536 | 0 | 3,536 | 0 | 0 |
| | 核燃料資産 | 5,719 | 0 | 5,719 | 0 | 0 |
| | 特定投資 | ① 2,088 | ② 0 | 2,088 | 0 | 0 |
| | 運転資本 | 7,517 | 1,109 | ▲ 122 | ▲ 98 | 6,628 |
| 合計額 | | 82,741 | 50,467 | 21,247 | 3,925 | 7,101 |
| 事業報酬率 | | 2.8% | 1.9% | | | |
| 事業報酬 | | 2,317 | 959 | 1,358 | | |
| 事業報酬 (EP) | | | | xxx | xxx | 299 |

【事業報酬の算定方法】

- ① グループ全体のレートベース合計に、事業報酬率を乗じることで、グループ全体の事業報酬を算定する。
- ② 一般送配電事業者であるPGの事業報酬を算定する。
(託送供給等約款の認可に係る審査で査定済)
- ③ ①から②を差し引いた金額を算定し、その金額について、HD・RP・EPのレートベースの比率に応じて按分する。

③レートベースの比率で按分

【6-9. 事業報酬】

- ① レートベース・事業報酬の概要
- ② 各事業者の申請概要（レートベース・事業報酬）
- ③ 審査における論点（レートベース）
- ④ 審査における論点（事業報酬）
- ⑤ 審査の結果

審査における論点（レートベース）

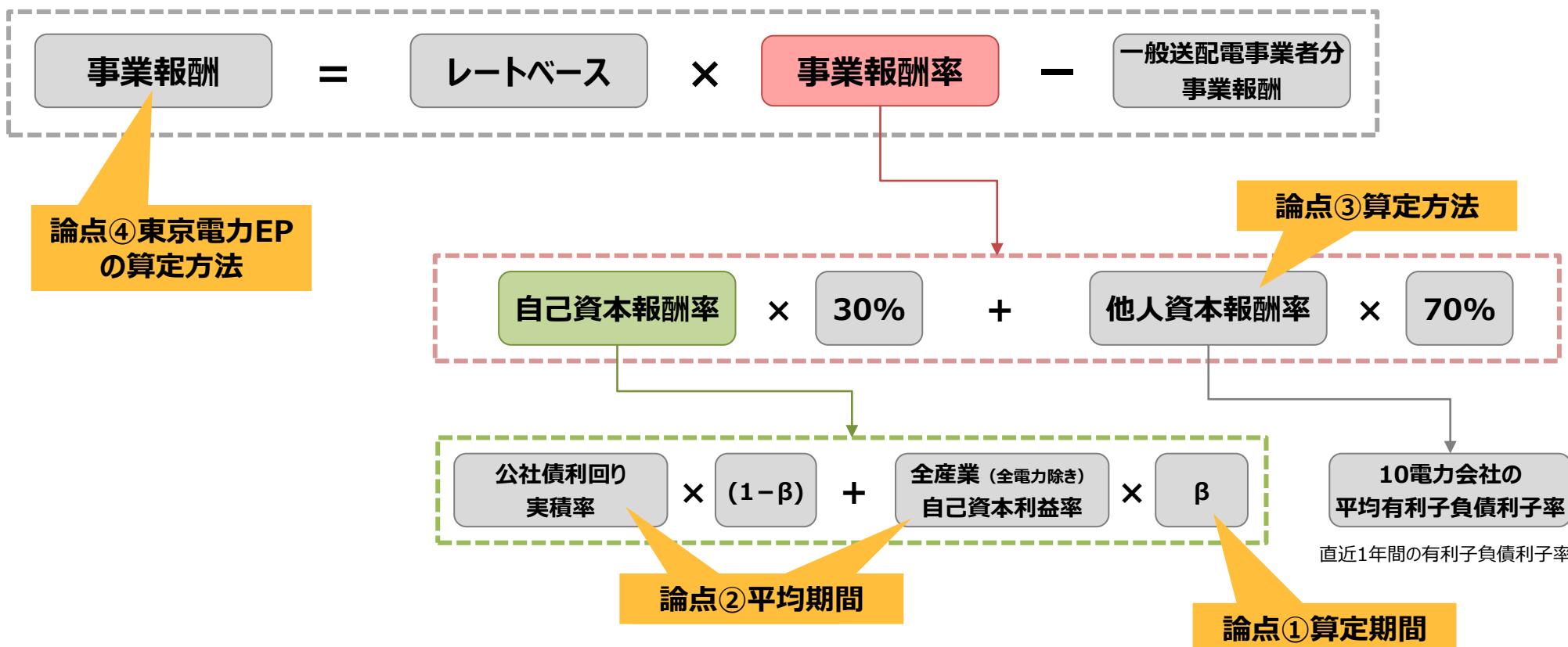
- レートベースは、能率的な経営のために必要かつ有効であると認められる事業資産の価値であり、「特定固定資産、建設中の資産、使用済燃料再処理関連加工仮勘定、核燃料資産、特定投資、運転資本、繰延償却資産」の合計額で表される。
- その上で、レートベースの各構成要素のうち、特に、特定固定資産・建設中の資産について、電気事業の運営にとって真に不可欠な設備のみが織り込まれているか。
- なお、レートベースに織り込むことが不適切と判断された資産については、減価償却費等の費用についても、料金原価への算入を認めない。

【6-9. 事業報酬】

- ① レートベース・事業報酬の概要
- ② 各事業者の申請概要（レートベース・事業報酬）
- ③ 審査における論点（レートベース）
- ④ 審査における論点（事業報酬）
- ⑤ 審査の結果

審査における論点（事業報酬）

- 事業報酬について、①β値の算定期間、②公社債利回り及び全産業自己資本利益率の平均期間、③他人資本報酬率の算定方法、④東京電力EPの事業報酬の算定方法、が主な論点となる。



公社債: 国債、地方債等

β : 事業者の事業経営リスク (市場全体の株価が 1 %上昇するときの当該事業者の株価の平均上昇率)

各事業者の事業報酬率の算定方法及び算定結果

- 各事業者の事業報酬率の算定方法及び算定結果は、以下のとおり。
- 各事業者により、 β 値の算定期間や、公社債利回り及び全産業自己資本利益率の平均期間が異なる。

| | 北海道 | 東北 | 東京 | 北陸 | 中国 | 四国 | 沖縄 |
|---|---|--------------------------------------|-------------------------------------|---|--------------------------------------|--|--------------------------------------|
| (A)自己資本報酬率 | | | | | | | |
| (ア)公社債利回り平均値 平均期間※ | 0.19% 7年 (14-20年度) | 0.19% 7年 (14-20年度) | 0.19% 7年 (14-20年度) | 0.17% 7年 (14-20年度) | 0.08% 5年 (16-20年度) | 0.18% 7年 (14-20年度) | 0.18% 7年 (14-20年度) |
| (イ)全産業自己資本利 益率 平均期間※ | 9.49% 7年 (14-20年度) | 9.49% 7年 (14-20年度) | 9.49% 7年 (14-20年度) | 9.49% 7年 (14-20年度) | 9.52% 5年 (16-20年度) | 9.49% 7年 (14-20年度) | 9.49% 7年 (14-20年度) |
| β 値 算定期間 | 82% 11年 (11.3.11- 22.12.30) | 81% 7年 (14-20年度) | 81% 7年 (14-20年) | 81% 10年 (12.10-22.10) | 76% 5年 (16-20年度) | 78% 2年 (19.2-21.2) | 79% 7年 (14-20年度) |
| $(ア) \times (1 - \beta) + (イ) \times \beta$ | 7.81% | 7.72% | 7.72% | 7.72% | 7.26% | 7.44% | 7.53% |
| $\times 30\%$  | | | | | | | |
| (B)他人資本報酬率 | 0.66% | 0.66% | 0.66% | 0.66% | 0.66% | 0.66% | 0.65% |
| $\times 70\%$  | | | | | | | |
| 事業報酬率 | 2.8% | 2.8% | 2.8% | 2.8% | 2.6% | 2.7% | 2.7% |

※実際には各年度で $(ア) \times (1 - \beta) + (イ) \times \beta$ を算定した結果を平均し、自己資本報酬率を算定する。

(注) 各事業者とも、端数処理の関係で同じ算定期間でも若干の差異が生じている。

審査における論点①（ β 値の算定期間）（1）

- β 値は、東証株価指数（TOPIX）や日経平均株価などの株価指数の値動きに対し、各事業者の株価がどの程度の相関で動いているかを示す指標である。
- β 値は、みなし小売電気事業者たる法人の事業経営リスクを表し、市場全体の株価が1%上昇する際の当該法人の株価の平均上昇率として算定する。
- 過去の値上げ申請（2012～15年）では、各事業者は β 値の算定期間を直近2年程度としてきたが、今回は算定期間をどのようにすべきか。なお、今回、直近2年の β 値は極端に低い水準となっていることに留意が必要。

算定期間と β 値（累積・沖縄を除く電力9社平均）の関係



β 値（年度別・単年度・沖縄を除く電力9社平均）

| 年度 | 2022年12月 | 2021 | 2020 | 2019 | 2018 | 2017 | 2016 | 2015 | 2014 | 2013 | 2012 | 2011 |
|----|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| B値 | 0.45 | 0.35 | 0.79 | 0.79 | 0.61 | 0.70 | 0.84 | 0.90 | 0.90 | 1.09 | 0.99 | 0.71 |

審査における論点① (β値の算定期間) (2)

- β値の算定にあたって、例えば、以下のような方法が考えられるが、いずれの方法が適当か。また、この他に適当な方法はあるか。
 - ① 震災後の料金値上げの査定方針を参考に、直近2年程度とする方法
 - ② レベニューキャップ制度における整理を参考に、直近5年程度としつつ、極端に低い（高い）等の異常値を除く方法
 - ③ 電気事業を取り巻く環境が大きく変化するきっかけとなった東日本大震災以降の一定の長期間を採録するという考え方を基に、例えば、直近10年程度等、算定期間を長くする方法
- なお、異常値を除く方法を用いる場合、恣意性が含まれるおそれがあることにも留意が必要である。

【参考】 レベニューキャップ制度における算出方法（出典：2021年11月 託送料金制度（レベニューキャップ制度）中間とりまとめ 詳細参考資料）

分社化に伴い、一般送配電事業者は非上場会社となっておりβ値が存在しない。

β値については、事業リスクが一般送配電事業者と同様に低かった東日本大震災前5年間（2006.3.11～2011.3.11）における親会社のβ値を用いる。

審査における論点①（β値の算定期間）（3）

【金融アナリストの見方】

- この5年くらいで電力株への投資家の関心が低下してきていたが、2020年頃からカーボンニュートラル、ESGが重視される中、投資家にとって事業の予見性が下がり、さらに関心が低下。
- 直近2年間のβ値が低いのは、電力株の人気が下がり、アクティブに売買されなくなったことが要因。
- 電気事業のリスクは上がっているにもかかわらず、直近のβ値が低下している。
- 事業が安定的な時期のみでβ値を算出するよりも、震災後に事業の見通しができなかった時期のβ値も含める方が参考になると思う。恣意性の排除という観点でも、直近を外すのではなく、震災後でなるべく長くとる方が良いのではないか。
- 直近2年間を除くよりは、2010年代前半から長く取る方が良いのではないか。2010年代前半から長く取ることで、配当リスクがあるとき（2010年代前半）、配当リスクが無いとき（2010年代後半）の両方を含めることができる。

ヒアリング実施先・実施日

- 大和証券株式会社 西川周作氏（2022年12月16日）
- みずほ証券株式会社 新家法昌氏（2022年12月21日）

審査における論点① (β値の算定期間) (4)

- 第32回会合では、委員から、「震災以降で長く期間を取るのが適切」「10年程度がよいのではないか」との御意見をいただいた。

【圓尾委員】

まずβ値からお話ししようと思います。26ページに3つ出ていますが、私は③だと思います。過去2回、震災後はβ値をサンプリングするのに2年を取っていました。けれども、これは震災前と後で電力株の挙動があまりにも違うということで、震災前を参考にするのは不適切だということで、まだ年数が十分たっていなかったために、2年しか取れなかったということです。この「2年」に今以降こだわる必要はないと思います。

それから、レベニューキャップのときも議論しましたけれども、我々が証券分析をやる中で、5年間をサンプリングするのがβ値についてはよく使われる期間です。しかし、何か学術的に意味があるかというと実は全くなくて、慣例的に5年ぐらい取ればその企業の挙動を見るのに十分ではないかということで、慣習としてやっていけるにすぎないわけです。今回は、説明いただいたとおり、特に直近2年間が非常に問題になっていまして、皆さんお感じのとおり、電気事業の事業リスクは非常に上昇している一方で、本来であればそれに伴って上昇すべきβがむしろ逆に下がってしまっている。これは現役のアナリストにもヒアリングしましたが、このギャップは非常に違和感があると述べています。ギャップの理由は、電力株が本当に魅力がなくなって、要は売りも買いもされない状況になったので、株価が変動していないからなのです。ですから、この期間を除くのも一つの考え方ですが、恣意的に期間をいじるのもよくないと思いますので、企業の調子のいいときも悪いときも、いろいろな経営状況を1サイクル以上含む期間をもって、β値を考えるのが最適だうと思います。そうすると、震災以降、長く期間を取ってβ値を計算するのがまずは適切かなと思っています。

【梶川委員】

このβ値の長さというのは、これは市場の状況とか、企業の、特に個別のビジネス構造とか、いろいろな問題はあるとは思うんですが、会計なんかのより個別に確からしさというお話より、この料金査定というのは分かりやすさというのすごく重要なとありますし、今回ある意味では何社か上がってきたという中で、やっぱりそういう意味では少し統一性のある、個別の事情もある意味では上回る統一性のある形というと、やっぱり長い期間の中でいろいろな状況が平均的に反映するということになるのではないかというふうに思います。

【松村委員】

β値に関しては、長い期間を取るというのは自然だと思います。それで、今までは、このβ値に限らず、震災で大きな構造変化があったということを踏まえて、震災後でできるだけ長い期間とかという、そういう考え方をしたことがあったと思います。しかし、例えばβ値とかというのは、本当に長ければ長いほどいいのか。ほかのものもそうなんんですけど、例えば極端なことを言えば、震災のようなことがなかったとしたら、1960年代とか1970年代とかというもののデータを使って計算するのが正しいのか、あるいはもっと直近のものが正しいのかというと、この手の議論をしたときには、本当は10年ぐらい取れるのが望ましいのだけれど、震災の前は構造が大きく変わったから、だから震災のところで打止めにするとかという、そういうような発想というのがあったかと思います。そういうことを考えれば、直近で取れるものから10年程度と決めてしまうということをすれば、もう震災から10年以上たっているので、今後は「震災以降」とかそういう言い方をしなくとも、かっちりしたルールというのが定められるような気もしますので、できるだけ長くというか、できるだけ近いところから10年とかというようなことに決めるというのは一つの考え方だと思います。10年だと長過ぎるということでもっと短くするということもあり得るとは思いますが、私は10年程度というのがいろいろな意味でも、仮に異常値が入ったとしても変なことにならないということを考える点からしてもよいのではないかと思います。

審査における論点① (β値の算定期間) (5)

- β値の算定期間について、直近10年間とした場合、「直近」の起点をいつにするかが論点となる。
- 過去の料金値上げの審査では、β値について、長期の採録期間を確保出来ず、「直近」の起点をいつにするかが大きく影響する状況であったことから、恣意性を排除するため、「査定方針案のとりまとめ日まで」の2年間が算定期間とされた。
- 一方、今回の値上げ申請は、β値の算定期間を「直近10年間」とした場合、長期の採録期間を確保することが可能であり、「直近」の起点をいつにするかがβ値に与える影響は限定的である。
- そのため、今回値上げ申請については、明瞭性を重視し、各事業者の申請日の前月末を起点とした「直近10年間」を算定期間とすることとしてはどうか。

【参考1】過去の料金値上げにおける査定方針（2014年／中部電力）（抜粋）

- 関西電力、九州電力、東北電力、四国電力及び北海道電力の料金値上げ審査における査定方針においては、β値の採録期間を申請の際に用いた震災後から値上げ検討表明日（決算発表日）までとすることや、東京電力による申請の査定方針と同様、震災後から申請日前日までとすることも方策として考えられたが、値上げ検討表明日、申請日のいずれも事業者による恣意性を排除できないこと、電気事業の事業リスクを反映させるためには、2年程度の一定の長期間を採るべきことから、平成23年3月11日から電気料金審査専門委員会での査定方針案のとりまとめ日までとすることが妥当であるとしたところである。
- （中部電力の料金値上げ審査における査定方針においては、）「β値については、採録期間を1年未満とした場合のβ値は大きく変動しており、また、震災以降半年程度のβ値は高騰しているが、以降は比較的安定していること、震災の前後でβ値は大きく異なることから、査定方針案のとりまとめ日までの直近2年間とすることが妥当である。

【参考2】β値の算定期間の起点の違いが事業報酬率に与える影響（試算値）

| β値の算定期間 | β値 | 事業報酬率 |
|------------------|--------|-------|
| 2022年10月末までの10年間 | 80.82% | 2.79% |
| 2022年11月末までの10年間 | 80.07% | 2.77% |
| 2022年12月末までの10年間 | 79.76% | 2.76% |

※公社債利回り及び全産業自己資本利益率の平均期間を2015～21年度として試算。

審査における論点②（公社債利回り及び全産業自己資本利益率）（1）

- 料金審査要領上、自己資本報酬率は、東日本大震災後の状況を勘案しつつ、過大な利益が生じないようにする一方で、資金調達に支障が生じないよう、公正報酬といった観点から、適正な事業経営リスクを見極めた上で設定することと定められている。
- 公社債利回り及び全産業自己資本利益率の平均期間について、今回の料金改定申請では、中国電力が5年間を採用しているが、他の事業者は7年間を採用している。
- 過去の値上げ申請（2012～15年）では、旧料金審査要領（2012年改定以前）の規定を参考し、7年間を採用していたが、今回も7年間とすることが適切か。

【参考】供給約款料金審査要領（平成12年／旧料金審査要領）（抜粋）

第2節事業報酬

2. 報酬率

算定規則第4条第5項により算定されているか否かにつき審査するものとする。

ここにおいて、「すべての事業者を除く全産業の自己資本利益率を上限とし、公社債の応募利回り等を下限として適正に算定した率」は、公に適正と認められ広く公表・認知されている「自己資本利益率」及び「国債、地方債等公社債の利回り」につき、その率が一般電気事業者の経営状況を判断するに適当な年限の平均値を用いるものとする。その適当な年限については、**近年の金利状況等に鑑み、当面は7年間とする。**

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（現行／料金審査要領）（抜粋）

第3節事業報酬

2. 報酬率

算定規則第4条第5項により算定されているか否かにつき審査するものとする。

（1）自己資本報酬率

公に適正と認められ広く公表・認知されている「**自己資本利益率**」及び「**国債、地方債等公社債の利回り**」につき、**その率が事業者の経営状況を判断するに適当な期間の平均値を用いる**ものとする。

自己資本報酬率の設定に当たっては、東日本大震災後の状況を勘案しつつ、過大な利益が生じないようにする一方で、資金調達に支障が生じないよう、公正報酬といった観点から、適正な事業経営リスクを見極めた上で設定する。

具体的には、全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率（以下この2.において「全産業自己資本利益率」という。）を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率（以下「公社債利回り実績率」という。）を下限として以下の算式により各年度ごとに算定した値のみなし小売電気事業者の経営状況を判断するに適当な期間の値を平均した値とする（全産業自己資本利益率が公社債利回り実績率を下回る場合には公社債利回り実績率とする。）。

$$\text{自己資本報酬率} = (1 - \beta) \times \text{公社債利回り実績率} + \beta \times \text{全産業自己資本利益率}$$

審査における論点②（公社債利回り及び全産業自己資本利益率）（2）

- 旧料金審査要領（2012年改定以前）の規定では、自己資本利益率及び公社債利回りについて、一般電気事業者の経営状況を判断するのに適当な年限の平均値を用いるものとされ、その適当な年限については、近年の金利状況等に鑑み、当面は7年間とすると定められている。
- この7年間という年限は、1995年の電気事業審議会料金制度部会中間報告における提言を踏まえ、正常な経済条件の下での適正な利潤を設定する観点から、1998年に設定されたものである。
- これを受け、中国電力を除く各事業者は、過去の値上げ申請の算定方法を参照し、2014年度から2020年度（直近）の7年間と設定している（申請時点では、2021年度のデータが掲載される「産業別財務データハンドブック」は未発刊）。
- 一方、中国電力は、小売全面自由化以降の5年間と設定（2016～20年度）している。今回、発販一体での値上げ申請であることから、小売全面自由化前後で、発販一体で見た事業リスクに大きな変動はないと考えられるが、この5年間との設定について、どのように考えるか。

【参考】電気事業審議会料金制度部会中間報告（平成7年7月24日）

⑤事業報酬率（抜粋）

事業報酬は、電気事業者が引き続き見込まれる電力需要の増加に対応して、安定供給の確保に必要な「設備投資資金の調達コスト」を賄うものであり、長期投資による固定資本比率が高い業種の一つである電気事業においては、事業の遂行に必要な費用として今後とも確保する必要がある。

事業報酬率算定の基礎となる事業報酬率については、その趣旨に鑑み金利等の経済状況の変化を適切に反映させる必要があるが、我が国電気事業において長期借入金比率が高いこと、我が国の現在の金利水準が歴史的にみても低いこと、及び自己資本比率が低い我が国電気事業者の財務体質の脆弱化を招かないこと等を総合的に勘案して設定すべきである。

審査における論点③（他人資本報酬率）（1）

- 他人資本報酬率は、料金算定規則に基づき、全てのみなし小売電気事業者たる法人（当該法人を子会社とする会社がある場合にあっては、当該会社を含む）の有利子負債利子率を、加重平均して算定する。また、料金審査要領上、「直近1年間の有価証券報告書上公表されている各のみなし小売電気事業者たる法人の有利子負債利子率を用いる」とことされている。
- 「みなし小売電気事業者たる法人」の有利子負債利子率を算定する際、発販一体の事業者については、親会社単体の数値を用いることが適切と考えられる。
- 一方、発販分離の事業者について、①連結、②連結+JERA※を加えたもの（連結+JERA）、③親会社単体（ホールディング）のいずれの数値を用いるべきか。

※株式会社JERAは、東京電力ホールディングス及び中部電力の持分法適用会社。

他人資本報酬率の算定結果（事務局による試算値）

| 発販分離の事業者の取り扱い | 他人資本報酬率 |
|-----------------|--------------|
| ①連結 | 0.63%（10社平均） |
| ②連結+JERA | 0.62%（11社平均） |
| ③親会社単体（ホールディング） | 0.66%（10社平均） |

グループ会社における主な事業内容

| 事業者 | 主な事業内容 | | みなし小売電気事業者たる法人 |
|-----------------------|-----------|---------------|--------------------|
| | 親会社 | 子会社 | |
| 北海道・東北・北陸・関西・中国・四国・九州 | 発電・小売 | 送配電、その他 | 各親会社 |
| 東京 | HD・原子力発電 | 発電、小売、送配電、その他 | 子会社（東京電力エナジーパートナー） |
| 中部 | HD・原子力発電 | 発電、小売、送配電、その他 | 子会社（中部電力ミライズ） |
| 沖縄 | 発電・小売・送配電 | その他 | 親会社 |

審査における論点③（他人資本報酬率）（2）

- 他人資本報酬率を算定する際、①連結、②連結+JERA、③親会社単体（ホールディング）のそれぞれの数値を用いた場合のメリット・デメリットは、以下のとおり。

| | ①連結 | ②連結+JERA | ③親会社単体（ホールディング） |
|-------------------|---|------------------------------------|--|
| 料金算定規則との整合性 | ○ みなし小売たる法人が対象に含まれるため、 <u>料金算定規則に合致</u> 。 | ▲ 料金算定規則に合致しない可能性。 | ▲ みなし小売たる法人が対象外となり、 <u>料金算定規則に合致しない可能性</u> 。 |
| 発販一體会社との整合性 | ○ 販売部門を含めた連結数値を用いることで、 <u>発販一體会社と整合</u> 。 | ○ <u>発電部門を含めることで、発販一體会社と更に整合</u> 。 | ▲ 発販分離会社の親会社は、ホールディング機能が主であり、 <u>発販一體会社と整合しない可能性</u> 。 |
| グループ全体の資金調達コストの反映 | ○ <u>みなし小売を含むグループ全体の資金調達コストを反映可能</u> 。 | ○ 同左 | ○ 親会社はグループ全体の資金調達を担うため、 <u>みなし小売を含むグループ全体の資金調達コストを反映可能</u> 。 |
| 企業外部からの資金調達コストの算定 | ○ グループ会社間の借入を含まない、 <u>企業外部からの純粹な借入のみを反映可能</u> 。 | ○ 同左 | ▲ <u>子会社からの借入利子率が混入</u> （ただし、親会社が子会社から借り入れるケースは限定的）。 |
| 電気事業に係る資金調達コストの算定 | ▲ 送配電事業の他、不動産事業等の <u>電気事業以外の事業に係る他人資本調達コストが混入</u> 。 | ▲ 同左 | ○ 送配電事業の他、不動産事業等の <u>電気事業以外の事業に係る他人資本調達コストを排除可能</u> 。 |

審査における論点③（他人資本報酬率）（3）

- 第32回会合では、「全てのみなし小売電気事業者たる法人」の有利子負債利子率を算定する際、発販分離の事業者については、連結にJERAを加えた数値（連結+JERA）を用いるべきとのご意見をいただいた。
- 発電部門も含めた電気事業に係る資金調達コストの算定にあたり、JERAの有利子負債利子率を含めることが合理的と考えられるが、他人資本報酬率の算定に係る省令（料金算定規則）の解釈が論点となる。

第32回料金制度専門会合における委員からの御意見

【圓尾委員】

他人資本報酬率に関しては、これはやはり電気事業のリスクが支払利息として表現されるのを幅広く平均的に捉える必要があると思いますので、（中略）連結にJERAを加えたもの、つまり発電・ネットワーク・小売トータルのアセットを調達するための他人資本が今現状どうなっているかを使うのが適切ではないかと思っています。

【北本委員】

他人資本報酬率算定に当たりJERAについては、連結+JERAの数字を織り込んだ11社平均がよいと考えます。

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

（事業報酬の算定）

第四条

5 報酬率は、次の各号に掲げる方法により算定した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を三十対七十で加重平均した率とする。

一 自己資本報酬率 全てのみなし小売電気事業者たる法人（当該法人を子会社とする会社がある場合にあっては、当該会社を含む。以下この項において同じ。）を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下限として算定した率（全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値が、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下回る場合には、国債、地方債等公社債の利回りの実績率）を基に算定した率

二 他人資本報酬率 全てのみなし小売電気事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率を加重平均して算定した率

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

第3節 事業報酬

2. 報酬率

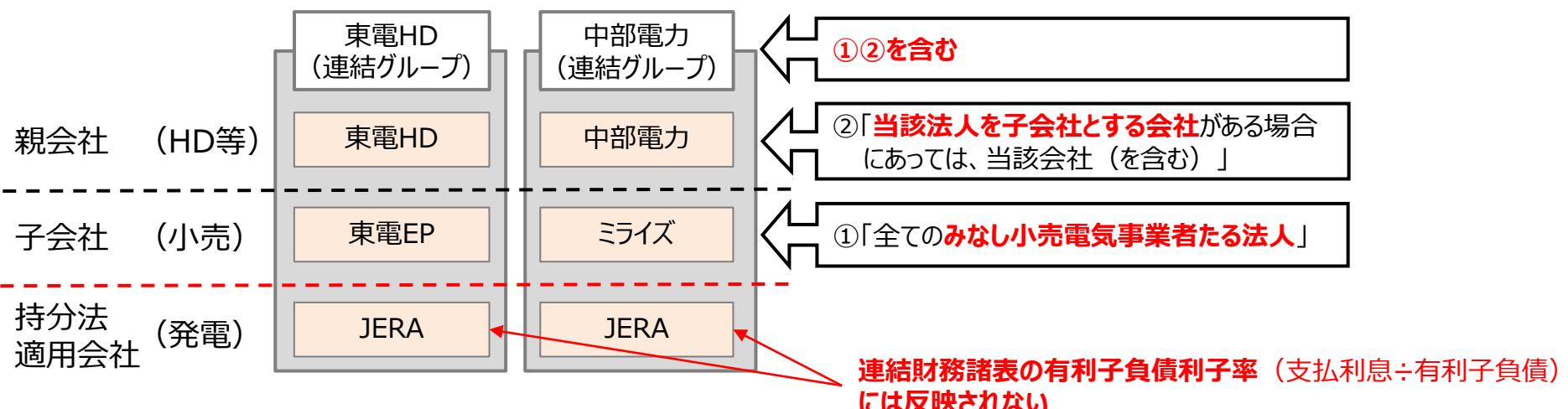
算定規則第4条第5項により算定されているか否かにつき審査するものとする。

（2）他人資本報酬率

当面は直近1年間の有価証券報告書上公表されている各みなし小売電気事業者たる法人の有利子負債利子率を用いるものとする。

審査における論点③（他人資本報酬率）（4）

- 他人資本報酬率は、料金算定規則で、「①全てのみなし小売電気事業者たる法人（②当該法人を子会社とする会社がある場合にあっては、当該会社を含む）」の有利子負債利子率を加重平均して算定することとされており、発販分離会社では以下の解釈が可能と考えられる。
 - ①「全てのみなし小売電気事業者たる法人」：東電EP、中部電力ミライズ
 - ②「当該法人を子会社とする会社がある場合にあっては、当該会社（を含む）」：東電HD、中部電力
- 上記①②を踏まえ、連結の有利子負債利子率を用いることは可能と考えられる。一方、持分法適用会社であるJERAについては、上記①②に含むと解釈することは困難と考えられる。
- そのため、「連結+JERA」が適当ではあるものの、料金算定規則を踏まえて、連結の有利子負債利子率を用いることとしてはどうか。なお、他人資本報酬率について、連結を用いて算定した場合は0.63%である一方、「連結+JERA」を用いた場合は0.62%であり、大きな乖離は無い。



審査における論点④ (東京電力EPの事業報酬の算定方法) (1)

- 東京電力EPは、「①電気事業全体の事業報酬」について、グループ全体 (HD・EP・RP・PG) のレートベースに事業報酬率を乗じて算定している。
- 一方、第37回会合で、委員から「JERAのアセットを厳密でなくとも足すことが本来は必要」との御意見をいただいた。
- 委員からの御意見を踏まえ、JERAの資産もレートベースに含めることとし、具体的なレートベースの算定方法を検討する必要がある。

【参考】事業報酬の算定式

(①電気事業全体の事業報酬 - ②送配電事業の事業報酬) × ③発電小売事業に占める小売事業の割合

第37回料金制度専門会合における委員からの御意見

【圓尾委員】

数字としては、仕上がりに対して小さなインパクトなのかもしれませんけれども、東電EPの事業報酬の計算の仕方はすごい違和感がありまして、何かというと、事業報酬率2.8%をPG、ホールディングス、RP、EPの合計に対して使っているのが、ずれていると思います。つまり、他電力みんなそうですけれども、発電のアセットも含めたトータルのビジネスに対しての事業リスクを勘案したら2.8%になっていたということで、ネットワークに関しては1.9%。リスクが低いから1.9%なわけですけれども、発電ビジネスは非常にリスクがそれに比べて高いから、2.8%よりもずっと高い報酬率が適当であって、その加重平均として2.8%になっていると思います。ところが、JERAが入っていないので。一方で、株式市場で東京電力や中部電力の株価を投資家が売り買いくときは、当然JERAの収益性とかJERAのリスクも考えて、込みにして彼らは行動をとっているわけなので、そこはやはりされているのです。

ですから、算定規則がそうだからと言われたらしようがないのかなとは思いますけれども、本来はJERAのレートベースに相当するところを、例えば中部と東京と50・50でもいいです、按分でも入れることを本来はすべきで、そうするとEPの事業報酬額はぐっと下がってくるはずだと思うのです。この東電が出している旧一休会社の合計額見れば一目瞭然ですけれども、PGがかなりのウエートを占めていて、そこの事業報酬率が1.9。それ以外のところとの加重平均の2.8ですから、それはEPのところが大きく数字が上がってしまうのはしようがないと思います。

一方、EPの7,000億ぐらいのアセットに単純に2.8掛けばどうかというと、2.8はネットワークの低い事業リスクの分も織り込んだことになっているので、EPからすると損することになってしまうでしょうし、ここは非常に難しいのですけれども、本来はJERAのアセットを厳密でなくてもいいから足して、もう少し仕上がりを適正化していくことが本来は必要なんじゃないのかなと思いました。

審査における論点④ (東京電力EPの事業報酬の算定方法) (2)

- レートベースには、電気事業の運営にとって真に不可欠な設備のみを織り込む必要がある。ただし、JERAについては、東京電力HDの支配が及ぶ連結子会社ではなく、資産を精査してレートベースに織り込むことは現実的に困難であると考えられる。
- そこで、JERAについては、有価証券報告書に記載されている粒度で、レートベースに相当する資産に、東京電力HDの持ち分である50%を乗じたものを織り込むこととしてはどうか。
- この場合、本来はレートベースから除外すべき資産が、事業報酬の算定過程に含まれる可能性があるものの、JERAの資産を最大限織り込むことで、発電小売事業に占める東京電力EPの割合が低下し、東京電力EPの事業報酬額を保守的に見積もることが可能になると考えられる。
- なお、JERAの有価証券報告書は、監査法人による監査を受けており、資産の実在性など、一定の信頼性は確保されているものと考えられる。

審査における論点④ (東京電力EPの事業報酬の算定方法) (3)

- JERAを含めた算定方法のイメージは以下のとおり。

JERA (有価証券報告書数値×50%) を含めた場合

| | 合計 | 送配電 | 発電等 | | | 小売 | |
|---------------|---------------------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| | | | PG | HD | RP | | |
| レートベース | 特定固定資産 | 62,741 | 47,880 | 5,684 | 3,871 | 5,054 | 253 |
| | 建設中資産 | 6,313 | 1,479 | 4,341 | 152 | 120 | 220 |
| | 使用済燃料再処理 関連加工仮勘定 | 3,536 | 0 | 3,536 | 0 | 0 | 0 |
| | 核燃料資産 | 5,719 | ② | 0 | 5,719 | 0 | 0 |
| | 特定投資 | 2,088 | ① | 0 | 2,088 | 0 | 0 |
| | 運転資本 | 9,079 | 1,109 | ▲ 122 | ▲ 98 | 1,562 | 6,628 |
| 合計額 | | 89,477 | 50,467 | 31,908 | | 7,101 | |
| 事業報酬率 | | 2.8% | 1.9% | | | | |
| 事業報酬 | | 2,505 | 959 | 1,546 | | | |
| ③レートベースの比率で按分 | | | | | | | |
| 事業報酬 (EP) | | 2,505 | 959 | 1,265 | 282 | | |

【参考】申請ベース (JERA除き)

| | 合計 | 送配電 | 発電等 | | | 小売 |
|---------------|------------------|--------|--------|--------|-------|-------|
| | | | PG | HD | RP | |
| レートベース | JERA* (有報ベース) | 10,109 | 240 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 57,687 | 47,880 | 5,684 | 3,871 | 253 |
| | | 6,193 | 1,479 | 4,341 | 152 | 220 |
| | | 3,536 | 0 | 3,536 | 0 | 0 |
| | | 5,719 | 0 | 5,719 | 0 | 0 |
| | | 2,088 | 0 | 2,088 | 0 | 0 |
| 合計額 | | 7,517 | 1,109 | ▲ 122 | ▲ 98 | 6,628 |
| 事業報酬率 | | 82,741 | 50,467 | 38,628 | | 7,101 |
| 事業報酬 | | 2,317 | 959 | 1,358 | | |
| ③レートベースの比率で按分 | | | | | | |
| 事業報酬 (EP) | | | 959 | 1,059 | 299 | |

※JERAの値は有価証券報告書から事務局で試算したものであり参考値

審査における論点④ (東京電力EPの事業報酬の算定方法) (4)

- 今回の料金改定申請で、東京電力は、グループ全体でレートベースの自主カットを織り込んでいる。一方、これに伴って、レートベースに占める東京電力EPの割合が増加し、結果的に、東京電力EPの事業報酬が増加している。
 - そのため、自主カットに伴って、東京電力EPの事業報酬が増加するというパラドックスを防ぐため、適切な事業報酬の算定方法を検討する必要がある。

| | | 自主カット後 | | | | | |
|--------|---------------------|-------------|-------------|------------|--------------|------------|-------|
| | | PG (送配電) | HD (発電等) | RP (発電) | JERA (発電) | EP (小売) | |
| レートベース | 特定固定資産 | 62,741 | 47,880 | 5,684 | 3,871 | 5,054 | 253 |
| | 建設中資産 | 6,313 | 1,479 | 4,341 | 152 | 120 | 220 |
| | 使用済燃料再処理 関連加工仮勘定 | 3,536 | 0 | 3,536 | 0 | 0 | 0 |
| | 核燃料資産 | 5,719 | 0 | 5,719 | 0 | 0 | 0 |
| | 特定投資 | ① 2,088 | ② 0 | 2,088 | 0 | 0 | 0 |
| | 運転資本 | 9,079 | 1,109 | ▲ 122 | ▲ 98 | 1,562 | 6,628 |
| | 合計額 | 89,477 | 50,467 | 31,908 | | | 7,101 |
| | 事業起算点 | 2.8% | 1.0% | | | | |

| 自主カット前 | | | | | | (億円) |
|---------------|-------------|--------------|------------|--------------|--------------|------|
| | PG (送配電) | HD (発電等) | RP (発電) | JERA (発電) | EP (小売) | |
| 68,850 | 47,880 | 11,679 | 3,871 | 5,054 | 367 | |
| 6,527 | 1,479 | 4,553 | 155 | 120 | 221 | |
| 3,536 | 0 | 3,536 | 0 | 0 | 0 | |
| 6,110 | 0 | 6,110 | 0 | 0 | 0 | |
| 2,088 | 0 | 2,088 | 0 | 0 | 0 | |
| 9,079 | 1,109 | ▲ 122 | ▲ 98 | 1,562 | 6,628 | |
| 96,191 | 50,467 | 38,509 | | | 7,215 | |
| 2.8% | 1.9% | | | | | |
| 2,693 | 959 | 1,734 | | | | |

③レートベースの比率で按分

| | | | | | |
|-----------|--|--|--|-----|-----|
| 事業報酬 (EP) | | | | xxx | 282 |
|-----------|--|--|--|-----|-----|

XXX 274

レートベースにおける自主カット（6,715億円）により、
東京電力EPの事業報酬は8億円増加

審査における論点④ (東京電力EPの事業報酬の算定方法) (5)

- 事業報酬の算定式は下記のとおりであるところ、「③発電小売事業に占める小売事業の割合」は、料金算定規則において、「事業者及び特別関係事業者（発電事業者であるものに限る。）のレートベースの額の合計額のうち、事業者のレートベースの額の合計額の占める割合」とされており、レートベースの額以外の指標を用いることは困難とも考えられる。
- 上記を踏まえつつ、パラドックスを解消するため、当該規定における発電事業者のレートベースの額については、自主カット前のレートベースの額を用いると解釈することとしてはどうか。

【参考】事業報酬の算定式

(①電気事業全体の事業報酬 - ②送配電事業の事業報酬) × ③発電小売事業に占める小売事業の割合

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

（事業報酬の算定）

第四条 事業者は、事業報酬として、電気事業報酬の額を算定（中略）しなければならない。

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、事業者の営む小売電気事業、一般送配電事業若しくは発電事業の全部若しくは一部の譲渡しがあり、又は事業者について分割（小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業の全部又は一部を承継させるものに限る。）があった場合における電気事業報酬の額は、別表第一第一表により分類し、第一号に掲げる額から第二号に掲げる一般送配電事業等に係る電気事業報酬の額（事業者の営む一般送配電事業の全部の譲渡し又は事業者についての分割（一般送配電事業の全部を承継せるものに限る。）がないときは前項第二号に掲げる一般送配電事業等に係る電気事業報酬の額）を減じて得た額に、第三号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一・二 (略)

三 事業者及び特別関係事業者（発電事業者であるものに限る。）のレートベースの額の合計額のうち、事業者のレートベースの額の合計額の占める割合

審査における論点④ (東京電力EPの事業報酬の算定方法) (6)

- 自主カット前のレートベースの額を用いた按分方法のイメージは以下のとおり。

HD・RPについて、自主カット前数値を用いた場合

| | 合計 | 送配電 | 発電等 | | | 小売 | (億円) |
|--------|---------------------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| | | PG | HD | RP | JERA | EP | |
| レートベース | 特定固定資産 | 68,737 | 47,880 | 11,679 | 3,871 | 5,054 | 253 |
| | 建設中資産 | 6,527 | 1,479 | 4,553 | 155 | 120 | 220 |
| | 使用済燃料再処理 関連加工仮勘定 | 3,536 | 0 | 3,536 | 0 | 0 | 0 |
| | 核燃料資産 | 6,110 | ② 0 | 6,110 | 0 | 0 | 0 |
| | 特定投資 | 2,088 | 0 | 2,088 | 0 | 0 | 0 |
| | 運転資本 | 9,079 | 1,109 | ▲ 122 | ▲ 98 | 1,562 | 6,628 |
| | 合計額 | 96,077 | 50,467 | 38,509 | | 7,101 | |
| 事業報酬率 | | 2.8% | 1.9% | | | | |
| 事業報酬 | | 2,690 | 959 | 1,731 | | | |

③自主カット前のレートベースの比率で按分

| | | | | |
|------------|-------|-----|-------|-----|
| 事業報酬 (按分後) | 2,690 | 959 | 1,462 | 270 |
|------------|-------|-----|-------|-----|

【参考】HD・RPについて、自主カット後数値を用いた場合

| | 合計 | 送配電 | 発電等 | | | 小売 | (億円) |
|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|------|
| | | PG | HD | RP | JERA | EP | |
| レートベース | 62,741 | 47,880 | 5,684 | 3,871 | 5,054 | 253 | |
| | 6,313 | 1,479 | 4,341 | 152 | 120 | 220 | |
| | 3,536 | 0 | 3,536 | 0 | 0 | 0 | |
| | 5,719 | 0 | 5,719 | 0 | 0 | 0 | |
| | 2,088 | 0 | 2,088 | 0 | 0 | 0 | |
| | 9,079 | 1,109 | ▲ 122 | ▲ 98 | 1,562 | 6,628 | |
| | 89,477 | 50,467 | 31,908 | | 7,101 | | |
| 事業報酬率 | | 2.8% | 1.9% | | | | |
| 事業報酬 | | 2,505 | 959 | 1,546 | | | |

③自主カット後のレートベースの比率で按分

| | | | | |
|------------|-------|-----|-------|-----|
| 事業報酬 (按分後) | 2,505 | 959 | 1,265 | 282 |
|------------|-------|-----|-------|-----|

算出イメージ

| | | | | | | |
|------|-----|---------------|-------|---------------|-----|--------------|
| 2.8% | 383 | 71 | 1,078 | 38,509 × 2.8% | 199 | 7,101 × 2.8% |
| 1.9% | 959 | 50,467 × 1.9% | | | | |

発電 : 小売 = 38,509 : 7,101

| | | | | | | |
|------|-----|---------------|-----|---------------|-----|--------------|
| 2.8% | 372 | 83 | 893 | 31,908 × 2.8% | 199 | 7,101 × 2.8% |
| 1.9% | 959 | 50,467 × 1.9% | | | | |

発電 : 小売 = 31,908 : 7,101

【6-9. 事業報酬】

- ① レートベース・事業報酬の概要
- ② 各事業者の申請概要（レートベース・事業報酬）
- ③ 審査における論点（レートベース）
- ④ 審査における論点（事業報酬）
- ⑤ 審査の結果

審査の結果（レートベース）

- レートベースを審査した結果、「6-8. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）」に記載した特別監査の結果に加えて、以下の点についても査定する。

【東北電力】

- 料金審査要領に基づき、石炭資源開発（株）からの配当相当額を査定する。

審査の結果（事業報酬）

- 前ページのとおり査定したレートベースに、以下の前提に基づく事業報酬率を乗ずることで、事業報酬を算定することとする。ただし、新たに算定した事業報酬が、事業者の中請値を上回る場合、超過分は認めない。（※なお、託送料金の改定に伴う小売料金原価上の事業報酬額への影響は、最終的な補正で反映する。）

① β値の算定期間

- 各事業者の申請日の前月末を起点とした「直近10年間」を算定期間とする。

② 公社債利回り及び全産業自己資本利益率の平均期間

- 2015～21年度の「直近7年」を平均期間とする。（※2021年度のデータが発刊されたことに伴って最新化）

③ 他人資本報酬率の算定方法

- 発販分離の事業者については、連結の有利子負債利子率を用いることとする。（発販一体の事業者については親会社単体の数値を用いる。）

④ 東京電力EPの事業報酬の算定方法

- 東京電力EPの事業報酬の算定において、JERAについては、有価証券報告書に記載されている粒度で、レートベースに相当する資産に、東京電力HDの持ち分である50%を乗じたものを織り込む。
- 電気事業全体から送配電事業分を控除した事業報酬の額に対し、発電小売事業に占める小売事業の割合を乗じる際、当該割合については、発電事業者の自主カット前のレートベースの額を用いることとする。

1. はじめに

2. 特定小売供給約款料金（規制料金）の位置づけ

3. 規制料金の改定申請の概要

4. 規制料金の審査の概要

5. 査定方針の概要

6. 査定方針の各論

6-1. 需要想定・供給力

6-2. 経営効率化

6-3. 燃料費

6-4. 購入・販売電力料

6-5. 原子力バックエンド費用

6-6. 人員計画・人件費

6-7. 修繕費

6-8. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）

6-9. 事業報酬

6-10. その他経費

6-11. 公租公課

6-12. 控除収益

6-13. 費用の配賦

6-14. レートメーク・約款

7. 参考資料

【6－10. その他経費】

- ①その他経費の概要
- ②廃棄物処理費
- ③消耗品費
- ④補償費
- ⑤賃借料
- ⑥委託費
- ⑦損害保険料
- ⑧原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- ⑨原賠・廃炉等支援機構一般負担金
- ⑩普及開発関係費
- ⑪養成費
- ⑫研究費
- ⑬諸費
- ⑭貸倒損
- ⑮共有設備費等分担額、同（貸方）
- ⑯建設分担関連費振替額（貸方）
- ⑰附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
- ⑱原子力廃止関連仮勘定償却費
- ⑲電力費振替勘定（貸方）
- ⑳社債発行費
- ㉑審査における論点
- ㉒審査の結果

その他経費の概要①

- その他経費は、廃棄物処理費や消耗品費などの費目をまとめた総称である。
- その他経費に該当する費目とその概要は以下のとおり。

| 費目名 | 説明 |
|-------------------|---|
| 廃棄物処理費 | 火力発電や原子力発電等によって発生する廃棄物の処理にかかる費用。火力では灰処理費、排水処理費、排煙処理費等があり、原子力では放射性廃棄物処理費等が該当。 |
| 消耗品費 | 発電用機器の潤滑油脂費、被服費、図書費、光熱費・水道料、車両の燃料費等。 |
| 補償費 | 契約、協定、覚書等による補償義務に基づいて定期的又は臨時に支払う費用等。主なものは、汚染負荷量賦課金、損害賠償費用。 |
| 賃借料 | 事務所建物等の賃料である借地借家料、土地の使用料、その他車両や事務機器等のリース料（機械賃借料、雑賃借料）等。 |
| 委託費 | 設備の運転又は点検、警備、業務のシステム化、口座振替関連等を他に委託する費用。 |
| 損害保険料 | 原子力損害の賠償に関する法律の規定による保険料、原子力損害賠償補償契約に関する法律の規定による補償料、火災保険等の損害保険契約等に基づいて支払う保険料。 |
| 原子力損害賠償資金補助法一般負担金 | 原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律に基づく負担金。 |
| 原賠・廃炉等支援機構一般負担金 | 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく負担金。 |
| 普及開発関係費 | 広報活動、新規需要開発、電気使用合理化等に要する費用。テレビ・ラジオ放送費、PR館や展示館等の運営費、発電所見学会開催費、お客様周知用チラシ（料金改定等）やパンフレット印刷費等。 |

その他経費の概要②

| 費目名 | 説明 |
|--------------------------|--|
| 養成費 | 電気技術の能力向上を目的とする研修費や社員の基礎的能力の向上を目的とする研修費等。 |
| 研究費 | 自社研究所の費用、委託研究の費用、共同研究のための分担金、その他研究のために要する費用。 |
| 諸費 | 通信運搬費、旅費、寄付金（反対給付を期待しないで任意に支出した金額）、団体費（諸会費及び事業団体費等）、雑費（会議費や諸会費、事業団体費、諸手数料、公共施設等分担金等）、雑損（貯蔵品の棚卸損や評価損等）。 |
| 貸倒損 | 電灯電力等の収入で回収できない費用。 |
| 共有設備費等分担額 ・同（貸方） | 共有設備の維持、運転等の管理を分担する費用。 |
| 建設分担関連費振替額 (貸方) | 電気事業及び附帯事業の建設に間接に関連した費用（人件費、旅費等）の建設仮勘定への振替額。 |
| 附帯事業営業費用分担関連費 振替額（貸方） | 附帯事業の営業に間接に関連した費用（人件費、修繕費、減価償却費等）の振替額。 |
| 原子力廃止関連仮勘定償却費 | 原子力廃止関連仮勘定（廃炉した原子力発電設備の帳簿価額等）の償却費用（10年間均等償却）。 |
| 電力費振替勘定（貸方） | 建設工事や附帯事業のために自家消費した電気を一括控除。 |
| 社債発行費 | 金融機関及び証券会社の取扱手数料等。 |

関係法令における規定①（その他経費）

- その他経費については、料金算定規則において、実績値等を基に算定することとなっている。
- また、料金審査要領において、普及開発関係費・寄付金・団体費・研究費等の原価への算入の考え方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）

（認可料金の原価等の算定）

第二条 改正法附則第十八条第一項の規定により定めようとする、又は変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定しようとするみなし小売電気事業者（以下「事業者」という。）は、四月一日又は十月一日を始期とする一年間を単位とした将来の合理的な期間（以下「原価算定期間」という。）を定め、当該原価算定期間において電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定しなければならない。

（営業費の算定）

第三条

2 三 使用済燃料再処理等拠出金発電費、廃棄物処理費、特定放射性廃棄物処分費、消耗品費、補償費、賃借料、委託費、損害保険料、原子力損害賠償資金補助法一般負担金、原賠・廃炉等支援機構一般負担金、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産除却費、原子力発電施設解体費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額(貸方)、原子力廃止関連仮勘定費却費、開発費、開発費償却、電力費振替勘定(貸方)、株式交付費及び社債発行費 実績値及び供給計画等を基に算定した額
九 建設分担関連費振替額(貸方)及び附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方) 実績値及び供給計画等を基に算定した額

関係法令における規定②（その他経費）

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第1節 基本的考え方

- 電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、普及開発関係費（公益的な目的から行う情報提供に係るものと除く。）、寄付金及び団体費は原価への算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、これらの費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。また、電気の供給にとって優先度が低いものや、規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、政治献金、書画骨董等）については、原価への算入を認めない。
- 資材調達や工事・委託事業等に係る費用であって、申請後に契約を締結し、又は契約締結に係る交渉を行うものについては、削減を求めることが困難であるものを除き、これまでの入札の実施等による効率化努力の実績や他の事業者の効率化努力との比較を行いつつ査定を行う。
- 申請事業者の関係会社との取引に係る費用のうち、一般管理費等については、削減を求めることが困難であるものを除き、出資比率等を勘案し、申請事業者に求める効率化努力の水準と比較しつつ査定を行う。
- 従業員以外の者であってその業務内容が不明確なもの（相談役及び顧問等）に係る費用や宿泊施設、体育施設その他の厚生施設（社宅・寮等）**であって、電気事業を遂行するために必要と認められるものを除く。）に係る費用については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、原価への算入を認めない。

第2節 営業費

- 一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）**については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。
 - 社宅・寮等の賃借料**については、入居率が総務省統計局の「住宅・土地統計調査空き家率の算出」等の統計資料を指標としてこれを下回る部分や周辺物件の平均的賃料水準等を勘案し査定を行う。ただし、発電所や変電所の近隣にある社宅・寮等に係る賃借料については、合理的な理由がある場合には、これにかかわらず原価への算入を認める。
 - 普及開発関係費**については、インターネットやパンフレット等を利用した電気料金メニューの周知、需要家にとって電気の安全に関わる周知、電気予報等需給逼迫時の需要抑制要請といった公益的な目的から行う情報提供について、厳に必要なもののみ原価に算入することを認める。ただし、公益的な目的から行う情報提供であっても、販売促進としての側面が強いものに係る費用やイメージ広告に類似するものに係る費用については、原価への算入を認めない。**オール電化関連の費用**については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。P R 館等の費用については、販売促進に係る部分の費用については、原価への算入を認めない。ただし、原価への算入を認めないとする費用であっても、合理的な理由がある場合には、当該費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。
 - 寄付金**については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、当該費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。
 - 団体費**については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、当該費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。
 - 研究費**における一括分担金のように、事業者間で販売電力収入等一定の比率により各社の負担額が定まるものについては、個別の研究内容を確認できず査定が行えない場合には、原価への算入を認めない。

各事業者の申請概要（その他経費）【全体】

- その他経費に関する各事業者の申請概要は以下のとおり。

(単位：百万円)

| | 北海道電力 | | | 東北電力 | | | 東京電力 E P | | | 北陸電力 | | | 中国電力 | | | 四国電力 | | | 沖縄電力 | | | |
|-------------------|--------------|--------------|--------|---------|--------------|--------|----------|--------------|-----------|--------|--------------|---------|---------|--------------|---------|--------|--------------|--------|-------|--------------|---------|------|
| | 申請 | 前回 (2013) | 差引 | 申請 | 前回 (2013) | 差引 | 申請 | 前回 (2012) | 差引 | 申請 | 前回 (2008) | 差引 | 申請 | 前回 (2008) | 差引 | 申請 | 前回 (2013) | 差引 | 申請 | 前回 (2008) | 差引 | |
| 廃棄物処理費 | 7,798 | 7,261 | 537 | 14,964 | 11,901 | 3,063 | - | 14,428 | ▲ 14,428 | 7,771 | 6,393 | 1,378 | 13,722 | 9,701 | 4,022 | 6,367 | 5,955 | 412 | 2,422 | 1,537 | 885 | |
| 消耗品費 | 1,071 | 1,728 | ▲ 657 | 2,657 | 2,681 | ▲ 24 | 972 | 12,791 | ▲ 11,819 | 2,604 | 1,148 | 1,457 | 2,208 | 1,852 | 356 | 1,859 | 1,752 | 107 | 351 | 447 | ▲ 96 | |
| 補償費 | 1,071 | 1,701 | ▲ 630 | 506 | 788 | ▲ 282 | 9 | 3,420 | ▲ 3,411 | 757 | 841 | ▲ 84 | 879 | 1,094 | ▲ 215 | 396 | 679 | ▲ 283 | 273 | 506 | ▲ 233 | |
| 賃借料 | 3,160 | 2,794 | 366 | 11,027 | 6,797 | 4,229 | 6,983 | 30,869 | ▲ 23,886 | 2,087 | 1,647 | 440 | 4,668 | 2,360 | 2,308 | 3,872 | 2,184 | 1,689 | 490 | 851 | ▲ 361 | |
| 委託費 | 34,530 | 19,366 | 15,164 | 31,990 | 32,833 | ▲ 843 | 70,347 | 137,920 | ▲ 67,573 | 19,301 | 7,185 | 12,116 | 29,930 | 17,488 | 12,442 | 24,848 | 24,852 | ▲ 4 | 2,440 | 3,257 | ▲ 816 | |
| 損害保険料 | 345 | 609 | ▲ 264 | 748 | 842 | ▲ 94 | 3 | 1,906 | ▲ 1,903 | 380 | 449 | ▲ 70 | 493 | 481 | 12 | 453 | 850 | ▲ 397 | 6 | 25 | ▲ 19 | |
| 原子力損害賠償資金補助法一般負担金 | 6 | - | 6 | 13 | - | 13 | - | - | - | 6 | - | 6 | 6 | - | 6 | 6 | - | 6 | - | - | - | |
| 原賠・廃炉等支援機構一般負担金 | 6,806 | 6,520 | 286 | 10,663 | 10,709 | ▲ 46 | - | 56,740 | ▲ 56,740 | 5,676 | - | 5,676 | 5,175 | - | 5,175 | 7,755 | 6,520 | 1,235 | - | - | - | |
| 普及開発関係費 | 446 | 377 | 68 | 2,575 | 761 | 1,814 | 1,611 | 1,897 | ▲ 286 | 562 | 6,485 | ▲ 5,923 | 111 | 6,287 | ▲ 6,176 | 619 | 381 | 238 | 52 | 897 | ▲ 845 | |
| 養成費 | 472 | 483 | ▲ 12 | 962 | 540 | 422 | 204 | 1,840 | ▲ 1,636 | 389 | 556 | ▲ 168 | 532 | 890 | ▲ 358 | 520 | 725 | ▲ 205 | 36 | 119 | ▲ 83 | |
| 研究費 | 1,570 | 1,311 | 259 | 3,419 | 2,974 | 445 | 1,644 | 10,703 | ▲ 9,059 | 1,191 | 1,334 | ▲ 143 | 2,617 | 3,770 | ▲ 1,153 | 2,452 | 2,220 | 232 | 39 | 143 | ▲ 104 | |
| 諸費 | 9,198 | 4,743 | 4,455 | 19,424 | 7,303 | 12,121 | 17,761 | 11,864 | 5,897 | 5,362 | 2,575 | 2,787 | 15,970 | 14,780 | 1,190 | 7,062 | 4,072 | 2,990 | 527 | 2,411 | ▲ 1,885 | |
| (内数) 寄付金 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 63 | ▲ 63 | - | 342 | ▲ 342 | - | - | - | - | - | 262 | ▲ 262 | |
| (内数) 団体費 | 416 | 252 | 165 | 516 | 273 | 244 | 353 | 477 | ▲ 124 | 346 | 354 | ▲ 8 | 417 | 423 | ▲ 6 | 283 | 307 | ▲ 24 | 4 | 95 | ▲ 90 | |
| 貸倒損 | ※前回は「電気料貸倒損」 | 606 | 630 | ▲ 24 | 857 | 644 | 213 | 4,949 | 2,392 | 2,557 | 147 | 162 | ▲ 14 | 363 | 474 | ▲ 111 | 206 | 213 | ▲ 7 | 71 | 88 | ▲ 17 |
| 共有設備費等分担額 | 228 | 236 | ▲ 8 | 413 | 357 | 56 | - | 1,870 | ▲ 1,870 | 150 | 47 | 103 | 234 | 181 | 53 | 279 | 288 | ▲ 9 | - | - | - | |
| 共有設備費等分担額（貸方） | ▲ 14 | ▲ 15 | 1 | ▲ 17 | ▲ 44 | 27 | - | ▲ 15 | 15 | ▲ 4 | - | ▲ 4 | ▲ 30 | ▲ 39 | 9 | ▲ 245 | ▲ 191 | ▲ 54 | - | - | - | |
| 建設分担関連費振替額（貸方） | ▲ 50 | ▲ 135 | 85 | ▲ 295 | ▲ 294 | ▲ 1 | ▲ 45 | ▲ 353 | 308 | ▲ 173 | ▲ 3 | ▲ 170 | ▲ 398 | ▲ 98 | ▲ 300 | ▲ 15 | ▲ 19 | 4 | ▲ 11 | ▲ 60 | 49 | |
| 附帯事業営業費用分担関連費振替額 | ▲ 24 | ▲ 3 | ▲ 22 | ▲ 98 | ▲ 31 | ▲ 68 | ▲ 469 | ▲ 513 | 44 | ▲ 12 | ▲ 2 | ▲ 9 | ▲ 250 | ▲ 117 | ▲ 133 | ▲ 110 | ▲ 117 | 7 | ▲ 36 | ▲ 5 | ▲ 31 | |
| 原子力廃止関連仮勘定費却費 | - | - | - | 2,441 | - | 2,441 | - | - | - | - | - | - | - | - | 4,333 | - | 4,333 | - | - | - | | |
| 電力費振替勘定（貸方） | ▲ 26 | ▲ 28 | 2 | ▲ 120 | ▲ 143 | 22 | - | ▲ 108 | 108 | - | - | - | ▲ 2,225 | ▲ 289 | ▲ 1,936 | ▲ 287 | ▲ 176 | ▲ 112 | ▲ 1 | ▲ 21 | 19 | |
| 社債発行費 | 373 | 116 | 258 | 447 | 187 | 260 | 8 | - | 8 | 352 | 100 | 252 | 529 | 119 | 410 | 231 | 47 | 184 | 14 | ▲ 11 | 25 | |
| 社債発行費償却 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 38 | ▲ 38 | | |
| その他 | - | - | - | - | - | 272 | ▲ 272 | - | - | - | 78 | ▲ 78 | - | 99 | ▲ 99 | - | 33 | ▲ 33 | - | - | - | |
| 合計 | 67,565 | 47,696 | 19,869 | 102,573 | 79,076 | 23,497 | 103,977 | 287,651 | ▲ 183,674 | 46,546 | 28,995 | 17,551 | 74,535 | 59,034 | 15,501 | 60,601 | 50,269 | 10,333 | 6,672 | 10,222 | ▲ 3,550 | |
| 営業費合計に占めるその他経費の割合 | 9.0% | 9.0% | - | 4.2% | 6.5% | - | 1.5% | 6.7% | - | 6.0% | 9.1% | - | 5.7% | 8.4% | - | 9.2% | 14.4% | - | 3.7% | 11.0% | - | |

※「申請」は、原価算定期間（2023～25年度）の3カ年平均値。「前回」には、送配電部門の原価は含まれない。

※単位未満は四捨五入。差引、合計は一致しない場合がある。黄色ハイライトは、差引+10億円以上のもの。

【6－10. その他経費】

- ①その他経費の概要
- ②廃棄物処理費
- ③消耗品費
- ④補償費
- ⑤賃借料
- ⑥委託費
- ⑦損害保険料
- ⑧原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- ⑨原賠・廃炉等支援機構一般負担金
- ⑩普及開発関係費
- ⑪養成費
- ⑫研究費
- ⑬諸費
- ⑭貸倒損
- ⑮共有設備費等分担額、同（貸方）
- ⑯建設分担関連費振替額（貸方）
- ⑰附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
- ⑱原子力廃止関連仮勘定償却費
- ⑲電力費振替勘定（貸方）
- ⑳社債発行費
- ㉑審査における論点
- ㉒審査の結果

各事業者の申請概要（廃棄物処理費）

- 廃棄物処理費は、火力発電や原子力発電などから発生する廃棄物の処理に係る費用が計上されている（東京は計上無し）。
- 沖縄電力の申請原価は、現行原価と比較して、伸びが大きい。

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

| | 北海道電力 | | | | 東北電力 | | | | 北陸電力 | | | |
|-----------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) |
| 火力廃棄物処理費 | 7,282 | 6,498 | 6,713 | 108.5% | 12,635 | 10,766 | 8,954 | 141.1% | 6,325 | 8,224 | 4,696 | 134.7% |
| 原子力廃棄物処理費 | 516 | 409 | 548 | 94.2% | 2,329 | 1,787 | 2,948 | 79.0% | 1,447 | 1,389 | 1,697 | 85.2% |
| 合計 | 7,798 | 6,907 | 7,261 | 107.4% | 14,964 | 12,553 | 11,901 | 125.7% | 7,771 | 9,612 | 6,393 | 121.6% |

| | 中国電力 | | | | 四国電力 | | | | 沖縄電力 | | | |
|-----------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) |
| 火力廃棄物処理費 | 10,854 | 8,402 | 8,279 | 131.1% | 4,310 | 4,373 | 4,061 | 106.1% | 2,422 | 1,550 | 1,537 | 157.6% |
| 原子力廃棄物処理費 | 2,869 | 1,910 | 1,423 | 201.6% | 2,057 | 1,675 | 1,894 | 108.6% | — | — | — | — |
| 合計 | 13,722 | 10,312 | 9,702 | 141.4% | 6,367 | 6,048 | 5,955 | 106.9% | 2,422 | 1,550 | 1,537 | 157.6% |

※現行原価：北海道・東北・四国は2013年料金改定時、北陸・中国・沖縄は2008年料金改定時のもの。託送原価を除く。

※直近実績：2021年度実績値。

関係法令における規定（廃棄物処理費）

- 廃棄物処理費については、料金審査要領で、原価への算入の考え方方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第2節 営業費

5. 一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

【6－10. その他経費】

- ①その他経費の概要
- ②廃棄物処理費
- ③消耗品費**
- ④補償費
- ⑤賃借料
- ⑥委託費
- ⑦損害保険料
- ⑧原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- ⑨原賠・廃炉等支援機構一般負担金
- ⑩普及開発関係費
- ⑪養成費
- ⑫研究費
- ⑬諸費
- ⑭貸倒損
- ⑮共有設備費等分担額、同（貸方）
- ⑯建設分担関連費振替額（貸方）
- ⑰附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
- ⑱原子力廃止関連仮勘定償却費
- ⑲電力費振替勘定（貸方）
- ⑳社債発行費
- ㉑審査における論点
- ㉒審査の結果

各事業者の申請概要①（消耗品費）

- 消耗品費は、機械装置の潤滑油の費用、事務用品費、水道光熱費、給水処理のための薬品（苛性ソーダ・アンモニア等） やイオン交換樹脂等が計上されている。
- 北陸電力の申請原価は、現行原価と比較して、伸びが大きい。

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

| | 北海道電力 | | | | 東北電力 | | | | 東京電力EP | | | |
|--------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) |
| 潤滑油脂費 | 39 | 39 | 44 | 88.6% | 273 | 146 | 168 | 162.5% | — | — | 230 | — |
| 雑消耗品費 | 1,032 | 959 | 1,684 | 61.3% | 2,384 | 2,023 | 2,513 | 94.9% | 972 | 902 | 12,561 | 7.7% |
| 被服費 | 16 | 9 | 24 | 66.7% | 32 | 11 | 108 | 29.6% | — | — | 321 | — |
| 図書費 | 41 | 40 | 37 | 110.8% | 100 | 95 | 62 | 161.3% | 17 | 14 | 221 | 7.7% |
| 什器工具費 | 140 | 129 | 293 | 47.8% | 163 | 312 | 569 | 28.6% | 97 | 70 | — | — |
| 事務用品費 | 163 | 153 | 353 | 46.2% | 342 | 314 | 525 | 65.1% | — | — | — | — |
| 諸車等燃料費 | 31 | 34 | 138 | 22.5% | 227 | 47 | 51 | 445.1% | 12 | 6 | 950 | 1.3% |
| 水道光熱費 | 79 | 84 | 80 | 98.8% | 506 | 431 | 237 | 213.5% | 203 | 105 | 1,257 | 16.1% |
| その他 | 562 | 509 | 758 | 74.1% | 1,014 | 815 | 959 | 105.7% | 643 | 707 | 9,812 | 6.6% |
| 合計 | 1,071 | 998 | 1,728 | 62.0% | 2,657 | 2,169 | 2,681 | 99.1% | 972 | 902 | 12,791 | 7.6% |

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：北海道・東北は2013年料金改定時、東京は2012年料金改定時のもの。託送原価を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

各事業者の申請概要②（消耗品費）

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

| | 北陸電力 | | | | 中国電力 | | | |
|--------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) |
| 潤滑油脂費 | 100 | 104 | 69 | 144.9% | 39 | 30 | 92 | 42.4% |
| 雑消耗品費 | 2,504 | 1,545 | 1,079 | 232.1% | 2,169 | 2,292 | 1,761 | 123.2% |
| 被服費 | 12 | 12 | 12 | 100.0% | 6 | 7 | 13 | 46.2% |
| 図書費 | 51 | 55 | 52 | 98.1% | 25 | 71 | 78 | 32.1% |
| 什器工具費 | 497 | 162 | 68 | 730.9% | 98 | 128 | 239 | 41.0% |
| 事務用品費 | 905 | 438 | 415 | 218.1% | 1,033 | 1,091 | 546 | 189.2% |
| 諸車等燃料費 | 19 | 20 | 26 | 73.1% | 30 | 32 | 56 | 53.6% |
| 水道光熱費 | 569 | 567 | 506 | 112.5% | 199 | 218 | 173 | 115.0% |
| その他 | 451 | 292 | — | — | 779 | 746 | 657 | 118.6% |
| 合計 | 2,604 | 1,649 | 1,148 | 226.8% | 2,208 | 2,322 | 1,852 | 119.2% |

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：北陸・中国は2008年料金改定時のもの。託送原価除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

各事業者の申請概要③（消耗品費）

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

| | 四国電力 | | | | 沖縄電力 | | | |
|--------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) |
| 潤滑油脂費 | 61 | 43 | 64 | 95.3% | 77 | 68 | 48 | 160.4% |
| 雑消耗品費 | 1,798 | 1,627 | 1,688 | 106.5% | 275 | 209 | 399 | 68.9% |
| 被服費 | 18 | 29 | 40 | 45.0% | 2 | 1 | 9 | 22.2% |
| 図書費 | 20 | 80 | 27 | 74.1% | 9 | 9 | 19 | 47.4% |
| 什器工具費 | 64 | 54 | 31 | 206.5% | 19 | 28 | 60 | 31.7% |
| 事務用品費 | 210 | 177 | 312 | 67.3% | 9 | 5 | 23 | 39.1% |
| 諸車等燃料費 | 266 | 430 | 156 | 170.5% | 3 | 3 | 17 | 17.6% |
| 水道光熱費 | 110 | 110 | 75 | 146.7% | 136 | 63 | 101 | 134.7% |
| その他 | 1,109 | 746 | 1,046 | 106.0% | 96 | 99 | 169 | 56.8% |
| 合計 | 1,859 | 1,670 | 1,752 | 111.3% | 351 | 276 | 447 | 78.5% |

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：四国は2013年料金改定時、沖縄は2008年料金改定時のもの。託送原価除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

関係法令における規定（消耗品費）

- 消耗品費については、料金審査要領で、原価への算入の考え方方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第2節 営業費

5. 一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

【6－10. その他経費】

- ①その他経費の概要
- ②廃棄物処理費
- ③消耗品費
- ④補償費**
- ⑤賃借料
- ⑥委託費
- ⑦損害保険料
- ⑧原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- ⑨原賠・廃炉等支援機構一般負担金
- ⑩普及開発関係費
- ⑪養成費
- ⑫研究費
- ⑬諸費
- ⑭貸倒損
- ⑮共有設備費等分担額、同（貸方）
- ⑯建設分担関連費振替額（貸方）
- ⑰附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
- ⑱原子力廃止関連仮勘定償却費
- ⑲電力費振替勘定（貸方）
- ⑳社債発行費
- ㉑審査における論点
- ㉒審査の結果

各事業者の申請概要①（補償費）

- 補償費は、契約・協定・覚書等による補償義務に基づき定期的・臨時に支出する費用であり、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく汚染負荷量賦課金（定期的）、漁業補償費（定期的・臨時の）、かんがい補償費（定期的・臨時の）等が計上されている。
- 7事業者の申請原価は、現行原価と比較して、下回っている。

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

| | 北海道電力 | | | | 東北電力 | | | | 東京電力EP | | | |
|--------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) |
| 定期的補償費 | 1,060 | 1,146 | 1,679 | 63.1% | 443 | 412 | 438 | 101.1% | — | — | 1,833 | — |
| 臨時の補償費 | 11 | 3 | 11 | 100.0% | 60 | 233 | 265 | 22.6% | — | — | 1,235 | — |
| 損害賠償費 | 0 | 0 | 11 | 0.0% | 2 | 3 | 84 | 2.4% | 9 | 21 | 353 | 2.6% |
| 合計 | 1,071 | 1,149 | 1,701 | 63.0% | 506 | 648 | 788 | 64.2% | 9 | 21 | 3,420 | 0.3% |

| | 北陸電力 | | | | 中国電力 | | | |
|--------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) |
| 定期的補償費 | 611 | 563 | 720 | 84.9% | 650 | 690 | 877 | 74.1% |
| 臨時の補償費 | 86 | 42 | 119 | 72.3% | 221 | 209 | 206 | 107.3% |
| 損害賠償費 | 59 | 3 | 2 | 2,950% | 8 | 2 | 11 | 72.7% |
| 合計 | 757 | 609 | 841 | 90.0% | 879 | 900 | 1,094 | 80.3% |

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：北海道・東北は2013年料金改定時、東京は2012年料金改定時、北陸・中国は2008年料金改定時のもの。託送原価除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

各事業者の申請概要②（補償費）

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

| | 四国電力 | | | | 沖縄電力 | | | |
|--------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) |
| 定期的補償費 | 377 | 404 | 653 | 57.7% | 273 | 215 | 529 | 51.6% |
| 臨時の補償費 | 12 | 33 | 17 | 70.6% | — | — | 8 | — |
| 損害賠償費 | 7 | 0 | 8 | 87.5% | 0 | 30 | ▲32 | — |
| 合計 | 396 | 438 | 679 | 58.3% | 273 | 245 | 506 | 54.0% |

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：四国は2013年料金改定時、沖縄は2008年料金改定時のもの。託送原価除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

関係法令における規定（補償費）

- 補償費については、料金審査要領で、原価への算入の考え方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第2節 営業費

5. 一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

【6－10. その他経費】

- ①その他経費の概要
- ②廃棄物処理費
- ③消耗品費
- ④補償費
- ⑤賃借料**
- ⑥委託費
- ⑦損害保険料
- ⑧原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- ⑨原賠・廃炉等支援機構一般負担金
- ⑩普及開発関係費
- ⑪養成費
- ⑫研究費
- ⑬諸費
- ⑭貸倒損
- ⑮共有設備費等分担額、同（貸方）
- ⑯建設分担関連費振替額（貸方）
- ⑰附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
- ⑱原子力廃止関連仮勘定償却費
- ⑲電力費振替勘定（貸方）
- ⑳社債発行費
- ㉑審査における論点
- ㉒審査の結果

各事業者の申請概要①（賃借料）

- 賃借料は、事務所建物等の賃料、土地の使用料、車両・事務機器等のリース料等が計上されている。
- 東北電力・中国電力・四国電力の申請原価は、現行原価と比較して、伸びが大きい。

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

| | 北海道電力 | | | | 東北電力 | | | | 東京電力EP | | | |
|-------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) |
| 借地借家料 | 1,359 | 1,397 | 680 | 199.9% | 6,525 | 6,508 | 2,263 | 288.3% | 5,228 | 4,968 | 17,296 | 30.2% |
| 道路占用料 | 10 | 11 | 342 | 2.9% | 15 | 14 | 472 | 3.2% | — | — | — | — |
| 水面使用料 | 3 | 3 | 1 | 300.0% | 74 | 73 | 69 | 107.2% | — | — | — | — |
| 線路使用料 | 638 | 734 | 179 | 356.4% | 3,790 | 3,667 | 1,805 | 210.0% | — | — | — | — |
| 設備賃借料 | 221 | 218 | — | — | 28 | 28 | 2 | 1,400% | — | — | — | — |
| 電柱敷地料 | — | — | 484 | — | — | — | 1,263 | — | — | — | — | — |
| 線下補償料 | — | — | — | — | — | — | 326 | — | — | — | — | — |
| 機械賃借料 | 566 | 1,168 | 509 | 111.2% | 111 | 1,724 | 35 | 317.1% | 814 | 0 | 4,366 | 18.6% |
| 雑賃借料 | 364 | 233 | 598 | 60.9% | 484 | 558 | 563 | 86.0% | 940 | 852 | 9,207 | 10.2% |
| 合計 | 3,160 | 3,761 | 2,794 | 113.1% | 11,027 | 12,572 | 6,797 | 162.2% | 6,983 | 5,821 | 30,869 | 22.6% |

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：北海道・東北は2013年料金改定時、東京EPは2012年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※直近実績：2021年度実績値。

各事業者の申請概要② (賃借料)

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

| | 北陸電力 | | | | 中国電力 | | | |
|-------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) |
| 借地借家料 | 1,482 | 2,149 | 1,192 | 124.3% | 1,381 | 1,436 | 751 | 183.9% |
| 道路占用料 | 7 | 7 | 3 | 233.3% | 5 | 5 | 3 | 166.7% |
| 水面使用料 | 42 | 42 | 36 | 116.7% | 50 | 50 | 44 | 113.6% |
| 線路使用料 | 16 | 2 | 0 | 8,493% | — | — | 0 | — |
| 設備賃借料 | 2 | 15 | — | — | — | — | — | — |
| 電柱敷地料 | 1 | 1 | 1 | 87.33% | — | — | 0 | — |
| 線下補償料 | — | — | — | — | — | — | 0 | — |
| 機械賃借料 | — | — | 79 | — | 3,011 | 2,606 | 1,561 | 207.1% |
| 雑賃借料 | 538 | 430 | 335 | 160.6% | 222 | 278 | | |
| 合計 | 2,087 | 2,645 | 1,647 | 126.7% | 4,668 | 4,375 | 2,360 | 197.8% |

| | 四国電力 | | | | 沖縄電力 | | | |
|-------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) |
| 借地借家料 | 2,822 | 2,932 | 1,424 | 198.2% | 403 | 333 | 658 | 61.2% |
| 道路占用料 | 3 | 3 | — | — | 3 | 3 | 16 | 18.8% |
| 水面使用料 | 9 | 8 | 8 | 112.5% | 11 | 12 | ▲7 | ▲157% |
| 線路使用料 | — | — | — | — | 8 | 6 | ▲8 | ▲100% |
| 設備賃借料 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 電柱敷地料 | 1 | 1 | — | — | 0 | — | ▲21 | — |
| 線下補償料 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 機械賃借料 | 144 | 202 | 369 | 39.0% | 1 | 1 | 26 | 3.8% |
| 雑賃借料 | 893 | 890 | 383 | 233.2% | 64 | 57 | 187 | 34.2% |
| 合計 | 3,872 | 4,036 | 2,184 | 177.3% | 490 | 411 | 851 | 57.6% |

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：北陸・中国・沖縄は2008年料金改定時、四国は2013年改定時のもの。託送原価相当を除く。「直近実績」：2021年度実績値。

関係法令における規定（賃借料）

- 賃借料については、料金審査要領で、原価への算入の考え方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第1節 基本的考え方

1～4. (略)

5. 従業員以外の者であってその業務内容が不明確なもの（相談役及び顧問等）に係る費用や宿泊施設、体育施設その他の厚生施設（社宅・寮等）であって、電気事業を遂行するために必要と認められるものを除く。）に係る費用については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、原価への算入を認めない。

第2節 営業費

5. 一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

(1) 社宅・寮等の賃借料については、入居率が総務省統計局の「住宅・土地統計調査空き家率の算出」等の統計資料を指標としてこれを下回る部分や周辺物件の平均的賃料水準等を勘案し査定を行う。ただし、発電所や変電所の近隣にある社宅・寮等に係る賃借料については、合理的な理由がある場合には、これにかかわらず原価への算入を認める。

【6－10. その他経費】

- ①その他経費の概要
- ②廃棄物処理費
- ③消耗品費
- ④補償費
- ⑤賃借料
- ⑥委託費**
- ⑦損害保険料
- ⑧原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- ⑨原賠・廃炉等支援機構一般負担金
- ⑩普及開発関係費
- ⑪養成費
- ⑫研究費
- ⑬諸費
- ⑭貸倒損
- ⑮共有設備費等分担額、同（貸方）
- ⑯建設分担関連費振替額（貸方）
- ⑰附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
- ⑱原子力廃止関連仮勘定償却費
- ⑲電力費振替勘定（貸方）
- ⑳社債発行費
- ㉑審査における論点
- ㉒審査の結果

各事業者の申請概要①（委託費）

- 委託費は、設備の運営・維持、システム開発・保守、構内管理等を社外に委託した業務に係る費用が計上されている。
- 北海道電力・北陸電力・中国電力の申請原価は、現行原価と比較して、伸びが大きい。

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

| | 北海道電力 | | | | 東北電力 | | | | 東京電力EP | | | |
|-----------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) |
| 水力関係 | 587 | 199 | 743 | 79.0% | 887 | 968 | 1,166 | 76.1% | — | — | 2,613 | — |
| 火力関係 | 4,372 | 4,393 | 2,685 | 162.8% | 7,566 | 7,156 | 6,829 | 110.8% | — | — | 5,831 | — |
| 原子力関係 | 11,326 | 5,209 | 8,056 | 140.6% | 12,892 | 15,319 | 17,009 | 75.8% | — | — | 51,504 | — |
| 新エネルギー等関係 | 489 | 529 | 475 | 102.9% | 127 | 112 | 179 | 70.9% | — | — | 36 | — |
| 販売関係 | 9,408 | 7,269 | 5,759 | 163.4% | 5,898 | 6,427 | 5,041 | 117.0% | 60,432 | 53,798 | 25,174 | 240.1% |
| その他 | 8,347 | 6,153 | 1,647 | 506.8% | 4,618 | 7,028 | 2,607 | 177.1% | 9,915 | 7,333 | 52,762 | 18.8% |
| 合計 | 34,530 | 23,751 | 19,366 | 178.3% | 31,990 | 37,013 | 32,833 | 97.4% | 70,347 | 61,131 | 137,920 | 51.0% |

※出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：北海道・東北は2013年料金改定時、東京は2012年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

各事業者の申請概要②（委託費）

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

| | 北陸電力 | | | | 中国電力 | | | |
|-----------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) |
| 水力関係 | 1,117 | 1,118 | 323 | 345.8% | 1,290 | 1,672 | 569 | 226.7% |
| 火力関係 | 1,087 | 750 | 984 | 110.5% | 3,325 | 5,631 | 5,013 | 66.3% |
| 原子力関係 | 8,204 | 4,850 | 3,651 | 224.7% | 9,795 | 10,132 | 5,301 | 184.8% |
| 新エネルギー等関係 | 5 | 26 | — | — | 13 | 9 | — | — |
| 販売関係 | 2,846 | 2,853 | 672 | 423.5% | 2,780 | 2,688 | 1,481 | 187.8% |
| その他 | 6,043 | 4,532 | 1,555 | 388.6% | 12,728 | 10,935 | 5,123 | 248.4% |
| 合計 | 19,301 | 14,129 | 7,185 | 268.6% | 29,930 | 31,068 | 17,488 | 171.1% |

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

| | 四国電力 | | | | 沖縄電力 | | | |
|-----------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) |
| 水力関係 | 1,257 | 1,127 | 912 | 137.8% | — | — | — | — |
| 火力関係 | 3,877 | 3,607 | 4,494 | 86.3% | 1,354 | 967 | 1,164 | 116.3% |
| 原子力関係 | 7,803 | 6,026 | 15,044 | 51.9% | — | — | — | — |
| 新エネルギー等関係 | 76 | 1 | 0 | — | — | — | — | — |
| 販売関係 | 5,908 | 5,127 | 1,912 | 309.0% | 489 | 447 | 294 | 166.3% |
| その他 | 5,925 | 4,829 | 2,490 | 238.0% | 597 | 697 | 1,799 | 33.2% |
| 合計 | 24,847 | 20,717 | 24,852 | 99.98% | 2,440 | 2,111 | 3,257 | 74.9% |

※出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：北陸・中国・沖縄は2008年料金改定時、四国は2013年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

関係法令における規定（委託費）

- 委託費については、料金審査要領で、原価への算入の考え方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第2節 営業費

5. 一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

【6－10. その他経費】

- ①その他経費の概要
- ②廃棄物処理費
- ③消耗品費
- ④補償費
- ⑤賃借料
- ⑥委託費
- ⑦損害保険料**
- ⑧原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- ⑨原賠・廃炉等支援機構一般負担金
- ⑩普及開発関係費
- ⑪養成費
- ⑫研究費
- ⑬諸費
- ⑭貸倒損
- ⑮共有設備費等分担額、同（貸方）
- ⑯建設分担関連費振替額（貸方）
- ⑰附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
- ⑱原子力廃止関連仮勘定償却費
- ⑲電力費振替勘定（貸方）
- ⑳社債発行費
- ㉑審査における論点
- ㉒審査の結果

各事業者の申請概要①（損害保険料）

- 損害保険料は、火力火災保険、原子力財産保険、原子力損害賠償補償契約、原子力施設賠償責任保険等が計上されている。
- 7事業者の申請原価は、現行原価と比較して、横ばいまたは下回っている。

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

| | 北海道電力 | | | | 東北電力 | | | | 東京電力EP | | | |
|------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) |
| 水力関係 | 1 | 0 | 6 | 16.7% | 36 | 33 | 23 | 156.5% | — | — | 0 | — |
| 火力関係 | 4 | 4 | 5 | 80.0% | 82 | 77 | 58 | 141.4% | — | — | 358 | — |
| 原子力関係(法定) | 327 | 325 | 349 | 93.7% | 609 | 598 | 602 | 101.2% | — | — | 546 | — |
| 原子力関係(その他) | 1 | 0 | 223 | 0.4% | — | — | 121 | — | — | — | 103 | — |
| 新エネルギー等関係 | 0 | 0 | 0 | 100.0% | 7 | 6 | 4 | 175.0% | — | — | 0 | — |
| その他 | 11 | 17 | 26 | 42.3% | 14 | 13 | 34 | 41.2% | 3 | 8 | 900 | 0.3% |
| 合計 | 345 | 346 | 609 | 56.7% | 748 | 728 | 842 | 88.8% | 3 | 8 | 1,906 | 0.2% |

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：北海道・東北は2013年料金改定時、東京は2012年料金改定時のもの。託送原価除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

各事業者の申請概要②（損害保険料）

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

| | 北陸電力 | | | | 中国電力 | | | |
|------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) |
| 水力関係 | 1 | 1 | — | — | — | — | 1 | — |
| 火力関係 | 59 | 47 | 20 | 295.0% | 12 | 9 | 15 | 80.0% |
| 原子力関係(法定) | 302 | 302 | 87 | 347.1% | 315 | 298 | 122 | 258.2% |
| 原子力関係(その他) | 8 | ▲27 | 341 | 2.3% | 161 | 26 | 329 | 48.9% |
| 新エネルギー等関係 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| その他 | 9 | 10 | 2 | 450.0% | 5 | 55 | 15 | 33.3% |
| 合計 | 380 | 335 | 449 | 84.6% | 493 | 388 | 481 | 102.5% |

| | 四国電力 | | | | 沖縄電力 | | | |
|------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) |
| 水力関係 | 8 | 7 | 7 | 114.3% | — | — | — | — |
| 火力関係 | 58 | 48 | 249 | 23.3% | 6 | 8 | 6 | 100.0% |
| 原子力関係(法定) | 337 | 308 | 343 | 98.3% | — | — | — | — |
| 原子力関係(その他) | 37 | 26 | 223 | 16.6% | — | — | — | — |
| 新エネルギー等関係 | 0 | 0 | — | — | — | — | — | — |
| その他 | 12 | 6 | 27 | 44.4% | 0 | 0 | 20 | 1.5% |
| 合計 | 453 | 396 | 850 | 53.3% | 6 | 9 | 25 | 24.0% |

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：四国は2013年料金改定時、北陸・中国・沖縄は2008年料金改定時のもの。託送原価除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

関係法令における規定（損害保険料）

- 損害保険料については、料金審査要領で、原価への算入の考え方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第2節 営業費

5. 一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

【6－10. その他経費】

①その他経費の概要

②廃棄物処理費

③消耗品費

④補償費

⑤賃借料

⑥委託費

⑦損害保険料

⑧原子力損害賠償資金補助法一般負担金

⑨原賠・廃炉等支援機構一般負担金

⑩普及開発関係費

⑪養成費

⑫研究費

⑬諸費

⑭貸倒損

⑮共有設備費等分担額、同（貸方）

⑯建設分担関連費振替額（貸方）

⑰附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）

⑱原子力廃止関連仮勘定償却費

⑲電力費振替勘定（貸方）

⑳社債発行費

㉑審査における論点

㉒審査の結果

各事業者の申請概要（原子力損害賠償資金補助法一般負担金）

- 原子力損害賠償資金補助法一般負担金は、「原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律」の規定に基づき、毎年度、原子力事業者から文部科学大臣に納付する負担金であり、負担金の額は、文部科学大臣が定める（東京・沖縄は計上無し）。

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

| | 北海道電力 | | | | 東北電力 | | | | 北陸電力 | | | |
|-----------------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) |
| 原子力損害賠償資金 補助法一般負担金 | 6 | 6 | - | - | 13 | 12 | - | - | 6 | 6 | - | - |

| | 中国電力 | | | | 四国電力 | | | |
|-----------------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) |
| 原子力損害賠償資金 補助法一般負担金 | 6 | 6 | - | - | 6 | 6 | - | - |

※「現行原価」：北海道・東北・四国は2013年料金改定時、北陸・中国は2008年料金改定時のもの。託送原価除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

関係法令における規定（原子力損害賠償資金補助法一般負担金）

- 原子力損害賠償資金補助法一般負担金については、料金審査要領で、原価への算入の考え方方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第2節 営業費

5. 一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律（抜粋）

（一般負担金の徴収及び納付義務）

第四条 文部科学大臣は、条約第四条1（c）の規定によりその額が算定される拠出金に要する費用に充てるため、原子力事業者（原子炉の運転等をしているものに限る。以下この節において同じ。）から、毎年度、一般負担金を徴収する。

2 原子力事業者は、一般負担金を納付する義務を負う。

（一般負担金の額の算定方法）

第五条 各原子力事業者から徴収する一般負担金の額の算定方法は、条約第四条1（c）の規定により我が国についてその額が算定される拠出金の額、各原子力事業者が行う原子炉の運転等の行為の種類その他の事情を考慮して、政令で定める。

（一般負担金の額の決定、通知等）

第六条 文部科学大臣は、前条の政令で定める一般負担金の額の算定方法に従い、各原子力事業者が納付すべき一般負担金の額を決定し、当該各原子力事業者に対し、その者が納付すべき一般負担金の額及び納付期限その他必要な事項を通知しなければならない。

2 文部科学大臣は、一般負担金の額を算定するため必要があるときは、原子力事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

【6－10. その他経費】

- ①その他経費の概要
- ②廃棄物処理費
- ③消耗品費
- ④補償費
- ⑤賃借料
- ⑥委託費
- ⑦損害保険料
- ⑧原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- ⑨原賠・廃炉等支援機構一般負担金**
- ⑩普及開発関係費
- ⑪養成費
- ⑫研究費
- ⑬諸費
- ⑭貸倒損
- ⑮共有設備費等分担額、同（貸方）
- ⑯建設分担関連費振替額（貸方）
- ⑰附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
- ⑱原子力廃止関連仮勘定償却費
- ⑲電力費振替勘定（貸方）
- ⑳社債発行費
- ㉑審査における論点
- ㉒審査の結果

各事業者の申請概要（原賠・廃炉等支援機構一般負担金）

- 原賠・廃炉等支援機構一般負担金は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」の規定に基づき、毎年度、原子力事業者から原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）へ納付する負担金であり、負担金の額は、機構が定める（東京・沖縄は計上無し）。

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

| | 北海道電力 | | | | 東北電力 | | | | 北陸電力 | | | |
|-----------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) |
| 原賠・廃炉等支援機構一般負担金 | 6,806 | 6,466 | 6,520 | 104% | 10,663 | 10,663 | 10,709 | 99.6% | 5,676 | 5,676 | - | - |

| | 中国電力 | | | | 四国電力 | | | |
|-----------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) |
| 原賠・廃炉等支援機構一般負担金 | 5,175 | 5,175 | - | - | 7,755 | 7,755 | 6,520 | 118.9% |

※「現行原価」：北海道・東北・四国は2013年料金改定時、北陸・中国は2008年料金改定時のもの。託送原価除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

関係法令における規定（原賠・廃炉等支援機構一般負担金）

- 原賠・廃炉等支援機構一般負担金については、料金審査要領で、原価への算入の考え方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第2節 営業費

5. 一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（抜粋）

（負担金の納付）

第三十八条 原子力事業者（次に掲げる者（これらの者であった者を含む。）であつて、原子炉の運転等（賠償法第二条第一項に規定する原子炉の運転等のうち第一号に規定する実用発電用原子炉又は第二号に規定する実用再処理施設に係るもの）をしているものをいう。以下同じ。）は、機構の事業年度ごとに、機構の業務に要する費用に充てるため、機構に対し、負担金を納付しなければならない。

（負担金の額）

第三十九条 前条第一項の負担金の額は、各原子力事業者につき、一般負担金年度総額（機構の事業年度ごとに原子力事業者から納付を受けるべき負担金の額（第五十二条第一項に規定する特別負担金額を除く。）の総額として機構が運営委員会の議決を経て定める額をいう。以下この条において同じ。）に負担金率（一般負担金年度総額に対する各原子力事業者が納付すべき額の割合として機構が運営委員会の議決を経て各原子力事業者ごとに定める割合をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額とする。

2 (略)

3 負担金率は、各原子力事業者の原子炉の運転等に係る事業の規模、内容その他の事情を勘案して主務省令で定める基準に従って定められなければならない。

4 機構は、一般負担金年度総額若しくは負担金率を定め、又はこれらを変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

5 主務大臣は、一般負担金年度総額について前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

6 機構は、第四項の認可を受けたときは、遅滞なく、当該認可に係る一般負担金年度総額又は負担金率を原子力事業者に通知しなければならない。

7 (略)

【6－10. その他経費】

- ①その他経費の概要
- ②廃棄物処理費
- ③消耗品費
- ④補償費
- ⑤賃借料
- ⑥委託費
- ⑦損害保険料
- ⑧原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- ⑨原賠・廃炉等支援機構一般負担金
- ⑩普及開発関係費**
 - ⑪養成費
 - ⑫研究費
 - ⑬諸費
 - ⑭貸倒損
 - ⑮共有設備費等分担額、同（貸方）
 - ⑯建設分担関連費振替額（貸方）
 - ⑰附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
 - ⑱原子力廃止関連仮勘定償却費
 - ⑲電力費振替勘定（貸方）
 - ⑳社債発行費
 - ㉑審査における論点
 - ㉒審査の結果

各事業者の申請概要①（普及開発関係費）

- 普及開発関係費は、電気の利用状況等のお客様周知に係る費用、発電所の理解促進のための費用（発電所見学会開催費、パンフレット制作費、PR館の運営費等）等が計上されている。
- 東北電力・四国電力は、現行原価と比較して、伸びが大きい。

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

| | | 北海道電力 | | | | 東北電力 | | | | 東京電力 E P | | | |
|-------------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) |
| 電気料金周知・需要抑制関連 | 電気料金メニュー等周知 | — | — | 32 | — | 423 | 417 | 1 | 42,300% | 64 | 68 | 213 | 30.1% |
| | 節電要請 | — | — | — | — | 659 | — | — | — | 1,503 | — | 33 | 4,614% |
| 電気の安全周知関連 | | — | — | 6 | — | 0 | 0 | 27 | — | — | — | 475 | 0.0% |
| 発電所立地・エネルギー理解促進関連 | 情報提供（広告等） | 44 | 35 | 53 | 83.0% | 565 | 167 | 229 | 246.7% | — | — | 210 | — |
| | 発電所施設見学会 | 1 | 0 | 14 | 7.1% | 115 | 17 | 58 | 198.3% | — | — | | |
| | 地域共生活動 | 7 | 1 | 3 | 233.3% | 286 | 232 | 18 | 1,589% | — | — | | |
| | PR館の運営 | 195 | 157 | 186 | 104.8% | 343 | 363 | 345 | 99.4% | — | — | | |
| その他公益的情報提供関連 | 次世代教育支援 | 7 | 4 | 19 | 36.8% | 39 | 32 | 41 | 95.1% | — | — | — | — |
| | HP等による情報提供 | 150 | 66 | 52 | 288.5% | 92 | 50 | 40 | 230.0% | 43 | 8 | 967 | 4.4% |
| | その他 | 41 | 49 | 11 | 372.7% | 53 | 8 | — | — | — | — | — | — |
| イメージ広告 | | — | 1,142 | — | — | — | 767 | — | — | — | — | — | — |
| オール電化等販売促進関連 | | — | 1,363 | — | — | — | 4,886 | — | — | — | — | 12,956 | — |
| PR館（販売） | | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | | 446 | 2,818 | 377 | 118.3% | 2,575 | 6,938 | 761 | 338.4% | 1,611 | 13,032 | 1,897 | 84.9% |

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：北海道・東北は2013年料金改定時、東京は2012年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。「直近実績」：2021年度実績値。

各事業者の申請概要② (普及開発関係費)

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

| | | 北陸電力 | | | | 中国電力 | | | |
|-------------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) |
| 電気料金周知・需要抑制関連 | 電気料金メニュー等周知 | 19 | 32 | 4 | 475.0% | - | - | 21 | - |
| | 節電要請 | 39 | - | - | - | 1 | - | - | - |
| 電気の安全周知関連 | | 26 | 18 | 20 | 130.0% | - | - | 4 | - |
| 発電所立地・エネルギー理解促進関連 | 情報提供 (広告等) | 154 | 46 | 228 | 92.1% | 65 | 62 | 282 | 23.0% |
| | 発電所施設見学会 | 56 | 0 | | | 18 | 1 | 55 | 32.7% |
| | 地域共生活動 | 16 | 67 | 110 | 14.5% | 1 | - | - | - |
| | PR館の運営 | 106 | 78 | 54 | 196.3% | - | - | 25 | - |
| その他公益的情報提供関連 | 次世代教育支援 | 5 | 124 | 105 | 4.8% | 10 | 5 | 24 | 41.7% |
| | HP等による情報提供 | 92 | 29 | 69 | 133.3% | 15 | 10 | 8 | 187.5% |
| | その他 | 49 | 39 | 52 | 94.2% | 2 | 2 | 26 | 7.7% |
| イメージ広告 | | - | 332 | 242 | - | - | 832 | 889 | - |
| オール電化等販売促進関連 | | - | 2,536 | 5,534 | - | - | 2,128 | 4,953 | - |
| PR館 (販売) | | - | - | 67 | - | - | 17 | - | - |
| 合計 | | 562 | 3,300 | 6,485 | 8.7% | 111 | 3,058 | 6,287 | 1.8% |

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：北陸・中国は2008年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

各事業者の申請概要③（普及開発関係費）

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

| | | 四国電力 | | | | 沖縄電力 | | | |
|-------------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) |
| 電気料金周知・需要抑制関連 | 電気料金メニュー等周知 | 256 | 152 | 1 | 25,600% | — | 63 | — | — |
| | 節電要請 | 49 | 108 | 4 | 1,225% | — | — | — | — |
| 電気の安全周知関連 | | — | — | 11 | — | 2 | 2 | 16 | 12.5% |
| 発電所立地・エネルギー理解促進関連 | 情報提供（広告等） | 45 | 68 | 56 | 80.4% | 1 | 1 | 12 | 8.3% |
| | 発電所施設見学会 | 73 | 6 | 137 | 53.3% | 2 | 2 | 8 | 25.0% |
| | 地域共生活動 | 22 | 15 | 30 | 73.3% | 0 | 12 | 89 | — |
| | PR館の運営 | 109 | 102 | 82 | 132.9% | 23 | 35 | 4 | 575.0% |
| その他公益的情報提供関連 | 次世代教育支援 | 15 | 7 | 28 | 53.6% | 18 | 15 | 35 | 51.4% |
| | HP等による情報提供 | 49 | 19 | 17 | 288.2% | 5 | 5 | 13 | 38.5% |
| | その他 | 1 | 3 | 14 | 7.1% | — | 2 | — | — |
| イメージ広告 | | — | 1,405 | — | — | — | 111 | 119 | — |
| オール電化等販売促進関連 | | — | 106 | — | — | — | 142 | 532 | — |
| PR館（販売） | | — | 153 | — | — | — | 73 | 67 | — |
| 合計 | | 619 | 2,143 | 381 | 162.5% | 52 | 465 | 897 | 5.8% |

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：四国は2013年料金改定時、沖縄は2008年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

関係法令における規定（普及開発関係費）

- 普及開発関係費については、料金審査要領で、原価への算入の考え方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第1節 基本的考え方

1. 電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、**普及開発関係費（公益的な目的から行う情報提供に係るものを除く。）**、**寄付金及び団体費は原価への算入を認めない**。ただし、合理的な理由がある場合には、これらの費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。また、電気の供給にとって優先度が低いものや、**規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、政治献金、書画骨董等）**については、**原価への算入を認めない**。

第2節 営業費

5. **一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）**については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

（1）略

（2）**普及開発関係費**については、インターネットやパンフレット等を利用した電気料金メニューの周知、需要家にとって電気の安全に関わる周知、電気予報等需給逼迫時の需要抑制要請といった**公益的な目的から行う情報提供について、厳に必要なもののみ原価に算入することを認める**。ただし、公益的な目的から行う情報提供であっても、**販売促進としての側面が強いものに係る費用やイメージ広告に類似するものに係る費用**については、**原価への算入を認めない**。**オール電化関連の費用**については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、**原価への算入を認めない**。**P R 館等の費用**については、販売促進に係る応分の費用については、原価への算入を認めない。ただし、**原価への算入を認めないとする費用**であっても、**合理的な理由がある場合には、当該費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める**。

【6－10. その他経費】

- ①その他経費の概要
- ②廃棄物処理費
- ③消耗品費
- ④補償費
- ⑤賃借料
- ⑥委託費
- ⑦損害保険料
- ⑧原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- ⑨原賠・廃炉等支援機構一般負担金
- ⑩普及開発関係費
- ⑪養成費
- ⑫研究費
- ⑬諸費
- ⑭貸倒損
- ⑮共有設備費等分担額、同（貸方）
- ⑯建設分担関連費振替額（貸方）
- ⑰附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
- ⑱原子力廃止関連仮勘定償却費
- ⑲電力費振替勘定（貸方）
- ⑳社債発行費
- ㉑審査における論点
- ㉒審査の結果

各事業者の申請概要①（養成費）

- 養成費は、電気の安全・安定供給に必要な技術や知識の習得等のための研修費用や研修所施設の運営・維持管理費用等が計上されている。
- 東北電力は、現行原価と比較して、伸びが大きい。

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

| | 北海道電力 | | | | 東北電力 | | | | 東京電力EP | | | |
|---------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) |
| 研修施設運営費 | 59 | 49 | 85 | 69.4% | 155 | 158 | 122 | 127.0% | — | 0 | 430 | — |
| 実務研修費 | 330 | 174 | | | 690 | 247 | 325 | 212.3% | 161 | 61 | 1,687 | 9.5% |
| 一般研修費 | 37 | 28 | | | 117 | 96 | 93 | 125.8% | 19 | 21 | 302 | 6.2% |
| その他 | 45 | 24 | | | — | — | — | — | 25 | 16 | 828 | 3.0% |
| 合計 | 472 | 276 | 483 | 97.7% | 962 | 501 | 540 | 178.1% | 204 | 98 | 3,247 | 6.3% |

| | 北陸電力 | | | | 中国電力 | | | |
|---------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) |
| 研修施設運営費 | 119 | 100 | 81 | 146.9% | 124 | 107 | 144 | 86.1% |
| 実務研修費 | 158 | 98 | 270 | 58.5% | 237 | 497 | 470 | 50.4% |
| 一般研修費 | 43 | 40 | | | 28 | 21 | 68 | 41.2% |
| その他 | 68 | 74 | | | 143 | 157 | 208 | 68.8% |
| 合計 | 389 | 311 | 556 | 70.0% | 532 | 782 | 890 | 59.8% |

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：北海道・東北は2013年料金改定時、東京は2012年料金改定時、北陸・中国は2008年料金改定時の。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

各事業者の申請概要②（養成費）

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

| | 四国電力 | | | | 沖縄電力 | | | |
|---------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) |
| 研修施設運営費 | 79 | 68 | 120 | 65.8% | — | — | — | — |
| 実務研修費 | 327 | 242 | 529 | 61.8% | 26 | 4 | 36 | 72.2% |
| 一般研修費 | 87 | 50 | 64 | 135.9% | 10 | 14 | 82 | 12.2% |
| その他 | 27 | 16 | 12 | 225.0% | — | — | — | — |
| 合計 | 520 | 377 | 725 | 71.7% | 36 | 18 | 119 | 30.3% |

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：四国は2013年料金改定時、沖縄は2008年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

関係法令における規定（養成費）

- 養成費については、料金審査要領で、原価への算入の考え方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第2節 営業費

5. 一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

【6－10. その他経費】

- ①その他経費の概要
- ②廃棄物処理費
- ③消耗品費
- ④補償費
- ⑤賃借料
- ⑥委託費
- ⑦損害保険料
- ⑧原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- ⑨原賠・廃炉等支援機構一般負担金
- ⑩普及開発関係費
- ⑪養成費
- ⑫**研究費**
- ⑬諸費
- ⑭貸倒損
- ⑮**共有設備費等分担額、同（貸方）**
- ⑯**建設分担関連費振替額（貸方）**
- ⑰**附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）**
- ⑱**原子力廃止関連仮勘定償却費**
- ⑲**電力費振替勘定（貸方）**
- ⑳**社債発行費**
- ㉑**審査における論点**
- ㉒**審査の結果**

各事業者の申請概要①（研究費）

- 研究費は、自社研究に係る費用、電力共通課題に対する共同研究のための費用（分担金）等を計上している。
- 7事業者の申請原価は、現行原価と比較して、横ばいまたは下回っている。

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

| | 北海道電力 | | | | 東北電力 | | | | 東京電力EP | | | |
|----------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) |
| 自社研究費 | 303 | 288 | 350 | 86.6% | 307 | 292 | 309 | 99.4% | 803 | 286 | 9,700 | 8.3% |
| 委託研究費 | 1,267 | 1,225 | 961 | 131.8% | 3,111 | 3,035 | 2,665 | 116.7% | 842 | 753 | 7,341 | 11.5% |
| 電力中央研究所 分担金 | 1,028 | 1,037 | 625 | 164.5% | 1,414 | 1,531 | 1,388 | 101.9% | 192 | 238 | 7,113 | 2.7% |
| その他 | 240 | 189 | 336 | 71.4% | 1,697 | 1,504 | 1,276 | 133.0% | 650 | 514 | 229 | 238.8% |
| 合計 | 1,570 | 1,513 | 1,311 | 119.8% | 3,419 | 3,327 | 2,974 | 115.0% | 1,644 | 1,039 | 17,040 | 9.6% |

| | 北陸電力 | | | | 中国電力 | | | |
|----------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) |
| 自社研究費 | 172 | 205 | 220 | 78.2% | 470 | 443 | 1,000 | 47.0% |
| 委託研究費 | 1,019 | 1,047 | 1,114 | 91.5% | 2,147 | 4,547 | 2,771 | 77.5% |
| 電力中央研究所 分担金 | 947 | 951 | 565 | 167.6% | 851 | 1,101 | 1,671 | 50.9% |
| その他 | 72 | 96 | 549 | 13.1% | 1,297 | 3,446 | 1,099 | 118.0% |
| 合計 | 1,192 | 1,252 | 1,334 | 89.3% | 2,617 | 4,991 | 3,770 | 69.4% |

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：北海道・東北は2013年料金改定時、東京は2012年料金改定時、北陸・中国は2008年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

各事業者の申請概要②（研究費）

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

| | 四国電力 | | | | 沖縄電力 | | | |
|----------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) |
| 自社研究費 | 1,890 | 1,998 | 1,715 | 110.2% | 3 | 8 | 130 | 2.3% |
| 委託研究費 | 562 | 659 | 505 | 111.3% | 36 | 50 | 13 | 276.9% |
| 電力中央研究所 分担金 | 560 | 657 | 499 | 112.2% | 34 | 46 | 13 | 261.5% |
| その他 | 2 | 2 | 6 | 33.3% | 2 | 3 | — | — |
| 合計 | 2,452 | 2,657 | 2,220 | 110.5% | 39 | 58 | 143 | 27.3% |

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：四国は2013年料金改定時、沖縄は2008年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

【参考】自社研究費①

- 各事業者の自社研究費の織り込み状況は以下のとおり。

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

| | 北海道電力 | | | | 東北電力 | | | | 東京電力EP | | | |
|-----|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) |
| 水力 | 15 | 14 | 29 | 51.7% | 11 | 11 | 12 | 91.7% | — | — | 269 | — |
| 火力 | 23 | 44 | 109 | 21.1% | 136 | 54 | 133 | 102.3% | — | — | 1,751 | — |
| 原子力 | 5 | 2 | — | — | 10 | 7 | 36 | 27.8% | — | — | 2,876 | — |
| 新エネ | 6 | 6 | 3 | 200.0% | 20 | 6 | 1 | 2,000% | — | — | 384 | — |
| 販売 | 65 | 49 | 38 | 171.1% | 10 | 69 | 8 | 125.0% | — | — | 132 | — |
| その他 | 189 | 173 | 171 | 110.5% | 120 | 145 | 119 | 100.8% | 803 | 286 | 4,286 | 18.7% |
| 合計 | 303 | 288 | 350 | 86.6% | 307 | 292 | 309 | 99.4% | 803 | 286 | 9,700 | 18.7% |

| | 北陸電力 | | | | 中国電力 | | | |
|-----|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) |
| 水力 | 2 | — | 15 | 13.3% | 48 | 21 | 17 | 282.4% |
| 火力 | 8 | 1 | 32 | 25.0% | 161 | 138 | 573 | 28.1% |
| 原子力 | 5 | 0 | 22 | 22.7% | 10 | 8 | 193 | 5.2% |
| 新エネ | 1 | 0 | — | — | 5 | 2 | — | — |
| 販売 | — | — | 75 | — | 51 | 70 | 217 | 23.5% |
| その他 | 156 | 204 | 77 | 202.6% | 194 | 204 | — | — |
| 合計 | 172 | 205 | 220 | 78.2% | 470 | 443 | 1,000 | 47.0% |

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：北海道・東北は2013年料金改定時、東京は2012年料金改定時、北陸・中国は2008年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

【参考】自社研究費②

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

| | 四国電力 | | | | 沖縄電力 | | | |
|-----|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) |
| 水力 | 158 | 119 | 119 | 132.8% | — | — | 50 | — |
| 火力 | 450 | 422 | 388 | 116.0% | — | 5 | 28 | — |
| 原子力 | 842 | 764 | 954 | 88.3% | — | — | — | — |
| 新エネ | 4 | — | — | — | — | — | — | — |
| 販売 | — | 212 | 8 | — | — | 3 | — | — |
| その他 | 435 | 481 | 247 | 176.1% | 3 | 1 | 51 | 5.9% |
| 合計 | 1,890 | 1,998 | 1,715 | 110.2% | 3 | 8 | 130 | 2.3% |

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：四国は2013年料金改定時、沖縄は2008年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

【参考】自社研究費③

- 各事業者が料金原価に織り込んだ自社研究費の主な内訳は以下のとおり。

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

| | 申請原価 (A) | 今回原価に織り込んだ主な研究内容 | 【参考】 件数 |
|----------|-------------|--|------------|
| 北海道電力 | 水力 | 15 水力発電所保守技術のデジタルトランスフォーメーション（D X）、水力発電所改修に伴う流況変化予測の高度化 など | 5 |
| | 火力 | 23 火力発電所タービン・ボイラ設備等の余寿命診断技術、取放水路付着生物対策 など | 11 |
| | 原子力 | 5 新規放射性物質吸着剤開発 | 1 |
| | 新エネルギー | 6 木質バイオマスを原料とした水素製造装置開発および事業モデル検討 | 2 |
| | 販売 | 65 再エネ等エネルギー・マネジメントシステム開発および事業モデル検討、Z E B (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)省エネ など | 13 |
| | その他 | 189 送配電設備保守高度化、ドローン用途拡大、ブルーカーボン（海藻に取り込まれた炭素）事業要素技術開発 など | 51 |
| 東北電力 | 水力 | 11 水力発電所における I o T 等の最新情報技術の適用性調査研究 など | 13 |
| | 火力 | 136 石炭火力発電所におけるブラックペレット混焼研究・ガス火力発電所における水素/アンモニア混焼研究 など | 29 |
| | 原子力 | 10 BWRにおける金属材料の高経年化対策に関する研究、小型軽水炉の適用性検討研究 など | 68 |
| | 新エネルギー | 20 浮体式洋上風力発電に関する研究、風力設備の運用・保守に係る調査・研究 など | 5 |
| | 販売 | 10 福島県果樹剪定材のバイオマス発電燃焼研究、自家消費型PVと蓄電池を組み合わせたエネルギー・マネジメントシステムの開発研究 など | 5 |
| | その他 | 120 CO 2 メタン化の実用化に向けた研究、再生可能エネルギーの出力変動対策等に向けた水素製造システムの評価研究 など | 53 |
| 東京電力 E P | 水力 | — — | — |
| | 火力 | — — | — |
| | 原子力 | — — | — |
| | 新エネルギー | — — | — |
| | 販売 | — — | — |
| | その他 | 803 デマンドレスポンスに関するアルゴリズム開発 など | 9 |

【参考】自社研究費④

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

| | 申請原価 (A) | 今回原価に織り込んだ主な研究内容 | 【参考】 件数 |
|------|-------------|---|------------|
| 北陸電力 | 水力 | 2 水力発電設備の機能維持対策 | 1 |
| | 火力 | 8 火力発電設備の機能維持対策 | 4 |
| | 原子力 | 5 原子力発電設備の耐久性に関する研究 | 1 |
| | 新エネルギー | 1 洋上風力発電システムの開発に関する研究 | 1 |
| | 販売 | — — | — |
| | その他 | 156 分散電源・大容量蓄電池等の活用技術の高度化に関する研究 | 25 |
| 中国電力 | 水力 | 48 水力発電システムへのIoT・ICT適用による保安業務の省力化・合理化に関する研究 など | 3 |
| | 火力 | 161 石炭火力微量物質の溶出抑制による石炭燃料費の低減に関する研究 など | 19 |
| | 原子力 | 10 原子力発電所における弾塑性挙動を考慮した機器配管系の地震応答評価法の研究 など | 4 |
| | 新エネルギー | 5 洋上風力設備点検のためのドローン位置制御に関する研究 など | 3 |
| | 販売 | 51 再生可能エネルギーの面的融通実証、需要サイドからのエネルギー利用最適化に関するサービス開発 など | 6 |
| | その他 | 194 脱炭素社会の実現に向けた水素を含めた分散型エネルギー・マネジメントシステムの開発 など | 22 |

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

【参考】自社研究費⑤

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

| | 申請原価 (A) | 今回原価に織り込んだ主な研究内容 | 【参考】 件数 |
|------|-------------|--|------------|
| 四国電力 | 水力 | 158 斜流水車の水車性能向上ならびに設備簡素化に関する研究、ダムによる土砂遮断に伴う下流河川環境への影響に関する研究 など | 11 |
| | 火力 | 450 火力発電所のスマート保安技術に関する研究、火力発電所の海水取水設備の防汚対策に関する研究 など | 19 |
| | 原子力 | 842 原子力発電所の耐震強度評価技術や配管減肉予測技術の研究、定期検査における試験・検査の改善研究 など | 100 |
| | 新エネルギー | 4 浮体式洋上風力導入のための係留技術・電気システム研究 など | 1 |
| | 販売 | — | — |
| | その他 | 435 四国地域における地震等の自然災害に関する研究、カーボンニュートラル実現に向けた研究 など | 15 |
| 沖縄電力 | 水力 | — | — |
| | 火力 | — | — |
| | 新エネルギー | — | — |
| | 販売 | — | — |
| | その他 | 3 ・電源計画に関する研究 ・自社研究に係る諸雑費等 | 7 |

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

【参考】電中研分担金①

- 各事業者の電中研分担金の織り込み状況は以下のとおり。

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

| | 北海道電力 | | | | 東北電力 | | | | 東京電力EP | | | |
|-----|-------------|--------------|---------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) 注 | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) |
| 水力 | 28 | 32 | 20 | 140.0% | 1 | 23 | 62 | 1.6% | — | — | 248 | — |
| 火力 | 99 | 127 | 140 | 70.7% | 185 | 183 | 448 | 41.3% | — | — | 1,533 | — |
| 原子力 | 537 | 581 | 225 | 238.7% | 984 | 482 | 784 | 125.5% | — | — | 2,614 | — |
| 新エネ | 29 | — | 16 | 181.3% | 48 | 0 | 57 | 84.2% | — | — | 178 | — |
| 販売 | 81 | 64 | 43 | 188.4% | 56 | 32 | 27 | 207.4% | — | — | — | — |
| その他 | 254 | 233 | 182 | 139.6% | 139 | 811 | 10 | 1,390% | 192 | 238 | 2,538 | 7.6% |
| 合計 | 1,028 | 1,037 | 625 | 164.5% | 1,414 | 1,531 | 1,388 | 101.9% | 192 | 238 | 7,113 | 2.7% |

| | 北陸電力 | | | | 中国電力 | | | |
|-----|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) |
| 水力 | 31 | — | — | — | 41 | — | — | — |
| 火力 | 69 | — | — | — | 106 | — | — | — |
| 原子力 | 505 | — | — | — | 654 | — | — | — |
| 新エネ | — | — | — | — | 26 | — | — | — |
| 販売 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| その他 | 343 | — | — | — | 24 | — | — | — |
| 合計 | 947 | 951 | 565 | 167.6% | 851 | 1,101 | 1,671 | 50.9% |

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：北海道・東北は2013年料金改定時、東京は2012年料金改定時、北陸・中国は2008年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

【参考】電中研分担金②

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

| | 四国電力 | | | | 沖縄電力 | | | |
|-----|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) |
| 水力 | 19 | 21 | 22 | 86.4% | — | — | — | — |
| 火力 | 60 | 84 | 164 | 36.6% | — | — | — | — |
| 原子力 | 415 | 432 | 265 | 156.6% | — | — | — | — |
| 新エネ | 9 | — | 13 | 69.2% | — | — | — | — |
| 販売 | — | 17 | 9 | — | — | — | — | — |
| その他 | 57 | 102 | 26 | 219.2% | 34 | 46 | 13 | 261.5% |
| 合計 | 560 | 657 | 499 | 112.2% | 34 | 46 | 13 | 261.5% |

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：四国は2013年料金改定時、沖縄は2008年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

【参考】電中研分担金③

- 各事業者が料金原価に織り込んだ自社研究費電中研分担金の主な内訳は以下のとおり。

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

| | | 申請原価 (A) | 今回原価に織り込んだ主な研究内容 | 【参考】 件数 |
|--------|--------|-------------|--|------------|
| 北海道電力 | 水力 | 28 | 水車劣化診断技術、ダム堆砂管理技術、パワーエレクトロニクス（電力を変換・制御する技術）設備劣化診断技術 など | 13 |
| | 火力 | 99 | 石炭ガス化複合発電プラント（IGCC）低コスト化、石炭灰製品開発、CO2分離技術開発、CCUS（分離・貯留したCO2の利用）、環境アセスメント など | 38 |
| | 原子力 | 537 | 低線量放射線の生物影響、地盤の耐震安全性・断層活動性評価手法 など | 60 |
| | 新エネルギー | 29 | 洋上風力発電に係る課題解決（環境影響、運転データによる状態監視ほか）、地熱 など | 8 |
| | 販売 | 81 | 再エネ大量導入に対応した需給調整、蓄電池・水素・燃料電池による系統安定化 など | 21 |
| | その他 | 254 | 電力共通の送配電設備保守技術高度化、サイバーセキュリティ対応、AI・データサイエンス（DS）技術適用 など | 79 |
| 東北電力 | 水力 | 1 | 水中ドローンによる水車点検手法に関する研究、流体過渡現象解析プログラムの開発研究 など | 3 |
| | 火力 | 185 | 10万時間超の領域における高クロム鋼のクリープ寿命評価法の開発、10万時間超の領域におけるSuper 304鋼に関するクリープ寿命評価法の開発 など | 27 |
| | 原子力 | 984 | 生物化学過程を考慮した原子燃料輸送物の仮想海没時の影響評価、レベル3PRAモデルの適用に向けた検討 など | 58 |
| | 新エネルギー | 48 | 既設水力設備の構造健全性、パワー半導体素子の加速劣化・寿命推定技術の開発 など | 12 |
| | 販売 | 56 | カーボンニュートラル達成に向けた高性能ヒートポンプを核とする電化・省エネ技術の開発 など | 2 |
| | その他 | 139 | 電力分野におけるサイバーセキュリティインシデントへの対応能力の向上、ゼロトラスト・セキュリティ技術動向調査 など | 14 |
| 東京電力EP | 水力 | — | — | — |
| | 火力 | — | — | — |
| | 原子力 | — | — | — |
| | 新エネルギー | — | — | — |
| | 販売 | — | — | — |
| | その他 | 192 | レジリエンス性を考慮した職住環境の便益向上・電化促進基盤技術の開発 など | 35 |

【参考】電中研分担金④

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

| | | 申請原価 (A) | 今回原価に織り込んだ主な研究内容 | 【参考】 件数 |
|------|--------|-------------|--|------------|
| 北陸電力 | 水力 | 31 | 自然災害や経年劣化に対する水力発電設備のリスク評価 など | 13 |
| | 火力 | 69 | 脱炭素化に向けた火力発電設備の運用変化の影響評価 など | 30 |
| | 原子力 | 505 | 原子力発電設備の安全性評価 など | 58 |
| | 新エネルギー | — | — | — |
| | 販売 | — | — | — |
| | その他 | 343 | 電力流通設備の再エネ大量導入対策やレジリエンス強化 など | 124 |
| 中国電力 | 水力 | 41 | 水力増発電支援技術の確立と適用、水力土木設備の自然災害リスク評価・対策に関する研究 など | 11 |
| | 火力 | 106 | 火力発電プラントの運用変化に対応した給水処理法の構築、水素・アンモニアの火力発電利用に向けた評価手法の構築 など | 30 |
| | 原子力 | 654 | 原子炉圧力容器の健全性評価手法の高度化、断層活動性評価手法の適用性拡大・合理化 など | 59 |
| | 新エネルギー | 26 | 脱炭素技術の大量導入に向けた社会的受容性評価とエネルギー需給のシナリオ分析 など | 8 |
| | 販売 | — | — | — |
| | その他 | 24 | カーボンニュートラル実現に向けた電気利用拡大と需給協調方策に関する調査 など | 5 |

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

【参考】電中研分担金⑤

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

| | | 申請原価 (A) | 今回原価に織り込んだ主な研究内容 | 【参考】 件数 |
|------------------|-----|-------------|-------------------------------|------------|
| 四 国 電 力 | 水力 | 19 | 水力発電設備の自然災害リスク評価・対策に関する研究 など | 12 |
| | 火力 | 60 | 火力発電プラントの運用変化に対応した給水処理法の研究 など | 31 |
| | 原子力 | 415 | 原子炉圧力容器の健全性評価手法の高度化研究 など | 59 |
| | 新エネ | 9 | 洋上風力発電のための立地評価手法研究 など | 3 |
| | 販売 | — | — | — |
| | その他 | 57 | CO2排出削減のためのカーボンリサイクル研究 など | 13 |
| 沖 縄 電 力 | 水力 | — | — | — |
| | 火力 | — | — | — |
| | 新エネ | — | — | — |
| | 販売 | — | — | — |
| | その他 | 34 | 水素・アンモニアの利活用に向けた研究 など | 150 |

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

関係法令における規定（研究費）

- 研究費については、料金審査要領で、原価への算入の考え方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第2節 営業費

5. 一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

（1）～（4）略

（5）研究費における一括分担金のように、事業者間で販売電力収入等一定の比率により各社の負担額が定まるものについては、個別の研究内容を確認できず査定が行えない場合には、原価への算入を認めない。

【6－10. その他経費】

- ①その他経費の概要
- ②廃棄物処理費
- ③消耗品費
- ④補償費
- ⑤賃借料
- ⑥委託費
- ⑦損害保険料
- ⑧原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- ⑨原賠・廃炉等支援機構一般負担金
- ⑩普及開発関係費
- ⑪養成費
- ⑫研究費
- ⑬諸費
- ⑭貸倒損
- ⑮共有設備費等分担額、同（貸方）
- ⑯建設分担関連費振替額（貸方）
- ⑰附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
- ⑱原子力廃止関連仮勘定償却費
- ⑲電力費振替勘定（貸方）
- ⑳社債発行費
- ㉑審査における論点
- ㉒審査の結果

各事業者の申請概要① (諸費)

- 諸費は、電話回線料・郵送料などの通信運搬費、旅費、団体費、手数料等を計上している。
- 北海道電力・東北電力・東京電力EP・北陸電力・四国電力は、現行原価と比較して、伸びが大きい。

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

| | 北海道電力 | | | | 東北電力 | | | | 東京電力EP | | | |
|-------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) |
| 通信運搬費 | 2,225 | 2,141 | 1,865 | 119.3% | 3,713 | 4,282 | 2,134 | 174.0% | 8,352 | 7,833 | 5,295 | 157.7% |
| 旅費 | 766 | 472 | 780 | 98.2% | 1,362 | 1,131 | 634 | 214.8% | 431 | 297 | 2,956 | 14.6% |
| 寄付金 | — | 90 | — | — | — | 29 | — | — | — | 178 | — | — |
| 団体費 | 416 | 688 | 252 | 165.1% | 516 | 1,195 | 273 | 189.0% | 0 | 28 | 477 | 0.0% |
| その他諸費 | 5,791 | 5,144 | 1,846 | 313.7% | 13,832 | 12,909 | 4,262 | 324.5% | 8,978 | 9,348 | 3,136 | 286.3% |
| 諸手数料 | 319 | 314 | 254 | 125.6% | 482 | 473 | 431 | 111.8% | 127 | 134 | 166 | 76.5% |
| その他 | 5,472 | 4,830 | 1,592 | 343.7% | 13,350 | 12,436 | 3,831 | 348.5% | 8,851 | 9,214 | 2,970 | 298.0% |
| 合計 | 9,198 | 8,535 | 4,743 | 193.9% | 19,424 | 19,547 | 7,303 | 266.0% | 17,761 | 17,685 | 11,864 | 149.7% |

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：北海道・東北は2013年料金改定時、東京は2012年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

各事業者の申請概要② (諸費)

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

| | 北陸電力 | | | | 中国電力 | | | |
|-------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) |
| 通信運搬費 | 2,183 | 1,938 | 1,187 | 183.9% | 5,055 | 4,237 | 999 | 506.0% |
| 旅費 | 494 | 298 | 284 | 173.9% | 669 | 467 | 806 | 83.0% |
| 寄付金 | — | 12 | 63 | — | — | 24 | 342 | — |
| 団体費 | 346 | 628 | 354 | 97.7% | 417 | 849 | 423 | 98.6% |
| その他諸費 | 2,339 | 2,414 | 687 | 340.5% | 9,828 | 7,747 | 12,209 | 80.5% |
| 諸手数料 | 517 | 370 | 21 | 2461.9% | 1,708 | 1,208 | 102 | 1674.5% |
| その他 | 1,822 | 2,044 | 666 | 273.6% | 8,121 | 6,539 | 12,107 | 67.1% |
| 合計 | 5,362 | 5,290 | 2,575 | 208.2% | 15,970 | 13,325 | 14,780 | 108.1% |

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

| | 四国電力 | | | | 沖縄電力 | | | |
|-------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) |
| 通信運搬費 | 1,988 | 1,798 | 1,427 | 139.3% | 168 | 148 | 228 | 73.7% |
| 旅費 | 305 | 259 | 546 | 55.9% | 77 | 41 | 157 | 49.0% |
| 寄付金 | — | 36 | — | — | — | 5 | 262 | — |
| 団体費 | 283 | 719 | 307 | 92.2% | 4 | 89 | 95 | 4.2% |
| その他諸費 | 4,485 | 3,609 | 1,792 | 250.3% | 277 | 172 | 1,670 | 16.6% |
| 諸手数料 | 456 | 355 | 127 | 359.1% | 179 | 130 | 49 | 365.3% |
| その他 | 4,029 | 3,254 | 1,665 | 242.0% | 98 | 42 | 1,621 | 6.0% |
| 合計 | 7,062 | 6,421 | 4,072 | 173.4% | 527 | 454 | 2,411 | 21.9% |

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：四国2013年料金改定時、北陸・中国・沖縄は2008年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

【参考】団体費①

- 各事業者の団体費の織り込み状況は、以下のとおり。
- なお、前回値上げ認可時（2012年、2013年）では、海外電力調査会、海外再処理委員会、原子力安全推進協会、世界原子力発電事業者協会東京センター、日本卸電力取引所、地域共同防災協議会については、事業目的など、合理的な理由を確認の上、原価算入を認めている。

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

| 団体名称 | 申請原価 | | | | | | |
|--------------------|-------|------|--------|------|------|------|------|
| | 北海道電力 | 東北電力 | 東京電力EP | 北陸電力 | 中国電力 | 四国電力 | 沖縄電力 |
| 海外電力調査会 | 55 | 85 | 20 | 53 | 32 | 27 | 4 |
| 海外再処理委員会 | 4 | 12 | 14 | 6 | 30 | 33 | — |
| 原子力安全推進協会 | 221 | 323 | — | 199 | 270 | 140 | — |
| 世界原子力発電事業者協会東京センター | 78 | 70 | — | 87 | 70 | 42 | — |
| 日本卸電力取引所 | 0 | — | 0 | 0.5 | 0 | 1 | — |
| 北海道地区広域共同防災協議会 | 10 | — | — | — | — | — | — |

【参考】団体費②

- 北海道電力によれば、今回の申請で、以下の団体を原価に算入している。

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

| 団体名称 | 主な参加企業 | 主な事業内容 | 原価算入の理由 | 申請原価 |
|-------------|--|---|---|------|
| 原子力エネルギー協議会 | 設立：2018年 北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、電事連、電源開発、日本原子力発電、電中研、日本電機工業会等 | ・原子力産業全体で共通課題の解決に取り組み、原子力事業者に効果的な 安全対策の導入を促す。 ・安全向上という共通の目的の下、規制当局と対話する。 ・さまざまなステークホルダーと安全性向上の取り組みに関するコミュニケーションを行う。 | 原子力発電所の安全性・信頼性を継続的に向上させるために必要不可欠な最新の知見や運転経験を広く収集し、発電所の運営に役立てることができることから、原子力安全のために必要な費用として原価に算入。 | 20 |
| 原子力緊急事態支援組織 | 支援組織の整備：2013年1月 北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発 | ・原子力災害発生時に、速やかに発災事業所へ資機材、要員を派遣し、発災事業者と協働して高放射線量下での原子力災害に対応する。 ・通常時には、原子力災害対応用遠隔操作ロボット等を集中的に配備・管理し、原子力事業所要員に対する操作訓練を実施する。 | 原子力災害時における事故対応のサポートおよび原子力事業所要員に対する操作訓練を行うことから原子力安全のために必要な費用として原価に算入。 | 26 |
| 電力 I S A C | 設立：2017年 北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、電事連、電源開発、東京ガス、大阪ガス等39社 | ・電力系統の運用を担う一般送配電事業者と、発電事業等の電力系統に連係する事業者等においてサイバーセキュリティに関する取り組みを推進する。 | 電力の安定供給に重要な役割を担う事業者間で、サイバーセキュリティに関する情報を交換、分析することにより、事故の未然防止、発生した事故に対する迅速な対応を行うことは安定供給に必要であることから原価に算入。 | 2 |

【参考】団体費③

- 東北電力によれば、今回の申請で、以下の団体を原価に算入している。

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

| 団体名称 | 主な参加企業 | 主な事業内容 | 原価算入の理由 | 申請原価 |
|-------------|---|--|---|------|
| 原子力エネルギー協議会 | <p>設立：2018年7月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みなし小売電気事業者（9社※） ・電気事業連合会、電源開発（株）、（一財）電力中央研究所、東芝エネルギー・システムズ（株）、（一社）日本原子力産業協会、日本原子力発電（株）、（一社）日本電機工業会、（株）日立製作所、三菱重工業（株）、三菱電機（株） 【全19社・団体】 | 原子力産業界における世界最高水準の安全性を追求し、国内事業者に対する評価や改善支援を実施 | <p>原子力エネルギー協議会は、原子力産業界における自律的かつ継続的な安全性確保に向けた取組みを定着させていくことを目的に、メーカーを含む原子力産業界全体の知見・リソースを効果的に活用し、規制当局等とも対話を行いながら、効果ある安全対策を立案し、原子力事業者の現場への導入を促す組織である。</p> <p>当社としても、自ら参画することで、原子力事業所間の連携や知見獲得、原子力発電所の一層の安全性向上に必要不可欠であることから、必要な費用として原価に算入。</p> | 27 |

※沖縄電力を除く。

【参考】団体費④

- 東京電力EPによれば、今回の申請で、以下の団体を原価に算入している。

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

| 団体名称 | 主な参加企業 | 主な事業内容 | 原価算入の理由 | 申請原価 |
|------------|---|--|--|------|
| 福島相双復興推進機構 | <p>設立：2015年8月12日</p> <p>正会員：</p> <p>一般社団法人 日本経済団体連合会、公益社団法人 経済同友会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、一般社団法人 東北経済連合会、一般社団法人 全国銀行協会、東京電力ホールディングス株式会社</p> <p>賛助会員：</p> <p>一般社団法人 全国信用金庫協会、一般社団法人 全国信用組合中央協会</p> | <p>(1)「相談型支援」事業 ①「個別訪問」事業 事業者を個別に訪問し、現状や課題、今後の事業に係る意向等について、話を伺い、相談を受ける等の取組を実施 ②「事業再開・再生支援」事業 事業再開・継続、承継・転業等、事業者が抱える課題について、専門家等によるきめ細やかな支援を実施</p> <p>(2)「復興・創生」事業 ①東日本大震災当時、当該地域に居住していた方々、とりわけ高齢者の生活再建に向け、生業回復、生活環境整備等に関する取組を実施 ②当該地域において、復興を通じた新たなまちづくりが実現できるよう、自治体による復興・まちづくり計画の策定・実行へ向けた活動に関する支援を実施 ③当該地域への住民帰還の促進を含む本格的な復興に向け、働く場所や買い物環境等を整備できるよう、新たな産業・人材の呼び込みと起業促進を図るための取組を実施</p> <p>(3) その他、目的を達成するために必要な事業</p> | <p>わが社の存続理由である、「福島への責任を貫徹する」という目的のため、福島の支援事業への支出は必要不可欠であると考えている。</p> | 318 |

【参考】団体費⑤

- 北陸電力によれば、今回の申請で、以下の団体を原価に算入している。

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

| 団体名称 | 主な参加企業 | 主な事業内容 | 原価算入の理由 | 申請原価 |
|-------------|------------------------------------|--|---|------|
| 電力広域的運営推進機関 | 設立：2015年 加入組織：電力会社、ガス会社等 | 電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的として、電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の小売電気事業者等の会員へ電気の供給の指示等を実施。 | 小売電気事業者および発電事業者は本機関の会員である必要があることから、年会費を必要な費用として原価に算入。 | 0.01 |

【参考】団体費⑥

- 中国電力によれば、今回の申請で、以下の団体を原価に算入している。

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

| 団体名称 | 主な参加企業 | 主な事業内容 | 原価算入の理由 | 申請原価 |
|-------------------|--------------------|----------------------------|--|------|
| 地域協同防災協議会 | ・石油会社 ・化学メーカーなど | 法令に基づく防災資機材の共同運用を各々の団体で実施。 | 本協議会は、石油コンビナート等災害防止法に基づき特別防災区域に所在する事業者に配備が義務付けられている防災資機材を共同運用するなど自衛防災活動に必要な経費として原価に算入。 | |
| 水島コンビナート地区保安防災協議会 | <u>設立：1968年</u> | | | 15 |
| 瀬戸内地区広域共同防災協議会 | <u>設立：2008年</u> | | | |

【参考】団体費⑦

- 四国電力によれば、今回の申請で、以下の団体を原価に算入している。

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

| 団体名称 | 主な参加企業 | 主な事業内容 | 原価算入の理由 | 申請原価 |
|--------------------|--|---|---|------|
| 原子力エネルギー協議会 | <p>設立：2018年7月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みなし小売電気事業者（9社※） ・電源開発 ・ガス会社 ・エネルギー会社など | <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業者の自律的かつ継続的な安全性向上の取組みを、高い水準で引き上げていくため、以下の活動を実施 ・国内外の最新知見等をもとにした原子力の安全に関し、原子力産業界として取り組むべき課題の特定 ・安全対策等の決定 ・原子力事業者の安全対策の実施状況の評価・公開 | <ul style="list-style-type: none"> ・本協議会は、原子力産業界全体の知見・リソースを活用し、規制当局と対話しながら、効果ある安全対策を立案しており、当社は、それらを伊方発電所へ導入することにより、発電所の安全性向上を図っている。 ・規制の枠に留まらない自律的かつ継続的な安全性向上の取組を定着させる本協議会の活動は、当社の原子力の安全性向上に資するものであることから、必要な費用として原価に算入。 | 12 |
| 日本原子力発電（緊急事態時支援組織） | <p>支援組織の整備：2013年1月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みなし小売電気事業者（9社※） ・電源開発 ・日本原燃 | <ul style="list-style-type: none"> ・事故収束活動にあたる遠隔操作ロボット等の資機材の集中的な管理・運用 ・事故時の現場状況の偵察、空間線量率の測定、がれきの撤去等、事故発生事業者の緊急対応活動支援 | <p>本組織は、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令」への対応として、設置された組織であり、原子力のさらなる安全性向上を目指し、原子力事業者が共同で運営している。</p> <p>原子力防災体制の強化において、同組織は重要な役割を担うことから、必要な費用として原価に算入。</p> | 17 |
| 原子力環境整備促進・資金管理センター | <p>設立：1976年10月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みなし小売電気事業者（9社※） ・日本原子力発電 | <ul style="list-style-type: none"> ・原子燃料サイクル推進基金※の運営・管理の実施 | <p>本法人は、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づく国の指定を受け、最終処分積立金の資金管理業務を行うほか、原子力発電所を保有する電気事業者と契約締結し、原子燃料サイクル推進基金の運営・管理業務を実施している。</p> <p>原子力事業を円滑に運営していくためには、原子燃料サイクルの着実な推進が重要であるため、原子燃料サイクル推進基金の運営・管理に係る費用について、必要な費用として原価に算入。</p> | 11 |
| 電力広域的運営推進機関 | <p>設立：2015年4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力10社 ・電源開発 ・日本原子力発電 ・ガス会社 ・エネルギー会社 など | <p>電源の広域的な活用に必要な送電網の整備を進めるとともに、電力の需給状況を監視し、需給状況が悪化した電気事業者に対し、他の電気事業者からの電力供給の指示等を実施</p> | <p>電気事業法により、電気事業者は広域機関への加入が義務付けられていることから、加入者が同機関に納付しなければならない会費について、必要な費用として原価に算入。</p> | 0.01 |

※沖縄電力を除く。

【参考】団体費⑧

- 沖縄電力によれば、今回の申請で、以下の団体を原価に算入している。

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

| 団体名称 | 主な参加企業 | 主な事業内容 | 原価算入の理由 | 申請原価 |
|-------------|--|---|--|------|
| 電力広域的運営推進機関 | 設立：2015年4月 ・一般送配電事業者 ・小売電気事業者 ・発電事業者 等 | ・需給計画・系統計画の取りまとめ ・新規電源の接続の受付や系統情報の公開 等 | 電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備を進めるとともに、全国大で平常時・緊急時の需給調整機能を強化することを目的に設立されており、必要な費用として原価に算入。 | 0.01 |

関係法令における規定（諸費）

- 諸費については、料金審査要領で、原価への算入の考え方方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第1節 基本的考え方

1. 電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、普及開発関係費（公益的な目的から行う情報提供に係るものを除く。）、寄付金及び団体費は原価への算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、これらの費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。また、電気の供給にとって優先度が低いものや、規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、政治献金、書画骨董等）については、原価への算入を認めない。

第2節 営業費

5. 一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

（1）・（2）略

（3）寄付金については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、当該費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。

（4）団体費については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、当該費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。

【6－10. その他経費】

- ①その他経費の概要
- ②廃棄物処理費
- ③消耗品費
- ④補償費
- ⑤賃借料
- ⑥委託費
- ⑦損害保険料
- ⑧原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- ⑨原賠・廃炉等支援機構一般負担金
- ⑩普及開発関係費
- ⑪養成費
- ⑫研究費
- ⑬諸費
- ⑭貸倒損**
- ⑮共有設備費等分担額、同（貸方）
- ⑯建設分担関連費振替額（貸方）
- ⑰附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
- ⑱原子力廃止関連仮勘定償却費
- ⑲電力費振替勘定（貸方）
- ⑳社債発行費
- ㉑審査における論点
- ㉒審査の結果

各事業者の申請概要①（貸倒損）

- 貸倒損は、大別すると、以下2つの費用から構成される。
 - ①売上債権等（例：未回収の電気料金）の回収漏れが発生した場合の損失（費用）
 - ②現時点で売上債権等の回収漏れは発生していないものの、将来の回収漏れリスクを踏まえ、貸倒引当金の増額等を行う場合の費用
- 仮に、原価算定期間中に、回収漏れリスクを抱える売上債権の増加が見込まれる場合、これに対応するための貸倒引当金の増額等に伴う費用（貸倒損）が料金原価に算入される。一方、当該費用は、原価算定期間後も料金原価に含まれるため、回収漏れリスクを抱える売上債権が将来的に減ることが予想される場合、過大な費用が固定化される可能性がある。

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

| | 北海道電力 | | | | 東北電力 | | | | 東京電力EP | | | |
|-------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) |
| 貸倒発生額 | 501 | 296 | 601 | 83.4% | 753 | 391 | 642 | 117% | 4,027 | 2,087 | 2,242 | 179.6% |
| 貸倒引当額 | 105 | 227 | 30 | 350.0% | 104 | ▲50 | 2 | 6,527% | 922 | 1,106 | 150 | 614.7% |
| 合計 | 606 | 523 | 630 | 96.2% | 857 | 341 | 644 | 133% | 4,949 | 3,193 | 2,392 | 206.9% |

| | 北陸電力 | | | | 中国電力 | | | |
|-------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) |
| 貸倒発生額 | 134 | 62 | 174 | 77% | 3 | 26 | 471 | 1% |
| 貸倒引当額 | 13 | 39 | ▲12 | — | 360 | 237 | 3 | 12,000% |
| 合計 | 147 | 101 | 162 | 91% | 363 | 263 | 474 | 77% |

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。
 ※「現行原価」：北海道・東北は2013年料金改定時、東京は2012年料金改定時、北陸・中国は2008年改定時のもの。託送原価相当を除く。
 ※「直近実績」：2021年度実績値。

各事業者の申請概要②（貸倒損）

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

| | 四国電力 | | | | 沖縄電力 | | | |
|-------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) |
| 貸倒発生額 | 200 | 109 | 210 | 95% | 66 | 78 | 116 | 57% |
| 貸倒引当額 | 6 | 74 | 3 | 200% | 5 | 31 | ▲29 | — |
| 合計 | 206 | 184 | 213 | 97% | 71 | 109 | 88 | 81% |

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：四国は2013年料金改定時、沖縄は2008年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

関係法令における規定（貸倒損）

- 貸倒損については、料金審査要領で、原価への算入の考え方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第2節 営業費

5. 一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

【6－10. その他経費】

- ①その他経費の概要
- ②廃棄物処理費
- ③消耗品費
- ④補償費
- ⑤賃借料
- ⑥委託費
- ⑦損害保険料
- ⑧原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- ⑨原賠・廃炉等支援機構一般負担金
- ⑩普及開発関係費
- ⑪養成費
- ⑫研究費
- ⑬諸費
- ⑭貸倒損
- ⑮**共有設備費等分担額、同（貸方）**
- ⑯**建設分担関連費振替額（貸方）**
- ⑰**附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）**
- ⑱**原子力廃止関連仮勘定償却費**
- ⑲**電力費振替勘定（貸方）**
- ⑳**社債発行費**
- ㉑**審査における論点**
- ㉒**審査の結果**

各事業者の申請概要①（共有設備費等分担額、同（貸方））

- 共有設備費等分担額、同（貸方）は、電力会社が第三者と共有する設備（これに準ずるもの）を含む。以下同じ。）の維持管理費用等のうち、相手方に支払う分担金と相手方からもらい受けける分担金（貸方）を計上している。
- 電力会社が第三者と共有する設備について、例えば、発電所における共有道路・工業用水取水施設・共有護岸・ダム堰堤が挙げられる。
- 各事業者は、維持管理計画・契約書（負担率）・過去実績に基づき算定している。

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

| | 北海道電力 | | | | 東北電力 | | | | 東京電力EP | | | |
|-------------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) |
| 共有設備費等分担額 | 228 | 227 | 236 | 97% | 413 | 459 | 357 | 116% | — | — | 1,870 | — |
| 共有設備費等分担額 (貸方) | ▲14 | ▲13 | ▲15 | 93% | ▲17 | ▲21 | ▲44 | 39% | — | — | ▲15 | — |

| | 北陸電力 | | | | 中国電力 | | | |
|-------------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A/B) |
| 共有設備費等分担額 | 150 | 220 | 47 | 320% | 234 | 239 | 181 | 129% |
| 共有設備費等分担額 (貸方) | ▲4 | ▲2 | — | — | ▲30 | ▲39 | ▲39 | 77% |

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。
※「現行原価」：北海道・東北は2013年料金改定時、東京は2012年料金改定時、北陸・中国は2008年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。「直近実績」：2021年度実績値。

各事業者の申請概要②（共有設備費等分担額、同（貸方））

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

| | 四国電力 | | | | 沖縄電力 | | | |
|-------------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) |
| 共有設備費等分担額 | 279 | 248 | 288 | 97% | — | — | — | — |
| 共有設備費等分担額 (貸方) | ▲245 | ▲349 | ▲191 | 128% | — | — | — | — |

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：四国は2013年料金改定時、沖縄は2008年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

関係法令における規定（共有設備費等分担額、同（貸方））

- 共有設備費等分担額、同（貸方）については、料金審査要領で、原価への算入の考え方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第2節 営業費

5. 一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

【6－10. その他経費】

- ①その他経費の概要
- ②廃棄物処理費
- ③消耗品費
- ④補償費
- ⑤賃借料
- ⑥委託費
- ⑦損害保険料
- ⑧原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- ⑨原賠・廃炉等支援機構一般負担金
- ⑩普及開発関係費
- ⑪養成費
- ⑫研究費
- ⑬諸費
- ⑭貸倒損
- ⑮共有設備費等分担額、同（貸方）
- ⑯建設分担関連費振替額（貸方）
- ⑰附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
- ⑱原子力廃止関連仮勘定償却費
- ⑲電力費振替勘定（貸方）
- ⑳社債発行費
- ㉑審査における論点
- ㉒審査の結果

各事業者の申請概要（建設分担関連費振替額（貸方））

- 建設分担関連費振替額（貸方）は、電気事業及び附帯事業の建設工事に間接に関連して要した費用（一般管理部門の費用）を建設仮勘定等に振り替えるものである。
- 各事業者は、予定工事に過去実績（振替率）を乗じて算定している。

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

| | 北海道電力 | | | | 東北電力 | | | | 東京電力EP | | | |
|----------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) |
| 建設分担関連費振替額（貸方） | ▲50 | ▲13 | ▲135 | 37% | ▲295 | ▲317 | ▲294 | 100% | ▲45 | ▲11 | ▲353 | 12.7% |

| | 北陸電力 | | | | 中国電力 | | | |
|----------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) |
| 建設分担関連費振替額（貸方） | ▲173 | ▲40 | ▲3 | 5,767% | ▲398 | ▲197 | ▲98 | 406% |

| | 四国電力 | | | | 沖縄電力 | | | |
|----------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) |
| 建設分担関連費振替額（貸方） | ▲15 | ▲170 | ▲19 | 79% | ▲11 | ▲4 | ▲60 | 18% |

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：北海道・東北・四国は2013年料金改定時、東京は2012年料金改定時、北陸・中国・沖縄は2008年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

関係法令における規定（建設分担関連費振替額（貸方））

- 建設分担関連費振替額（貸方）については、料金審査要領で、原価への算入の考え方方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第2節 営業費

5. 一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

【6－10. その他経費】

- ①その他経費の概要
- ②廃棄物処理費
- ③消耗品費
- ④補償費
- ⑤賃借料
- ⑥委託費
- ⑦損害保険料
- ⑧原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- ⑨原賠・廃炉等支援機構一般負担金
- ⑩普及開発関係費
- ⑪養成費
- ⑫研究費
- ⑬諸費
- ⑭貸倒損
- ⑮共有設備費等分担額、同（貸方）
- ⑯建設分担関連費振替額（貸方）
- ⑰附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
- ⑱原子力廃止関連仮勘定償却費
- ⑲電力費振替勘定（貸方）
- ⑳社債発行費
- ㉑審査における論点
- ㉒審査の結果

各事業者の申請概要（附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方））

- 附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）は、附帯事業の営業に間接に関連して要した費用（一般管理部門の費用）を附帯事業営業費用に振り替えるものである。
- 各事業者は、附帯事業営業費用予定に過去実績（振替率）を乗じるなどにより算定している。

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

| | 北海道電力 | | | | 東北電力 | | | | 東京電力EP | | | |
|--------------------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) |
| 附帯事業営業費用分担 関連費振替額（貸方） | ▲24 | ▲24 | ▲3 | 800% | ▲98 | ▲84 | ▲31 | 316% | ▲469 | ▲469 | ▲513 | 91.4% |

| | 北陸電力 | | | | 中国電力 | | | |
|--------------------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) |
| 附帯事業営業費用分担 関連費振替額（貸方） | ▲12 | ▲12 | ▲2 | 600% | ▲250 | ▲117 | ▲117 | 214% |

| | 四国電力 | | | | 沖縄電力 | | | |
|--------------------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) |
| 附帯事業営業費用分担 関連費振替額（貸方） | ▲110 | ▲56 | ▲117 | 94% | ▲36 | ▲31 | ▲5 | 720% |

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：北海道・東北・四国は2013年料金改定時、東京は2012年料金改定時、北陸・中国・沖縄は2008年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

関係法令における規定（附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方））

- 附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）については、料金審査要領で、原価への算入の考え方方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第2節 営業費

5. 一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

【6－10. その他経費】

- ①その他経費の概要
- ②廃棄物処理費
- ③消耗品費
- ④補償費
- ⑤賃借料
- ⑥委託費
- ⑦損害保険料
- ⑧原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- ⑨原賠・廃炉等支援機構一般負担金
- ⑩普及開発関係費
- ⑪養成費
- ⑫研究費
- ⑬諸費
- ⑭貸倒損
- ⑮共有設備費等分担額、同（貸方）
- ⑯建設分担関連費振替額（貸方）
- ⑰附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
- ⑱原子力廃止関連仮勘定償却費
- ⑲電力費振替勘定（貸方）
- ⑳社債発行費
- ㉑審査における論点
- ㉒審査の結果

各事業者の申請概要①（原子力廃止関連仮勘定償却費）

- 「原子力廃止関連仮勘定償却費」とは、円滑な廃炉を促す環境を整備する観点から措置された廃炉会計制度の一つであり、原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産の帳簿価額等に關し、廃炉時に一括して費用計上するのではなく、資産計上（原子力廃止関連仮勘定）した上で、一定期間をかけて償却・費用化するものである。

※資産計上にあたっては、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

- 原子力廃止関連仮勘定に計上することができる対象は以下のとおり。
 - ✓ 原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産の帳簿価額（原子力特定資産簿価を除き、建設仮勘定に計上された固定資産（原子炉の運転を廃止した後に竣工しないものに限る。）の帳簿価額を含む。）
 - ✓ 原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額
 - ✓ 原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等拠出金費及び核燃料の解体に要する費用
- 「原子力廃止関連仮勘定償却費」は、託送料金の仕組みを利用して廃炉円滑化負担金相当収益（控除収益）によって費用回収するものであり、託送料金による回収開始時期（2020年10月）の残存簿価を基に算定（10年定額償却）する。
- なお、中国電力（島根1号機）は、廃炉会計制度上の措置に基づき2015～18年度に償却を実施・完了しているため、今回申請原価に計上はない。

各事業者の申請概要②（原子力廃止関連仮勘定償却費）

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

| | 東北電力（女川1号機） | | | | 四国電力（伊方1号機） | | | | 四国電力（伊方2号機） | | | |
|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 資産残高 | 申請原価 (A) | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) | 資産残高 | 申請原価 (A) | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) | 資産残高 | 申請原価 (A) | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) |
| 原子力発電設備 | 224 | 22 | — | — | 1,285 | 128 | — | — | 1,181 | 118 | — | — |
| 建設仮勘定 | 4,218 | 422 | — | — | 2,673 | 267 | — | — | 709 | 71 | — | — |
| 核燃料 | 4,645 | 465 | — | — | 7,165 | 716 | — | — | 6,370 | 637 | — | — |
| 使用済燃料再処理等 拠出金費 | 13,433 | 1,343 | — | — | 4,584 | 458 | — | — | 9,953 | 995 | — | — |
| 核燃料の解体に要する 費用 | 1,895 | 189 | — | — | 4,660 | 466 | — | — | 4,750 | 475 | — | — |
| 合計 | 24,414 | 2,441 | — | — | 20,367 | 2,037 | — | — | 22,963 | 2,296 | — | — |

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「資産残高」：2020年10月末時点。

※「現行原価」：東北・四国は2013年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

関係法令における規定（原子力廃止関連仮勘定償却費）

- 原子力廃止関連仮勘定償却費については、料金審査要領で、原価への算入の考え方方が示されている。

電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）

（原子力廃止関連仮勘定に関する特例）

第二十八条の五 対象発電事業者は、その運用する原子炉を廃止するために法第二十七条の二十七第三項の規定による届出をしようとする場合において、原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産の帳簿価額（原子力特定資産簿価を除き、建設仮勘定に計上された固定資産（原子炉の運転を廃止した後に竣工しないものに限る。）の帳簿価額を含む。）及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く。）（以下「原子力廃止関連仮勘定簿価」という。）並びに当該原子炉の廃止に伴つて生ずる使用済燃料再処理等拠出金費及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額（以下「原子力廃止関連費用相当額」という。）を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上しようとするときは、振り替え、又は計上しようとする資産等の項目について経済産業大臣の承認を受けなければならない。この場合において、原子力廃止関連仮勘定簿価に振り替えようとする資産項目は原子力廃止関連準備資産として区分して整理する。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第2節 営業費

5. 一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

【6－10. その他経費】

- ①その他経費の概要
- ②廃棄物処理費
- ③消耗品費
- ④補償費
- ⑤賃借料
- ⑥委託費
- ⑦損害保険料
- ⑧原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- ⑨原賠・廃炉等支援機構一般負担金
- ⑩普及開発関係費
- ⑪養成費
- ⑫研究費
- ⑬諸費
- ⑭貸倒損
- ⑮共有設備費等分担額、同（貸方）
- ⑯建設分担関連費振替額（貸方）
- ⑰附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
- ⑱原子力廃止関連仮勘定償却費
- ⑲**電力費振替勘定（貸方）**
- ⑳社債発行費
- ㉑審査における論点
- ㉒審査の結果

各事業者の申請概要（電力費振替勘定（貸方））

- 電力費振替勘定（貸方）は、建設工事・附帯事業のために自家使用した電気の使用量及び使用状況に応する金額を、電気事業営業費用から控除するものである。各事業者は、計画電力量と電力単価を基に算定している。

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

| | 北海道電力 | | | | 東北電力 | | | | 東京電力EP | | | |
|------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) |
| 電力費振替額(貸方) | ▲26 | ▲5 | ▲28 | 93% | ▲120 | ▲314 | ▲143 | 84% | - | - | ▲108 | - |

| | 北陸電力 | | | | 中国電力 | | | |
|------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) |
| 電力費振替額(貸方) | - | ▲12 | - | - | ▲2,225 | ▲1,044 | ▲289 | 770% |

| | 四国電力 | | | | 沖縄電力 | | | |
|------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) |
| 電力費振替額(貸方) | ▲287 | ▲322 | ▲176 | 163% | ▲1 | ▲0 | ▲21 | 5% |

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：北海道・東北・四国は2013年料金改定時、東京は2012年料金改定時、北陸・中国・沖縄は2008年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

関係法令における規定（電力費振替勘定（貸方））

- 電力費振替勘定（貸方）については、料金審査要領で、原価への算入の考え方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第2節 営業費

5. 一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

【6－10. その他経費】

- ①その他経費の概要
- ②廃棄物処理費
- ③消耗品費
- ④補償費
- ⑤賃借料
- ⑥委託費
- ⑦損害保険料
- ⑧原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- ⑨原賠・廃炉等支援機構一般負担金
- ⑩普及開発関係費
- ⑪養成費
- ⑫研究費
- ⑬諸費
- ⑭貸倒損
- ⑮共有設備費等分担額、同（貸方）
- ⑯建設分担関連費振替額（貸方）
- ⑰附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
- ⑱原子力廃止関連仮勘定償却費
- ⑲電力費振替勘定（貸方）
- ⑳**社債発行費**
- ㉑審査における論点
- ㉒審査の結果

各事業者の申請概要（社債発行費）

- 社債発行費は、社債発行に際してかかる費用であり、金融機関・証券会社の取扱手数料、社債管理者へ支払う業務委託費用、監査法人に対して支払うコンフォートレターの作成費用等が計上されている。各事業者は、社債発行の見通しや過去実績に基づき算定している。

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

| | 北海道電力 | | | | 東北電力 | | | | 東京電力EP | | | |
|-------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) |
| 社債発行費 | 373 | 245 | 116 | 322% | 447 | 430 | 187 | 240% | 8 | 1 | - | - |

| | 北陸電力 | | | | 中国電力 | | | |
|-------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) |
| 社債発行費 | 352 | 273 | 100 | 352% | 529 | 920 | 119 | 445% |

| | 四国電力 | | | | 沖縄電力 | | | |
|-------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) | 申請原価 (A) | 直近実績 【参考】 | 現行原価 (B) | 増減 (A／B) |
| 社債発行費 | 231 | 245 | 47 | 492% | 14 | 12 | 28 | 50% |

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：北海道・東北・四国は2013年料金改定時、東京は2012年料金改定時、北陸・中国・沖縄は2008年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

関係法令における規定（社債発行費）

- 社債発行費については、料金審査要領で、原価への算入の考え方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第2節 営業費

5. 一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

【6－10. その他経費】

- ①その他経費の概要
- ②廃棄物処理費
- ③消耗品費
- ④補償費
- ⑤賃借料
- ⑥委託費
- ⑦損害保険料
- ⑧原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- ⑨原賠・廃炉等支援機構一般負担金
- ⑩普及開発関係費
- ⑪養成費
- ⑫研究費
- ⑬諸費
- ⑭貸倒損
- ⑮共有設備費等分担額、同（貸方）
- ⑯建設分担関連費振替額（貸方）
- ⑰附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
- ⑱原子力廃止関連仮勘定償却費
- ⑲電力費振替勘定（貸方）
- ⑳社債発行費
- ㉑審査における論点
- ㉒審査の結果

審査における論点①（その他経費）

【共通】

- その他経費については、料金算定規則において、実績値等を基に算定することとなっているが、今回の申請がそれに沿ったものとなっているか。
- また、料金審査要領において、原価への算入を認めないこととされている費用については、今回の申請に織り込まれていないか。

【個別論点の例】

- 廃棄物処理費について、中国電力は2021年度の灰発生率をベースに、2022年度上期の実績及び2023年度の灰発生率の増加見込みを加算して、灰処理費を算定しているが、これをどのように考えるか。
- 脱炭素化に関する費用について、料金審査要領に記載は無いところ、委託費・普及開発関係費・研究費などに多くの案件が含まれているが、電気事業の運営に必要不可欠なもののみ原価に織り込まれているか。
- 研究費などにおいて、販売促進を目的とした費用が原価に算入されていないか。
- 普及開発関係費について、電気事業の運営に当たって厳に必要なものであるか。特に、東北・四国では、前回の料金値上げ（2013年）の原価を大きく上回る普及開発関係費が織り込まれている。

(続く)

審査における論点②（その他経費）

（続き）

- 賃借料について、事務所用ビルの賃料などは、周辺物件の賃料水準と比較して、適切な水準となっているか。
- 団体費について、料金審査要領において、「合理的な理由がある場合には、当該費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める」とこととなっているが、今回の料金改定申請に織り込んだ団体について、その織り込み理由は合理的か。また、当該費用の額・内容が公表されていない場合、これをどのように考えるか。
- 貸倒損について、一時的な特例措置によって未回収の電気料金等の売上債権が増加し、貸倒引当金の増額等が必要となる場合が考えられるが、このような一時的な特例措置に伴う費用を料金原価に算入することについて、どのように考えるか。

【6－10. その他経費】

- ①その他経費の概要
- ②廃棄物処理費
- ③消耗品費
- ④補償費
- ⑤賃借料
- ⑥委託費
- ⑦損害保険料
- ⑧原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- ⑨原賠・廃炉等支援機構一般負担金
- ⑩普及開発関係費
- ⑪養成費
- ⑫研究費
- ⑬諸費
- ⑭貸倒損
- ⑮共有設備費等分担額、同（貸方）
- ⑯建設分担関連費振替額（貸方）
- ⑰附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
- ⑱原子力廃止関連仮勘定償却費
- ⑲電力費振替勘定（貸方）
- ⑳社債発行費
- ㉑審査における論点
- ㉒審査の結果

審査の結果①（その他経費／共通・廃棄物処理費）

【その他経費共通】

- 審査の結果、料金原価に織り込まれた費用が変化した項目がある場合、これらの項目に基づいて算定している費用については、その変化分を反映する。

【廃棄物処理費】

■ 北海道電力

- 苫小牧発電所で使用するアンモニア購入単価について、実績単価を上回る部分を料金原価から減額する。

■ 東北電力

- 能代火力発電所で使用するアンモニア購入単価について、実績単価を上回る部分を料金原価から減額する。

■ 中国電力

- 石炭灰処理費の算定根拠となる灰発生率について、他事業者と異なる方法で算定していたが、過去の実績値を基に算定しているものであることを確認した。

■ 沖縄電力

- 石炭灰処理に係る契約単価について、実績単価を上回る部分を料金原価から減額する。

審査の結果②（その他経費／消耗品費）

■ 北海道電力

- 図書費について、他の事業者の1人当たりの費用と比較し、過大となっている部分を料金原価から減額する。
- 什器工具費について、過去実績を基に一括計上しているところ、当該実績値に含まれている机・椅子・家電の買い替え分などは、料金改定申請を行う状況下における費用の優先度を踏まえ、当該実績値から控除した上で再算定し、これに基づき料金原価から減額する。

■ 東北電力

- 図書費について、他の事業者の1人当たりの費用と比較し、過大となっている部分を料金原価から減額する。
- 什器工具費について、過去実績を基に一括計上しているところ、当該実績値に含まれている机・椅子・家電の買い替え分などは、料金改定申請を行う状況下における費用の優先度を踏まえ、当該実績値から控除した上で再算定し、これに基づき料金原価から減額する。
- 印刷費、封筒作成等に係る費用については、直近実績を上回る部分を料金原価から減額する。

審査の結果③（その他経費／消耗品費）

■東京電力EP

- カスタマーセンター運営に伴う恒常的な事務用品などは、直近実績に、原価算定期間で追加的に費用の発生が見込まれるものを加えた額を上限として、上限超過分は料金原価から減額する。
- 社内PCやコピー用紙などの購入費用について、単価などの根拠が不明な部分は、料金原価から減額する。

■北陸電力

- 什器工具費について、過去実績を基に一括計上しているところ、当該実績値に含まれているPHSやPCなどの買い替え分は、原価算定期間に発生する見込みが無いため、当該実績値から控除した上で再算定し、料金原価から減額する。
- 事務用品費について、過去実績を基に一括計上しているところ、当該実績値に含まれている帳票作成費用やソフトウェアライセンス料は、原価算定期間に発生する見込みが無いため、当該実績値から控除した上で再算定し、料金原価から減額する。
- 設備保全システムの改修に伴うライセンス追加購入費用などについて、料金改定申請を行う状況下における費用の優先度を踏まえ、料金原価から減額する。
- 新聞や書籍などの購入費について、自主カット分を適切に反映出来ていなかったことから、当該分を料金原価から減額する。

審査の結果④（その他経費／消耗品費）

■中国電力

- 什器工具費について、過去実績を基に一括計上しているところ、当該実績値に含まれている机・椅子・書棚の買い替え分などは、料金改定申請を行う状況下における費用の優先度を踏まえ、当該実績値から控除した上で再算定し、これに基づき料金原価から減額する。
- 事務用品費について、過去実績を基に一括計上しているところ、当該実績値に含まれている家電や飛沫防止用パーテーションの買い替え分などは、料金改定申請を行う状況下における費用の優先度を踏まえ、当該実績値から控除した上で再算定し、これに基づき料金原価から減額する。
- 料金改定に伴う約款・要綱の印刷費のうち、2024～25年度分に関し、当該期間に費用の発生が明確に見込まれないことから、料金原価から減額する。

■四国電力

- EV充電サービスに係る印刷費などについて、料金改定申請を行う状況下における費用の優先度を踏まえ、料金原価から減額する。

審査の結果⑤（その他経費／消耗品費）

■ 沖縄電力

- 図書費について、他の事業者の1人当たりの費用と比較し、過大となっている部分を料金原価から減額する。
- 潤滑油脂の購入費用について、過去実績を上回る部分は、料金原価から減額する。
- 光熱費について、送配電事業用電力料の控除分の算定誤りを修正し、料金原価から減額する。

審査の結果⑥（その他経費／補償費）

■ 北陸電力

- 汚染負荷量賦課金について、過去実績に基づいて合理的に算定した額を上回る部分は、料金原価から減額する。
- 臨時的補償費（例：発電所周辺の浚渫工事による補償費）について、事業の実施時期などを合理的に説明できない部分は、料金原価から減額する。
- 臨時的補償費・損害賠償費のうち、過去実績を基に一括計上しているものについて、算定根拠となる過去実績の採録誤りを修正し、料金原価に反映する。

■ 沖縄電力

- 汚染負荷量賦課金について、過去実績に基づいて合理的に算定した額を上回る部分は、料金原価から減額する。

審査の結果⑦ (その他経費／賃借料)

■ 北海道電力

- 設備賃借料について、過去実績に基づいて算定している項目中に、原価算定期間で発生する見込みの無い費用が算入されていたことから、当該費用分を料金原価から減額する。

■ 東北電力

- 社宅や寮の借地借家料について、合理的な理由無く、周辺物件の平均的な水準を上回っている場合などは、当該超過分などを料金原価から減額する。

■ 東京電力EP

- 販売促進のための借家料及び電気事業に供しない設備の賃借料を料金原価から除く。

■ 北陸電力

- 社宅や寮の借地借家料などについて、合理的な理由無く、周辺物件の平均的な水準を上回っている場合などは、当該超過分を料金原価から減額する。

■ 中国電力

- 工事の実施が確定していないものの、その準備段階として、各種調査などを行った場合の費用（建設準備料）であって、原価算定期間中に建設工事料に計上する予定が無いものに関する賃借料については、設備投資における査定の整理を踏まえて、料金原価から除く。

審査の結果⑧ (その他経費／賃借料)

■四国電力

- 社宅や寮の借地借家料について、合理的な理由無く、入居率が90%未満となる場合などは、当該下回る分を料金原価から減額する。
- 道路占用料について、標識の設置等に係る占用料の一部計上誤りを修正することにより、料金原価から減額する。

■沖縄電力

- 社宅や寮の借地借家料について、合理的な理由無く、周辺物件の平均的な水準を上回っている場合などは、当該超過分を料金原価から減額する。

審査の結果⑨（その他経費／委託費）

■ 北海道電力

- 原子力の再稼働に関する委託費用のうち、再稼働時期に応じて追加的に必要となる費用（例：使用前事業者検査に係る委託費用）については、修繕費における整理と同様に、料金原価への算入を認めない。
- 住宅設備の省エネ・電化機器に関する問合せ対応費用について、電気事業の運営に必要不可欠と言えないことから料金原価から除く。
- 料金の請求等に関する業務委託費用について、過大となっている費用（退職金及び厚生費）を料金原価から減額する。
- 集金代行業務に係る委託費用のうち、手数料率の見直しに伴って再算定し、申請額を上回る分については、料金原価への算入を認めない。

■ 東北電力

- Web受付業務に含まれる加入促進施策などの販売促進に係る費用等の優先度が低い費用を料金原価から除く。

審査の結果⑩（その他経費／委託費）

■東京電力EP

- 電気料金の収納代行に係る委託費用については、実績単価を上回る部分は料金原価から減額する。
- 節電や省エネ推進を目的とした委託費用（省エネプログラム）やメディアトレーニングの支援業務などに係る費用について、料金改定申請を行う状況下における費用の優先度を踏まえ、料金原価から減額する。
- 太陽光発電の設置・運用などを行う事業（オンサイトPV）などに係る委託費用については、電気事業の運営に必要不可欠と言えないことから、料金原価から減額する。
- 本社業務の一部委託等に係る費用について、過去実績を上回る部分は料金原価から減額する。

■北陸電力

- 原子力発電所の再稼働に係る委託費用のうち、審査の進捗に応じて追加的に必要となる費用については、その実施時期等を合理的に説明できない部分を料金原価から減額する。
- 「北陸電力グループのカーボンニュートラル達成に向けたロードマップ」の目標値（2030年代早期に再エネ開発量 + 100万kW以上）達成のための新規水力開発や陸上風力の調査・設計に係る委託費用等については、料金改定申請を行う状況下における費用の優先度を踏まえ、料金原価から減額する。
- 不動産会社向けのポータルサイトの改修費用等については、料金改定申請を行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除く。

審査の結果⑪（その他経費／委託費）

■中国電力

- 地域の脱炭素化に向けた調査委託費用や、販売促進に係るシステム改修など、優先度が低い費用を料金原価から除く。
- 工事の実施が確定していないものの、その準備段階として、各種調査などを行った場合の費用（建設準備口）であって、原価算定期間に建設工事口に計上する予定が無いものに関する委託費については、設備投資における査定の整理を踏まえて、料金原価から除く。

■四国電力

- 将来の課題解決のためのシステム関連委託費用、新規ビジネスや新サービスの検討に係る委託費用等については、料金改定申請を行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除く。
- 経理関連業務の委託について、過去実績を上回る部分については、料金原価を減額する。

■沖縄電力

- 地域振興に係る費用や原価算定期間に具体的な計画のない調査委託費用などについては、料金改定申請を行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除く。
- 相談役に係る費用（専用車の運転業務）を料金原価から除く。

審査の結果⑫ (その他経費／損害保険料)

■四国電力

- 太陽光発電の設置・運用などを行う事業（PVサービス）などに係る損害保険料について、料金改定申請を行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から減額する。
- 火災保険料について、西条火力発電所リプレースに伴う増額分の加算誤りを修正することにより料金原価から減額する。

審査の結果⑬（その他経費／原子力損害賠償資金補助法一般負担金など）

【原子力損害賠償資金補助法一般負担金】

- 「原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律」に基づいて算定されていることを確認した。

【原賠・廃炉等支援機構一般負担金】

- 「原子力損害賠償・廃炉支援機構法」に基づいて算定されていることを確認した。

審査の結果⑯ (その他経費／普及開発関係費)

■ 北海道電力

- 省エネ推進に係るものうち販売促進の側面が強い費用や、主に電源立地地域を対象としていない発電施設などの施設見学会に係る費用など、優先度が低い費用を料金原価から除く。
- PR館に付随する科学・地域展示の管理費など、電気事業に供しない施設に係る費用を料金原価から除く。
- パンフレット等による情報提供のうち、電気事業の運営上必要不可欠とは言えない情報提供（例：観光情報）に係る費用を料金原価から除く。

■ 東北電力

- 節電・省エネ推進・脱炭素に係るものうち販売促進の側面が強い費用や、地域イベント支援に係る費用など、優先度が低い費用を料金原価から除く。
- PR館に付随する植物園の管理費など、電気事業に供しない施設に係る費用を料金原価から除く。
- パンフレット等による情報提供のうち、電気事業の運営上必要不可欠とは言えない情報提供（例：観光情報）に係る費用などを料金原価から除く。

■ 東京電力EP

- 節電・省エネ推進・脱炭素に係るものうち販売促進の側面が強い費用など、優先度が低い費用を料金原価から除く。

審査の結果⑯ (その他経費／普及開発関係費)

■ 北陸電力

- 脱炭素化に向けた新サービスに係るものうち販売促進の側面が強い費用や、主に電源立地地域を対象としていない発電施設などの施設見学会に係る費用など、優先度が低い費用を料金原価から除く。
- PR館に付随するテラスなどの電気事業に供しない施設に係る費用を料金原価から除く。
- パンフレット等による情報提供のうち、電気事業の運営上必要不可欠とは言えない情報提供（例：観光情報）に係る費用などを料金原価から除く。

■ 中国電力

- 主に電源立地地域を対象としていない発電施設などの施設見学会に係る費用など、優先度が低い費用を料金原価から除く。

■ 四国電力

- 節電に係るものうち販売促進の側面が強い費用や、主に電源立地地域を対象としていない発電施設などの施設見学会に係る費用など、優先度が低い費用を料金原価から除く。
- PR館に付随する観光案内などの電気事業に供しない施設に係る費用を料金原価から除く。
- パンフレット等による情報提供のうち、電気事業の運営上必要不可欠とは言えない情報提供（例：観光情報）に係る費用を料金原価から除く。

審査の結果⑯ (その他経費／普及開発関係費)

■ 沖縄電力

- 地域交流イベントや環境教育に係る費用など、優先度が低い費用を料金原価から除く。
- 施設見学会のノベルティに係る費用など、電気事業の運営上必要不可欠と言えない費用を料金原価から除く。

審査の結果⑯ (その他経費／養成費)

■ 北海道電力

- 省エネに係る研修など、優先度が低い費用を料金原価から除く。

■ 東北電力

- DX研修に係る費用や販売促進に係る研修費用など、優先度が低い費用を料金原価から除く。
- 電気事業の運営上必要不可欠と言えない費用（例：資格取得に伴う祝金）を料金原価から除く。

■ 東京電力EP

- 電化に係る研修費用など、優先度が低い費用を料金原価から除く。
- 電気事業の運営上必要不可欠と言えない費用（例：資格取得に伴う祝金）を料金原価から除く。

■ 北陸電力

- 自己啓発に係る研修費用など、優先度が低い費用を料金原価から除く。

■ 中国電力

- 省エネに係る研修など、優先度が低い費用を料金原価から除く。

審査の結果⑯ (その他経費／養成費)

■四国電力

- 他業種への短期派遣に係る費用など、優先度が低い費用を料金原価から除く。
- 電気事業の運営上必要不可欠と言えない費用（例：資格取得に伴う祝金）を料金原価から除く。

■沖縄電力

- 省エネに係る研修など、優先度が低い費用を料金原価から除く。
- 電気事業の運営上必要不可欠と言えない費用（例：異業種交流に関するセミナー）を料金原価から除く。

審査の結果⑯ (その他経費／研究費)

■ 北海道電力

- 自社研究費において、費用の優先度が低い新たなエネルギーサービスの実用化研究などを、料金原価から減額する。

■ 東北電力

- 電中研の分担金及び自社研究費において、費用の優先度が低い販売促進に係る研究などを、料金原価から減額する。

■ 東京電力EP

- 電中研の分担金及び自社研究費等において、費用の優先度が低い脱炭素化や電化に係る研究などを料金原価から減額する。

■ 北陸電力

- 電中研の分担金及び自社研究費において、費用の優先度が低い環境・社会に関する研究や、団体費としての性格を持つ活動費用などを料金原価から減額する。

■ 中国電力

- 電中研の分担金及び自社研究費において、費用の優先度が低い地域の脱炭素化や地域振興のための研究などを料金原価から減額する。

審査の結果② (その他経費／研究費)

■四国電力

- 電中研の分担金及び自社研究費において、費用の優先度が低い環境・社会に関する研究などを料金原価から減額する。

■沖縄電力

- 電中研の分担金及び自社研究費において、農業ビジネスや地域貢献に係る研究や費用の優先度の低い研究、団体費としての性格を持つ活動費用などを料金原価から減額する。

審査の結果② (その他経費／諸費)

■共通

- 寄付金について、料金審査要領のとおり、料金原価へ算入されていないことを確認した。
- 団体費について、合理的でないものは料金原価への算入を認めないが、以下の団体については、事業目的など合理的な理由があると考えられる。

| 団体名称 | 北海道電力 | 東北電力 | 東京電力EP | 北陸電力 | 中国電力 | 四国電力 | 沖縄電力 |
|--------------------|-------|------|--------|------|------|------|------|
| 海外電力調査会 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 海外再処理委員会 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| 原子力安全推進協会 | ○ | ○ | - | ○ | ○ | ○ | - |
| 世界原子力発電事業者協会東京センター | ○ | ○ | - | ○ | ○ | ○ | - |
| 日本卸電力取引所 | ○ | - | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| 原子力緊急事態支援組織 | ○ | - | - | - | - | ○ | - |
| 電力広域的運営推進機関 | - | - | - | ○ | - | ○ | ○ |
| 原子力環境整備促進・資金管理センター | - | - | - | - | - | ○ | - |
| 福島相双復興推進機構 | - | - | ○ | - | - | - | - |

- 北海道電力の「北海道地区広域共同防災協議会」と、中国電力の「水島コンビナート地区保安防災協議会・瀬戸内地区広域共同防災協議会」も、事業目的など合理的な理由があると考えられる。

審査の結果② (その他経費／諸費)

■ 北海道電力

- 団体費のうち、電力ISAC及び原子力エネルギー協議会については、料金改定申請が必要な状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除く。
- 原子力発電所の再稼働に関する旅費について、過去実績を上回る部分は、料金原価から減額する。
- 電気事業の運営上必要不可欠と言えない費用（例：奨励金）を料金原価から除く。

■ 東北電力

- 団体費のうち、原子力エネルギー協議会については、料金改定申請が必要な状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除く。
- 販売促進に係る料金プラン加入案内DMの郵便料については、料金改定申請が必要な状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除く。
- 電気事業の運営上必要不可欠と言えない費用（例：表彰金）を料金原価から除く。

■ 東京電力EP

- 省エネオペレーションサービスに関する業務委託などに係る費用は、料金改定申請が必要な状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除く。

審査の結果②③ (その他経費／諸費)

■北陸電力

- 電気事業の運営上必要不可欠と言えない費用（例：年功慰労金）を料金原価から除く。

■中国電力

- モバイル端末の更新に伴い不要となった通信費用や販売促進に係る通信費用等を料金原価から減額する。
- 工事の実施が確定していないものの、その準備段階として、各種調査などを行った場合の費用であって、原価算定期間中に建設工事口に計上する予定が無いものに係る諸費については、設備投資の整理を踏まえて、料金原価から除く。
- 電気事業の運営上必要不可欠と言えない費用（例：表彰金）を料金原価から除く。

審査の結果②4 (その他経費／諸費)

■四国電力

- 団体費のうち、原子力エネルギー協議会については、料金改定申請が必要な状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除く。
- EV充電サービスに係る費用については、料金改定申請を行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除く。
- 人件費（委託集金費）の査定を反映し、郵送料を料金原価から減額する。

■沖縄電力

- 通信運搬費について、過去実績を上回る部分は料金原価から減額する。
- 電気事業の運営上必要不可欠と言えない費用（例：表彰金）を料金原価から除く。

審査の結果②5 (その他経費／貸倒損)

■ 7事業者（共通）

- 一時的な特例措置に伴う費用は、料金原価から減額する。

審査の結果②6 (その他経費／共有設備費等分担額、同（貸方）等)

【共有設備費等分担額、同（貸方）】

■ 7事業者（共通）

- 既存の協定書又は実施計画書に基づいて、適正に算定されていることを確認した。

【建設分担関連費振替額（貸方）】

■ 7事業者（共通）

- 電気事業及び附帯事業の建設工事計画等に基づき適切に算定されてることを確認した。

【附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）】

■ 7事業者（共通）

- 過去の附帯事業営業費用分担関連費振替額実績等に基づき適正に算定されていることを確認した。

【原子力廃止関連仮勘定償却費】

■ 東北電力・四国電力

- 原子力廃止関連仮勘定に計上されている額に基づき、適正に算定されていることを確認した。

審査の結果②7 (その他経費／電力費振替勘定（貸方）等)

【電力費振替勘定（貸方）】

■東北電力

- 電力費振替勘定（貸方）の算定において、附帯事業用の振替単価の誤りを修正することにより料金原価から減額する。

■北陸電力

- 電力費振替勘定（貸方）を計上していなかったところ、計画電力量と振替単価に基づき、原価算定期間に発生すると見込まれる額を料金原価に反映する。

【社債発行費】

■7事業者（共通）

- 過去の支払実績や、実施計画などに基づき、適正に算定されていることを確認した。

1. はじめに

2. 特定小売供給約款料金（規制料金）の位置づけ

3. 規制料金の改定申請の概要

4. 規制料金の審査の概要

5. 査定方針の概要

6. 査定方針の各論

6-1. 需要想定・供給力

6-2. 経営効率化

6-3. 燃料費

6-4. 購入・販売電力料

6-5. 原子力バックエンド費用

6-6. 人員計画・人件費

6-7. 修繕費

6-8. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）

6-9. 事業報酬

6-10. その他経費

6-11. 公租公課

6-12. 控除収益

6-13. 費用の配賦

6-14. レートメーク・約款

7. 参考資料

公租公課の概要

- 公租公課は、各税法（河川法、地方税法、法人税法など）に則って、算定する。

1. 水利使用料：河川法に基づき、水力発電所毎の出力に単価を乗じて算定。
2. 固定資産税：地方税法に基づき、土地、家屋、償却資産を課税対象として課税。
3. 雑税：各税法（地方税等）に基づいて課税される印紙税、核燃料税、都市計画税、県市町村民税。
4. 事業税：地方税法に基づき、収入割、付加価値割、資本割毎に税率を乗じて算定。
5. 法人税等：法人税法及び地方税法に基づき、配当原資相当分に対し課税。

関係法令における規定（公租公課）

- 公租公課については、以下に掲げる料金算定規則に従い、算定することとなっている。

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

（営業費の算定）

第三条 事業者は、営業費として、（中略）水利使用料、（中略）固定資産税、雑税、（中略）事業税、（中略）法人税等（中略）の額の合計額を算定（中略）しなければならない。

2 次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一～四（略）

五 水利使用料 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）に定めるところにより算定した流水占用料等の額

六（略）

七 固定資産税、雑税（中略）及び事業税 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（中略）その他の税に関する法律に定めるところにより算定した額

八～十（略）

十一 法人税等 発行済株式（自己株式を除く。）の数及び一株当たりの配当金額を基に算定した配当金並びに会社法（平成十七年法律第八十六号）に定めるところにより算定した利益準備金を基に法人税法、地方法人税法及び地方税法（道府県民税及び市町村民税の法人税割に限る。）により算定した額

各事業者の申請概要（公租公課）①

- **北海道電力**は、総原価の増加に伴う事業税の増加や、利益準備金の積立額の計上に伴う法人税等の増加などにより、前回原価と比べて増加している。
- **東北電力・北陸電力・中国電力・四国電力・沖縄電力**は、原子力発電所の安全対策工事に伴う固定資産税の増加や、総原価の増加に伴う事業税の増加などにより、前回原価と比べて増加している。
- **東京電力EP**は、分社化による固定資産税の減少や、控除項目（他社購入電源費）の増加に伴う事業税の減少^{（注）}などにより、前回原価と比べて減少している。

（注）事業税 = 収入割 { (収入（総原価） - **控除項目（他社購入電源費等）**) × 税率} + 資本割 + 付加価値割

各事業者の申請概要（公租公課）②

- 各事業者の申請内容は以下のとおり。

(単位：百万円（※単位未満は四捨五入）)

| | 北海道 | | | 東北 | | | 東京 | | | 北陸 | | |
|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|--------|--------|--------|
| | 今回 | 前回 | 差引 | 今回 | 前回 | 差引 | 今回 | 前回 | 差引 | 今回 | 前回 | 差引 |
| 水利使用料 | 1,137 | 1,152 | ▲15 | 2,674 | 2,554 | 120 | - | 3,764 | ▲3,764 | 2,212 | 2,052 | 161 |
| 固定資産税 | 6,609 | 7,153 | ▲544 | 14,842 | 12,347 | 2,495 | 33 | 39,405 | ▲39,372 | 5,643 | 8,868 | ▲3,226 |
| 雑税 | 1,389 | 2,010 | ▲621 | 2,452 | 1,232 | 1,220 | 849 | 5,291 | ▲4,442 | 1,360 | 265 | 1,095 |
| 事業税 | 6,721 | 5,743 | 978 | 18,451 | 12,402 | 6,050 | 3,685 | 49,020 | ▲45,335 | 6,723 | 3,998 | 2,725 |
| 法人税等 | 4,992 | 3,405 | 1,587 | 9,641 | 7,778 | 1,863 | 9,519 | 3,897 | +5,622 | 4,051 | 4,146 | ▲94 |
| 公租公課計 | 20,848 | 19,463 | 1,385 | 48,061 | 36,313 | 11,747 | 14,086 | 101,376 | ▲87,290 | 19,989 | 19,329 | 660 |

| | 中国 | | | 四国 | | | 沖縄 | | | ※「前回」は、各事業者について、 以下の年度の平均値（託送原価相当を除く）。 |
|-------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|-----|---|
| | 今回 | 前回 | 差引 | 今回 | 前回 | 差引 | 今回 | 前回 | 差引 | |
| 水利使用料 | 1,266 | 1,219 | 48 | 714 | 714 | 0 | - | - | - | 北海道：2013～15年度の3カ年 |
| 固定資産税 | 11,171 | 7,772 | 3,398 | 5,258 | 4,161 | 1,097 | 669 | 719 | ▲50 | 東北：2013～15年度の3カ年 |
| 雑税 | 1,869 | 1,699 | 170 | 2,447 | 1,313 | 1,134 | 52 | 113 | ▲61 | 北陸：2007年度下期～2008年度 上期の1カ年 |
| 事業税 | 9,529 | 8,380 | 1,149 | 5,055 | 4,086 | 969 | 1,644 | 1,134 | 510 | 東京：2012～14年度の3カ年 |
| 法人税等 | 6,995 | 6,461 | 534 | 3,224 | 3,423 | ▲199 | 703 | 348 | 355 | 中国：2008年度の1カ年 |
| 公租公課計 | 30,830 | 25,530 | 5,300 | 16,699 | 13,697 | 3,002 | 3,067 | 2,314 | 754 | 四国：2013～15年度の3カ年 |

※「今回」は、2023～25年度の3カ年平均値。

審査における論点（公租公課）

- 料金算定規則や各税法等に基づき、適切に算定されているか。
- 法人税等は、過去の査定方針において、「一株当たりの配当金額を9電力会社で最も低い50円として算定した額を計上することは妥当である」としていたが、昨今の状況を踏まえ「一株当たりの配当金額」はどうあるべきか（論点①）。また、株式分割により、「発行済株式の数」が増加している事業者もいるが、これもどうあるべきか（論点②）。さらに、北海道電力及び東京電力EPの「法人税等の算定諸元」はどうあるべきか（論点③）。

（注）料金原価上の法人税等は、当該法人税等を支払った後、配当金相当が税引後利益として残ることを想定しているものであり、実際に支払われる法人税等とは異なるものである。

法人税等

=

配当所要利益

×

実効税率（%）

論点③：算定諸元は妥当か

論点②：株式分割による発行済株式の数の増加は考慮すべきか

論点①：一株当たりの配当金額として50円は妥当か

発行済株式の数

×

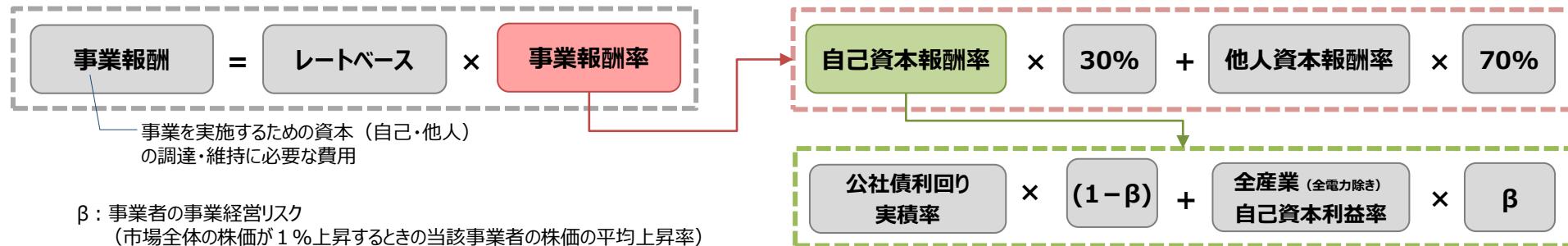
一株当たりの配当金額（円）

（1 - 実効税率（%））

【論点①】一株当たりの配当金額

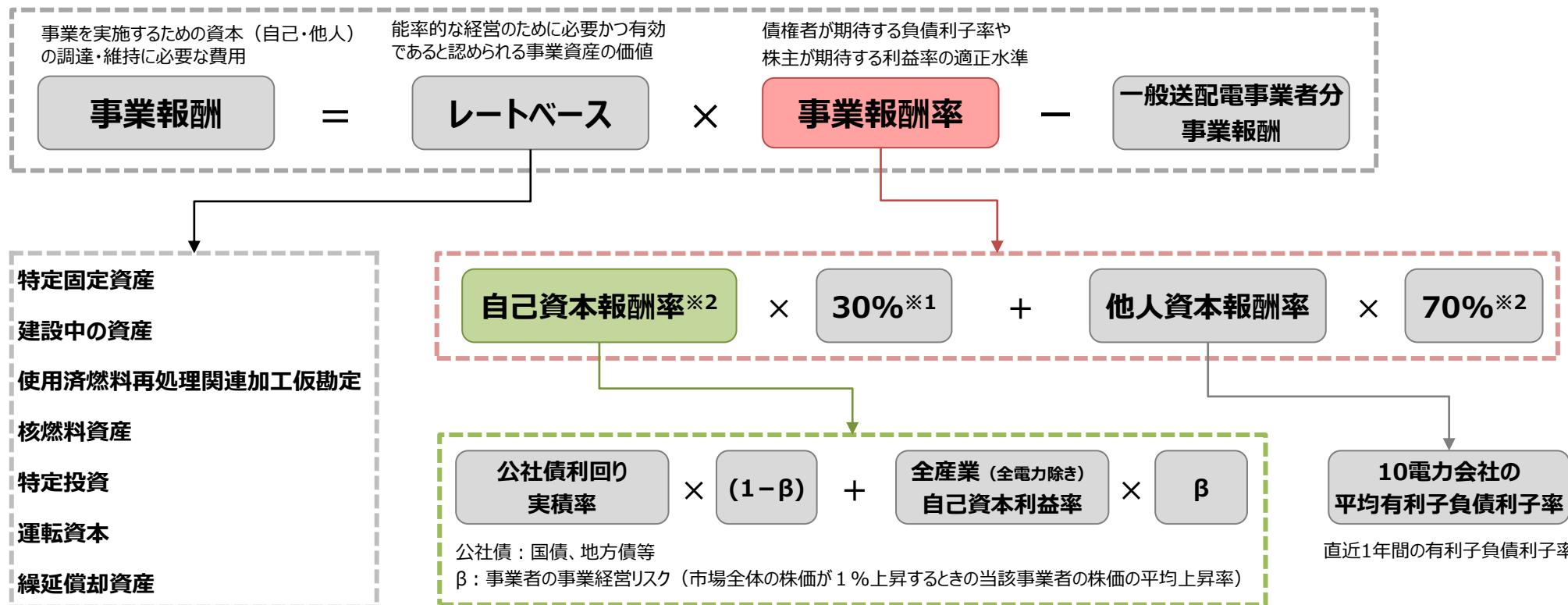
- 法人税等については、料金算定規則上、発行済株式の数及び一株当たりの配当金額を基に算定した配当金を基に法人税法等により算定した額とされている。
 - 過去の査定方針では、「一株当たりの配当金額を9電力会社で最も低い50円として算定」することとしたが、昨今の状況を踏まえ「一株当たりの配当金額」はどうあるべきか。
 - 一株当たりの配当金額の算定にあたっては、事業者の恣意性を排除する観点から、「全社一律の配当金額」を基本として、例えば以下の方法が考えられるが、この他に適当な方法はあるか。
- ① 一株当たりの配当金額を、8社（注）の直近●●年の単純平均値とする。
- 「直近●●年」として、例えば、事業報酬の算定諸元となるβ値の算定期間とする案や、直近3年・5年・10年とする案も考えられる。
- 事業報酬は、株主が期待する利益率の適正水準等を踏まえて、市場全体の期待利益率（全産業自己資本利益率）に、β値（市場全体の株価が1%上昇するときの当該事業者の株価の平均上昇率）を加味して算定。一株当たりの配当金額の平均期間を設定するに当たっては、株主が期待する利益率の適正水準の算定方法と平仄を合わせることも一案。
- （注）みなし小売電気事業者の有価証券報告書で確認できる8社（東京電力EP及び中部電力ミライズを除く。）。
- ② 一株当たりの配当金額を、50円とする（過去の査定方針と同様）。

事業報酬の算定方法



【参考】事業報酬制度の概要

- かつては、支払利息・配当金額・利益準備金を積み上げることで、資金調達コストを算定していたが、事業者ごとの資本構成の差異等によってコスト水準に差が出る点などを考慮して、能率的な経営のために必要かつ有効であると認められる事業資産の価値（レートベース）に、事業報酬率を乗じることで資金調達コストを算定する「事業報酬制度」が、1960年に導入された。



※1: 1995年の第30回料金制度部会において、電気事業における適正な自己資本比率が30%（=総資本に占める他人資本は70%）とされたことを踏まえ、自己資本報酬率（利益率）と他人資本報酬率（負債利子率）を30:70で加重平均することで算定。

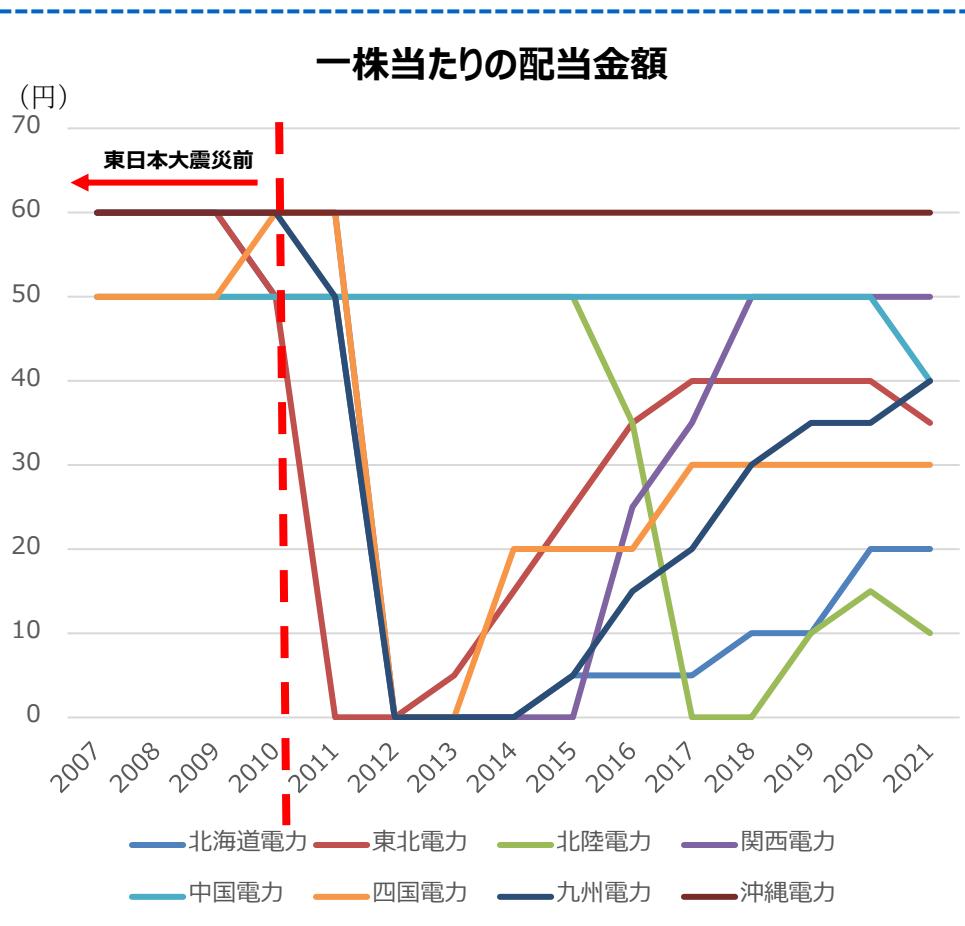
※2: みなし小売電気事業者の事業経営リスク（ β 値）を、株価を用いて分析した上で、「公社債利回り実績率」を下限、「全産業（全電力を除く）の自己資本利益率」を上限とし、当該事業者の事業経営リスクに見合った適正な自己資本報酬率（利益率）を算定。

【論点②】株式分割による発行済株式の数の増加

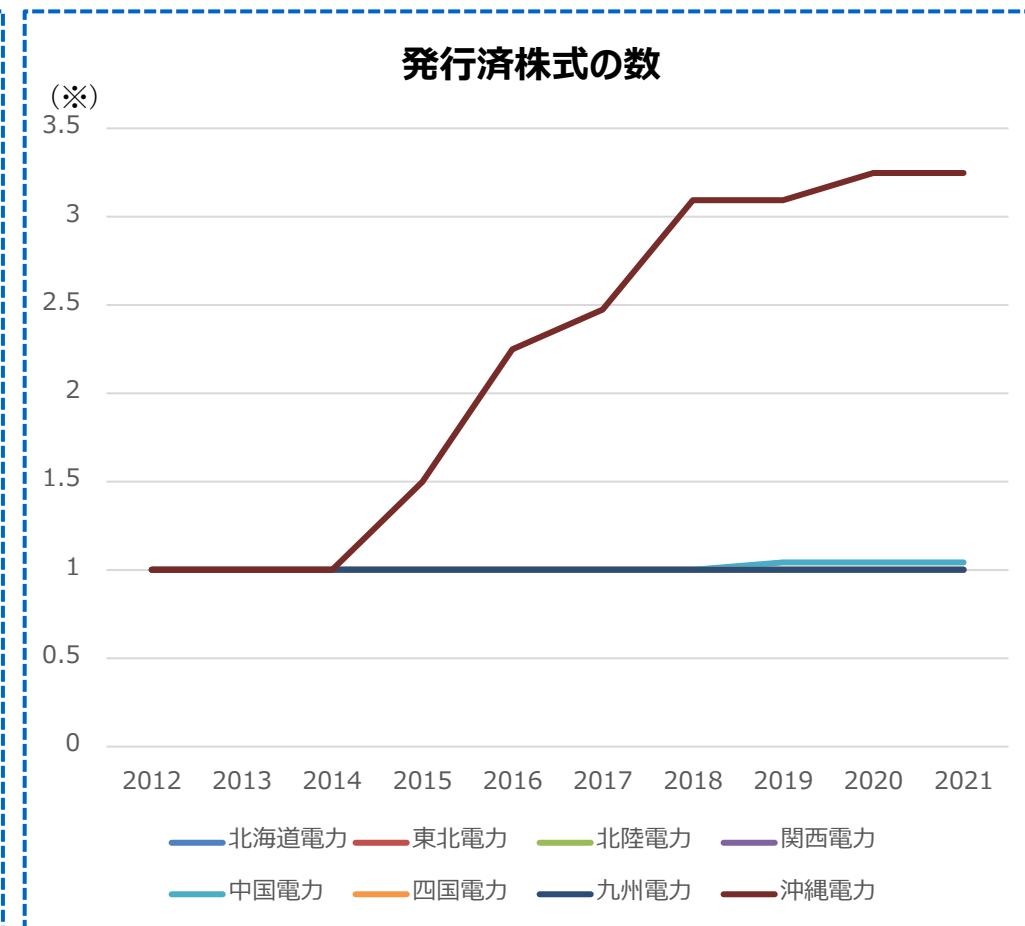
- 沖縄電力は、前回改定（2008年）後に5回株式分割を行っている。株式分割により発行済株式の数が増加している一方で、一株当たりの配当金額は据え置いているため、実効税率の減はあるが、前回改定時と比較して法人税等の金額は倍以上となっている（※詳細は後掲）。
- また、沖縄電力のプレスリリース（株式分割に関するお知らせ）では、「株主のみなさまへの利益還元及び当社株式の流動性を高めることを目的」として株式分割を行ったとしている。
- 株式分割により発行済株式の数が増加している場合に関し、事業者の恣意性を排除する観点から、例えば以下の考え方で算定する方法が考えられるが、この他に適当な方法はあるか。
 - ① 申請時点の発行済株式の数を用いる（過去の料金審査と同じ）。
 - ただし、株式分割後も安定的に、申請された一株当たりの配当金額が支払われていることが前提。
 - ② 前回改定時の発行済株式の数を用いる。

【参考】一株当たりの配当金額及び発行済株式の数の推移

- 各事業者（東京電力EP及び中部電力ミライズを除く。）の一株当たりの配当金額及び発行済株式の数の推移は、以下のとおり。なお、今回、料金改定申請した7事業者に関し、2022年度の配当は全て無配となっている。



※8事業者の一株当たりの配当金額
直近3年単純平均 = 36.3円
直近5年単純平均 = 34.5円
直近10年単純平均 = 29.5円



※2012年度の発行済株式の数を1とした場合の各年度の比率

【論点③】法人税等の算定諸元（北海道電力）

- 北海道電力は今回申請で、①B種優先株式470株（一株当たりの優先配当金：3百万円）を含めるとともに、②利益準備金積立額として配当金額の10%を料金原価に算入している。なお、前回改定時には①②とも料金原価には算入していない。その上で、例えば、以下の考え方で算定する方法が考えられるが、この他に適当な方法はあるか。
 - ①B種優先株式については、当該株式が発行された2018年度以降、申請された一株当たりの配当金額が安定的に支払われていることを前提に、事業者の申請どおり認める。
 - ②利益準備金積立額については、会社法第451条の規定に基づき、株主総会の決議によって、その他利益剰余金の額を減少して利益準備金の額を増額させること（振替）ができることになっている。その上で、北海道電力の貸借対照表（2022年3月末）を確認したところ、会社法上の利益準備金の未積立額が「26,020百万円」である一方、その他利益剰余金の積立額は「90,104百万円」であり、当該未積立額以上の積立てがある。このため、上記の振替を実際に行うかは事業者の判断ではあるものの、こうした振替が可能であるため、需要家負担を鑑みて、今回の利益準備金積立額の料金原価への算入は認めない。
- なお、北海道電力の普通株式に係る一株当たりの配当金額の算定については、【論点①】と同様の扱いとする。

【参考】法人税等の試算結果（一株当たりの配当金額を50円とした場合）

| 事業者の申請（普通株式：50円/株） | 事務局案での試算（普通株式：50円/株） |
|--------------------|----------------------|
| 4, 992百万円 | 4, 538百万円（▲9%） |

【参考】参考条文（剰余金から準備金への振替に係る規定）（抜粋）

●会社法（平成17年法律第86号）

（準備金の額の増加）

第四百五十一条 株式会社は、剰余金の額を減少して、準備金の額を増加することができる。この場合においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 減少する剰余金の額
 - 二 準備金の額の増加がその効力を生ずる日
- 2 前項各号に掲げる事項の決定は、株主総会の決議によらなければならない。
- 3 第一項第一号の額は、同項第二号の日における剰余金の額を超えてはならない。

●会社計算規則（平成18年法務省令第13号）

（利益準備金の額）

第二十八条 株式会社の利益準備金の額は、第二款及び第四節に定めるところのほか、法第四百五十一条の規定により剰余金の額を減少する場合に限り、同条第一項第一号の額（その他利益剰余金に係る額に限る。）に相当する額が増加するものとする。

- 2 （略）

【参考】参考条文（準備金の積立上限（資本金の1/4）に係る規定、配当額の10%の準備金を積み立てることに係る規定）（抜粋）

●会社法（平成17年法律第86号）

（資本金の額及び準備金の額）

第四百四十五条 株式会社の資本金の額は、この法律に別段の定めがある場合を除き、設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付した財産の額とする。

2・3（略）

4 剩余金の配当をする場合には、株式会社は、法務省令で定めるところにより、当該剩余金の配当により減少する剩余金の額に十分の一を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金（以下「準備金」と総称する。）として計上しなければならない。

5・6（略）

●会社計算規則（平成18年法務省令第13号）

（法第四百四十五条第四項の規定による準備金の計上）

第二十二条 株式会社が剩余金の配当をする場合には、剩余金の配当後の資本準備金の額は、当該剩余金の配当の直前の資本準備金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加えて得た額とする。

一 当該剩余金の配当をする日における準備金の額が当該日における基準資本金額（資本金の額に四分の一を乗じて得た額をいう。以下この条において同じ。）以上である場合 零

二（略）

2 株式会社が剩余金の配当をする場合には、剩余金の配当後の利益準備金の額は、当該剩余金の配当の直前の利益準備金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加えて得た額とする。

一（略）

二 当該剩余金の配当をする日における準備金の額が当該日における基準資本金額未満である場合 イ又は□に掲げる額のうちいずれか少ない額に利益剩余金配当割合（次条第二号イに掲げる額を法第四百四十六条第六号に掲げる額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額

イ 当該剩余金の配当をする日における準備金計上限度額

□ 法第四百四十六条第六号に掲げる額に十分の一を乗じて得た額

【参考】B種優先株式に係る考え方（北海道電力）

- 北海道電力は、前回改定時（2013年）において、B種優先株式は未算入で申請・認可されたところ、今回申請では、当該B種優先株式（一株当たりの優先配当金：3百万円）を算入しているが、同社の考え方は以下のとおり。

北海道電力

- 当社は、法人税等の算定にあたり、前回改定時（2013年）と今回申請時において基本的な考え方には違いはなく、料金算定規則の定めるところにより、発行済株式数と一株当たり配当金に基づき算定しています。
- B種優先株式については、株式の一種であり、普通株式に比べて配当金を優先的に受け取れる代わりに、議決権が制限されています。優先株式については、前回改定後の2014年7月に当社として初めて発行しているため※、前回改定時は算定の対象外でした。
※2014年7月にA種優先株式を発行。2018年7月にB種優先株式を発行するとともにA種優先株式を取得・消却。
- また、B種優先株式の一株当たりの配当金額については、当社定款に基づき3百万円としています。

北海道電力株式会社 定款（抜粋）

第2章の2 B種優先株式 第12条の2

2 B種優先配当金の額は、1株につき3,000,000円とする（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下同じ。）。

【参考】利益準備金積立額に係る考え方（北海道電力）

- 北海道電力は、前回改定時（2013年）において、利益準備金積立額は未算入で申請・認可されたところ、今回申請では、当該利益準備金積立額を算入しているが、同社の考え方は以下のとおり。

北海道電力

- ・ 当社は、法人税等の算定にあたり、前回改定時（2013年）と今回申請時において基本的な考え方には違いはなく、料金算定規則に基づいて算定しています。
- ・ 利益準備金積立額については、前回改定時（2013年）は利益準備金の積立限度に到達していましたため算入していませんでしたが、前回改定後の2014年に欠損の補填等のため、利益準備金の全額を取崩しました。
- ・ このため、今回申請時においては、利益準備金が積立限度に到達しておらず、配当を行う場合には、会社法の定めるところにより、配当金額の10%を利益準備金に積み立てる必要があることから、料金算定規則に基づき、当該利益準備金積立額を含めて算定しています。

会社法 445条（抜粋）

4 剰余金の配当をする場合には、株式会社は、法務省令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に10分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金（以下「準備金」と総称する。）として計上しなければならない。

【論点③】法人税等の算定諸元（東京電力EP）（1）

- 東京電力EPは今回申請で、一株当たりの配当金額を5,970円として料金原価に算入しているところ、例えば、以下の考え方で算定する方法が考えられるが、この他に適当な方法はあるか。

① 東京電力EPの配当金額を推計する。

- ✓ 東京電力EPの配当金は、東京電力ホールディングス（東京電力HD）に対して、当期純利益相当を配当として全額支払っており（原則として配当性向100%）、資金調達のための配当という性格ではないと考えられる。そのため、以下の算定方法で理論上の東京電力EPの配当金額（※）を推計する。

（※）東京電力HDは、総合特別事業計画に基づき、2011年3月期末以降は配当を実施しておらず、東京電力EPの配当により、東京電力HDの配当金額が賄われた実績は無いものの、便宜上、下記のとおり一定の仮定のもと、推計する。

- イ. 東京電力HDの発行済株式の数に、一株当たりの配当金額を乗じて、東京電力全体の配当金額を推計する。当該配当金の原資は、東京電力EPなどの子会社からの配当で賄われていると仮定し、当該子会社に係る過去の配当実績の合計に占める東京電力EPの割合（例：短期的かつ特異な変動を排除する観点から2017～21年度の平均値）を乗じて得た額を、東京電力EPの配当金額と見なす。

（続く）

【論点③】法人税等の算定諸元（東京電力EP）（2）

（続き）

- . 一株当たりの配当金額の算定については、【論点①】と同様の扱いとする。
- 八. 東京電力HDは、北海道電力と同様、A種・B種優先株式を発行しているが、当該優先株式は、国も出資している原子力損害賠償・廃炉等支援機構が株主であり、発行後、配当の支払実績が無いことや国等への配当という特殊性を鑑みて、料金原価に算入しない。

- ② 東京電力EPの実績配当金に基づき算定（5,970円／株）する（事業者の申請どおり）。

【参考】法人税等の試算結果

| 事業者の申請（普通株式：5,970円／株） | 事務局案での試算（普通株式：50円／株、EPの割合：約30%） |
|-----------------------|---------------------------------|
| 9, 519百万円 | 9, 230百万円（▲3%） |

【参考】一株当たりの配当金額に係る考え方（東京電力EP）

- 東京電力EPは、前回改定時（2013年）において、一株当たりの配当金額は50円で申請・認可されたところ、今回申請では、一株当たりの配当金額を5,970円としているが、同社の考え方は以下のとおり。

東京電力EP

- 前回認可時は、申請当時において、他電力9社のうち最も低い配当水準である一株当たり50円配当相当額を、健全な事業運営を行う上で必要な税引後利益水準と考え、当該税引後利益に基づき、欠損金控除も踏まえた配当所要利益を算出の上、法人税等を算定し、料金原価に算入することとした。
- その後、旧東京電力の分社化に伴い、東京電力EPは、親会社である東京電力HDに対して配当性向100%での配当を実施している。
- 東京電力EPの配当金は税引後利益そのものであることから、「過去実績の配当金※に基づく配当所要利益×法人税率」によって法人税等を算定している。

※東京電力EPは、発行済株式数（4,100千株）に、2019～21年度の過去3ヶ年平均の一株当たり配当金実績（5,970円/株）を乗じることで、過去実績の配当金を算出している。

各事業者における法人税等の算定方法①

(単位：百万円、百万株 ※単位未満は四捨五入)

| <北海道電力> | | 今回申請 (A) | 前回 (B) | 差引 (A-B) | 主な増減要因 |
|-------------------|------------------|-----------------------------|-----------|-------------|-------------------|
| 配当所要利益 | | $A=(F+G)/(1-H)$ | 17,853 | 15,217 | 2,636 |
| 普通株式 | 発行済株式の数 | B | 206 | 206 | 0 |
| | 一株当たりの配当金額 (円) | C | 50 | 50 | — |
| B種 優先株式 | 発行済株式の数 (株) | D | 470 | — | 470 ·2018年7月発行 |
| | 一株当たりの配当金額 (百万円) | E | 3 | — | 3 |
| 配 当 金 | | $F=(B\times C)+(D\times E)$ | 11,692 | 10,279 | 1,413 |
| 利益準備金積立額 | | $G=F\times 0.1$ | 1,169 | — | 1,169 ·配当金の10%を計上 |
| 実効税率 (%) | | H | 27.96 | 32.45 | ▲4.49 ·法人税率の低下 |
| 法人税等 (A×H) | | | 4,992 | 4,938 | 54 |
| 法人税等 (託送原価相当額控除後) | | | 4,992 | 3,405 | 1,587 |

(単位：百万円、百万株 ※単位未満は四捨五入)

| <東北電力> | | 今回申請 (A) | 前回 (B) | 差引 (A-B) | 主な増減要因 |
|-------------------|---------------|-------------|-----------|-------------|-------------------------|
| 配当所要利益 | | $A=D/(1-E)$ | 34,632 | 36,839 | ▲2,207 |
| 発行済株式の数 | B | 500 | 499 | 1 | ·自己株式 (発行済株式の数から控除) の減少 |
| 一株当たりの配当金額 (円) | C | 50 | 50 | — | |
| 配 当 金 | $D=B\times C$ | 24,990 | 24,932 | 57 | |
| 実効税率 (%) | E | 27.84 | 32.32 | ▲4.48 | ·法人税率の低下 |
| 法人税等 (A×E) | | 9,641 | 11,907 | ▲2,266 | |
| 法人税等 (託送原価相当額控除後) | | 9,641 | 7,778 | 1,863 | |

各事業者における法人税等の算定方法②

(単位：百万円、百万株 ※単位未満は四捨五入)

| <東京電力EP> | | 今回申請 (A) | 前回 (B) | 差引 (A-B) | 主な増減要因 |
|------------------|---------------|-------------|-----------|-------------|--|
| 配当所要利益 | $A=D/(1-E)$ | 33,997 | 85,818 | ▲51,821 | |
| 発行済株式の数 | B | 4 | 1,604 | ▲1,600 | ・分社化による減 |
| 一株当たりの配当金額(円) | C | 5,970 | 50 | +5,920 | ・親会社(HD)への配当実績に基づき算定したことによる増 |
| 配当金 | $D=B\times C$ | 24,478 | 80,204 | ▲55,726 | |
| 実効税率(%) | E | 28.00 | 32.71 | ▲4.71 | ・法人税率の低下 |
| 法人税等(A×E)※ | | 9,519 | 5,614※ | +3,905 | ※前回は繰越欠損金の充当を前提に、課税所得を20%に圧縮し、 $A\times E\times 0.2$ で計算 |
| 法人税等(託送原価相当額控除後) | | 9,519 | 3,897 | +5,622 | |

(単位：百万円、百万株 ※単位未満は四捨五入)

| <北陸電力> | | 今回申請 (A) | 前回 (B) | 差引 (A-B) | 主な増減要因 |
|------------------|---------------|-------------|-----------|-------------|---------------|
| 配当所要利益 | $A=D/(1-E)$ | 14,489 | 16,767 | ▲2,278 | |
| 発行済株式の数 | B | 209 | 214 | ▲5 | ・自己株式の取得による減少 |
| 一株当たりの配当金額(円) | C | 50 | 50 | - | |
| 配当金 | $D=B\times C$ | 10,438 | 10,707 | ▲269 | |
| 実効税率(%) | E | 27.96 | 36.14 | ▲8.18 | ・法人税率の低下 |
| 法人税等(A×E) | | 4,051 | 6,060 | ▲2,009 | |
| 法人税等(託送原価相当額控除後) | | 4,051 | 4,146 | ▲94 | |

各事業者における法人税等の算定方法③

(単位：百万円、百万株 ※単位未満は四捨五入)

| <中国電力> | | 今回申請 (A) | 前回 (B) | 差引 (A-B) | 主な増減要因 |
|------------------|---------------|-------------|-----------|-------------|----------|
| 配当所要利益 | $A=D/(1-E)$ | 25,021 | 28,524 | ▲3,503 | |
| 発行済株式の数 | B | 361 | 364 | ▲4 | ・自己株式の増加 |
| 一株当たりの配当金額(円) | C | 50 | 50 | — | |
| 配当金 | $D=B\times C$ | 18,026 | 18,212 | ▲186 | |
| 実効税率(%) | E | 27.956 | 36.15 | ▲8.194 | ・法人税率の低下 |
| 法人税等(A×E) | | 6,995 | 10,311 | ▲3,316 | |
| 法人税等(託送原価相当額控除後) | | 6,995 | 6,461 | 534 | |

(単位：百万円、百万株 ※単位未満は四捨五入)

| <四国電力> | | 今回申請 (A) | 前回 (B) | 差引 (A-B) | 主な増減要因 |
|------------------|---------------|-------------|-----------|-------------|------------------------|
| 配当所要利益 | $A=D/(1-E)$ | 14,412 | 15,347 | ▲935 | |
| 発行済株式の数 | B | 208 | 208 | ▲0 | ・単元未満株式の買取による配当対象株式数の減 |
| 一株当たりの配当金額(円) | C | 50 | 50 | — | |
| 配当金 | $D=B\times C$ | 10,376 | 10,380 | ▲3 | ・単元未満株式の買取による配当対象株式数の減 |
| 実効税率(%) | E | 28.0 | 32.3 | ▲4.3 | ・法人税率の引下げによる減 |
| 法人税等(A×E) | | 4,036 | 4,966 | ▲930 | |
| 法人税等(託送原価相当額控除後) | | 3,224 | 3,423 | ▲199 | |

各事業者における法人税等の算定方法④

(単位：百万円、百万株 ※単位未満は四捨五入)

| <沖縄電力> | | 今回申請 (A) | 前回 (B) | 差引 (A-B) | 主な増減要因 |
|------------------|------------|-------------|-----------|-------------|---------------------------|
| 配当所要利益 | A=D/ (1-E) | 4,489 | 1,625 | 2,864 | |
| 発行済株式の数 | B | 54 | 17 | 37 | ・株式分割(2015～20年度の間に5回)による増 |
| 一株当たりの配当金額(円) | C | 60 | 60 | － | |
| 配当金 | D=B×C | 3,259 | 1,049 | 2,209 | |
| 実効税率(%) | E | 27.4 | 35.4 | ▲8.0 | ・法人税率引き下げに伴う減(30%⇒23.2%) |
| 法人税等(A×E) | | 1,230 | 576 | 654 | |
| 法人税等(託送原価相当額控除後) | | 703 | 348 | 355 | |

【参考】総原価に占める法人税等の割合

(単位：億円 ※単位未満は四捨五入)

| | 北海道電力 | 東北電力 | 東京電力EP | 北陸電力 | 中国電力 | 四国電力 | 沖縄電力 |
|----------------|-------|--------|--------|-------|--------|-------|-------|
| 補正後総原価(①) (※1) | 7,819 | 20,316 | 56,787 | 7,147 | 13,459 | 6,151 | 2,198 |
| 法人税等(②) (※2) | 50 | 96 | 95 | 41 | 70 | 32 | 7 |
| 割合(②÷①) | 0.64% | 0.47% | 0.17% | 0.57% | 0.52% | 0.52% | 0.32% |

(※1) 補正後総原価は、直近の燃料価格などを踏まえた補正に伴う変動分及びレベニューキャップ制度の導入に伴う変動分も反映した総原価をいう。

(※2) 法人税等は申請原価ベース。

審査の結果① (公租公課)

〈法人税等関係〉

【論点①】一株当たりの配当金額 (7事業者)

- 法人税等の算定諸元である一株当たりの配当金額の算定において、事業者の恣意性を排除する観点から、「全社一律の配当金額」を基本として、一株当たりの配当金額を、8社^(注)の直近●●年の単純平均値を採用する。

(注) みなし小売電気事業者の有価証券報告書で確認できる8社（東京電力EP及び中部電力ミライズを除く。）。
- その際、「直近●●年」について、事業報酬の算定諸元となるβ値の算定期間と平仄を合わせ、「直近10年」とする。
- その上で、8社の直近10年の単純平均値（一株当たり29.5円）を基に、一株当たりの配当金額は30円とする。

【論点②】株式分割による発行済株式の数の増加 (沖縄電力)

- 株式分割により発行済株式の数が増加している場合に関し、事業者の恣意性を排除する観点から、株式分割後も安定的に、申請された一株当たりの配当金額が支払われていることを前提に、申請時点の発行済株式の数を用いることとする（過去の料金審査と同じ）。

審査の結果②（公租公課）

【論点③】法人税等の算定諸元（北海道電力）

- 北海道電力の法人税等は以下の考え方で算定する。
 - ①**B種優先株式**については、当該株式が発行された2018年度以降、申請された一株当たりの配当金額が安定的に支払われていることを前提に、事業者の申請どおり認める。
 - ②**利益準備金積立額**については、会社法第451条の規定に基づき、株主総会の決議によって、その他利益剰余金の額を減少して利益準備金の額を増額させること（振替）ができる。その上で、上記の振替を実際に行うかは事業者の判断ではあるものの、こうした振替が可能であるため、需要家負担を鑑みて、今回の利益準備金積立額の料金原価への算入は認めない。
- なお、北海道電力の普通株式に係る一株当たりの配当金額の算定については、【論点①】と同様の扱いとする。

審査の結果③（公租公課）

【論点③】法人税等の算定諸元（東京電力EP）

- 東京電力EPの法人税等は以下の考え方に基づき、東京電力EPの配当金額を推計する方法で算定する。

①東京電力HDの発行済株式の数に、一株当たりの配当金額を乗じて、東京電力全体の配当金額を推計する。当該配当金の原資は、東京電力EPなどの子会社からの配当で賄われていると仮定し、当該子会社に係る過去の配当実績の合計に占める東京電力EPの割合（短期的かつ特異な変動を排除する観点から2017～21年度の平均値）を乗じて得た額を、東京電力EPの配当金額とみなす。

②一株当たりの配当金額の算定については、【論点①】と同様の扱いとする。

③東京電力HDは、A種・B種優先株式を発行しているが、当該優先株式は、国も出資している原子力損害賠償・廃炉等支援機構が株主であり、発行後、配当の支払実績が無いことや国等への配当という特殊性を鑑みて、料金原価に算入しない。

審査の結果④（公租公課）

＜その他関係＞

- 設備投資における特別監査の結果などを踏まえて、不使用設備などに係る固定資産税は減額する。
- 電気事業者に課される事業税（収入割）は、売上に対して課される収入金課税方式のため、審査の結果を踏まえて、総原価が減少した分については、事業税も減額する。
- その他、審査の結果、料金原価に織り込まれた費用が変化した項目がある場合、これらの項目を基に算定している公租公課については、その変化分を反映する。